

川崎市地域防災計画

風水害対策編

(令和2年度修正)

修正素案

川崎市防災会議

目 次

第1部 総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的	1
第2節 国・県の防災計画等との関係	1
第3節 川崎市国土強靱化地域計画との関係	1
第4節 計画の修正	1
第5節 計画の習熟	2
第6節 計画の構成及び内容	2
第7節 個別防災計画の策定	3
第8節 男女共同参画の視点への配慮	3
第9節 計画の体系	4

第2章 防災関係機関の業務大綱

第1節 川崎市	5
第2節 神奈川県	5
第3節 神奈川県警察	6
第4節 指定地方行政機関	6
第5節 自衛隊	8
第6節 指定公共機関	8
第7節 指定地方公共機関	9
第8節 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	10
第9節 住民組織	11

第3章 市の自然と災害

第1節 地勢の概況	12
第2節 社会的条件	14
第3節 気象の概況	16
第4節 既往の風水害	18

第2部 予防計画

第1章 防災力の向上

第1節 基本理念	27
第2節 防災知識の普及と意識の高揚	28
第3節 自主防災組織等の育成・強化	30
第4節 防災ネットワークづくりの推進	31
第5節 消防団の充実・強化	32
第6節 企業の役割	32
第7節 その他防災力の活用	33
第8節 大規模な建築物における防災力向上	34
第9節 地区防災計画の提案等	34

第2章	河川の対策	
第1節	河川の管理	35
第2節	河川の整備	35
第3節	雨水対策	36
第4節	取水堰及び水門の維持管理及び操作	36
第5節	洪水の浸水想定区域の指定	37
第6節	ハザードマップの作成・公表	37
第3章	下水道施設の整備	
第1節	下水道（雨水管きょ等）の整備	39
第2節	ポンプ場の機能向上	39
第3節	貯留施設の整備	39
第4節	低地改良の推進	40
第4章	港湾・高潮の対策	
第1節	波浪・高潮対策の施設整備・管理	41
第2節	高潮浸水想定区域の指定	42
第3節	企業及び防災組織等との連携	42
第5章	土砂災害・宅地災害対策	
第1節	土砂災害防止対策	43
第2節	宅地災害の予防対策	44
第3節	道路崖の適切な維持管理	45
第6章	火山災害対策	
第1節	火山灰による被害	48
第2節	情報収集等	49
第3節	降灰対策等の推進	49
第4節	他自治体との連携	49
第7章	地下街及び大規模工場等の対策	
第1節	地下街等の範囲	50
第2節	大規模工場等の範囲	51
第3節	避難体制及び浸水防止の整備	52
第8章	災害時要配慮者対策	
第1節	高齢者及び障害者の現況	53
第2節	地域と連携した共助体制の確保	53
第3節	災害時要援護者施設等の対策	55
第4節	外国人等に関する対策	57
第5節	避難施設の対策	57
第9章	地域防災拠点及び避難施設の整備	
第1節	地域防災拠点	58
第2節	避難施設	58
第10章	物資・資器材の備蓄及び協定	
第1節	水防用資器材の保管	61
第2節	食料・飲料水及び生活必需品の備蓄	61

第3節	資器材の備蓄	61
第4節	備蓄場所	62
第5節	各局区の備蓄業務等	62
第6節	応援協定の推進	63
第11章	防災訓練の実施・指導	
第1節	訓練の方針及び実施時期	64
第2節	訓練の種類	64
第3節	訓練の検証	65
第12章	災害ボランティアとの連携	
第1節	ボランティアの活動分野	66
第2節	災害ボランティアの活動支援のための環境整備	67
第13章	災害救助法に基づく救助の実施に係る連携体制の構築等	
第1節	神奈川県等との連携体制の構築	68
第2節	救助の実施体制の整備	68
第14章	業務継続計画（BCP）	
第1節	発動条件	69
第2節	発動期間	69
第3節	BCPの発動及び解除の周知	69

第3部 初動対策計画

第1章	初動体制の確立	
第1節	体制の概要	71
第2節	市施設の閉鎖などの市民サービスの停止等	72
第3節	川崎市災害警戒体制	72
第2章	川崎市災害警戒本部	
第1節	市警戒本部	73
第2節	区本部	73
第3章	川崎市災害対策本部	
第1節	市本部の設置及び廃止	75
第2節	市本部の組織及び運営	75
第3節	各部・区本部間の相互応援	77
第4章	災害対策要員の動員・配備	
第1節	市職員の動員体制	79
第2節	動員の方法	87
第5章	消防の警防体制	
第1節	消防の組織	88
第2節	特別警防体制	88
第3節	動員・召集等	89
第4節	活動対策	89
第6章	災害情報の収集と伝達	
第1節	情報の収集及び伝達体制	91

第2節	災害情報の収集等	91
第3節	横浜地方気象台等の行う気象等予報・警報及び発表・伝達	93
第4節	洪水予報	102
第5節	水防警報及び特別警戒水位	103
第6節	高潮氾濫危険情報	107
第7節	その他の情報	108
第7章 災害情報の広報		
第1節	広報内容	109
第2節	広報活動の方法	109
第3節	報道機関への情報提供及び発表方法	110
第4節	災害広聴の実施	111
第4部 応急対策計画		
第1章 警備・交通対策		
第1節	車両の移動	113
第2節	警察の警備体制	113
第3節	海上保安庁の警備救難体制	114
第4節	道路交通対策	118
第2章 避難対策		
第1節	避難行動（安全確保行動）の考え方	122
第2節	避難勧告等	122
第3節	住民説明の実施	125
第4節	避難誘導	126
第5節	緊急避難場所・避難所の開設等	126
第6節	警戒区域	128
第3章 河川・港湾・崖地の災害防止対策		
第1節	河川対策	129
第2節	港湾対策	129
第3節	土砂災害防止対策	129
第4節	土砂災害に対する二次災害防止対策	129
第4章 医療救護		
第1節	医療救護活動体制の整備	130
第2節	医療救護班等の編成・活動	134
第3節	被災傷病者の収容医療施設	136
第4節	市内における医療資源等の確保	137
第5節	市外への応援要請	138
第5章 物資等の供給		
第1節	飲料水・生活水の供給	139
第2節	食料等の供給	140
第3節	生活必需品等の供給	142

第4節	災害用トイレの供給	143
第5節	義援物資の受付	144
第6節	応援要請	144
第7節	災害対策要員の飲料水・食料の確保	144
第6章	混乱防止対策	
第1節	情報パニックによる混乱防止措置	145
第2節	主要ターミナル駅・周辺の混乱防止措置	145
第7章	輸送計画	
第1節	輸送の優先順位	146
第2節	輸送の実施	146
第3節	緊急活動道路の確保	147
第4節	救援物資等の市集積場所・区輸送拠点	148
第5節	ヘリコプターの運用調整及び離着陸場等	149
第6節	基幹的広域防災拠点（東扇島地区）との連携	149
第8章	障害物の除去等	
第1節	除去の対象・実施者	150
第2節	除去した障害物の集積場所等	150
第9章	大雪・降灰の除去など	
第1節	大雪対策	152
第2節	降灰対策	152
第3節	応援要請	152
第10章	防疫・保健衛生	
第1節	防疫対策	153
第2節	環境・食品衛生対策等	153
第3節	保健医療対策	155
第11章	災害廃棄物等処理計画	
第1節	組織体制	156
第2節	ごみ処理	156
第3節	し尿処理	157
第12章	行方不明者の搜索、遺体の取扱い	
第1節	行方不明者・遺体の搜索	161
第2節	遺体の取扱い	161
第3節	火葬	163
第13章	文教対策	
第1節	学校施設の応急対策	165
第2節	児童・生徒等の措置、臨時休業の措置及び応急教育の実施方法	165
第3節	学校用品等の調達・支給	166
第4節	学校給食等の措置	166
第5節	教育施設の応急対策	166
第6節	文化財の保護	166
第7節	避難収容施設の運営支援	166

第8節	わくわくプラザにおける措置	167
第14章	社会福祉施設等の応急対策	
第1節	施設の応急対策	168
第2節	児童・利用者等の措置	168
第3節	施設利用等の提供	168
第4節	要配慮者の二次避難所	169
第15章	公共的施設等の応急対策	
第1節	市施設の応急対策	170
第2節	土木施設の応急対策	170
第3節	上水道・工業用水道施設の応急対策	171
第4節	下水道施設の応急対策	171
第16章	応急住宅対策	
第1節	被災した住宅の応急修理	172
第2節	障害物の除去	172
第3節	応急仮設住宅の供与	173
第4節	一時的居住先としての公営住宅等の活用	174
第17章	広域応援体制	
第1節	応援の要請	175
第2節	項目別応援要請	175
第3節	総合的な応援要請	175
第4節	活動拠点の配置	178
第5節	海外からの支援の受入れ	181
第6節	災害ボランティアの活動支援	181
第18章	災害救助法	
第1節	災害救助法に基づく救助の実施等	183
第2節	災害救助法の適用基準	183
第3節	大規模な災害における神奈川県等との連携	183
第4節	救助の内容	184
第5節	従事命令、協力命令、施設の管理、物資の収用等	185
第5部	復旧計画	
第1章	民生安定のための緊急措置	
第1節	相談窓口の開設	187
第2節	義援金等の配分	187
第3節	弔慰金・見舞金等の支給	187
第4節	資金の貸付	188
第5節	市税・保険料の減免措置等	192
第6節	罹災証明書の発行	195
第7節	被災者生活再建支援金の支給	196
第2章	公共施設の災害復旧	
第1節	事業実施に伴う国の財政援助等	198

第2節	激甚災害の指定	199
第3節	激甚法に定める財政援助等	200
第6部 公共事業施設防災計画		
第1章 東京電力パワーグリッド株式会社		
第1節	計画方針	201
第2節	防災対策機関の所在地	201
第3節	応急活動	201
第2章 東京ガス株式会社		
第1節	計画方針	203
第2節	所管	203
第3節	施設の災害予防計画	203
第4節	応急対策	203
第5節	復旧計画	204
第3章 東日本電信電話株式会社		
第1節	計画方針	205
第2節	災害対策本部の所在地	205
第3節	事前措置	205
第4節	発災時等の措置	205

第 1 部 総 則

第1章 計画の方針【総務企画局危機管理室、消防局、市民文化局、各局室区】

第1節 計画の目的【総務企画局危機管理室、各局室区】

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する風水害対策に関する計画であって、市、県、指定地方行政機関、県警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「市及び防災関係機関等」という。）が連携し、その有する全機能を發揮して、市域における風水害、大雪及び降灰等による被害に係る予防、初動対策、応急対策及び復旧を総合的・計画的かつ有効的に実施することにより、被害の軽減を図り、市域並びに市民の生命、身体、財産を災害から保護し、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資するとともに、各局区、防災関係機関等における防災計画及び諸活動を実施する際の基本的・総合的な活動指針としての役割を果たすものである。

- 1 防災行政を進める上での指針
- 2 住民等の防災活動に際しての指針
- 3 市や指定公共機関等が、各種の防災計画を策定し、事業を行うにあたり尊重すべき役割

（資料編 川崎市防災会議条例）

（資料編 川崎市防災会議条例運営要綱・構成表）

（資料編 川崎市防災会議専門部会運営規定）

※ 本計画において、各局室区については、災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合には、各部及び区本部と読み替えるものとする。

第2節 国・県の防災計画等との関係【総務企画局危機管理室】

- 1 防災業務計画及び神奈川県地域防災計画との関係

この計画は、国の防災基本計画に基づき作成される防災業務計画及び神奈川県地域防災計画等との整合性・関連性を有するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会及び神奈川県大規模氾濫減災協議会との関係

国〔国土交通大臣〕及び神奈川県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「神奈川県大規模氾濫減災協議会」に参加し、国、神奈川県等の多様な関係者と、密接な連携体制を構築するものとする。

第3節 川崎市国土強靱化地域計画との関係【総務企画局危機管理室】

この計画は、川崎市国土強靱化地域計画との整合性・関連性を有する。

第4節 計画の修正【総務企画局危機管理室】

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。また、修正した場合は、これを広く公表することとする。

第5節 計画の習熟【総務企画局危機管理室】

市及び防災関係機関等は、平素から調査・研究、教育・研修、訓練等によりこの計画及びこれに関連する他の計画の習熟に努めなければならない。

また、このうち特に必要と認めるものについては、本市における風水害対策の総合的な推進を図るため、市民・事業者への周知徹底を図るものとする。

第6節 計画の構成及び内容【総務企画局危機管理室】

この計画は、風水害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、市及び防災関係機関等が行うべき防災対策を「予防計画」「初動対策計画」「応急対策計画」「復旧計画」の時系列的に配し、市及び防災関係機関等の防災計画の策定、防災活動の実施等に係る基本指針を示すものである。また本編に定めのない事項については、「震災対策編」及び「都市災害対策編」を準用するものとする。

この計画の構成及び主な内容は、次のとおりとする。

構 成	主 な 内 容
総 則	市及び防災関係機関等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について定める。
予 防 計 画	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に止めるため、市及び防災関係機関等が日ごろから行うべき措置等について定める。
初 動 対 策 計 画	災害の発生に備えた初動体制、市及び防災関係機関等との情報通信体制等について定める。
応 急 対 策 計 画	災害発生から応急対策の終了に至るまで、市及び防災関係機関が行う応急対策に係る措置について定める。
復 旧 計 画	被災者の生活支援、公共施設の災害復旧等について定める。
公共事業施設防災計画	ライフライン事業者の防災計画について定める。

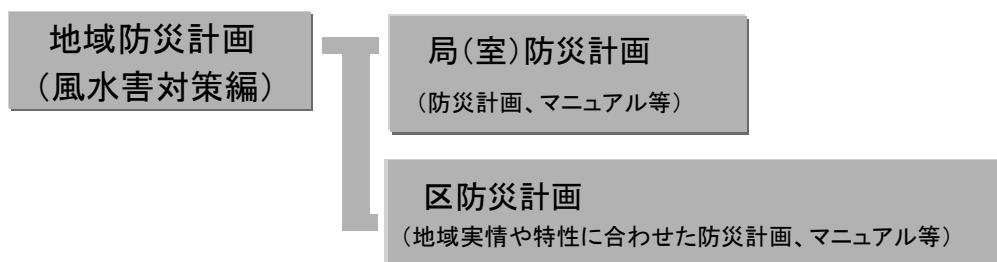
第7節 個別防災計画の策定【各局室区】

1 防災関係機関等個別防災計画の策定

この計画で業務を定められた防災関係機関等は、業務大綱に基づく防災計画の策定に努めるものとする。

2 市個別防災計画の策定等

各局（室）長は、この計画で定める予防、初動対策、応急対策及び復旧の実施に関し、「局（室）防災計画」をあらかじめ定めるものとする。また、各区長は、その所掌事務について地域の役割を明確にし、防災上とるべき措置及び区本部の応急対策について、区の実情や地域特性に合わせた「区防災計画」をあらかじめ定めるものとし、これを随時見直すものとする。



3 個別防災計画の推進

川崎市防災会議は、市及び防災関係機関等に対して個別防災計画の策定を推進するよう努めなければならない。

第8節 男女共同参画の視点への配慮【市民文化局人権・男女共同参画室、各局室区】

過去の災害発生時の経験から、被災時に増大した家事、育児、介護などの家庭的責任が女性に集中することなどの課題が明らかになっている。

こうした課題を踏まえ、災害時における様々な被害やニーズに対応するため、市では、地域防災活動における女性の参画を推進するとともに、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いに配慮を行うなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

第9節 計画の体系【総務企画局危機管理室】

災害対策基本法	総 則	第1章	計画の方針
		第2章	防災関係機関の業務大綱
		第3章	市の自然と災害
	予防計画	第1章	防災力の向上
		第2章	河川の対策
		第3章	下水道施設の整備
		第4章	港湾・高潮の対策
		第5章	土砂災害・宅地災害対策
		第6章	火山災害対策
		第7章	地下街及び大規模工場等の対策
		第8章	災害時要援護者対策
		第9章	地域防災拠点及び避難施設の整備
		第10章	物資・資器材の備蓄及び協定
		第11章	防災訓練の実施・指導
		第12章	災害ボランティアとの連携
		第13章	災害救助法に基づく救助の実施に係る連携体制の構築等
		第14章	業務継続計画
地域防災計画	風水害対策編	第1章	初動体制の確立
		第2章	川崎市災害警戒本部
		第3章	川崎市災害対策本部
		第4章	災害対策要員の動員・配備
		第5章	消防の警防体制
		第6章	災害情報の収集と伝達
		第7章	災害情報の広報
	震災対策編	第1章	警備・交通対策
		第2章	避難対策
		第3章	河川・港湾・崖地の災害防止対策
		第4章	医療救護
		第5章	物資等の供給
		第6章	混乱防止対策
		第7章	輸送計画
都市災害対策編	初動対策計画	第8章	障害物の除去等
		第9章	大雪・降灰の除去など
		第10章	防疫・保健衛生
		第11章	災害廃棄物等処理計画
		第12章	行方不明者の搜索、遺体の取扱い
		第13章	文教対策
		第14章	社会福祉施設等の応急対策
	応急対策計画	第15章	公共的施設等の応急対策
		第16章	応急住宅対策
		第17章	広域応援体制
		第18章	災害救助法
資料編	復旧計画	第1章	民生安定のための緊急措置
		第2章	公共施設の災害復旧
	公共事業施設 防災計画	第1章	東京電力パワーグリッド株式会社
		第2章	東京ガス株式会社
		第3章	東日本電信電話株式会社

第2章 防災関係機関の業務大綱

市は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から安全に守るため、防災関係機関等との連携のもとに防災活動を実施する。市及び防災関係機関等の処理すべき業務は、おおむね次のとおりである。

第1節 川崎市

川 崎 市	1 防災組織の整備及び育成指導
	2 防災知識の普及及び教育
	3 防災訓練の実施
	4 防災施設の整備
	5 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
	6 消防・水防活動その他の応急措置
	7 避難対策
	8 災害に関する情報収集及び救護の実施
	9 被災者に対する救助及び救護の実施
	10 保健衛生
	11 文教対策
	12 災害救助法に基づく被災者の救助
	13 被災施設の復旧
	14 その他の災害応急対策
	15 その他災害の発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置

第2節 神奈川県

神 奈 川 県	1 防災組織の整備
	2 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
	3 防災知識の普及及び教育
	4 防災訓練の実施
	5 防災施設の整備
	6 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
	7 風水害に関する情報の収集、伝達及び広報
	8 緊急輸送の確保
	9 交通規制、その他社会秩序の維持
	10 保健衛生
	11 文教対策
	12 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
	13 災害救助法に基づく被災者の救助（救助実施市の区域を除く）及び連絡調整
	14 被災施設の復旧
	15 その他災害の発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置

第3節 神奈川県警察

神	1 警備体制の整備
奈	2 災害に関する情報の収集及び被害調査
川	3 避難誘導、被災者の救出その他人命保護の措置
県	4 犯罪の予防取締その他治安維持の措置
警	5 交通規制・管制
察	6 遺体の検視等に関する措置

第4節 指定地方行政機関

関東総合通信局	1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する こと 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出し に関すること 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の 開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口 頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する こと 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関 すること
神奈川労働局 （川崎南・北 労働基準監督署）	1 事業所等に対する防災対策の周知及び指導 2 事業所等の被災状況の把握 3 復旧・復興工事の労働災害防止の指導援助 4 被災者の雇用対策
関東農政局 （神奈川県拠点）	1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧用資材等防災関係物資の円滑な供給確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保全
関東地方整備局 （川崎国道事務所） （横浜国道事務所）	1 災害時における道路啓開等交通確保 2 災害応急工事及び復旧工事の施工 3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
関東地方整備局 （京浜河川事務所）	1 所管区域河川の改良工事・維持修繕その他の管理 2 洪水予報及び水防警報の発表・伝達等 3 災害応急工事及び復旧工事の施工 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
関東地方整備局 （京浜港湾事務所）	1 港湾施設及び海岸保全施設に係る災害情報の収集及び応急対策 並びに復旧対策の指導、協力 2 港湾施設及び海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策の実施 3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

関東運輸局 (神奈川運輸支局) (川崎海運支局)	1 災害時における輸送機関との連絡調整事務 2 災害時における応急海上輸送 3 代替輸送の輸送機関への指導調整
第三管区海上保安本部 (横浜海上保安部、川崎海上保安署)	1 風水害等に関わる訓練の実施 2 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 3 港湾の状況等の調査研究 4 船艇、航空機等による警報等の伝達 5 船艇、航空機等を活用した情報収集 6 活動体制の確立 7 船艇、航空機等による海難救助等 8 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救助物資の緊急輸送 9 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 10 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 11 排出油等の防除等 12 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 13 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 14 海上における治安の維持 15 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 16 海洋環境への汚染の未然防止及び拡大防止のための適切な措置 17 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保
東京管区气象台 (横浜地方气象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
関東財務局 (横浜財務事務所)	1 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会 2 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付 3 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等 4 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請

第5節 自衛隊

陸上自衛隊 第31普通科連隊 海上自衛隊 横須賀地方総監部	1 防災関係資料の調査 2 災害派遣計画の策定 3 川崎市地域防災計画に合わせた防災訓練の実施 4 人命又は財産保護のための応急救護及び応急復旧活動 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
--	--

第6節 指定公共機関

東日本旅客鉄道(株) 東海旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	1 鉄道施設の整備及び保全 2 災害時の応急輸送対策 3 旅客の避難及び誘導 4 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
東日本電信電話(株)（神奈川事業部） エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、 (株)NTTドコモ（神奈川支店） KDDI(株) ソフトバンクテレコム(株) ソフトバンクモバイル(株)	1 電気通信施設の整備及び点検 2 電気通信の特別取扱い 3 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
日本銀行 （横浜支店）	1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 資金の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本赤十字社 （神奈川県支部）	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務
中日本高速道路(株) （東京支社横浜保全・サービスセンター）	1 東名高速道路・圏央道の保全 2 災害時における緊急交通路の確保 3 東名高速道路・圏央道の災害復旧
東日本高速道路(株) （関東支社京浜管理事務所、東京湾アクアライン管理事務所）	1 第三京浜・東京湾アクアラインの保全 2 災害時における緊急交通路の確保 3 第三京浜・東京湾アクアラインの災害復旧

首都高速道路(株) (神奈川管理局)	1 首都高速道路の保全 2 首都高速道路の災害復旧 3 災害時における緊急交通路の確保
日本通運(株) 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東京電力パワーグリッド(株) (川崎支社)	1 電力供給施設の整備及び保全 2 災害時における電力供給の確保及び広報 3 被災施設の調査及び復旧
東京ガス(株) (神奈川支社川崎支店)	1 ガス施設の災害予防措置 2 災害時の応急対策
日本放送協会 (横浜放送局)	1 気象予報、警報等の放送周知 2 災害情報及び災害対策に関する放送 3 放送施設の保全
日本郵便(株)	1 災害時における郵便物の送達の確保 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災者が差し出す郵便物の料金免除 4 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

第7節 指定地方公共機関

東京急行電鉄(株) 京浜急行電鉄(株) 小田急電鉄(株) 京王電鉄(株)	1 鉄道施設の整備及び保全 2 災害時の応急輸送対策 3 旅客の避難及び誘導 4 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
(一社)神奈川県バス協会 東急バス(株) 京浜急行バス(株) 小田急バス(株) 川崎鶴見臨港バス(株) 神奈川中央交通(株) (一社)神奈川県トラック協会 (一社)神奈川県タクシー協会	1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策 3 災害対策用物資の輸送確保
(公社)神奈川県医師会 (一社)神奈川県歯科医師会 (公社)神奈川県薬剤師会 (公社)神奈川県看護協会 (公社)神奈川県栄養士会	1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供

(株)アール・エフ・ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム放送(株) イツ・コミュニケーションズ(株) YOU テレビ(株)	1 気象予報、警報等の放送周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 放送施設の保全
(株)神奈川新聞社	1 災害情報及び災害対策に関する報道
(公社)神奈川県LPガス協会 (川崎南支部、川崎北支部)	1 燃料の確保に関する協力 2 復旧用資機材の確保及び復旧対策

第8節 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

セレサ川崎農業協同組合	1 被害状況調査及び応急対策への協力 2 農作物災害応急対策の指導 3 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつ旋 4 被災農家に対する融資のあつ旋
川崎河川漁業協同組合	1 被害状況調査及び応急対策への協力 2 被災組合員に対する融資のあつ旋 3 漁船、協同施設の災害応急対策及び復旧対策の確立
(一社)川崎建設業協会	1 道路・河川等応急対策に関する協力 2 復旧用資機材及び人員の確保
神奈川建設重機協同組合	1 復旧用建設重機等資機材及び人員の確保
商工会議所等商工関係団体	1 被害調査及び応急対策への協力 2 物資・資機材の確保についての協力
金融機関	1 被災事業者に対する資金融資
神奈川臨海鉄道(株)	1 鉄道施設の整備、保全 2 災害時の応急輸送対策 3 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
(公社)川崎市病院協会	1 医療救護病院における医療対策
(公社)川崎市医師会 (公社)川崎市歯科医師会 (一社)川崎市薬剤師会 (公社)川崎市看護協会 (社)神奈川県柔道整復師会	1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
社会福祉施設管理者	1 防災用施設の整備、避難確保計画や非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施 2 入所者の保護及び安全確保 3 災害時要援護者に関すること
学校法人	1 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 2 災害時の文教対策

危険物施設 高圧ガス施設 放射性物質取扱い施設	1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備 3 自衛消防組織の整備 4 施設利用者の避難等安全確保
地下街等の所有者又は管理者	1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備 3 自衛消防組織の整備 4 施設利用者の避難等安全確保
かわさき市民放送(株)	1 気象情報等の放送周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 放送施設の保全
川崎港運協会 港湾貨物運送事業労働災害防止 協会川崎支部	1 公共ふ頭における救援物資に係る荷役及び輸送 2 災害応急活動に必要な人員又は重傷者等の輸送 3 人的被害及び港湾施設の被害状況に係る情報収集及び通報
日本埋立浚渫協会関東支部	1 港湾施設の応急復旧対策
神奈川倉庫協会	1 救援物資の一時保管場所の提供 2 救援物資の提供

※ その他、本市と防災協定等を締結している防災関係機関等については、資料編に掲載する。

第9節 住民組織

自主防災組織 町内会・自治会	1 防災知識の普及 2 情報伝達・消火・避難・救護等の計画及び訓練の実施 3 防災用資器材の整備・点検 4 災害時要援護者の支援
-------------------	---

第3章 市の自然と災害

第1節 地勢の概況【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、港湾局】

1 位置及び面積

本市は、神奈川県東北端に位置し、北は多摩川を境として東京都に、南は横浜市に隣接し、首都圏の中核都市としての一翼を担っている。

位置及び面積は、東経139度47分46秒から139度26分55秒、北緯35度38分34秒から35度28分11秒に位置し、面積は144.35k㎡（神奈川県の約6%）である。

2 地勢

市域は多摩川右岸に沿い、多摩川の三角州上流域に東西に長く南北に狭く帯状をなし、東西の最長距離約33km、南北の最短距離は約1kmのところもあり、北西部一帯は、多摩丘陵に連なる最高110m余の高地をなし、これより東方へ順次低くなって多摩沖積地の上に発達してきた都市である。なお、臨海工業地域を南北に走る産業道路の沿線付近は海岸線より地盤が低く、この地域の下水はポンプにより排水を行っている。

3 河川

市内を流れる河川は、多摩川のほか、矢上川・麻生川・三沢川・平瀬川等があり、麻生川は西北部丘陵地帯から南に流れ鶴見川に流入し、矢上川は横浜市との市境付近を流れ鶴見川に流入する。三沢川・平瀬川は市域を横断して多摩川に注いでいる。

市内河川一覧

種 別	水系名	河川名	河川延長 (m)
一級河川	多摩川	多摩川	29,800
		平瀬川	7,560
		平瀬川支川	2,330
		二ヶ領本川	6,060
		五反田川	1,480
		三沢川	2,400
	鶴見川	鶴見川	4,730
		矢上川	7,845
		有馬川	235
		麻生川	1,700
		真光寺川	330
準用河川	多摩川	五反田川	3,275
		三沢川	1,380
		二ヶ領用水（宿河原線）	2,200
		二ヶ領本川（上河原線）	1,200
	鶴見川	矢上川	2,480
		有馬川	3,635
		真福寺川	1,045
		麻生川	2,905
		片平川	2,355
普通河川	多摩川	二ヶ領用水（円筒分水下流）	9,000
		山下川	1,590
		旧三沢川	1,995
		平瀬川支川	1,460
		三沢川	460
	鶴見川	渋川	2,400
		江川	2,700
		矢上川	985
		有馬川	1,460
		早野川	1,900
		真福寺川	1,455
		片平川	425

※ 河川延長については、すべて市内延長

4 港湾

川崎港は、東京湾の北西部に位置し、西側は横浜港、東側は東京港に接し、明治末期から京浜工業地帯の一大拠点として発展してきた。

今日の川崎港は、首都圏の拠点都市である川崎市を背後に擁し、東南アジア航路や中国、韓国航路のコンテナ船が寄港するなど、京浜港の一翼を担う国際貿易港であるとともに、多様な内貿貨物を取り扱う国内輸送拠点港である。

また、京浜工業地帯の中核を成す工業港であり、鉄鋼関連、自動車関連など様々な産業が集積する輸出入拠点、生産拠点として、さらに、石油化学コンビナート、LNG発電所など、各種エネルギー関連産業が集積するエネルギー拠点として、首都圏の産業活動と住民生活を支える重要な役割を担っている。

川崎港は、埋立ててできた港で、川崎市が管理する公共ふ頭と企業が所有する専用ふ頭からなる。川崎港での海上出入貨物量は全国で第10位（平成30年）。16万トン超の大型タンカー船から5トンの小型船まで、大小さまざまな船舶が1日に約60隻ほど入港している。

5 火山（富士山の現況等）

(1) 富士山は、山梨県と静岡県の一県にまたがり、小御岳・古富士の両火山上に生成した玄武岩質の成層火山で、標高は3,776m、山体の体積は約400km³の大きさとなっている。

(2) 富士山は、古い時代から順に、小御岳、古富士火山、狭義の富士火山（新富士火山）の3火山からなり、このうち最新の火山である新富士山の活動については、次のようにまとめられる。

約11000～8000年前：山頂火口及び側火口から極めて多量の溶岩が流出

8000～4500年前：山頂火口から小規模なテラフが間欠的に噴出

4500～3000年前：山頂火口及び側火山群から大規模な溶岩と小規模なテラフが噴出

3000～2000年前：主として、山頂火口から大規模なプリニー式噴火のテラフと頻繁に噴出し、少量の火砕流と溶岩がこれに伴った。

2000年前～1707年：側火山群から小規模～大規模なストロンボリ式噴火のテフラと溶岩が噴出

1707年：山頂近傍の側火口から大規模なプリニー式噴火のテフラが噴出

このうち側火山の顕著な活動期は、11000～8000年前、4500～3000年前、2000年前～1707年の3時期であるとされている。

(3) 気象庁では、噴火警戒レベルを「1（活火山であることに留意）」としており（令和2年4月現在）、関係機関と協力して監視・観測を行っている。

第2節 社会的条件【総務企画局危機管理室、建設緑政局】

1 人口・世帯数

令和元年10月1日現在で本市の人口は約153万人であり、世帯数は約74万世帯であり、それぞれこの5年間で人口は約3.7%、世帯数は約7.0%増加している。また、人口密度は、1km²あたり10,602人で、区別に見ると1万人を超えている区が幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区となっている。

最新の国勢調査（平成27年）によると昼間人口比率は88.3%であり、7区のうち川崎区については、昼間人口が夜間人口を上回っている。また、年齢別に見ると、15歳未満の人口は約18.8万人（約13%）で、中でも0歳から4歳までの人口は約6.6万人（約5%）である。また、65歳以上

の人口は約 28.7 万人（約 20%）である。

このように、本市は、人口が増加しており、人口及び住宅の過密集中による被害拡大や、市外通学・通勤者が多く、高齢者の人口増加が著しいため、昼間の災害対応についても、十分検討しなければならない。

人口・世帯数の推移

各年 10 月 1 日現在

年 別	人 口	人 口 増 △ 減		世 帯 数
		実 数	増加率(%)	
平成 27 年	1,475,213	—※	—※	691,837
28 年	1,489,477	14,264	0.97	703,945
29 年	1,503,690	14,213	0.95	716,470
30 年	1,516,483	12,793	0.85	727,578
令和元 年	1,530,457	13,974	0.92	740,516

※ 平成 27 年 10 月 1 日は平成 27 年国勢調査確定値

区別面積と人口

令和元年 10 月 1 日現在

区	面 積 (km ²)	人 口 (人)	人口密度(人/k m ²)
川 崎	40.25	233,116	5,792
幸	10.09	170,159	16,864
中 原	14.81	261,825	17,679
高 津	17.10	233,285	13,642
宮 前	18.60	232,325	12,491
多 摩	20.39	219,868	10,783
麻 生	23.11	179,879	7,784
計	144.35	1,530,457	10,602

2 交通

本市は、東京都と横浜市の 2 大都市に挟まれた細長い地形のため、東京を中心とする多数の放射状の交通幹線が市域を横断している。それに比べて本市の臨海部と北西部丘陵地帯とを結び市域を縦貫する交通網は質、量とも弱体である。

鉄道網については、J R、私鉄合わせて 6 鉄道事業者・15 路線（旅客線）が市内で運行している。

主要駅の 1 日平均乗車人員は、J R 川崎駅が 214,601 人で最も多く、次いで東急溝の口駅が 157,390 人、J R 武蔵小杉駅が 130,752 人となっている。（「令和元年版川崎市統計書」より）

道路網についても、市域を横断する国道、県道、自動車専用道路などの主要幹線道路が 9 路線あり、その大部分が 4 車線以上に整備されているのに比べ、市域を縦貫する路線は、国道 409 号～川

崎府中（府中街道）、鶴見溝ノ口～野川菅生線（尻手黒川道路）、幸多摩線（多摩沿線道路）の3路線で、しかも、その大部分が2車線である。また、鉄道との平面交差、道路幅員の狭小などの問題もあり、縦貫交通の未整備と相まって円滑な交通の確保が難しいのが現状である。これらの状況緩和のため、平成2年12月にはJR南武線の高架化事業が完成し、平成14年4月には、東京湾アクアラインと接続する川崎縦貫道路（Ⅰ期区間）のうち、殿町出入口までが供用開始となり、平成22年10月には、殿町出入口～大師ジャンクション間が供用開始となった。

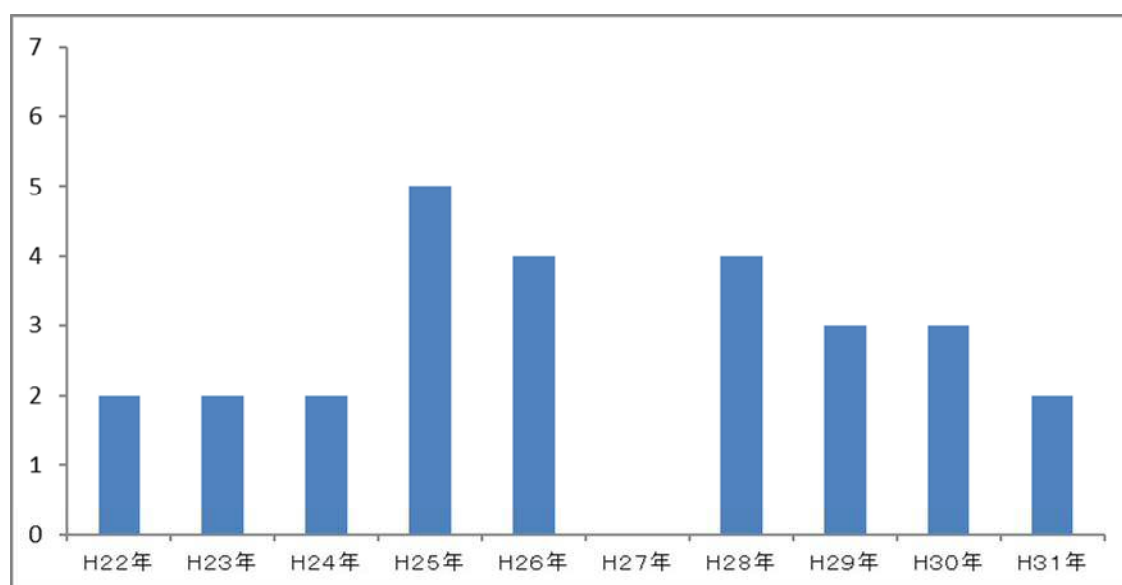
第3節 気象の概況【総務企画局危機管理室】

1 概要

本市の年間の平均気温の平年値は16度前後と温暖である。横浜地方気象台の観測データでは、近隣の横浜市の月平均気温の平年値は1月の5.9度が最低値、8月の26.7度が最高値である。

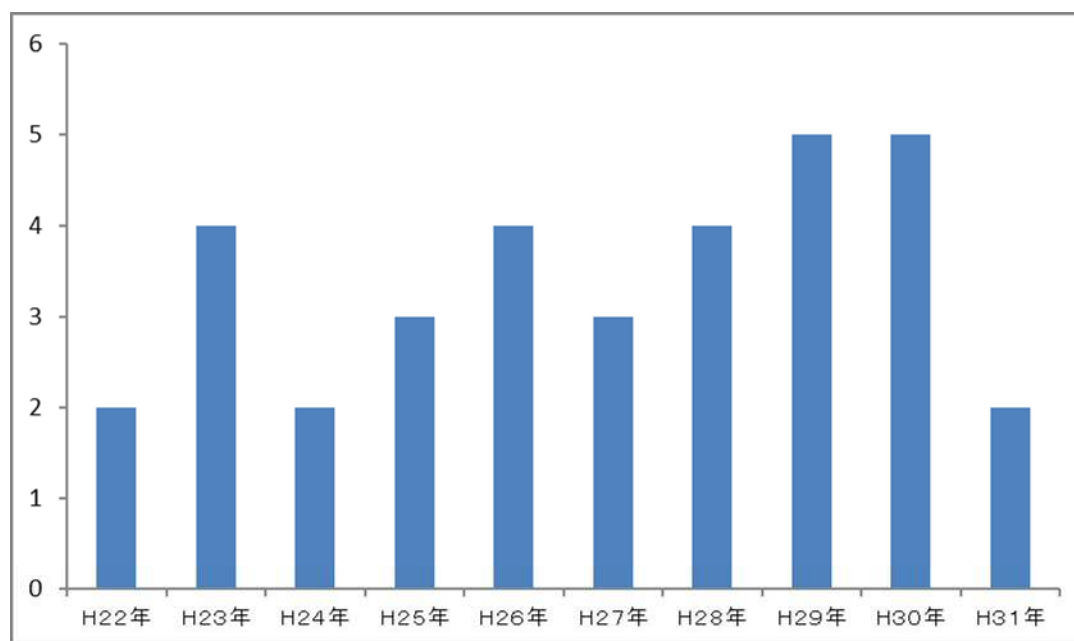
年間降水量は、この10年は1,100～1,800mmとなっている。また、過去10年間（平成22年～31年度）の市内での1時間雨量50mm以上の発生日数は平均2.7日発生しており、最大1時間雨量は、高津区の観測地において85mmを記録している。

1 時間雨量 50mm 以上の発生日数（過去 10 年間）



台風の全国での平年値は、発生数 26 個、接近数約 11 個、上陸数 3 個となっている。なお、本市において、過去 10 年間に於いて台風の上陸及び接近に伴い警戒体制等を敷いて対応した回数は以下の通りである。

台風の上陸及び接近に伴い警戒態勢等を敷いた回数（過去 10 年間）



（横浜気象台気象概況、川崎市の災害概要、川崎市統計情報）

第4節 既往の風水害【総務企画局危機管理室】

市街化の進行により雨水が地下に浸透しにくくなり、短時間に川に集中して流れ込む傾向があり、ヒートアイランド現象による集中豪雨の発生など、急速な都市化の進展により、新たな都市型水害を発生させている。

最近10年間に、10棟以上の家屋の浸水被害が発生したのは、表1のとおりである。

また、過去の大きな風水害は表2※のとおりである。

※ 掲載する記録は、「死者の発生・傷者30名以上・半壊以上の家屋10棟以上・浸水（床上・床下）家屋100以上・その他特異なもの」とする。

表1 川崎市の主な風水害（過去10年間のもの）

被害発生 年月日	災害種別	人的被害（人）			住宅被害（棟）					がけ 崩れ (箇所)	最大雨量(mm)	
		死者	行方 不明	負傷	全壊 流出	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水		時間	累計
H21. 10. 7～8	台風第18号			5			6	10	312		50	228
H23. 8. 26	集中豪雨							7	7	1	88	129
H25. 10. 15～16	台風第26号			1			10		10		42	248
H26. 7. 20	集中豪雨							14	10		84	132
H26. 10. 5～6	台風第18号			1				19	20	1	45	380
H28. 7. 15	集中豪雨							3	9		64	76
H28. 8. 2	集中豪雨							10	27		62	126
H29. 10. 22～23	台風第21号							14	9	1	42	295
H30. 3. 9	集中豪雨							1	20		62	183
R1. 10. 12～13	東日本台風	1		7	28	667	204	791	388	7	40	338

表2 風水害の記録（過去の大きな災害）

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
S. 23. 8. 2	竜 巻	房総半島南端におき、平均時速 60 km で北西にすすみ、三浦半島に上陸、埼玉県で終わった。雷雨を伴う。この雷雨は温暖前線上に起ったもので、経路として珍しいものである。	発生時間 11 時 10 分 市内旭町 1 ～ 2 丁目、藤崎 1 丁目、大師、川中島、堀ノ内、四谷上町、観音町、中島町の一部に発生し数分間で終わる 死者 3. 重傷 44. 軽傷 62. 罹災者 300. 電柱倒壊 5. 等
S. 23. 9. 16	風 水 害 高 潮 (アイオン台風)	マーシャル群島に発生、潮岬の沖合で北東に転向、伊豆半島南端をかすめ、宮崎木更津間上陸銚子の北を通った台風 最低気圧 (mmHg) 725.1 横浜 最大風速 (m/s) 25.8 " 風 向 N " 雨 量 (mm) 158 "	県西部山岳地帯で豪雨があり、これによる洪水が起きた。又、風害は大したことはなかったが相模湾・東京湾には高潮がおき被害が甚だしかった。 県内被害 死者 19. 傷者 23. 行方不明 11. 家屋全壊 99. 半壊 104. 流失 108. 床上浸水 3, 537. 床下浸水 3, 334. 田流失埋没 234 町. 畑冠水 1, 666 町. 道路損壊 62. 橋梁破損 99. 堤防破壊 227. 船舶被害 73.
S. 24. 8. 31	風 水 害 高 潮 塩 風 害 (キティ台風)	マークス島付近に発生、毎時 25 km で西北西にすすみ鳥島東方で北西に向きを変え、大島の西をとおり小田原付近に上陸、新潟から日本海に出た台風による。 最低気圧 (mb) 981.3 本市 最大風速 (m/s) 32.5 " 風 向 SSE " 総雨量 (mm) 54.3 "	暴風雨による被害は勿論のこと台風を中心の通過時刻が満潮時に当たったため高潮の被害も大きくなった。 死者 1. 傷者 11. 家屋全壊 109. 半壊 475. 床上浸水 33. 床下浸水 1, 241. 田冠水 6 町. 畑冠水 34 町
S. 25. 6. 8 ～14	水 害	東日本に停滞した前線による。降水量は渋谷付近に最も多く 300 mm、山岳方面は、250 mm 前後であった。	被害は川崎・鶴見方面に多い。 県内被害 死者 2. 傷者 4. 家屋全壊 4. 半壊 15. 床上浸水 41. 床下浸水 1, 552. 田冠水 670 町、 畑冠水 705 町、道路損壊 35. 橋梁流失 4.
S. 27. 6. 22～24	風 水 害 (ダイナ台風)	フィリピン東方海上に発生、沖縄をかすめ、浜名湖付近から上陸、静岡の北方、厚木付近を経て、鹿島灘にぬけた台風による。 最低気圧 (mb) 984.5 横浜 最大風速 (m/s) 21.0 " 風 向 W " 総雨量 (mm) 130 "	県内被害 死者 4. 傷者 8. 行方不明 1. 家屋全壊 29. 半壊 23. 床上浸水 57. 床下浸水 1, 073. 堤防破損 127. 橋梁流失 3. 破損 16. 道路損壊 221. 山くずれ 85. がけ崩れ 109. 田流失 145 町、 田冠水 55, 236 町、 畑冠水 85.9 町、 船舶流失 8. 破損 3. 通信回線障害 917. 電柱倒壊 2.

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
S. 29. 9. 17～18	風 水 害 (台風 14 号)	マーカス島方面から北上し御前崎の東方に上陸、伊豆半島を横切り相模湾・房総半島をへて東方海上にぬけた台風による。 最大風速 (m/s) 18.4 本市 風 向 S " 総雨量 (mm) 12.2 "	床上浸水 20. 床下浸水 249. 田冠水 6 町、 畑冠水 4 町、 道路破損 1.
S. 31. 10. 30～31	水 害	南岸沿いの前線及びこの前線上の低気圧の通過による。 総雨量 (mm) 105 横浜	比較的短時間に大雨をみたので大きな被害が生じた。 県内被害 死者 10. 傷者 8. 建物全壊 13. 半壊 22. 一部破損 7. 床上浸水 379. 床下浸水 2,142. 田冠水 5 町、 畑冠水 10 町、道路損壊 11
S. 33. 9. 25～27	風 害	グアム島東方海上に発生、最盛期はかなり長かったが、伊豆半島に近づくにつれ急速に衰えてきた。大島の西方から江の島に上陸、横浜東京をとおり、鹿島灘にぬけた。 最低気圧 (mb) 968.5 本市 最大風速 (m/s) 28.8 本市 総雨量 (mm) 321.2 本市	この台風は伊豆半島に未曾有の被害をおこし、「狩野川台風」とよばれた。 死者 19. 傷者 11. 家屋全壊 7 3. 半壊 64. 流失 2 床上浸水 9,316. 床下浸水 19,551. 田冠水 626 町、畑冠水 505 町、 橋梁流失 8. 堤防決壊 3.
S. 36. 10. 3～10	風 害 (台風 24 号)	鳥島南西海上に発生し南西に進み 5 日朝サイパンの北方で台風となる。北西に進み、鳥島の南西海上北東に転向。10 日 8 時房総半島勝浦付近に上陸、9 時銚子の西千葉方面海上を去る。 最大風速 (m/s) 23.2 横浜 総雨量 (mm) 101.7 " 最低気圧 (mb) 983.6 "	中型の強い台風であったが経路が本州の東にそれていたので暴風雨は中心から 150 km 位の狭い地域で時間も短く、大雨の区域も狭い。 床上浸水 36. 床下浸水 992 道路冠水・田畑冠水あり。
S. 38. 8. 25～29	風 水 害 (台風 11 号)	8 月 25 日 6 時南大東島付近に発生、奄美大島東方で台風となる。九州南東海上により北東に転向、潮崎南方伊豆半島南方、房総半島の 20 km 沖合いを、東北東に進む。 最大風速 (m/s) 16.7 川崎 総雨量 (mm) 107 " 最低気圧 (mb) 975 "	床上浸水 24 戸 床下浸水 1,781 " 道路冠水 21 箇所 山がけ崩れ 5 " 堤 防 1 "
S. 40. 5. 27	風 水 害 (台風 6 号)	南岸沿いに東進する低気圧に南の台風の暖かい風が吹きこみ豪雨となる。台風 6 号は房総半島に上陸。 総雨量 119 mm	床下浸水 767 戸 道路崩壊 7 箇所 がけ崩れ 2 " 道路冠水 17 " 家屋損傷 1 戸

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
S. 40. 8. 21	風 水 害 (台風 17 号)	中心気圧 950mb、最大風速 50m/s の台風 17 号の接近で東京・神奈 川方面に強い雨を降らせた。 総雨量 159.6 mm (21 日～22 日)	床上浸水 665 戸 床下浸水 4,793 戸 半 壊 1 戸 堤防決壊 2 箇所 河川洪水 4 戸 がけ崩れ 13 戸 道路冠水 133 戸
S. 40. 9. 18	風 水 害 (台風 24 号)	9 月 11 日沖の鳥島付近に発生し た台風は 9 月 17 日 8 時に潮岬南 西 500 kmの海上に達し、中心気 圧 940mb 最大風速 55m/s となっ た。台風はその後北東に進み 17 日 18 時潮岬南東 50km を通過し渥 美半島に上陸した後速度を増し て中部山岳を北東に進み 18 日 3 時には東方海上に去った。 川崎においては 17 日朝より豪雨 (80mm) となり 18 日正午より強風 におそわれた。	床上浸水 77 戸 床下浸水 1,646 戸 道路冠水 134 箇所 半 壊 2 戸 屋根破損 11 戸 1 箇所 土砂流出 3 戸
S. 41. 6. 27	風 水 害 (台風 4 号)	6. 23. 12 時中心位置北緯 18° 55 ′ 東経 130° 30 ′ において熱帯 性低気圧から台風となる。本市に おける最も影響を受けた日時は、 6 月 28 日 21 時で、その後北東 に進み三陸沖へ去る。 総雨量 237.4 mm	河川洪水 21 箇所 道路冠水 42 戸 がけ崩れ 101 戸 床上浸水 3,315 戸 床下浸水 14,569 戸 全 壊 8 戸 半 壊 14 戸 重 傷 1 人 軽 傷 1 戸
S. 41. 9. 24	風 水 害 (台風 26 号)	台風 26 号が南の海上より御前崎 の西方を急襲	床上浸水 12 戸 床下浸水 224 戸 全 壊 2 戸 半 壊 231 戸 死 者 1 人 重 傷 2 戸
S. 43. 6. 10	が け 崩 れ	低気圧が日本海を通過し、市北部 地区で一時的に強く降った。 総雨量 30.5 mm	長尾でがけ崩れ 全 壊 1 戸
S. 45. 7. 1	風 水 害	日本の南岸にあった梅雨前線と その上を東進した低気圧の影響 で大雨が降った。	10 : 00 水防本部設置 床上浸水 2 戸 床下浸水 653 戸 がけ崩れ 3 箇所
S. 46. 8. 31	風 水 害 (台風 23 号)	台風 23 号が九州から紀伊半島を 進み日本の南岸を東進した。 総雨量 181.5 mm	10 : 30 災害対策本部設置 床上浸水 101 戸 床下浸水 1,226 戸 がけ崩れ 15 箇所
S. 47. 7. 12	風 水 害 (集中豪雨)	本州南岸に梅雨前線が停滞し、全 国で豪雨災害が発生した (昭和 4 7 年 7 月豪雨)	床上浸水 250 戸 床下浸水 2,208 戸 がけ崩れ 32 箇所 道路被害 23 戸 河川損壊 14 戸

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
S.47. 7.15	風 水 害 (台風6号)	台風第6号が南海上から接近し、 7月15日に愛知県に上陸した。	床上浸水 33戸 床下浸水 2,060戸 道路被害 9箇所 河川損壊 8戸 がけ崩れ 12戸
S.47. 9.17	風 水 害 (台風20号)	台風第20号が9月16日に紀伊半 島沿岸から東海地方を通過し日 本海へ進んだ。	床上浸水 113戸 床下浸水 3,125戸 道路被害 6箇所 がけ崩れ 5戸
S.48.10.14	風 水 害 (集中豪雨)	前線の通過により未明に大雨と なった。	床上浸水 90戸 床下浸水 648戸 河川損壊 3箇所 がけ崩れ 3戸
S.48.11.10	風 水 害 (集中豪雨)	前線の通過により大雨となり、横 浜では11月としての日降水量極 値153.5mmを観測した。	床上浸水 29戸 床下浸水 1,465戸 道路被害 2箇所 がけ崩れ 1戸
S.49. 7. 8	風 水 害 (集中豪雨)	梅雨前線や日本海を北東に進む 台風第8号の影響により、大雨と なった。	床上浸水 612戸 床下浸水 1,871戸 道路被害 10箇所 河川損壊 2戸 がけ崩れ 6戸
S.49. 9. 1	風 水 害	多摩川洪水	床上浸水 210戸 床下浸水 142戸 河川損壊 2箇所
S.50.11. 7	風 水 害 (集中豪雨)	集中豪雨 低気圧が日本海沿いを通過、この 低気圧の影響で強い雨がいった。	床上浸水 4戸 床下浸水 297戸
S.51. 9. 9	風 水 害 (台風17号)	集中豪雨 台風17号が九州から日本海を北 上したため湿った気流の通り道 となった県下にゲリラ的集中豪 雨がおきた。	床上浸水 1,155戸 床下浸水 4,646戸 道路被害 125箇所 河川損壊 66戸 がけ崩れ 86戸 家屋の全壊・流失 4戸 家屋の一部損壊 17戸 その他公共施設被害 23件 交通被害 7社18路線 商工業被害 279件 農業被害 48.6ha
S.52. 8.19	風 水 害 (集中豪雨)	集中豪雨 熱帯性低気圧が当地方通過後、後 方に残留していた熱帯気団によ る豪雨が雷を伴っていった。	床上浸水 10戸 床下浸水 419戸 がけ崩れ 7箇所 道路被害 2戸
S.52. 9.10	風 水 害 (集中豪雨)	集中豪雨 台風9号の北上に伴い、強い雨雲 が発生し、集中豪雨を降らせた。	床上浸水 76戸 床下浸水 501戸 がけ崩れ 11箇所 道路被害 8戸 河川被害 1戸

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
S. 53. 2. 28	風 害 (大 旋 風)	大旋風 関東地方の下層に残っていた冷たく圧縮された気塊と、太平洋高気圧から発達中の日本海低気圧に向かって猛烈に吹き込む南西気流との競合に地形との影響が加わって発生した局地的現象であった。	傷 人 6 人 家屋の被害 全 壊 5 戸 半 壊 24 戸 一部損壊 207 戸
S. 53. 4. 6	風 水 害 (集中豪雨)	集中豪雨 紀伊半島南端から南の海上にかけてかなりの雨雲があり、この部分の悪気流が、当地方に到着し豪雨をもたらした。	床上浸水 121 戸 床下浸水 453 戸 道路被害 3 箇所 がけ崩れ 4 箇所
S. 54. 3. 24	風 水 害 (集中豪雨)	集中豪雨 低気圧の接近と中心部の通過に伴い豪雨となった。	床上浸水 2 戸 床下浸水 175 戸 道路被害 3 箇所
S. 54. 10. 19	風 水 害 (台風 20 号)	台風 20 号が九州・四国の南端をかすめ紀伊半島に上陸、当地方の北を通過し、強い風雨をもたらした。	傷 人 6 人 家屋の被害 半 壊 108 戸 一部損壊 131 戸 床上浸水 8 戸 床下浸水 75 戸 がけ崩れ 3 箇所
S. 56. 7. 22	風 水 害 (雷 雨)	雷雨 連日の猛暑の影響で大気が不安定な状態のところへ、三陸沖の低気圧から南西にのびる寒冷前線が関東地方へ南下、これに刺激されて、東京上空の雷雲が急速に発達し熱界雷を伴った大雨となった。	床上浸水 40 戸 床下浸水 381 戸 道路被害 2 箇所
S. 56. 10. 22	風 水 害 (台風 24 号)	台風 24 号は那覇南方海上 300 km から転向し、八丈島の北を通過、房総沖を進み根室東方で温帯低気圧となった。 このため当市では 19 時～24 時をピークとして時間最大雨量 46 mm 総雨量 203 mm(防災センター)となる大雨を記録した。	床上浸水 17 戸 床下浸水 1,636 戸 道路被害 7 箇所 がけ崩れ 1 箇所
S. 57. 7. 31～ 8. 4	風 水 害 (台風 10 号)	台風 10 号は、8 月 2 日 0 時頃愛知県渥美半島に上陸し、日本海へ抜け、2 日 15 時に秋田沖で温帯低気圧となった。このため、梅雨前線が刺激され、7 月 31 日 17 時から 18 時の 1 時間に 55.0 mm の時間雨量 (麻生区百合ヶ丘) を記録し、また 8 月 2 日 6 時までに総雨量 190.5 mm (麻生区百合ヶ丘) を記録した。	床上浸水 114 戸 床下浸水 101 戸 道路被害 5 箇所 家屋損壊 2 戸 河川損壊 2 箇所 がけ崩れ 3 箇所

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
S. 57. 9. 11～13	風 水 害 (台風 18 号)	台風 18 号 9 月 12 日 18 時に御前崎付近に上陸した台風 18 号は 13 日 8 時に津軽海峡の東部で温帯低気圧となったが、秋雨前線を刺激したため、12 日 15 時から 16 時の 1 時間に多摩土木事務所で 59.0 mm の時間雨量を記録し、同日 23 時までの総雨量は同所で 325.0 mm を記録した。	床上浸水 846 戸 床下浸水 3,148 戸 道路被害 15 箇所 河川損壊 6 戸 がけ崩れ 39 戸
S. 57.11.30	風 水 害 (強 風 雨)	強風雨 2 つ玉の発達した低気圧の東進により、当地方は、台風並みの強い風と雨に見舞われた。	床上浸水 4 戸 床下浸水 151 戸 道路被害 1 箇所
S. 60. 7. 14	風 水 害 (集中豪雨)	集中豪雨 梅雨前線の活動が活発化し、幸土木事務所で最大時間雨量 117.0 mm を超す記録的な集中豪雨となった。	床上浸水 290 棟 床下浸水 2,855 棟 道路被害 2 箇所 がけ崩れ 1 箇所
H. 元 . 8. 1	風 水 害 (台風 12 号)	台風 12 号が九州の南海上に停滞し、父島の南西には熱帯低気圧があり、関東地方は低圧場と太平洋高気圧にはさまれた状態となり、活発な雷雲が発生し、大雨をもたらした。	死者 6 名 重傷者 9 名 軽傷者 3 名 床上浸水 283 棟 床下浸水 1,097 棟 道路被害 18 箇所 がけ崩れ 16 箇所
H. 3. 9. 18～20	風 水 害 (台風 18 号)	大型で並みの強さの台風 18 号の影響で前線が刺激され、さらに同台風の房総半島沖通過により市内全域で強い雨が降った。	床上浸水 141 棟 床下浸水 321 棟 道路被害 4 箇所 がけ崩れ 29 箇所
H. 10. 1. 15～16	雪 害	関東南岸を発達中の低気圧が通過したため大雪が降った。	負傷者数 ・交通事故 1 人 ・転倒事故 8 人 物的被害 ・建物一部破損 1 件 ・非住家全壊 1 件 ・倒木等による道路交通遮断 13 件
H. 11. 8. 13～14	風 水 害 (集中豪雨)	関東上空の熱帯低気圧と発達した雨雲の影響で、多摩川上流部と市内各地に集中豪雨(麻生区黒川で総雨量 223mm)をもたらした。	多摩川の増水により中州に 9 名が取り残され、ヘリコプターで救出された。 幸区戸手4丁目堤外地(46世帯63人)に対し避難勧告 床上浸水 83 棟 床下浸水 25 棟

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
H. 12. 7. 7～8	風 水 害 (台風 3 号)	大型で強い台風 3 号が南南西から房総半島沖を通過したため、市内全域で強い雨が降った。	麻生区金程の住宅裏の擁壁が崩れ、建物 2 棟に破損被害が発生し、住民 2 世帯 5 人に避難勧告を行った。 住宅被害 2 棟 土砂流出 2 箇所 道路被害 2 "
H. 13. 9. 10～11	風 水 害 (台風 15 号)	大型で強い台風 15 号が鎌倉市付近に上陸後北東に進み、市内全域に大雨をもたらした。また、河川上流域の総降雨量も多く、多摩川・鶴見川とも警戒水位を超えた。	多摩川の増水により幸区戸手 4 丁目堤外地の住民 (48 世帯 115 人) に対し自主避難を呼びかけた。 床上浸水 38 棟 床下浸水 31 棟 住宅被害 1 棟 がけ崩れ 1 箇所 港湾施設破損 2 " 多摩川河川敷野球場等 公共施設冠水 53 箇所
H. 16. 10. 8～9	風 水 害 (台風 22 号)	非常に強い台風 22 号は、9 日 16 時頃に伊豆半島に上陸し、その後、やや勢力を弱めて 17 時に横須賀市付近を通った。9 日 17 時から 18 時の 1 時間に 66.0mm の時間雨量 (中原区役所) を記録し、また、降り始めからの総雨量は同所で 308.0mm を記録した。	重傷者 1 名 軽傷者 3 名 床上浸水 27 棟 床下浸水 190 棟 住宅被害 4 棟 非住家被害 2 棟 がけ崩れ 6 箇所 道路被害 1 "
H. 19. 9. 5～7	風 水 害 (台風 9 号)	強い台風 9 号は、伊豆半島南部に上陸後、神奈川県西部を通過し、市内全域に大雨をもたらした。また、多摩川上流域の総降雨量も多く、多摩川が計画高水位を超えた。	多摩川の増水により 2 名の行方不明者が発生した。 行方不明者 2 名 重傷者 1 名 床上浸水 25 棟 床下浸水 23 棟 非住家浸水 22 棟 非住家一部破損 1 棟
H. 21. 10. 7～8	風 水 害 台風 18 号	台風 18 号は強い勢力を保ったまま愛知県の知多半島付近に上陸し、その後、関東地方北部から東北地方南部を通過し、三陸沖の太平洋に抜けた。この影響で、市内では、8 日 1 時から 2 時の 1 時間に 50.0mm の時間雨量 (幸消防) を記録し、総雨量は幸建設で 228mm を記録した。	軽傷者 4 名 重傷者 1 名 床上浸水 10 棟 床下浸水 312 棟 一部損壊 6 棟 非住家浸水 23 棟 非住家一部損壊 2 箇所
H. 25. 4. 6～7	風 水 害 (強 風 雨)	低気圧が急速に発達しながら本州の南岸と日本海を東進した。この影響で、市内では、6 日 22 時から 23 時の 1 時間に 58.0mm の時間雨量 (向丘消防) を記録し、総雨量は平間消防で 151mm を記録した。また、消防局庁舎では、7 日に最大瞬間風速 28.2m/s を記録した。	死者 1 名 軽傷者 5 名 床上浸水 1 棟 床下浸水 1 棟 一部破損 1 棟

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
H. 26. 2. 14 ~ 15	雪 害	本州の南海上を発達しながら北東進した低気圧と寒気の影響で大雪が降った。	重傷者 1 名 軽傷者 4 名 住家一部損壊 1 棟 非住家一部損壊 1 棟
R. 1. 10. 12 ~ 13	風 水 害 (令和元年東日本台風)	伊豆半島に上陸後、関東甲信地方へ進んだ台風の影響で 10 月 12 日から 13 日にかけて大雨・強風となった。多摩川では計画高水位を超え、既往最大の水位となった。	人的被害 死者 1 名 重傷者 7 名 住家被害 全壊 28 棟 半壊 667 棟 一部破損 204 棟 床上浸水 791 棟 床下浸水 388 棟

注) 気圧を観測する単位は、「mm Hg」から昭和 25 年 1 月 1 日に「m b」に変更、平成 4 年 12 月 1 日に「hPa」に変更されて現在に至っています。また、1 mm Hg は 1.333224hPa となり、1 mb は 1 hPa となります。加えて、1963 (昭和 38) 年 12 月 31 日以前の気圧については-0.25hPa の補正が必要になります。

第 2 部 予 防 計 画

第1章 防災力の向上【総務企画局危機管理室、行政改革マネジメント推進室、

教育委員会、経済労働局、建設緑政局、上下水道局、環境局、区、消防局】

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の高揚と、地域住民の自主的かつ効果的な防災活動、さらに行政との連携を併せて行うことが必要であることから、個人（企業市民を含む）・地域・行政が協働し、自助・共助・公助の理念に基づいた防災体制を推進し、地域における防災力の向上を図るものとする。

第1節 基本理念【総務企画局危機管理室】

- 1 災害発生前及び災害時における、市民、地域及び行政の基本理念はおおむね次のとおりである。

区 分	基 本 理 念
自 助 (個 人)	「自らの生命は自ら守る」という考えに基づき、市民一人ひとり、家族、企業それぞれが自分自身の生命、身体及び財産を守る。
共 助 (地 域)	「地域のことは地域で守る」という考えに基づき、地域内及び地域同士で連携して地域の安全を守る。
公 助 (行 政)	「総合的な防災対策の推進」という考えに基づき、行政・防災関係機関は個人、地域と連携した防災対策を実施し、市域を守る。

2 役割

(1) 個人（自助）

市民一人ひとり、あるいは各企業が各家庭や各事業所における防災対策を推進し、災害に対する備えを万全にするため、防災関連行事等へ参加し、災害に対する関心と理解を深める。

また、自主防災組織等の活動に積極的に参加するなどして地域コミュニティと協働社会の形成に努める。

(2) 地域（共助）

ア 市民（個人）の連携

市民一人ひとりが隣人等と協力してお互いに助け合い地域を守る。

また、被害の拡大を防止するため、相互に協力して自主防災組織の結成に努めるとともに、平素から地域住民や地域の事業所、行政等との連携を図り、地域コミュニティの協働社会の形成に努める。

イ 企業

企業は、地域社会の一員として、自主防災組織等の実施する訓練などに参加し、地域と一体となって地域防災力の向上を推進する。

ウ 自主防災組織

被害を最小限に抑えるためには、防災活動を組織的に行うことが必要であり、平素から地域における良好なコミュニティを形成し、いざというときに役立つ地域防災の基盤を確立する。

また、避難所運営会議や防災ネットワーク連絡会議において、災害時の対策や連携について検討を行う。

(3) 行政（公助）

市域及び市民の生命、身体及び財産を守るという行政の責務を果たすため、自らの防災力の向上を図るとともに、防災関係機関等との連携強化に努める。

第2節 防災知識の普及と意識の高揚【総務企画局危機管理室、行政改革マネジメント推進室、まちづくり局宅地企画指導課、建設緑政局河川課、上下水道局、教育委員会、消防局、区】

「自助」「共助」「公助」の役割にもとづき、それぞれに対して様々な啓発方法により、防災知識の普及と意識の高揚を図るものとする。

1 自助及び共助の促進【総務企画局危機管理室、まちづくり局宅地企画指導課、建設緑政局河川課、上下水道局、消防局、区】

市及び防災関係機関等は、防災週間等の時節に応じた防災関連行事等を活用し、市民等に対し、防災知識の普及啓発に努め、防災意識の高揚を図るものとする。

方法	1 市政だより、防災啓発誌、防災関係パンフレット等による広報・啓発 2 ハザードマップ等の作成及び頒布 3 防災講演会、ぼうさい出前講座等による啓発 4 各種イベント、各区防災コーナーでの啓発 5 川崎市ホームページ（防災情報ポータルサイト等）での啓発 6 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアでの啓発 7 防災訓練や災害図上訓練の実施 8 防災関係図書等の貸出（ぼうさいライブラリー） 9 企業の自衛消防組織等が実施する消防訓練等に対する指導
内容	1 災害に関する基礎知識 2 災害発生時にとるべき行動 3 災害に対する日常の備えと心構え（家庭内での安全対策、「最低3日間、推奨1週間」分以上の食料、飲料水の備蓄、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、災害時の家族の連絡方法等） 4 気象予報等発表時にとるべき行動 5 企業の防災対策 6 企業と地域住民との連携 7 避難所等の周知 8 各種ハザードマップによる危険区域等の周知 9 市及び防災関係機関等の防災対策 10 自主防災組織、避難所運営会議、防災ネットワークについて 11 災害に関する情報入手方法 12 東日本大震災等の過去の災害からの教訓や事例など 13 生活再建に向けた事前の備え 14 その他必要な事項

2 公助の推進【総務企画局危機管理室、行政改革マネジメント推進室】

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという市の最も重要な責務を遂行するため、職員に対する防災教育を行い、職員の防災に関する知識を高め、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うものとする。

方 法	自主的な研修	市で実施する研修、講演会のほか、防災関係機関の実施する研修・講演会等に自主的に参加し、自身の防災知識を向上させる。
	職場研修	一般的な防災知識のほか、各職場に定められた災害対応業務の内容、職員個々の任務、防災業務に関する創意工夫などについて教育する。
	集合研修	職員の集合教育の機会をとらえて、防災に関する知識を普及・啓発する。
	その他	災害時の対応などを盛り込んだ個人用携帯冊子を作成し、職員自ら所持することにより意識、知識、行動力の向上を行う。
内 容	1 災害に関する基礎知識 2 災害発生時にとるべき行動、役割 3 市の防災対策 4 その他必要な事項	

3 学校での防災教育【教育委員会】

防災教育の充実を図るため、自然災害発生時の対応について、「防災学習テキスト」の活用や防災訓練等により、児童・生徒に対し年齢に応じた指導・教育を行う。また、体験型、実践的取組等を実施し、各学校の防災力向上を図る。

方 法	1 防災副読本等の作成・配布 2 災害に関するハザードマップ等を活用した防災教育の実施 3 防災訓練の実施（図上訓練を含む。） 4 学校行事での啓発 5 講演会の実施
内 容	1 災害に関する一般知識 2 危険箇所の例示 3 災害に対する日常の備えと心構え 4 気象予報発表時等にとるべき行動 5 災害発生時における学校の役割

（資料編 川崎市自主防災組織育成指導要綱）

（資料編 川崎市ぼうさい出前講座実施要綱）

（資料編 川崎市ぼうさいライブラリー実施要綱）

第3節 自主防災組織等の育成・強化【総務企画局危機管理室、区、上下水道局、建設緑政局、環境局、消防局】

災害時の被害を最小限に食い止めるためには、各家庭での日頃からの災害に対する備えに加え、地域ぐるみの防災活動が重要である。そのため、地域住民の連帯に基づき結成された自主防災組織は地域防災力の向上に努める。また、市は自主防災組織が迅速かつ的確な防災活動を行えるよう、育成・指導に努め、自主防災組織を中心とした地域のコミュニティづくりを推進する。

なお、地域防災活動においては、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行う必要があることから、自主防災組織における女性の参画を推進するものとする。

1 自主防災体制の充実・強化

(1) 自主防災組織リーダー等養成研修の実施

自主防災活動を円滑に行うためには、その中核となるべきリーダーの役割が極めて重要であることから、リーダーを対象にした研修会を開催し、自主防災組織の充実・強化を図る。

(2) 自主防災組織連絡協議会

各区自主防災組織連絡協議会は、自主防災組織相互の連携を深め、地域における自主防災体制を充実・強化するとともに、行政との連携を密にし、地域防災力の向上を図る。

また、川崎市自主防災組織連絡協議会は、各区自主防災組織連絡協議会相互の連携を図るとともに、市と連携し、自主防災組織のリーダーの育成に努める。

2 自主防災組織の活動支援

(1) 自主防災組織の活動に対する助成（川崎市自主防災組織活動助成金）

自主防災組織が防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害発生時にその機能を十分発揮できるよう、平常時からの組織活動を促進するために活動助成金を交付する。

(2) 自主防災組織の防災資器材購入に対する補助（川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金）

災害時の防災活動を行う上で必要な防災資器材の購入に対して補助金を交付し、地域の防災体制の充実を図る。

(3) 地域防災活動への助成（川崎市地域防災活動促進助成金）

市及び各区の自主防災組織連絡協議会の自主的な活動を奨励し、災害時の避難生活に備えた訓練及び啓発活動等の地域防災活動を促進するために、協議会に対して助成金を交付する。

(4) 自主防災組織の防災資器材の備蓄場所の確保【上下水道局、建設緑政局】

市は、防災資器材の備蓄場所を確保できない自主防災組織に対して、可能な限り備蓄場所の確保に協力する。

(5) 自主防災組織等への防災資器材の貸出し

市は、市内で活動する自主防災組織、町内会、自治会その他市長が認める団体が実施する防災訓練や防災知識の啓発活動等に際して、申請を受けた場合に市が所有する防災資器材を貸し出す。

(6) 自主防災組織に対する訓練指導【区、消防局、上下水道局、環境局】

市は、自主防災組織が実施する訓練に対し、所管業務に応じた訓練指導を実施する。

3 自主防災組織の普及・啓発

市及び自主防災組織連絡協議会は、市民及び事業所に対し、定期的な広報誌の発行、ホームページ

ジ、区民祭や地域の集会などのあらゆる機会を活用して、自主防災組織の取組・活動を広報するとともに、積極的に自主防災組織の活動に参加するよう呼びかけるなど、広く普及・啓発を行う。

4 自主防災組織以外の団体への活動支援

市内で活動する自主防災組織以外の団体が、自助・共助の基本理念に基づき、地域防災力の向上に資することを目的として行う防災活動を支援するため、市の施策や公益社団法人等で行われる補助制度などの活用について周知していく。

(資料編 川崎市自主防災組織育成指導要綱)

(資料編 「川崎市自主防災組織連絡協議会」設置に関する要綱)

(資料編 川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱)

(資料編 川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱)

(資料編 川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱)

(資料編 川崎市防災資器材貸出要綱)

(資料編 下水道施設における市民利用施設内に自主防災組織が設置する防災用資機材保管庫に関する取扱い要綱)

(資料編 都市公園内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に関する取扱い要領)

(資料編 災害用トイレの町内会等への貸付け要領)

第4節 防災ネットワークづくりの推進【総務企画局危機管理室、区】

地域防災拠点を中心とした地域に密着した防災体制づくりを推進するため、避難所ごとに自主防災組織を中心とした地域住民等によるネットワークづくりを推進する。

1 防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の設置

防災ネットワークづくりのため、避難所ごとに自主防災組織のほか、PTA、子ども会等、様々な分野で活躍している人たちや団体を構成員とした「避難所運営会議」の設置を推進するとともに、地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者で構成する防災ネットワーク連絡会議の設置を推進する。

2 防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の活動

		防災ネットワーク連絡会議	避難所運営会議
平常時	構成	地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者	自主防災組織、PTA、子ども会、施設管理者等
	役割	各避難所運営会議の活動についての協議・情報交換など	災害時の避難所運営の検討、啓発活動、避難所運営訓練などの活動を通じて、避難所区域内にある自主防災組織・PTA、子ども会、施設管理者等、様々な分野で活躍している人たちや団体を結ぶネットワークを形成する。
災害時	構成	地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者	自主防災組織、PTA、子ども会、施設管理者等
	役割	各避難所運営についての協議・情報交換及び避難所間の調整など	避難所の運営

第5節 消防団の充実・強化【消防局】

消防団は、防災活動等を消防署と連携して実施し、風水害等各種災害による被害の軽減を図ることを任務としているが、発災後、地域住民による積極的な自主防災活動が行われるためには、地域における防災の要である消防団の的確なリードが不可欠であるため、「共助」の推進のため、次のような消防団の防災活動力の充実・強化に努める。

1 消防団員に対する防災教育

配置した救助資機材等を安全かつ効果的に活用できるよう、大規模災害を想定した実践的な各種訓練の充実を図る。

2 情報伝達手段の確立

迅速に災害情報を伝達するため、消防団幹部等への通信手段を活用し、情報伝達手段の確立を図る。

3 救助資機材等の増強配置

発災後、地域において各消防団が円滑かつ効果的に活動できるよう、救助資機材等の配置を図る。

第6節 企業の役割【総務企画局危機管理室、経済労働局】

企業は、災害時の事業継続性（Business Continuity）の確保に努めるにとどまらず、地域においては事業活動を行う地域社会の一員として、その社会的責任を果たすため、災害発生時には、その組織力や所有する敷地、資器材等をもって、住民とともに周辺地域における防災活動を行うことが求められる。

このため、日頃から防災関係機関や地域住民、他の事業所自衛消防組織等と連携するなど、事業所及びその周辺地域の被害を軽減するための地域防災体制づくりや災害からの早期復旧など地域社会の貢献に努める。

1 企業の防災対策

事業所における被害を軽減するため、施設・設備の災害対策の実施、従業員への防災教育・訓練の実施、防災対応、事業継続計画（Business Continuity Plan：BCP）の策定等を推進し、防災力の向上に努める。また、効果的な防災を推進するため、自衛消防組織等の防災組織を編成し、防災対応に努める。

なお、従業員が安心して防災対応、業務の継続ができるよう家族との安否確認体制の整備、「最低3日間、推奨1週間」分以上の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄等についても推進する。

さらに、発災後には「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則のもとに、一定期間従業員を収容できる体制を整える。

このような企業の防災体制の構築を図るため、市内企業・事業所で構成された団体の代表者関係局長等で構成した「川崎市防災協力連絡会」において、情報や意見の交換、提案を行う。

また、市内企業・事業所における防災の取組を促進するため、企業・事業所独自の防災対策（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持）のほか、地域と協働で取り組む防災活動の必要性や方向性、内容等についてまとめた防災啓発冊子を作成し、地域防災力の向上を図る。

2 地域住民等との連携

企業は、地域社会の一員として、地域住民、市、他の事業所自衛消防組織等と協力し、災害発生時に、次の事項について相互連携した災害応急活動が円滑に実施できるよう、「川崎市防災協力事業所登録制度」等を活用し、日頃から訓練を実施するなど協調体制づくりを進める。

- (1) 救出救護活動、応急手当等の実施に関する事。
- (2) 被害情報の収集、伝達に関する事。
- (3) 救出救護資器材、備蓄物資の提供に関する事。
- (4) 被災者の避難収容に関する事。

3 事業継続計画（BCP）の策定

企業は、個々の部署ごとの対応ではなく、組織全体の経営戦略として、災害時に可能な限り短時間で重要な機能を再開するための対応方針を、事前に準備することが重要である。このため、企業がBCPを策定し、同計画に基づき対策を実践し、それを改善・発展・定着させるための継続的な取組を平時から、次のように実施する。

- ① 経営者が方針を立て、
- ② 計画を立案し、
- ③ 日常業務として実施・運用し、
- ④ 従業員の教育・訓練を行い、
- ⑤ 結果を点検・是正し、
- ⑥ 経営者が見直すことを繰り返す、

このような一連のサイクルをBCPとして明確に規定、遵守することを進める。

（資料編 川崎市防災協力連絡会設置要綱）

（資料編 川崎市防災協力事業所登録制度実施要綱）

第7節 その他防災力の活用【総務企画局危機管理室、消防局】

市は、防災に関する知識及び技術を持つ市民を登録、あるいは養成し、災害時はもとより平常時の防災に関する普及啓発活動等の指導者として活動できるよう支援する。

1 川崎市防災インストラクター制度【総務企画局危機管理室】

防災に関する知識及び技術を持つ市民を、地域での防災啓発や訓練等の指導者として、「川崎市防災インストラクター」に登録、公表し、防災に関する正しい知識と技術の普及を推進する。

2 市民救命士等の養成【消防局】

発災時の地域での応急手当の実施者として、また平常時においては、応急手当の普及啓発活動の指導者として「市民救命士等」を養成し、応急手当に関する正しい知識と技術の普及を推進する。

（資料編 川崎市防災インストラクター登録要綱）

第8節 大規模な建築物における防災力向上【総務企画局危機管理室、まちづくり局、区】

大規模なマンションやオフィスビル・商業施設など受変電設備等を有する建築物が、洪水や内水氾濫による水害により当該設備等に被害を受け電源喪失した場合、エレベーター、給排水ポンプ、消防設備などが使用できなくなるといった問題が発生する。また、水害による被害の程度や被害を受けた設備の種別等によっては、復旧に多くの時間を要することが想定される。

そのため、大規模な建築物においては、様々な主体が水害に伴う特有のリスクを理解し、自助・共助・公助に基づき、適切な備えを実施することで防災力の向上に努めるものとする。

1 大規模な建築物の水害対策

- (1) 大規模なマンションの居住者・所有者・管理組合等は、国の（仮称）建築物における電気設備の浸水対策ガイドラインなどを踏まえ、水害による被害のリスクを理解し、受変電設備の浸水被害等を防止するための対策に努めるとともに、在宅避難時における建物のライフラインの停止等に備え、事前に必要な備蓄を行う。

また、水害発生時におけるマンション内での連絡体制や対応方法等について共有を図る。

- (2) 大規模なオフィスビルや商業施設などの所有者・占有者・管理者等は、国のガイドラインなどを踏まえ、水害による被害のリスクを理解し、受変電設備の浸水被害等を防止するための対策に努める。
- (3) 水害などの災害発生時は、同じ建物内や周辺地域の方々との連携・助け合いが重要であることから、平時から協力できる関係づくりに努める。

2 普及啓発

- (1) 市及び区は、大規模なマンションの居住者や所有者等に対し、国のガイドラインなどを踏まえた適切な水害対策や、ぼうさい出前講座によるマンション特有のリスクへの備えに係る普及啓発を行う。
- (2) 大規模なオフィスビルや商業施設などの所有者は、管理者等に対し、国のガイドラインなどを踏まえ、適切な水害対策に係る普及啓発を行う。

第9節 地区防災計画の提案等【総務企画局危機管理室、各局室区】

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、共同して、当該地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を作成し、市防災会議へ提案できる。市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に反映させるものとする。

第2章 河川の対策【関東地方整備局、県、建設緑政局河川課、区道路公園センター】

第1節 河川の管理【関東地方整備局、神奈川県、建設緑政局河川課】

市内の河川は、多摩川と鶴見川の2つの水系に分かれ、国管理の一級河川が3河川、県管理の一級河川が10河川、市管理の準用河川が9河川と普通河川が12河川ある。また、一級河川のうち指定区間は県が管理しているが、そのうち4河川は県と市が協定を結び、市が工事と維持を行っている。

河川管理者	種別	河川名
国	一級河川	多摩川・鶴見川・矢上川
神奈川県	一級河川 (指定区間)	三沢川・鶴見川・矢上川・有馬川・麻生川・真光寺川・(平瀬川・平瀬川支川・二ヶ領本川・五反田川) ※()内は、本市との協定河川
川崎市	一級河川 (協定河川)	(平瀬川・平瀬川支川・二ヶ領本川・五反田川) ※()内は、県との協定河川
	準用河川	五反田川・三沢川・二ヶ領本川(上河原線)・二ヶ領用水(宿河原線)・矢上川・有馬川・真福寺川・麻生川・片平川
	普通河川	二ヶ領用水(円筒分水下流)・山下川・旧三沢川・平瀬川支川・三沢川・渋川・江川・矢上川・有馬川・早野川・真福寺川・片平川

(本章末資料 市内河川図)

第2節 河川の整備【関東地方整備局、神奈川県、建設緑政局河川課】

市内河川の多くは、延長が短く、かつ流域面積が小さいため、短時間の集中豪雨により浸水被害が発生しやすく、また、河川への流入量の増大など都市河川特有の性質も持っている。

そこで、一級河川平瀬川水系(平瀬川、平瀬川支川、二ヶ領本川、五反田川)については、将来計画の90mm/h対応を基本として、暫定整備の50mm/h対応を進めている。ただし、二ヶ領本川と五反田川については河道上空を主要地方道が占有し、河道拡幅による改修が不可能な箇所があるため、35mm/h対応による暫定整備を行っている。さらに、水系の抜本的治水対策として、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路の整備を進めている。

また、準用河川改修(二ヶ領本川、五反田川)は35mm/h対応整備を行っており、それ以外の準用河川は50mm/h対応整備を行っている。

なお、引き続き将来計画に向け主に次の整備を行っていく。

1 河道断面の確保対策

河道断面が不足している箇所において、計画高水位以下で安全に流下させるため、河道掘削等の河道断面確保対策を実施する。

2 洪水調節施設整備

洪水時に河川から水を取り込み一時的に貯水し、下流部の負担及び洪水被害の軽減を図るため洪水調節施設の整備を実施する。

3 河川調整池・放水路の整備

沿川の市街化が著しく河道拡幅や洪水調整施設の整備が困難な箇所においては、流域から河道への流出を抑制し、河川の洪水流量を低減させる河川調整池及び洪水を放流する放水路の検討、整備を行う。

市整備河川一覧表

平成31年4月1日現在

河川区分		河川数	河川延長(m)	整備済延長(m)	整備率(%)
一級河川	35mm/h	2	7,540	7,540	100
	50mm/h	2	9,890	9,147	92
	合計	4	17,430	16,687	95
準用河川	35mm/h	1	3,275	3,085	94
	50mm/h	8	17,200	16,952	99
	合計	9	20,475	20,037	98
普通河川	50mm/h	12	25,830	25,572	99
合計	35mm/h	3	10,815	10,625	98
	50mm/h	22	52,920	51,671	97
	合計	25	63,735	62,296	97

第3節 雨水対策【関東地方整備局、神奈川県、建設緑政局河川課】

1 流域貯留浸透事業

都市化の著しい河川流域における雨水の流出量の増加に対し、河川の治水安全度を向上させるため流域内の公共公益施設である学校、公園、市営住宅などの敷地内に、流域浸透機能をもつ施設を設置し、雨水流出の抑制に努める。

2 雨水流出抑制指導

近年の急激な市街化は流域の保水機能を低下させ、雨水の流出量の増大をもたらしているが、流域の保水、遊水機能の維持に努める必要性から、開発行為等において雨水流出抑制施設の設置を指導し、浸水被害の防止を図る。

第4節 取水堰及び水門の維持管理及び操作【関東地方整備局、神奈川県、建設緑政局河川課、区道路公園センター】

管理者及び操作責任者は、取水堰及び水門の維持管理を行い、水害を防止するために適切な操作を行う。また、管理責任体制及びその操作について明確にするものとする。なお、一級河川多摩川の増水時、河川氾濫等から市民の安全を確保するため、関係機関と水門操作情報の共有を図る。

取水堰等一覧表

河川名	位置	名称	構造	管理者	操作責任者
河港水門	川崎区港町	川崎河港水門	自動	川崎市建設緑政局河川課	川崎区役所道路公園センター
三沢川	多摩区菅	菅堰	手動	川崎市建設緑政局河川課	多摩区役所道路公園センター
二ヶ領本川	高津区久地	円筒分水取水水門	自動	川崎市建設緑政局河川課	高津区役所道路公園センター
二ヶ領本川	高津区久地	円筒分水取水水門	手動	川崎市建設緑政局河川課	高津区役所道路公園センター

二ヶ領本川	多摩区登戸	一本圪堰	自動	川崎市建設緑政局 河川課	多摩区役所道路公園セ ンター
二ヶ領本川	多摩区長尾	長尾水門	半手動	川崎市建設緑政局 河川課	多摩区役所道路公園セ ンター

(資料編 二ヶ領用水水門操作協約)

(資料編 川崎河港水門の維持管理及び水門操作取扱要綱)

(資料編 多摩川増水時における「国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所」と「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書)

(資料編 多摩川増水時における「味の素株式会社川崎事業所」と「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書)

第5節 洪水の浸水想定区域の指定【関東地方整備局、神奈川県】

関東地方整備局及び県は、計画規模降雨及び想定最大規模降雨を基に洪水の被害想定を行い、浸水想定区域を指定する。

各河川の浸水想定区域の計画規模降雨及び想定最大規模降雨

河川名	計画規模降雨	想定最大規模降雨
多摩川	多摩川流域の 48 時間総雨量 457 mm	多摩川流域の 48 時間総雨量 588mm
多摩川水系平瀬川・平瀬川支 川・二ヶ領本川・五反田川	平瀬川流域の 1 時間最大雨量 90 mm	平瀬川流域の 24 時間総雨量 410mm
多摩川水系三沢川	三沢川流域の 1 時間最大雨量 100 mm	三沢川流域の 24 時間総雨量 416mm
鶴見川(鶴見川水系鶴見川・ 矢上川・麻生川・真光寺川・ 有馬川)	鶴見川流域の 48 時間総雨量 405 mm	鶴見川流域の 48 時間総雨量 792mm

第6節 ハザードマップの作成・公表【建設緑政局河川課】

浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた洪水ハザードマップを作成、公表し、洪水予報の伝達方法、避難場所等について住民に周知徹底を図り、水害による被害の軽減を図っていくものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。



第3章 下水道施設の整備【上下水道局】

第1節 下水道（雨水管きょ等）の整備【上下水道局】

下水道は生活環境の改善、公共用水域の水質保全とともに、浸水防除という役割を持った重要な都市基盤施設である。市では、昭和6年より下水道事業に着手し、現在、下水道の人口普及率は平成29年度末で99.5%に達している。一方、浸水の防除については、雨水管きょの整備や既存の水路・側溝などで対応しており、整備水準は5年に1回程度の降雨に対応している。平成29年度末の雨水管きょが整備された面積を示す雨水整備率は57.0%となっている。

また、都市化の進展による雨水流出量の増大や局地的な集中豪雨など、近年の降雨特性の変化により、浸水被害が発生していることから、浸水状況を考慮して、貯留管やバイパス管などの整備により10年に1回程度の降雨にも対応した雨水整備を進めている。さらに、ターミナル駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区の都市活動に重大な影響を及ぼす地域については、国の「下水道浸水被害軽減総合事業」を活用し、浸水安全度の更なる向上に取り組んでいる。

第2節 ポンプ場の機能向上【上下水道局】

下水道は自然流下による排水を原則としているが、地形上これが困難な地域では強制排水のためのポンプ場を配置している。現在稼動しているポンプ場は19箇所であるが、施設の老朽化に伴いポンプ場の機能が損なわれることのないよう適切な維持管理を行うとともに、人口や雨量の変動を踏まえた機能向上にむけ計画的な再整備・再構築をすすめる。

流 域	ポ ン プ 場	箇所数
東京湾	大島、渡田、京町、観音川、大師河原	5箇所
多摩川	六郷、古市場、小向、戸手、丸子、登戸、等々力	7箇所
鶴見川	加瀬、天王森、渋川、江川、蟹ヶ谷、久末、踊場（污水）	7箇所

第3節 貯留施設の整備【上下水道局】

市内に4箇所の雨水滞水池（滞水池容量合計 89,280m³）及び9箇所の雨水貯留管等（総延長 7,829m、貯留量 257,470m³）を整備している。雨水滞水池は、初期雨水を一時的に貯留し、合流式下水道からの越流水による汚濁負荷量を減少させることを主目的とした施設であり、一部施設は、浸水被害を軽減するための貯留施設としても運用する。一方、雨水貯留管は浸水被害を軽減するために、下水を一時的に貯留することを主目的とした施設であり、一部施設は、雨水滞水池と同様に初期雨水を一時的に貯留することで汚濁負荷量の減少を図る施設としても運用する。

名 称	形状（m）	滞水池容量（m ³ ）
大島雨水滞水池	19×35×4×8池	21,280
京町雨水滞水池	21×32×8×4池	18,000
渡田雨水滞水池	25×48×5×4池	24,000
観音川雨水滞水池	25×34.8×8×2池 25×28.8×8×2池	26,000

名 称 等		形状 (m)	貯留量(m³)
江川雨水貯留管		8.5×1, 490	81, 000
渋川雨水貯留管		10.4×1, 760	144, 000
大師河原 1 号雨水貯留管		2.6×512	2, 600
大師河原 2 号雨水貯留管		3.0×278	1, 700
戸手 2 号雨水貯留管		4.25×740	10, 300
戸手 3 号雨水貯留管	貯留管	3.0×106	700
	貯留池	8.0×32.0×14.3	3, 400
平間雨水貯留管		2.4×1, 167	5, 300
川崎駅前雨水貯留管		2.2×1, 123	4, 470
川崎駅西口雨水貯留施設	貯留管	1.0×653	500
	貯留池	19.5×36.0×6.0	3, 500

第 4 節 低地改良の推進【上下水道局】

家屋が低地にあるため降雨等により浸水するのを防止するため、融資制度を設け、土地の改良に必要な資金を融資し、所有者による家屋の浸水の改善を促進する。

制度名称	融資額	対 象	融資条件等	根拠法令
浸水低地改良 資金融資制度	200 万円 以内	浸水低地改良資金 貸付審査会により 決定する。	1 融資利率 3.6% 2 償還期間 5 年以内の元利均等償還	川崎市浸水低地改 良資金貸付条例

(資料編 川崎市浸水低地改良資金貸付条例)

(資料編 川崎市浸水低地改良資金貸付条例施行規程)

第4章 港湾・高潮の対策

【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、港湾局整備計画課、川崎港管理センター】

第1節 波浪・高潮対策の施設整備・管理【建設緑政局河川課、港湾局整備計画課、川崎港管理センター】

台風や発達した低気圧等時の波浪や高潮に対して被害を防ぐため、波浪については東扇島防波堤や扇島埋立地等により護ることとし、高潮に対しては内陸続きの海岸線に築造した防潮堤で防護する。

1 防潮堤

海岸保全施設であることから、「海岸保全基本計画」に基づき、老朽化による機能不全を防ぐため、計画的に維持管理をし、老朽化した施設の改良・補修を行う。

2 防潮扉

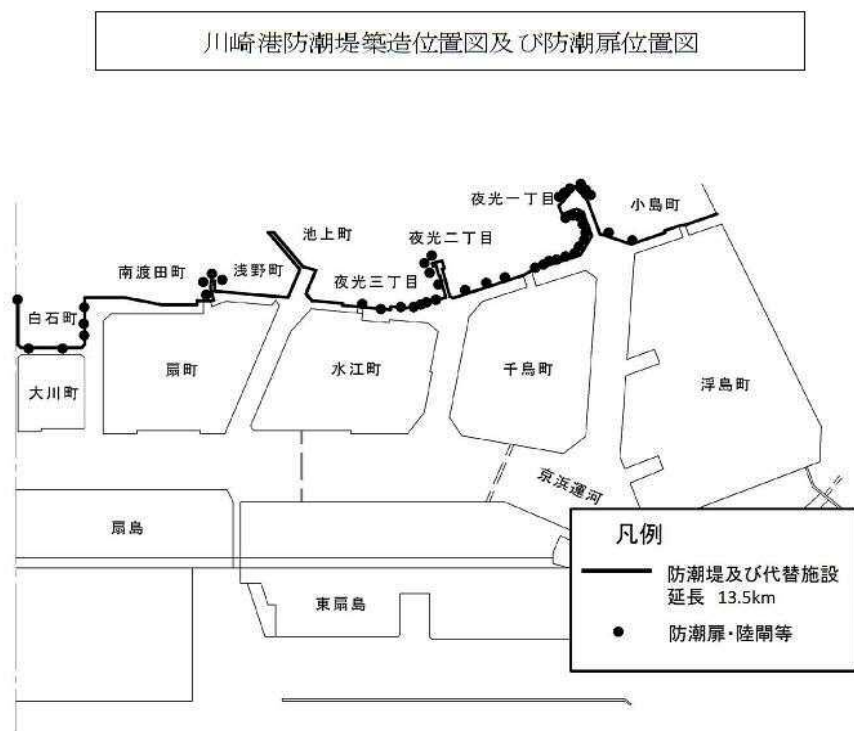
防潮扉の開閉作業を年数回実施して、その異常の有無を点検し、所要の措置をとるとともに、常備器具の保管状況を確認する。また、防潮扉を閉鎖するまでの時間を短縮するため、順次、角落とし式から引き戸式等の防潮扉へ改修を進めるとともに、閉鎖作業について企業との連携を強化し、迅速かつ確実な作業体制を確保する。

3 河港水門

月1回水門の開閉作業を実施し、その異常の有無を点検し、所要の措置を講じることと併せて、老朽化による機能不全を防ぐため、適正な維持管理を行う。

4 検潮器の機能維持

検潮器の適切な維持管理を行い、津波等による潮位変動及び異常潮位の発生時においても潮位観測が確実にできる体制を確保する。



(資料編 川崎河港水門の維持管理及び水門操作取扱要領)

第2節 高潮浸水想定区域の指定【神奈川県・総務企画局危機管理室・建設緑政局・港湾局・区】

県は、想定しうる最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表する。

市は、浸水想定区域・水深・浸水継続時間等を周知し、浸水による被害の軽減を図っていくものとする。

1 最大規模の高潮の発生が想定される台風

- (1) 中心気圧 (910hPa) ※室戸台風級
- (2) 移動速度 (73 km/h) ※伊勢湾台風級
- (3) 半径 (75 km) ※伊勢湾台風級

2 想定される水深・浸水継続時間等

- (1) 最大高潮水位 T.P. +3.29m (川崎区)
- (2) 最大浸水面積 川崎区 27 k m²、幸区 7.4 k m²、中原区 1 k m²
- (3) 最大浸水深 約 5m (幸区)
- (4) 最大浸水継続時間 36 時間 (川崎区)

第3節 企業及び防災組織等との連携【港湾局整備計画課、川崎港管理センター】

川崎港における港湾施設は、港湾管理者の管理する施設と民間企業の保有する施設とが一体となって機能を形成しており、災害発生時の機能の保守については、市及び事業所が一体となった対策が必要である。したがって、災害時に備え、各運河に接する施設を管理する企業又は防災組織等と密接な協力関係を設定し、災害時には、地区を分担して対処する。

第5章 土砂災害・宅地災害対策【神奈川県、まちづくり局指導部、

総務企画局危機管理室、区、建設緑政局、区道路公園センター】

市域において、急傾斜地の多い市北西部を中心に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」及び「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき、県知事は市長の意見を聴いて、土砂災害警戒区域等の指定及び急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、市とともに土砂災害の防止に努めている。

この他、崖附近地等に建築物や擁壁を設ける場合は、建築基準法令及び宅地造成工事規制区域においては宅地造成等規制法令に規定された技術基準により建築物の敷地、排水施設、基礎及び擁壁等の構造等に関し、規制・指導を行うものとする。

また、未然に崖崩れ災害を防止するため、危険崖や擁壁の巡視、崖の保全、改善工事等の指導により、崖崩れ防災対策を進める。

第1節 土砂災害防止対策【神奈川県、まちづくり局指導部、総務企画局危機管理室、区】

1 土砂災害警戒区域の指定

(1) 土砂災害警戒区域の基準（急傾斜地の崩壊）

- ア 傾斜度が30度以上であって、高さが5m以上の区域
- イ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m以内）の区域

(2) 土砂災害警戒区域への対策

- ア 市は、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難体制の整備を図る。情報の伝達手段としては、防災気象情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM（かわさきFM）、防災行政無線、Twitter、防災アプリ等の整備を実施する。
- イ 市は、土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害の情報や避難について周知する。

2 土砂災害特別警戒区域の指定

(1) 土砂災害特別警戒区域の基準

土砂災害警戒区域のうち、土石の移動又は堆積により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動又は堆積に対して住民等の生命又は身体に著しい危害を生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

(2) 土砂災害特別警戒区域への対策

- ア 県は、特定開発行為に対し、許可制として、一定の規制を行う。
- イ 居室を有する建築物は建築基準法に基づく建築確認の際に、土砂災害対策に対する構造審査を行うなどの規制がなされる。
- ウ 県は、災害防止のため必要に応じて、建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

3 急傾斜地崩壊危険区域の指定

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の基準

急傾斜地（傾斜度が30度以上である土地）の高さが5メートル以上のもので、急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの又は、5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危険が生ずるおそれがある区域

(2) 急傾斜地崩壊危険区域への対策

- ア 県は、災害防止のため、必要に応じ土地所有者、行為者に防災工事を勧告することができる。
また、一定の基準を満たす場合は、急傾斜地崩壊防止工事を実施する。
- イ 県は、制限行為が行われ、崖崩れを助長、誘発するおそれがある場合は、土地所有者、施工者に改善命令を出す。
- ウ 市は、建築基準条例に基づき、急傾斜地崩壊危険区域で市長が必要と定める区域を災害危険区域として指定を行い、区域内に建築物を建設する場合、居室を有する建築物に対し、構造規程を定める。
- エ 県、市、防災関係機関等は、定期的にパトロールを実施し、危険箇所の把握及び必要に応じて県は管理者等に対する防災措置の勧告等を実施する。
- オ 市は、防災気象情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM（かわさきFM）、防災行政無線、Twitter 等により、情報の伝達を行う。

（本章末資料 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律概要図）

（本章末資料 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律概要図）

（資料編 土砂災害警戒区域一覧表）

（資料編 急傾斜地崩壊危険区域一覧表）

第2節 宅地災害の予防対策【まちづくり局指導部】

1 宅地造成工事に対する規制と指導

市は、市域における宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく、宅地造成工事規制区域（多摩丘陵一帯約 5,790ha）内で行われる宅地造成工事の許可・指導・監督・検査等を行うとともに、災害の防止上必要があるときは、同法による宅地保全の努力義務の規定に基づき、宅地所有者に対し、擁壁又は排水施設の設置及び改善等の措置をとることの勧告又は改善命令等を行い、災害の防止を図っている。また、老朽化した擁壁等の改修工事の促進を図るために宅地災害の防止または復旧工事等に対し工事費の一部を助成する「川崎市宅地防災工事助成金制度」の活用や、住宅金融支援機構で行っている「宅地防災工事資金融資制度」の活用を促していく。

さらに梅雨時期前に広報等を活用し、宅地防災の啓発活動を行うとともに、台風等の大雨時には市内崖地等の巡回を行い、宅地の情報把握に努める。

2 崖崩れ災害防止対策

市は、崖崩れ災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく、急傾斜地崩壊危険区域の新規指定又は区域拡大がされるよう、県と共に事業を推進するほか、指定区域内については、梅雨期前に県及び関係機関と合同でパトロールを実施し、崖の所有者に対して、崖崩れを誘発するような行為（水の放流、切土、盛土、立木の伐採など）の防止について周知・啓発を行う。

また市は、市民から崖地に関する相談等があった場合には現場調査を実施し、その結果、災害のおそれのある崖については、所有者等に対して、改善を促すとともに、必要に応じて勧告や改善命令を行い、崖地の安全対策を推進する。

3 急傾斜地の把握等

市は、県が急傾斜地を調査及び把握し、土砂災害警戒区域等に指定する際に、関係機関との調整に協力するとともに、各種情報提供等を行う。

4 擁壁の改修等、宅地防災工事に係る助成制度

市は、宅地災害の防止又は復旧を目的とした宅地防災工事、崖の変状・変形の進行の抑制を目的とした補修・補強等の宅地減災工事に対し、工事費用の一部を助成することで、擁壁等の改修促進を図る。

制度名称	川崎市宅地防災工事助成金制度
助 成 額	【宅地防災工事】 工事資金の3分の1 かつ 上限 300 万円 【宅地減災工事】 工事資金の3分の1 かつ 上限 100 万円
対 象	【宅地防災工事】 崖崩れが発生するおそれがある崖の崖崩れの防止又は崖崩れが発生した崖の復旧を目的とし、宅地造成等規制法又は建築基準法で定める技術基準に適合する工事 【宅地減災工事】 崖崩れが発生するおそれがある崖の変状又は変形の進行の抑制を目的とし、補修・補強等を行うことによる減災効果が適当であると市長が認める工事 その他、助成金交付要件については交付要綱等による
根拠法令	川崎市宅地防災工事助成金制度助成金交付要綱

(資料編 川崎市宅地防災工事助成金制度助成金交付要綱)

第3節 道路崖の適切な維持管理【建設緑政局道路施設課、区道路公園センター】

市が管理する道路法面については、災害時の道路機能確保と交通安全の確保を図るため、計画的に適切な維持管理を行う。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律概要図

1 指定権者 都道府県知事

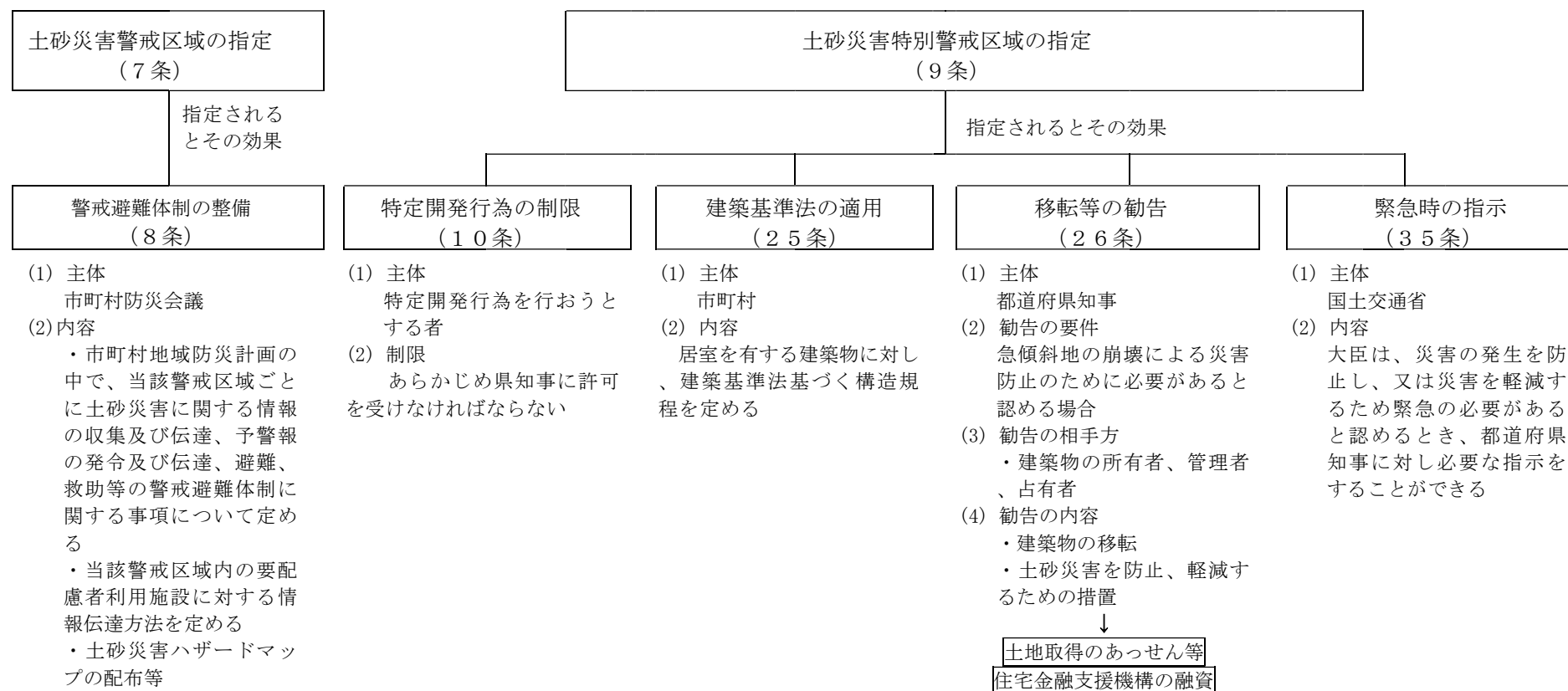
2 区域の要件

(1) 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で政令に定める基準に該当するもの

(2) 土砂災害特別警戒区域

警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、特定の開発行為に対する許可制及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもの



急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律概要図

1 急傾斜地崩壊危険区域の概要

- (1) 指定権者
都道府県知事
- (2) 区域の要件
 - ・崩壊により相当数の住居者等に危害が生ずるおそれのある急傾斜地（斜度が30度以上である土地）
 - ・急傾斜地に隣接する地域のうち、急傾斜地の崩壊を助長、誘発するおそれのあるもの

2 指定の参考基準（次の各号に該当するもの）

- (1) 急傾斜地の高さが5メートル以上のもの
- (2) 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのあるもの

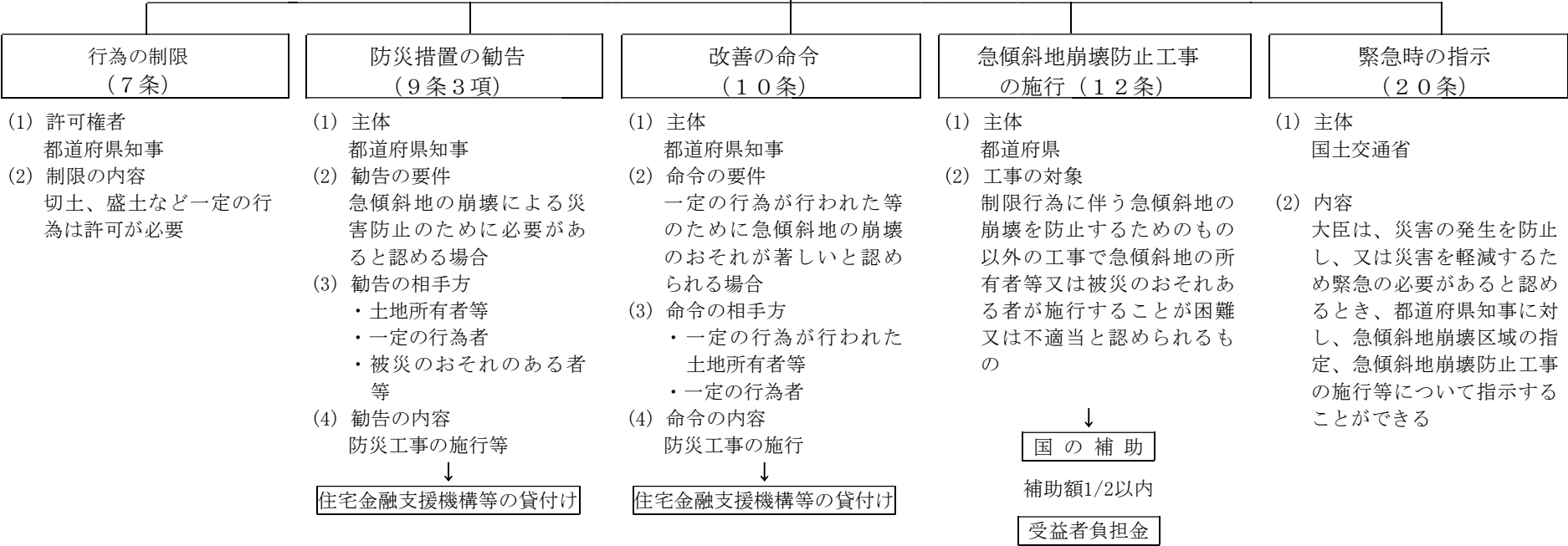
急傾斜地崩壊危険区域の指定
(3条)

指定されるとその効果

3 行為の制限

次の行為は都道府県知事の許可を必要とします。

- ・土石の採取又は集積
- ・のり切り、切土、掘さく、盛土
- ・水を放流し、又は停滞させる行為
- ・木竹の滑下又は地引による搬出
- ・立木竹の伐採
- ・ため池、用水路等の施設又は工作物を設置、改造する行為



第6章 火山災害対策

【総務企画局危機管理室、環境局、建設緑政局、健康福祉局、上下水道局、関係局区】

神奈川県地域防災計画において、県下に被害をもたらすおそれのある火山として、富士山、箱根山が位置付けられているが、本市においては、火山からの距離が離れており溶岩流や火砕流等の影響はないと想定されている。ただし、「富士山ハザードマップ検討委員会」が作成した富士山降灰可能性マップによると、市内全域にわたり2～10cm程度の火山灰の堆積が予測されている。

そのため、本計画では、これまで富士山で発生した最大規模の噴火（「富士山ハザードマップ検討委員会」で想定した噴火）を対象とし、主に降灰（火山灰の降下）対策を中心に定めるものとする。

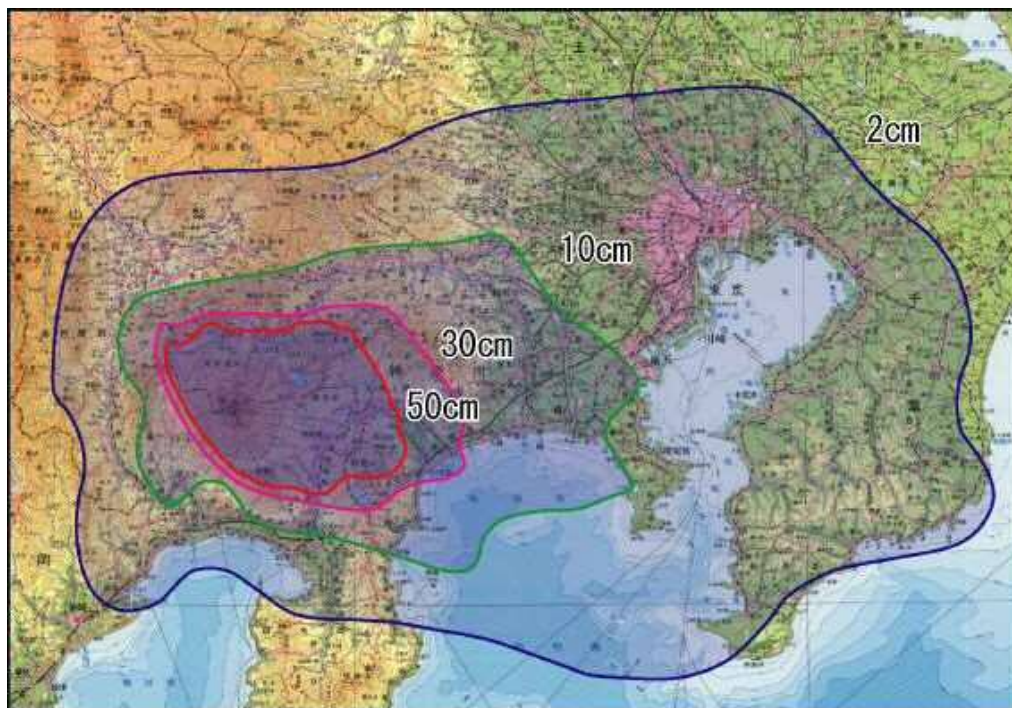
なお、箱根山については、本市への降灰予想はされていないが、本市に被害が発生した場合には同様の対応を行うものとする。

第1節 火山灰による被害【総務企画局危機管理室】

噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径2mm以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。小さな噴石は、火口から10km以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。

火山灰は、時には数十kmから数百km以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、上下水及び工業用水道の水質の悪化、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼすことがある。また、降り積もった直後の火山灰粒子は、酸性の被膜に覆われており、肺や目へ刺激を与えることがあり、呼吸器系や目の症状を訴える患者の増加などもある。

＜富士山降灰可能性マップ＞



富士山ハザードマップ検討委員会作成

* 宝永噴火（1707年）と同程度の大規模噴火を想定し、様々なケースの降灰のシミュレーション結果を包括したものである。よって、一度の噴火で全ての範囲に火山灰が堆積するものではない。

第2節 情報収集等【総務企画局危機管理室】

- 1 気象庁から発表される火山概況（週間・月間など）などを通じ、富士山や箱根山の噴火警戒レベル等の火山活動状況について情報収集を行う。

情報等の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
噴火速報	登山者等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	気象庁が常時観測している火山において、噴火の発生を確認した時
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬又は必要に応じ適時発表
月間火山概況	前1か月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した時に、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

＊噴火警報等の種類については、第3部第6章第3節5「噴火警報・予報」による

- 2 気象庁「火山監視・警報センター」から噴火警報、降灰予報等が発表され、市内に降灰等が予想される場合に、速やかに情報伝達等が行えるよう情報伝達体制を整備する。

第3節 降灰対策等の推進【総務企画局危機管理室、建設緑政局、環境局、健康福祉局、上下水道局、関係局区】

- 1 火山灰の除灰の方法や資機材の確保・調達方法及び収集した火山灰の仮置き場所等について検討していく。
- 2 降灰による道路の通行不能や、停電などが発生した場合も想定した対策の検討に努める。
- 3 市民や事業者等に対し、火山災害（降灰対策）について正しい理解が進むよう、関連情報の提供や降灰等から身を守るための手段等について普及啓発に努める。

第4節 他自治体との連携【総務企画局危機管理室、建設緑政局、環境局、関係局】

- 1 富士山等が噴火した場合、本市のみならず広範囲にわたり経済活動、市民生活等に影響を及ぼす可能性があるため、国、県、近隣自治体とも連携して、火山灰の収集や処分などの降灰対策や相互の連携強化に向けた検討等を進めていく。
- 2 富士山が噴火し、周辺の自治体に対する応援派遣、避難者の受け入れなど、広域的な支援が必要となった場合は、円滑に避難者の受入れが行えるよう早期に体制を整えるものとする。ただし、本市においても被害が予測される、又は、発生した場合は、可能な範囲で被災自治体への支援等を行う。

第7章 地下街等及び大規模工場等の対策【総務企画局危機管理室、

建設緑政局河川課】

地下に設けられた施設は、閉鎖的な空間であるため、戸外の状況が把握しにくく、また、浸水を地上から集水しやすく、同じ経過時間でも地上と比較して格段に浸水深が上昇する防災上危険性の高い空間である。そのため、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止が図られるよう対策を講じる必要がある。

また、洪水による浸水により、社会経済活動に重大な影響が生じる大規模工場等についても、従業員や施設を保全するため、速やかに浸水防止活動を行う必要がある。

市は、水防法第15条に基づく地下街等及び大規模工場等を次のとおり定め、洪水時の浸水想定区域内の地下街及び大規模工場等に対し、防災対策を実施する。

第1節 地下街等の範囲【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課】

1 地下街等の基準

水防法第15条第1項第4号イに定める地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む）は、次のとおりとする。

- (1) 延べ面積千平方メートル以上の地下街
- (2) 地階の床面積の合計が5千平方メートル以上の施設（ただし、関係者のみが利用する施設を除く。）対象となる具体的な施設は、消防法施行令別表第1のうち次に掲げるものとする。

(一)	イ 劇場、映画館、演劇場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗 ニ カラオケボックス等を営む店舗
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(六)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム※1、有料老人ホーム※1、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※1、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設

	(5)障害者支援施設※ 2、短期入所・共同生活援助を行う施設※ 2 ハ (1)老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム※ 3、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム※ 3、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※ 3 (2)更正施設 (3)助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時預かり事業・家庭的保育事業を行う施設 (4)児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援・放課後等デイサービスを行う施設 (5)身体障害者福祉センター、障害者支援施設※ 4、地域活動支援センター、福祉ホーム、生活介護・短期入所※ 4・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助※ 4を行う施設 ニ 幼稚園又は特別支援学校
(九)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(十三)	イ 自動車車庫又は駐車場
(十六)	その一部が (一) 項から (四) 項まで、(五) 項イ、(六) 項又は (九) 項イに掲げる用途に供されているもの

※ 1 避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。

※ 2 避難が困難な障害者等を主として入居させるものに限る。

※ 3 ロ (1) に掲げるものを除く。

※ 4 ロ (5) に掲げるものを除く。

(3) その他市長が必要と認める施設

(資料編 洪水時の浸水想定区域内の地下街等の名称及び所在地)

第 2 節 大規模工場等の範囲【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課】

1 大規模工場等の基準

水防法第 15 条第 1 項第 4 号ハに定める大規模な工場その他の施設は、「川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例」で定めるところにより、次のとおりとする。

(1) 用途は、工場、作業場又は倉庫とする。

(2) 規模は、延べ面積が 10,000 平方メートル以上とする。

2 川崎市地域防災計画への記載

条例で定める基準に該当する洪水時の浸水想定区域内の大規模工場等から申出があった場合には、名称及び所在地について地域防災計画に定めるものとする。

(資料編 川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設用途及び規模の基準に関する条例)

(資料編 川崎市地域防災計画への記載の申出があった洪水時の浸水想定区域内の大規模工場の名称及び所在地)

第3節 避難体制及び浸水防止の整備【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課】

1 情報の伝達・収集

市は、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員並びに申出を行った大規模工場等の所有者又は管理者(自衛水防組織を設置している場合はその構成員を含む)に対して、電話、FAX、電子メール等の手段により洪水予報等の情報を迅速に伝達する体制を整備する。また、地下街等及び申出を行った大規模工場等の所有者又は管理者等は、気象情報等の情報収集に努めることとする。

2 避難確保・浸水防止計画等の作成

地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な避難確保・浸水防止計画を作成し、市長へ報告するとともに公表するものとする。

また、申出を行った大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水の防止を図るために必要な浸水防止計画の作成に努めるものとする。なお、計画を作成した場合は、市長に報告するものとする。

3 訓練の実施

地下街等の所有者又は管理者は、避難確保・浸水防止計画で定めるところにより、訓練を行うものとする。

また、申出を行った大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止計画で定めるところにより訓練を行うよう努めるものとする。

4 自衛水防組織の設置

地下街等の所有者又は管理者は、自衛水防組織を設置するものとし、設置したときは、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告するものとする。

また、申出を行った大規模工場等の所有者又は管理者は、自衛水防組織を設置するよう努めるものとし、設置したときは、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告するものとする。

第8章 災害時要配慮者対策【健康福祉局、市民文化局、教育委員会、 こども未来局、総務企画局、建設緑政局、まちづくり局、消防局、区】

台風や洪水等の風水害は事前にある程度予測が可能なため、市及び防災関係機関は、防災上特段の配慮が必要な高齢者及び障害者などの災害時要配慮者に対する情報伝達、避難体制、地域の協力・連携による救出・救護体制の整備に努めることとする。

災害時要配慮者（以下、「要配慮者」という。）とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の防災施策及び災害時に配慮を要する人々をいう。このうち、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人々を災害時要援護者という。

注）ここでいう「災害時要援護者」とは災害対策基本法第49条の10に定める「避難行動要支援者」と同義とし、その対象範囲については、災害時要援護者避難支援制度に登録した者（以下「避難支援制度登録者」という。）と併せて、要介護度3～5及び身体障害者手帳1級～4級（4級は肢体不自由を除く）、知的障害程度中度～最重度、精神障害等級1級～2級の範囲とする。

第1節 高齢者及び障害者の現況【健康福祉局】

本市における高齢者及び障害者の現況は、次のとおりである。

最も多いのは、高齢者であり、今後、着実に進展していく高齢化に備え、防災上の配慮を必要とする。

種 別	人 数（人）
高齢者（65歳以上）※1	310,806
要介護等認定者※1	57,769
身体障害者※2	37,329
知的障害者※2	10,529
精神障害者※2	約 37,000
川崎市の人口※1	1,530,457

※1 令和元年10月1日現在

※2 平成31年3月31日現在

第2節 地域と連携した共助体制の確保【健康福祉局、総務企画局危機管理室、区、消防局】

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動を取れるようにするため、日頃から行政、自主防災組織、地域住民等が連携して支援体制を構築することが必要であり、積極的に協力関係を築くとともに、要配慮者に配慮したきめ細かな防災対策の整備を推進する。

なかでも、在宅の災害時要援護者を適切に支援するためには、支援を必要とする災害時要援護者の状況を迅速かつ正確に把握することが重要である。そのため、各区は、災害時要援護者の身体及び生命の保護を目的として、災害時の迅速な避難方法や情報伝達体制を構築するとともに、関係機関や住民の役割等を定める「区災害時要援護者避難計画」を作成する。

また、市は、災害時要援護者、避難支援者に対し、迅速かつ正確な情報の伝達体制を整備する。

1 自助・共助の推進【総務企画局危機管理室、区】

ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等は、安全確保を図るため、特に浸水等に備えた対策や情報収集に努めるものとする。

また、地域住民や自主防災組織をはじめとする各種団体は、共助の精神に基づき、ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等とコミュニケーションを図り、災害時に情報の伝達、避難の支援等ができる地域づくりに努める。

2 災害時要援護者避難支援制度【健康福祉局庶務課、総務企画局危機管理室】

地域の共助による災害時要援護者の避難支援体制づくりを推進するため、市は、避難支援制度登録者の名簿情報を平常時から支援組織である町内会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域の支援組織に配布する。

支援組織は、次に掲げる情報が記載された名簿に関する情報の適正な管理に細心の注意を払いながら、あらかじめ災害時要援護者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、避難支援者の確保や、避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項

また、災害時には避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。

(資料編 災害時要援護者避難支援制度実施要綱)

3 災害時要援護者情報の活用【健康福祉局、区】

健康福祉局及び区は、災害時要援護者の内、避難支援制度未登録者について、次に掲げる情報を、福祉制度のシステム等から把握し、定期的にこれらに該当する者の名簿を更新する。災害時には、必要に応じて各避難所等に提供するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項

4 公助による支援体制の整備

(1) 公助による避難支援【健康福祉局庶務課、高齢者在宅サービス課、区、消防局】

災害時要援護者の生命及び身体の保護を目的として、区と消防署で情報共有し、災害時におけ

る関係機関の連携による避難支援体制の確立を図るものとする。

また、健康福祉局は、高齢者の実態把握についても区と連携して調査するものとする。

(2) 高齢者及び障害者緊急通報システムの整備・拡充【健康福祉局高齢者在宅サービス課、障害福祉】

市は、65歳以上のひとり暮らしの高齢者やひとり暮らしの障害者の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムの整備を進めてきたが、今後も一層の活用を図るように努める。

(3) ひとり暮らし等高齢者見守り事業の活用【健康福祉局高齢者在宅サービス課】

市は、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、町内会・自治会、老人クラブやボランティアと連携し、ひとり暮らし等高齢者見守り事業の利用者に対し、災害時要援護者避難支援制度への登録を促すなど、災害時の対応について図るものとする。

5 災害時における情報伝達体制の整備【総務企画局危機管理室、区】

市は、災害時要援護者や避難支援者に対し、気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM（かわさきFM）、防災行政無線、Twitter等を活用する。

第3節 災害時要援護者施設等の対策【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、

こども未来局、健康福祉局、教育委員会】

災害時の避難等に支援を必要とする災害時要援護者が利用する施設（以下「災害時要援護者施設」という。）等は、情報の収集、避難誘導、避難施設等への搬送体制の確保が極めて重要であることから、防災力の向上や地域との連携を図るものとする。市は、水防法第15条第2項2号に基づき、洪水時の浸水想定区域内の災害時要援護者施設に対し、また「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（以下、本章では「土砂災害防止法」という。）第8条第2項に基づき土砂災害警戒区域内の災害時要援護者施設等に対し、洪水予報、土砂災害警戒情報等の情報伝達手段を確立する。

1 災害時要援護者施設等の範囲

災害時要援護者施設は、次のとおりとする。

- (1) 水防法第15条第1項第4号ロに定める要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）

ア 社会福祉施設

高齢者施設	老人福祉センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム、軽費老人ホームケアハウス、老人いこいの家
障害児・者施設	障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、福祉ホーム、聴覚障害者情報文化センター、視覚障害者情報文化センター、地域療育センター、障害児入所施設、身体障害者福祉センター、地域作業所、地域活動支援センター、地域生活支援センター、精神障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設、福祉パル、救護施設
児童施設	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設（川崎認定保育園、地域保育園、おなかま保育室、企業主導型保育事業）、病児・病後児保育施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子・父子福祉センターサン・ライヴ、母子生活支援施設、一時保護所、こども文化センター、子ども夢パーク

イ 学校

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

ウ 医療施設

病院、診療所、助産所（有床に限る）

（資料編 洪水時の浸水想定区域内の災害時要援護者施設一覧表）

（2）土砂災害防止法第8条第1項第4号に定める社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設

ア 上記（1）水防法第15条第1項第4号ロに定める要配慮者利用施設

イ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

（資料編 土砂災害警戒区域内の災害時要援護者施設等一覧表）

2 洪水予報、土砂災害警戒情報等の伝達

市は、洪水時の浸水想定区域内の災害時要援護者施設の所有者又は管理者（自衛水防組織を設置している場合はその構成員を含む）及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者施設等に対し、円滑かつ迅速な避難が行えるよう洪水予報、土砂災害警戒情報等の情報を電話、FAX、電子メール、同報系防災行政無線等で伝達する体制を整備する。

3 防災計画の策定

災害時要援護者施設等は、災害発生時に職員の役割や情報連絡体制の整備、避難救護体制の確立等円滑な対応を図るため、防災計画を策定するものとする。

特に、洪水時の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の災害時要援護者施設の所有者又は管理者は、水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2の規定に基づき、当該施設の利用者の洪水及び土砂災害からの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難確保計画を作成し、市長へ報告するものとする。

4 防災教育・訓練の実施

災害時要援護者施設等の所有者又は管理者は、策定された防災計画又は避難確保計画に基づき、円滑に防災対応が図れるよう職員の防災教育、防災訓練を実施し、特に自力歩行が困難な入所者がいる施設では、夜間防災訓練も実施するものとする。

5 自衛水防組織の設置

洪水時の浸水想定区域内の災害時要援護者施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を設置するよう努めるものとし、設置したときは、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告するものとする。

6 地域との連携強化

社会福祉施設等の入所、通所者には、自力で避難することが困難で、介助の必要な要援護者も多いことから、迅速かつ安全に避難するためには地域住民等の協力が不可欠である。このため、近隣の自治会・町内会や企業、自主防災組織と平常時から連携・協力関係を築き、地域の協力による防災体制を推進するものとする。

第4節 外国人等に関する対策【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室 市民文化局多文化共生推進課、区】

国際化に伴い年々増加する外国人に対して、防災知識の普及・啓発を行い、防災行動力の向上に努めるものとする。

1 防災知識の普及・啓発

外国人向けに、「やさしい日本語」や6言語による防災啓発冊子の作成のほか、避難所標識へのピクトグラム（絵文字、図形）や英語、「やさしい日本語」の併記、防災関連行事等を通じ、災害時に必要な知識・行動の習得を図り、外国人の防災力の向上に努めるとともに、地域住民による外国人のための支援体制の確立を図るものとする。

2 迅速な支援体制の確保

(1) 外国人に対する避難方法の周知

災害発生時に外国人等がスムーズに避難所等に避難できるよう、水防月間、土砂災害防止月間、防災関連行事等を通じ、防災活動に必要な知識(行動)等の普及・啓発に努めるものとする。

(2) 外国語ボランティアの確保

公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、災害発生時に必要な外国人等への情報提供や避難所、コミュニティ FM（かわさき FM）等に外国語ボランティアが派遣できるよう、事前にボランティアの登録を行う等の対応を行い、外国語ボランティアの確保に努めるとともに、必要な情報を迅速に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を進める。

第5節 避難施設の対策【健康福祉局、まちづくり局住宅整備推進課、関係局区】

要配慮者を考慮した避難施設の確保を行い、要配慮者が安全に避難できるよう、運営管理に関するシステムの構築を図る。

1 避難施設における要配慮者受入れ体制の整備【関係局区】

指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された公共施設にあつては、要配慮者が不安なく安全に避難できるよう、マニュアル等を整備し、適切に運営を行う。

また、高齢者や障害者等の避難を考慮し、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めておくものとする。

2 要配慮者用避難施設の整備【健康福祉局庶務課】

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等で、通常の避難所と別の空間の確保が必要な者、介助を必要とする者がより適切な環境のもとで避難生活を送るため、社会福祉施設の確保に努めるとともに、ホテル等の活用について検討を進める。なお、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を二次避難所として指定するよう努めるものとする。

（資料編 川崎市災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱）

（資料編 災害時等に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書）

3 応急仮設住宅の建設【まちづくり局住宅整備推進課、市営住宅建替推進課】

応急仮設住宅の建設にあたっては、要配慮者に配慮した住宅について、検討をする。

第9章 地域防災拠点及び避難施設の整備【総務企画局危機管理室、教育委員会、環境局、健康福祉局、区】

第1節 地域防災拠点【総務企画局危機管理室、環境局、区、健康福祉局】

市立中学校を地域防災拠点として位置付け、避難者の収容機能のほか、情報収集伝達機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能等を有する施設として整備を図るものとする。

1 ヘリサインの整備【総務企画局危機管理室】

ヘリコプターによる救援活動等を円滑に行うため、九都県市防災・危機管理対策委員会の申し合わせ事項に基づき、地域防災拠点である市立中学校の校舎の屋上に学校名の略称を表示し、災害時に上空から視認できるよう整備する。

2 応急医療機能の確保【健康福祉局保健医療政策室】

災害時の被災状況等に応じて、市立中学校を優先的に医療救護所の候補地となるよう、市内医療関係団体と連携のもとに備えておく。

(資料編 地域防災拠点一覧表)

(資料編 九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申合せ事項)

第2節 避難施設【総務企画局危機管理室、教育委員会、健康福祉局、環境局、区】

1 指定緊急避難場所【総務企画局危機管理室】

市長は、災害対策基本法に基づき、住民等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設（又は場所）として、災害種別ごとに市立小学校及び高等学校等を指定緊急避難場所として指定する。指定緊急避難場所は、避難者を確実かつ安全に受け入れるために、同法施行令に定める管理条件や構造条件等の一定の基準を満たすことを要件とする。

2 指定避難所【総務企画局危機管理室】

市長は、災害対策基本法に基づき、被災した住民等が一定期間滞在する場として、地域防災拠点のほか市立小学校及び高等学校等を指定避難所として指定する。指定避難所は、被災者を受入れ、円滑な救援活動を実施するために、同法施行令に定める構造・設備条件等の一定の基準を満たすことを要件とする。

3 避難所補完施設【総務企画局危機管理、区、各施設所管局】

市長は、住民等が確実に避難できるよう、地域の実情に応じて、公共施設又は町内会館等の民間施設から指定緊急避難場所及び指定避難所を補完する施設（以下「避難所補完施設」という。）の確保に努める。

なお、市の施設以外の施設を避難所補完施設として確保する場合は、あらかじめ施設管理者等の承諾を得ておき、災害時には使用する旨の連絡を行う。

4 住民への周知

市は、指定緊急避難場所又は指定避難所を指定又は解除したときには、公示等により広く市民に周知する。また、指定緊急避難場所の標識を設置する場合は、どの災害の種別に対応した緊急避難場所であるか、浸水区域の場合は何階以上のフロアに避難するか等を明示するよう努めるものとする。

る。

危機管理室及び区は、災害時の円滑な避難を実施するため、市の広報誌、ホームページや避難所標識などにより住民に指定避難所等について周知徹底を図るものとする。

5 避難所の対象区域【総務企画局危機管理室、区】

危機管理室及び区は、原則として小学校の通学区域を基本に周辺の人口、町丁界の区域、地形等を考慮し、おおむね地域コミュニティの単位で避難所を指定する。

6 避難経路

緊急避難場所や避難所等への避難経路の選定に当たっては、土砂災害警戒区域内の道路や大雨時に頻繁に冠水する道路やアンダーパス等は避け、安全な経路を選定するものとする。

7 情報受伝達手段の整備【総務企画局危機管理室】

(1) 移動系防災行政無線の整備

公衆網が途絶した場合に備え、指定避難所と区の情報受伝達手段として、260MHz デジタル移動系防災行政無線を整備する。災害時には、市内及び避難所の被害状況、火災発生状況、住民の避難状況、負傷者等の状況、食料・飲料水及び生活物資の状況、住民の安否等の情報の受伝達に活用する。

(2) 同報系防災行政無線屋外受信機の整備

指定避難所に避難してきた避難者等に対する情報伝達手段として屋外受信機を整備する。災害時には、被害状況、避難に関する情報、ライフラインや交通機関に関する情報、人心の安定に関する情報等を伝達する。

(3) アマチュア無線ボランティアとの連携

市の情報受伝達手段を補完するため、川崎市アマチュア無線情報ネットワーク会員の協力を得るものとする。

(4) 総合防災情報システムの整備

緊急避難場所又は避難所と市及び区における、避難所情報の収集、集約、分析及び共有に加え、住民への避難所情報の発信手段として、総合防災情報システムを整備する。

(5) 災害時優先電話の整備

市及び区から指定避難所への連絡を円滑に行うため、災害時優先電話の整備を図る。

(6) 特設公衆電話の整備

指定避難所において、避難者が無料で使用でき、通信規制時においても繋がりやすい災害時優先電話である特設公衆電話を、避難所開設に合わせ迅速に利用が可能となるよう、事前に、電話回線と必要な機器を整備する。

8 避難施設台帳の整備等【区】

区は、風水害時の避難誘導措置に対する適切な措置を行うため、「避難施設台帳」を作成し、避難施設の管理者との連絡体制を確立するとともに、避難施設周辺の危険箇所の地理が掌握できるよう、自主防災組織、住民等に避難施設台帳を公開し、防災訓練やパトロール等を通じ避難施設との連絡体制等を検証する。

9 物資の備蓄【総務企画局危機管理室、環境局、区】

指定避難所の一時的余裕教室、校地等を利用して、備蓄倉庫を整備又は設置し、食料・飲料水、生活必需品、資器材、災害用トイレ等を備蓄する。

10 施設の整備【総務企画局危機管理室、教育委員会、区】

指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された公共施設については、高齢者や障害者等の避難を考慮し、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めるものとする。その他、避難者が安心して避難できるよう、必要な資機材等の確保に努める。

11 避難施設の運営【総務企画局危機管理室、教育委員会、区】

指定緊急避難場所又は指定避難所は、それぞれの指定目的を達成するために、マニュアル等を整備し、適切に運営を行う。また、指定緊急避難場所及び指定避難所は自助・共助・公助に基づき運営されることから、運営ルール等について平時から啓発・研修に努める。

(資料編 風水害時避難所補完施設一覧表)

(資料編 避難所一覧表)

(資料編 防災への取り組みに関する協定書 (Google Inc))

(資料編 災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社))

(資料編 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書(東日本電信電話株式会社神奈川支店))

第10章 物資・資器材の備蓄及び協定【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、各局室区】

各局室区は、災害応急活動に必要な食料、飲料水、生活必需品、資器材、災害用トイレ、被災者の災害救助のための医薬品等の備蓄を行う。また、平常時から卸・小売業者等と締結している「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等の内容の検証や必要な見直しを行うとともに、新たに全国展開している企業等と協定を締結することで、流通在庫備蓄を活用した災害時の物資供給体制の整備に努める。

第1節 水防用資器材の保管【建設緑政局河川課】

市内9箇所に水防倉庫を設置し、土のう等の水防用資器材を保管する。

1 資器材

土のう、なわ、鉄線蛇籠、鉄線、照明灯、一輪車、つるはし、シャベル、かすがい、のこぎり、なた等

2 水防倉庫一覧表

区名	倉庫名	所在地
川崎区	大師河原水防倉庫	川崎区大師河原1-2343-6
高津区	野川水防倉庫	高津区東野川1-8-14
	久地水防倉庫	高津区久地3-200-13
宮前区	平水防倉庫	宮前区平5-792-15
多摩区	菅水防倉庫	多摩区菅北浦2-4489
	生田水防倉庫	多摩区枅形4-3782
	上河原水防倉庫	多摩区布田745
麻生区	高石水防倉庫	麻生区高石3-1428-3
	下麻生水防倉庫	麻生区下麻生960

第2節 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄【総務企画局危機管理室】

市民は平常時から災害の発生に備え、「最低3日間、推奨1週間」分以上の食料、飲料水や生活必需品等の備蓄に努める。

市は、災害対策用に食料、飲料水及び生活必需品を備蓄する。

第3節 資器材の備蓄【総務企画局危機管理室】

市は、救出救助活動に必要なシャベル、手斧、発電機、投光機、つるはし等を備蓄するとともに、定期的に資器材の点検を行い、常に良好な状態を保つよう努めるものとする。

市が備蓄するもののほか、市民は協定に基づきガソリンスタンドの工具類を利用することができる。

(資料編 災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定(神奈川県石油業協同組合各支部))

第4節 備蓄場所【総務企画局危機管理室、区】

市は、食料、生活必需品、資器材等を避難所に分散備蓄する。また、各区にある備蓄倉庫（別表参照）を集中備蓄倉庫と位置づけ、避難者の多い避難所への円滑な物資の補充を図るものとする。

各 区 集 中 備 蓄 倉 庫 一 覧

区 名	備 蓄 倉 庫 名	所 在 地
川崎区	大師公園備蓄倉庫	川崎区大師公園 1
	川崎区備蓄倉庫	川崎区大島 1－25－10（川崎区道路公園センター内）
幸 区	御幸公園備蓄倉庫	幸区東古市場 1
	幸区備蓄倉庫	幸区下平間 357－3（幸区道路公園センター内）
中原区	中原区備蓄倉庫	中原区下小田中 2－9－1（中原区道路公園センター内）
	中原区役所備蓄倉庫	中原区小杉町 3－245
	等々力公園備蓄倉庫	中原区等々力 1－1（等々力陸上競技場内、等々力硬式野球場内【※2020 年度完成予定】）
	国際交流センター備蓄倉庫	中原区木月祇園町 2－2
高津区	緑ヶ丘霊園備蓄倉庫	高津区下作延 5－23－3
	高津区備蓄倉庫	高津区溝口 5－17－7（高津区道路公園センター内）
	高津スポーツセンター 備蓄倉庫	高津区二子 3－15－1
宮前区	馬絹備蓄倉庫	宮前区馬絹 1－5 先
	宮前区備蓄倉庫	宮前区有馬 2－6－4（宮前区道路公園センター内）
多摩区	稲田公園備蓄倉庫	多摩区菅稲田堤 2－9－1
	明治大学地域産学連携 研究センター備蓄倉庫	多摩区三田 2－3227
	川崎国際生田緑地 ゴルフ場備蓄倉庫	多摩区枳形 7－1－10
麻生区	麻生区備蓄倉庫	麻生区古沢 120（麻生区道路公園センター内）

第5節 各局区の備蓄業務等

各局は災害対策本部規程の事務分掌に基づき、各局の確保する備蓄倉庫に迅速かつ的確な供給を考慮に入れた備蓄を実施する。

1 経済労働局

卸・小売店舗や生活協同組合と物資の供給協定等を締結し、流通物資の供給体制を確保する。

2 健康福祉局

医薬品及び医療救護用資器材等を備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。

（資料編 救急災害用医薬品等備蓄事業補助金交付要綱）

3 建設緑政局

水防用資機材のほか、道路等の応急復旧用の資機材等を備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。

4 環境局

災害用トイレを備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。

5 上下水道局

上下水道等の応急復旧用の資器材等を備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。

6 関係局、各区

大雪による除雪、凍結防止活動等を速やかに対応するため、車両運行のためのタイヤチェーン又は、スタッドレスタイヤを整備する。

また、市の管理する施設管理者は、シャベル及び凍結防止剤等の整備に努めるものとする。

第6節 応援協定の推進

各局では災害対策本部規程の分掌事務に基づき、他都市、関連業者等と災害時の応援協定を締結し、安定した物資、資器材の確保・供給を図る。

なお、各局は、締結している協定内容を適宜検証し、流通在庫の備蓄品の保有量の把握に努めるとともに、必要に応じて協定内容の見直しを行うものとする。

第 1 1 章 防災訓練の実施・指導【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、

まちづくり局指導部、消防局、各局室区】

市民、市及び防災関係機関等は、災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、防災週間等の時節に応じた防災関連行事を活用して、それぞれの協力体制の確立に重点を置いた防災訓練又は講習会などを実施又はこれらに参加し、防災意識の普及・啓発と、災害に対する行動力を醸成するものとする。

第 1 節 訓練の方針及び実施時期【総務企画局危機管理室】

市民、企業、市及び防災関係機関等が一体となって、防災訓練を実施することにより、地域防災計画に習熟するとともに、相互の協力体制を緊密にすることを目的とする。

また、訓練の実施は年間を通して、定期的かつ継続的に実施する。

第 2 節 訓練の種類【総務企画局危機管理室、まちづくり局指導部、建設緑政局河川課、

消防局、区】

1 各種訓練（随時実施）

(1) 水防工法訓練

風水害の防御等、被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関等が協力して水防工法訓練を実施する。

(2) 救助・救護訓練

災害による負傷者の救護を迅速かつ適切に実施するため、本市及び防災関係機関等と市民が一体となった救助・救護訓練を実施する。

(3) 避難訓練

自主避難、避難勧告、指示及び避難誘導など地域住民を安全に避難させることはもとより、災害時要援護者の避難を円滑に行うため、市民、自主防災組織、市及び防災関係機関等が一体となった避難訓練を実施する。

(4) 情報伝達訓練

災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うための情報伝達訓練を実施する。

(5) 非常参集訓練

夜間・休日などの勤務時間外に災害が発生した場合を想定し、市の迅速な活動体制の確立を図るため非常参集訓練を実施する。

(6) 災害図上訓練

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、前記(1)から(5)の实地訓練のほか、風水害が発生したことを想定して、情報伝達体制の確立、災害対策本部の適切な運営方法など、各種対策別の災害図上訓練等を実施する。

2 総合訓練

市民、市及び防災関係機関等の合同により、前記の各種訓練を総合して行う訓練とする。

実施時期	名 称	実 施 内 容
水防月間(5月1日～31日)、土砂災害防止月間(6月1日～30日)、防災週間(8月30日～9月5日)中	総合水防訓練	多摩川・鶴見川の破堤、急傾斜地のがけ崩れ等の災害を想定し、地域住民と防災関係機関等が連携を図り、総合的な訓練を実施する。

3 まちかど防災訓練（随時実施）

災害時の地域コミュニティの確立と緊密な連携体制を構築することを目的とし、区及び自主防災組織、事業所などが中心となって、各種個別の訓練を実際の街並みを利用して実施する。

第3節 訓練の検証【各局室区】

市及び防災関係機関等は、各種訓練の実施結果を踏まえて、地域防災計画や各機関等で作成する個別防災計画及び各種マニュアル等を検証するとともに、必要に応じて体制等を改善し、防災力の向上を図るものとする。

第12章 災害ボランティアとの連携

【市民文化局、健康福祉局、総務企画局危機管理室、消防局】

第1節 ボランティアの活動分野【市民文化局、健康福祉局、総務企画局危機管理室、消防局】

災害時のボランティアは、自発的な参加により、被災者支援に係る社会福祉活動を行う者で、浸水家屋等の土砂の除去や家財運び出し、避難所での炊出し、物資の配送などを行う「一般ボランティア」と、医療、消防、通訳などそれぞれの専門的な知識、資格、技能などを要する「専門ボランティア」に区分される。

1 一般ボランティア

専門的技能を必要としない、自己完結による支援を基本とする一般のボランティアで、区あるいは社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）及び公益財団法人かわさき市民活動センター（以下「市民活動センター」という。）等を通じて全般的な活動を地域において行う。

2 専門ボランティア

(1) 医療ボランティア

医師、看護師等の医療従事者をはじめとするボランティアで、被災住民に対して医療活動を行う。

(2) 消防ボランティア

消防活動等に関する知識と経験を有する消防ボランティア組織は、平時の防災啓発のほか、災害時の消防活動の支援等を目的として活動しており、市は、消防ボランティア組織と連携した水防活動や災害時要援護者の避難などの支援・協力に向けた体制づくりを行う。

(3) 外国語ボランティア

外国語の翻訳や通訳能力を有するボランティアで、公益財団法人川崎市国際交流協会を通じて、被災した外国人等への被災地域に関する広報・広聴活動、避難所・コミュニティ FM（かわさき FM）等での翻訳・通訳活動を行う。

(4) 介護ボランティア

様々な原因により介護・介助が必要となる災害時要援護者等に対する支援が行えるボランティアで、介護等の支援活動を行う。

(5) 動物救援ボランティア

獣医師やかわさき犬・猫愛護ボランティア等をはじめとする動物救援ボランティアで、健康福祉局及び動物救援本部等と連携して被災動物の救援活動を行う。

(6) その他専門ボランティア

一定の知識や経験、資格等を有するボランティアで、被災地のニーズに応じて、市関係局、社会福祉協議会等を通じて被災地及び被災住民の支援活動を行う。

（資料編 川崎市災害時多言語支援センターの設置に関する協定書）

第2節 災害ボランティアの活動支援のための環境整備【市民文化局、健康福祉局、 総務企画局危機管理室、消防局】

市及び防災関係機関等は、それぞれの災害対応業務に係るボランティアの育成に努め、活動環境を整備し、各ボランティア相互の連携体制の構築に努める。

1 一般ボランティア

災害時における一般ボランティア活動支援の環境整備を図るため、市は、次の取組みを行う。

- (1) 社会福祉協議会、市民活動センターと連携を図り、災害時に活動可能なボランティアの事前登録、教育、研修・訓練等総合的な推進を図る。
- (2) 社会福祉協議会、市民活動センターと連携を図り、災害時に対応できるボランティアコーディネーター等の人材育成に努める。
- (3) 社会福祉協議会、市民活動センター及び企業や地域の市民団体等と連携しながら、ボランティアネットワークづくりに取り組む。
- (4) 社会福祉協議会及び市民活動センターと災害時における情報連絡体制を構築するため、防災行政無線設備等の整備に努める。
- (5) 川崎市災害ボランティアセンター（支援センター及び区センター）を速やかに設置・運営するため、全国にネットワークを有する社会福祉協議会を核とした体制整備を行う。併せて、社会福祉協議会、市民活動センター等と連携を図り、災害ボランティアセンターの運営等に関するマニュアル等の整備を進める。

2 専門ボランティア

- (1) 所管局は、専門ボランティアの事前登録、教育、研修・訓練等を実施する他、ボランティアコーディネーターを育成し、地域、関係団体との連携体制を整備する。
- (2) 所管局は、専門ボランティア本部を速やかに設置・運営するため、マニュアル等の整備を進める。

第 1 3 章 災害救助法に基づく救助の実施に係る連携体制の構築等

【総務企画局危機管理室】

第 1 節 神奈川県等との連携体制の構築

市は、災害救助法第 2 条の 2 第 1 項の救助実施市（平成 31 年 4 月 1 日指定）として、その権限と責任を踏まえ、円滑かつ迅速な救助の実施に向けて、平時から、国、神奈川県、他の救助実施市及び関係団体等との積極的な情報共有、意見交換等を進め、連携体制の構築を図る。

第 2 節 救助の実施体制の整備

市は、迅速かつ的確な救助を実施できるよう、必要なマニュアル等の整備や訓練等を実施するとともに、災害救助法の目的や制度の理解等の人材育成の取組を推進し、救助の実施体制の整備を図る。

第14章 業務継続計画（BCP）【総務企画局危機管理室、各局室区】

大規模な風水害発生時には、公共団体の行政機能の低下が懸念されるが、一方で人命救助や避難者対策、ライフラインの維持など、行政機能を維持することが求められる。

業務継続計画は、あらかじめ発災時に優先して実施する業務を選定し、限られた人員や資機材といった資源を効率的に投入することで、行政機能の継続と早期復旧を図ることを目的とした計画である。

市は業務継続計画に基づき、災害発生時における業務の早期立ち上げの実現や業務レベルの向上を図るものとする。

また、各局室区長は、被災の状況等からBCPの発動に至らない場合であっても、通常業務と災害時優先業務との均衡を図りながら適切に対応する。

第1節 発動条件

災害対策本部長は、本市が次のいずれかにあたる場合にBCPを発動する。また、本部長による発動が困難な場合には、職務代理者が発動する。

- ・市内の複数の観測点で震度6弱以上の震度が観測されたとき。
- ・市内で地震又は風水害等による相当程度の被害が確認されたとき。
- ・本部長が必要と認めたとき。

第2節 発動期間

災害対策本部会議により、発動期間及び解除予定日時を定める。

以後、被災の状況に応じ、本部長の判断により延長する。

第3節 BCPの発動及び解除の周知

BCPの発動は市民生活への影響が大きいため、BCPを発動又は解除する際には、各メディア（市HP、市政だより、TVK、ケーブルテレビ、メールニュースかわさき『防災気象情報』、ラジオ、報道機関等）を通じて市民に広く周知し、理解と協力を求めるものとする。

第3部 初動対策計画

第1章 初動体制の確立【総務企画局危機管理室】

台風や集中豪雨等による風水害や大雪による雪害、富士山噴火による降灰被害等は、災害の発生する危険性をおおむね予想することができることから、被害の発生や拡大を防止するための体制を予め整え、警戒に当たることが重要である。したがって、気象状況に応じた迅速な対策が実施できるよう、状況に応じた段階的配備体制を確立し、市及び防災関係機関等の連絡体制や活動体制の整備を図るとともに、適切な人員配備を行い、迅速かつ適切な応急対策活動を実施するものとする。

第1節 体制の概要【総務企画局危機管理室】

1 情報の収集・分析

危機管理室は、24時間体制（休日・夜間等の勤務時間外の体制については、当直職員）で、予警報等の気象情報及び市内外の被害情報の収集と分析を行い異常現象、災害の予兆等の発見に努める。

また、各局区においても、台風の接近や予警報により災害の発生のおそれがある場合は、気象情報及び災害の予兆現象等の収集に努め、資機材の準備、所管施設等の風水害対策を図るものとする。

2 情報の伝達・報告

危機管理室は、気象予警報等を危機管理室員及び各局（室）区連絡員等に伝達し、災害発生に対する注意を喚起し、職員は、災害の予兆現象、発生を危機管理室に報告するものとする。

3 体制の確立及び動員

危機管理監は、把握した気象状況及び対策方針について市長等に報告及び具申し、対策及び動員を決定し、動員の指示を伝達の上、災害対策の体制を確立する。

名 称	設 置 基 準	動 員
災害警戒体制	警戒本部を設置するに至らない状況下で、大雨、洪水、大雪等の気象注意報・警報の1以上が発表され、災害が発生するおそれ大きいとき その他市長が設置の必要を認めるとき	1号配備 又は 2号配備
災害警戒本部	大雨、洪水、大雪等の気象注意報・警報の1以上が発表され、台風又は集中豪雨等により、災害が発生し、又は災害が発生するおそれ大きいとき その他市長が設置の必要を認めるとき	3号配備 以 上
災害対策本部	大雨、暴風、大雪等の特別警報が発表されるなど、大規模な災害の発生が予測又は発生し、その対策を要すると認められるとき その他市長が設置の必要を認めるとき	4号配備 以 上

* 富士山噴火による降灰被害の対応については、「噴火警戒レベル」や「降灰予報」などを総合的に判断し、必要な体制を整えるものとする。

（参考）注意報、警報等一覧

注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷・着雪
警報	大雨（浸水害）、大雨（土砂災害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
特別警報	大雨（浸水害）、大雨（土砂災害）、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、火山噴火、地震（地震動）、津波
その他	土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報

* 気象庁の注意報、警報等の発表基準は、第3部第6章第3節による。

4 洪水に対する防災行動計画

台風の接近・上陸に伴い、多摩川または鶴見川の氾濫が想定される場合には、本市及び関係機関は、「台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）」に基づき対策を実施するものとする。

（資料編 台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムライン）

第2節 市施設の閉鎖などの市民サービスの停止等【関係局】

1 市民サービスの縮小又は停止

市長は、大規模な風水害等の発生が予測される場合において、住民の生命・身体の安全を確保するとともに、災害対応に必要な体制の確保のため、市民生活への影響などを考慮しながら、必要な範囲において、市施設の閉鎖や窓口の閉鎖等、市民サービスの縮小又は停止を実施するものとする。

なお、各局室区長は、緊急に市民サービスの縮小又は停止を行う必要があると認めるときは、速やかに市民サービスの縮小又は停止を実施するとともに、市長に報告するものとする。

また、各局室区長は、所管する市民サービスの対象者、内容等を踏まえ、縮小又は停止の判断基準等の策定に努めるものとする。

2 市民等への周知

各局室区長は、市民サービスの縮小又は停止を実施するときは、市ホームページ等の様々な広報手段を通じて市民等への周知を行う。

第3節 川崎市災害警戒体制【総務企画局危機管理室】

台風や集中豪雨等による風水害や大雪による雪害、富士山噴火による降灰被害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害警戒本部を設置するに至らない場合は、危機管理室の通常体制を強化した災害警戒体制を確立する。また、各局室区は、必要に応じて警戒体制を確立する。

1 体制及び業務

総務企画局危機管理室は、次の主な業務に従事するものとする。

- (1) 風水害に関する気象情報の収集及び伝達
- (2) 川崎市災害対策本部又は川崎市災害警戒本部の設置準備
- (3) 関係職員への情報伝達
- (4) 電子メール、ホームページ等による災害情報・気象情報の広報
- (5) 防災関係機関、報道機関への連絡・情報提供
- (6) その他災害対策上必要な項目

2 初動対応

(1) 勤務時間内の対応

総務企画局危機管理室は、気象予警報等の情報収集を行い、市民、市及び防災関係機関等に対し、情報伝達・広報等の業務を行うとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長等に報告し、災害の発生を防止・警戒するための対策の方針等の指示を受け、必要な対応措置をとるものとする。

(2) 休日・夜間等の対応

総務企画局危機管理室当直職員は、横浜地方気象台等からの気象情報と、市内の降雨、浸水等の状況を把握するとともに、消防機関等による情報もあわせ、総務企画局危機管理監に報告する。

第2章 川崎市災害警戒本部【総務企画局危機管理室、区】

市長は、台風や集中豪雨等による風水害や大雪による雪害、富士山噴火による降灰被害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、水防活動その他応急対策活動の円滑化を図るため、「川崎市災害警戒本部設置要綱」に基づき市災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置し、市警戒本部長は、区本部を設置するものとする。

第1節 市警戒本部【総務企画局危機管理室】

市警戒本部の設置又は廃止並びに運営等については、原則として次に掲げるところによる。

1 設置場所等

危機管理担当副市長を市警戒本部長、総務企画局危機管理監を市警戒副本部長とし、第3庁舎7階に市警戒本部を設置する。

なお、市警戒本部長は、市警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を市長、その他の副市長及び病院事業管理者に報告するとともに、各局・区及び防災関係機関、報道機関等に通知する。

2 構成

市警戒本部の構成局は、原則として総務企画局、市民文化局、こども未来局、環境局、健康福祉局、まちづくり局、建設緑政局、港湾局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局とする。

ただし、市警戒本部長は、気象状況や被害の状況に応じて、構成局を追加をすることができる。

市警戒本部には事務局を置き、総務企画局危機管理室がその任にあたる。

3 主な所掌事務

- (1) 災害に関する初期情報の収集に関すること。
- (2) 市域における被害情報の収集・報告に関すること。
- (3) 気象情報、水防等に関する情報の収集伝達に関すること。
- (4) 職員の配備状況の把握に関すること。
- (5) その他応急対策を実施するうえで必要な対応に関すること。

4 廃止基準

- (1) 市災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (3) 被害の発生するおそれが解消したとき。

第2節 区本部【区】

区本部の設置又は廃止並びに運営等については、次に掲げるところによる。

1 設置場所等

区長を区本部長、副区長及び区本部長の任命した職員を区副本部長とし、区役所に区本部を設置する。

なお、区本部長は、区本部を設置したときは、直ちにその旨を警察署等の防災関係機関に通知する。

2 構成

区本部の構成は、原則として各班とする。

区本部には事務局を設置する。

なお、消防署及び各班は、情報連絡担当者を設置し、区本部事務局に派遣するものとする。

3 主な所掌事務

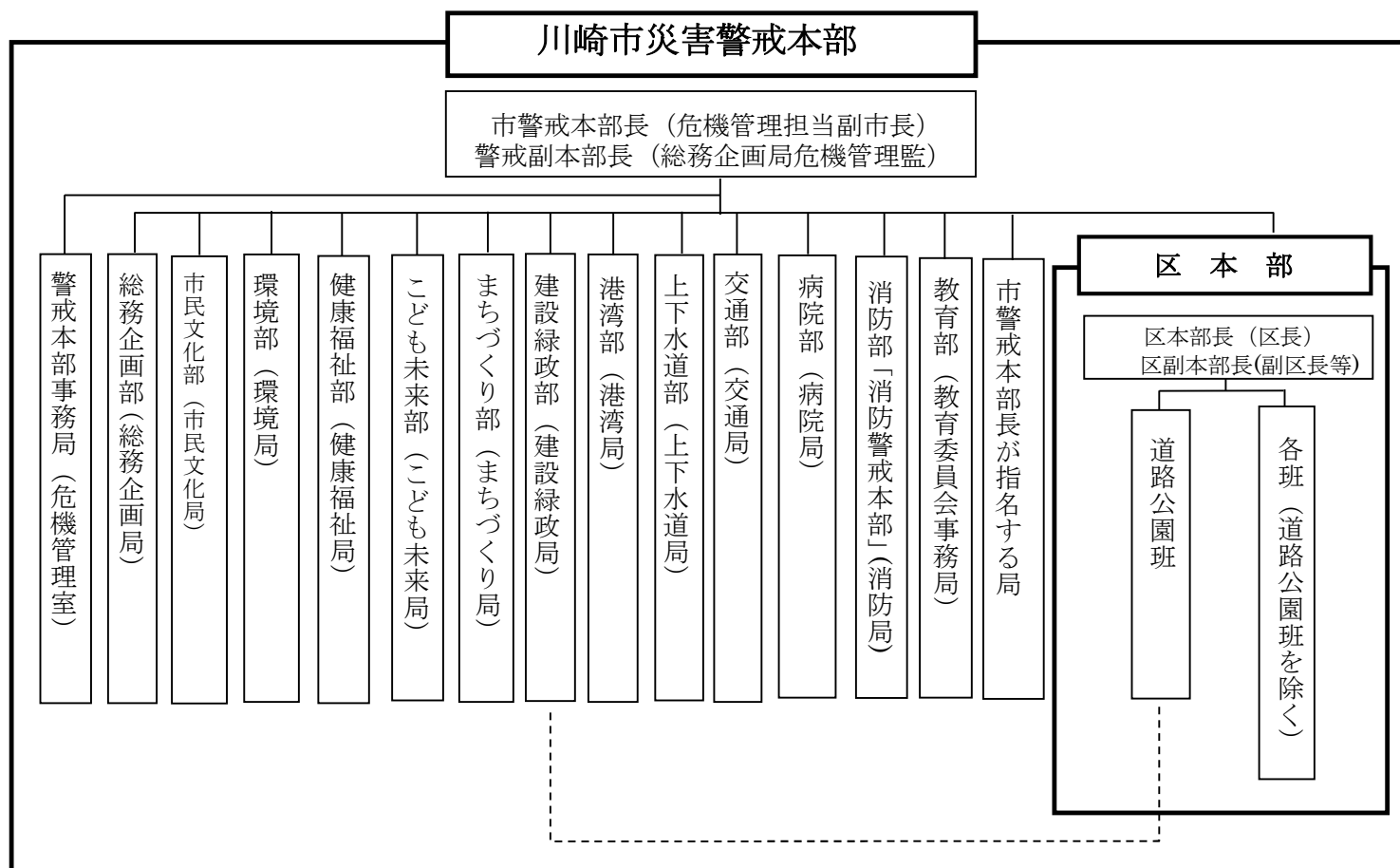
- (1) 災害に関する初期情報の収集に関すること。
- (2) 区域における被害情報の収集・報告に関すること。
- (3) 構成する班に対する気象情報、水防等に関する情報の収集伝達に関すること。
- (4) 職員の配備状況の把握に関すること。
- (5) 警戒巡視・広報活動に関すること。
- (6) その他応急対策を実施するうえで必要な対応に関すること。

4 廃止基準

- (1) 市災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (3) 被害の発生するおそれが解消したとき。

(資料編 川崎市災害警戒本部設置要綱)

市警戒本部の構成



第3章 川崎市災害対策本部【総務企画局危機管理室、各局室区】

市長は、市域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の規定により、市災害対策本部（以下「市本部」という。）及び区本部を設置する。

第1節 市本部の設置及び廃止【総務企画局危機管理室】

1 設置の伝達

市本部が設置された場合、川崎市災害対策本部長（以下「市本部長」という。）は次によりその旨を伝達する。

- (1) 県知事及び防災関係機関へ伝達する。
- (2) 各報道機関へ公表するとともに、各種伝達手段を用いて市民に対し発表する。

2 廃止の基準

市本部長は、次にあたる場合、市本部を廃止する。

- (1) 市の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。
- (2) 市の地域において、災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき。

市本部長は、市本部を廃止した場合、直ちに、県知事、防災関係機関に伝達するとともに、その事実を各報道機関に公表する。

第2節 市本部の組織及び運営【総務企画局危機管理室】

市本部の組織及び運営は、災害対策基本法、川崎市災害対策本部条例（昭和38年条例第14号）及び川崎市災害対策本部規程に定めるところにより、次のとおりとする。

1 組織

市本部及び区本部の組織は、原則として図1に掲げるとおりとする。

(1) 市本部長・市副本部長及び参与

ア 市本部長は市長をもって充て、市副本部長は副市長をもって充てる。

イ 市本部長は、市本部の事務を統轄し、市本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。

ウ 市副本部長は、市本部長を補佐し、市本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

エ 市副本部長が市本部長の職務を代理する順序は、川崎市長職務代理順序に関する規則（平成15年規則第17号）に定めるところによる。

オ 参与は病院事業管理者及び教育長をもって充て、市本部長及び市副本部長を補佐する。

(2) 本部員

本部員は各局室長等及び危機管理監並びに本部長が必要と認める者をもって充て、市本部長、市副本部長及び参与とともに本部会議を構成し、応急対策実施上の重要な基本方針について協議する。

なお、不在のとき等はあらかじめ定められた職員がその職務を代理するものとする。

(3) 各部、区本部等の構成と事務分掌

（資料編 川崎市災害対策本部規程）

(4) 防災計画の策定

各部及び区本部の長は、その所管業務の実施について必要な防災計画を定めるものとする。

2 市本部の運営及び活動体制

(1) 市本部

ア 市本部長は、市本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため第3庁舎7階に市本部を設置する。

イ 市本部は、本部会議と市本部事務局との連携によって運営するものとし、庶務は市本部事務局が行う。

(2) 本部会議

ア 市本部長は、災害対策の基本方針を決定するため、本部会議を開催する。

イ 市副本部長及び各部長は、各部の配備体制及び緊急に措置した事項等を市本部長に報告する。

ウ 市本部長は、必要に応じて、本部会議に自衛隊、神奈川県警察（川崎市警察部）、横浜海上保安部（川崎海上保安署）ライフライン事業者等関係機関の出席を求める。

(3) 市本部事務局

市本部の活動を迅速かつ的確に行うため、事務処理機関として、市本部に事務局を設置する。

ア 構成

(ア) 事務局長は総務企画局危機管理監をもって充て、事務局次長は総務企画局危機管理室長をもって充てる。

(イ) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、事務局長の職務を代理する。

(ウ) 市本部事務局に各部に属する職員のうちから事務局長が指名する者を事務局員として、また、各部長が指名する者を本部調整員として置く。

イ 所掌事務

(ア) 各種情報の収集・報告

市本部事務局は、応急対策上必要な各種の情報を収集し、市本部長又は本部会議に報告する。なお、市本部事務局が収集すべき情報は、おおむね次表のとおりとする。

情 報 の 種 類	1	気象情報等
	2	被害情報
	3	住民避難状況
	4	車両、資機材等調達状況
	5	職員の動員配備状況
	6	自衛隊派遣要請等に関する情報
	7	応急対策実施状況
	8	住民広報の実施状況
	9	その他

(イ) 本部指令（市本部長の指示及び本部会議の決定事項）の伝達等

市本部事務局は、応急対策上重要な事項に関する本部指令を関係部・区本部に伝達する。

この場合、必要に応じて、その実施に関する具体的方策を指示することができる。

(ウ) 各部・区本部間の活動の連絡調整

(エ) 防災行政無線の統制に関すること

(ウ) その他市本部事務局が必要と認める事項の協議

ウ 市本部事務局の設置場所は、第3庁舎7階災害対策本部事務局室とする。

3 部（班・隊）

- (1) 各部長は、災害の状況等に応じて、応急対策活動に必要な各班を編成し、活動体制を確立する。
- (2) 各部長は、被害の発生状況及び本部会議の決定事項等に基づき、応急対策活動計画を策定し、応急対策を実施する。

4 区本部

- (1) 市本部長は、災害の規模及び被害の程度等により総合的な応急対策が必要と認める区に区本部を置く。区本部を置くこととされた区の区長は、遅滞なく災害対策本部規程に定める各班を編成し、活動体制を確立する。
- (2) 区本部に区本部長及び区副本部長を置き、班に班長を置く。区本部長には、区長を充て、区副本部長には、副区長及び区本部長の任命した職員を充てる。なお、各班の分担任務については、災害対策本部規程に定め、その他必要な事項は、区地域防災計画において定める。
- (3) 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときはその職務を代理する。
- (4) 区本部の名称は、当該区の区名を冠するものとする。
- (5) 区本部会議

区本部員間の連携を密にし、区の区域内の応急対策活動を効率的に推進するため、区本部会議を開催する。

ア 区本部会議の構成は、区本部長、区副本部長、各班の長及びその他区本部長が必要と認める者を充てる。

イ 区本部会議は、区本部長が必要に応じて招集する。

ウ 区本部長は、協議の結果、区内の応急対策について緊急を要すると認めた場合は、その処置につき必要な限度において、各班長に指示をすることができる。

エ 区本部の事務は庶務班がその任にあたる。

第3節 各部・区本部間の相互応援【各局室区】

1 目的

災害時における災害の状況及び応急措置の推移、また各部・区本部の業務の実態に応じて、応援可能な部・区本部にあつては、所属する職員を、応援を必要とする部・区本部に応援させ、災害応急対策を総合的に実施する。

2 応援の要請

各部・区本部の長は、所掌事務を処理するにあたり、所属職員を動員してもなお不足するときは、職員の応援について、災害対策本部に要請する。

3 応援の決定

- (1) 市本部長は、職員の参集・配備状況を勘案のうえ、職員を派遣する。

なお、区役所通常業務の支援が必要とされる場合には、他の区役所に勤務する職員を優先として派遣するものとする。

- (2) 市本部事務局は、本部会議の決定に基づき応援に必要な措置を関係部・区本部と調整する。

4 応援職員の活動

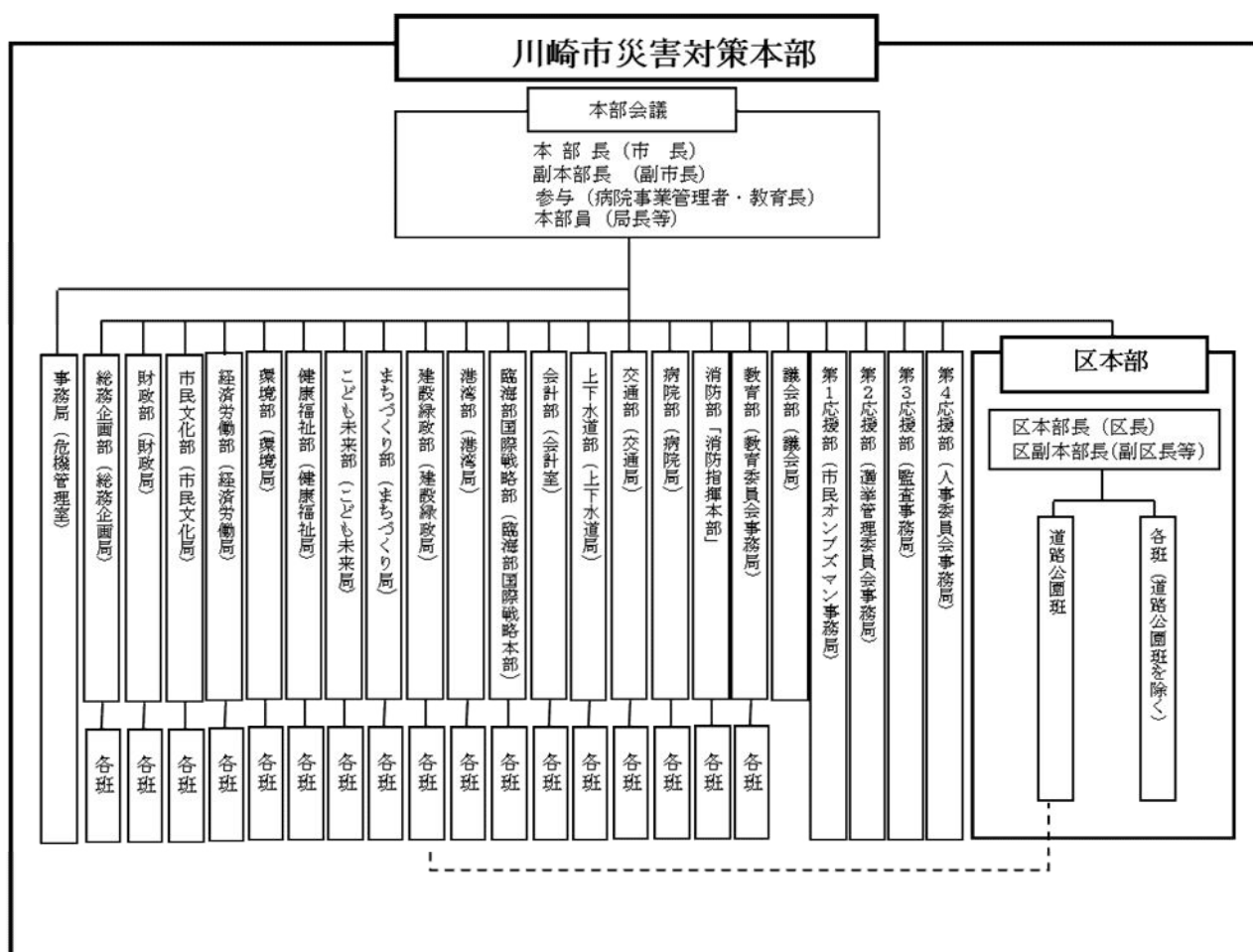
応援職員は、応援要請を行った部・区本部の長の指揮を受けて活動する。

(資料編 川崎市災害対策本部条例)

(資料編 川崎市災害対策本部規程)

(資料編 川崎市災害対策本部実施要綱)

図1 川崎市災害対策本部の構成



※区本部は、災害に対する応急活動等を実施する。その指揮・指示については、消防署は消防部その他は区本部が行うものとする。

ただし、災害の種類、被害の程度により全市的・統一的な対応が必要な場合、関係する部が区本部との連携のもとに指揮・指示する。

第4章 災害対策要員の動員・配備【総務企画局危機管理室、各局室区】

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市警戒体制、市警戒本部・区本部又は市本部・区本部が配備或いは設置されたときは、本章あるいは関係機関で別に定める動員計画に基づき災害対策の要員を配備し、警戒又は応急活動を実施する。

なお、富士山噴火による降灰被害の対応については、「噴火警戒レベル」や「降灰予報」などを総合的に判断し、必要な体制を整えるものとする。

第1節 市職員の動員体制【総務企画局危機管理室、各局室区】

1 動員の指示

(1) 警戒体制

ア 総務企画局危機管理室は、危機管理室員を警戒体制に従事させ、関係局区に警戒体制にあることを周知し、関係局区は、それぞれ警戒体制を確立する。また、危機管理室は、市長等に逐一報告・具申し、災害応急対策活動の実施に備え必要となる人員を、原則として「動員対象の考え方」に定める1号動員または2号動員の動員体制をとるよう指示を伝達する。

(2) 市警戒本部

ア 市警戒本部長は、災害の状況に応じて関係局区に対し動員体制を発令し、災害応急対策活動の実施に必要な人員を、原則として「動員対象の考え方」に定める3号動員以上の動員体制をとるよう指示する。

また、区本部長は、災害の状況に応じて所属の職員に対して動員体制を発令し、災害応急対策活動の実施に必要な人員を動員する。

イ 動員の指令を受けた関係局長及び区本部長は、原則として「動員対象の考え方」に定める3号動員以上の動員体制をとるものとする。また、災害が発生するおそれ、災害の規模、被害の程度等に応じて人員を増強又は縮小できるものとする。なお、動員状況については、市警戒本部長に逐一報告するものとする。

(3) 災害対策本部

ア 市本部長は、市本部を設置したときは、災害の状況に応じて関係局長及び区長に対し動員体制を発令し、災害応急対策活動の実施に必要な人員を動員するよう指示する。

イ 動員の指令を受けた関係局長及び区長は、原則として「動員対象の考え方」に定める4号動員又は5号動員により動員体制をとるものとする。また、災害が発生するおそれ、災害の規模、被害の程度等に応じて人員を増強又は縮小できるものとする。なお、動員状況については、市本部長に逐一報告するものとする。

2 動員の対象者

市職員（本市以外の関係機関・団体等への出向職員を除く）を動員対象者とする。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 病中・病後等で応急対策活動を実施することが困難であると所属長が認めた場合
- (2) その他市本部長又は区本部長あるいは市警戒本部長又は区本部長が認める場合

3 動員対象の考え方

職員の動員発令の目安は、次の「大雨に関する動員対象の考え方」及び「大雪に関する動員対象の考え方」のとおりとする。なお、発令にあたっては、実際の降雨や被害状況等を鑑み、状況

に応じた動員発令を行うものとする。

(1) 大雨に関する動員対象の考え方

配備	体制	動員発令の目安	対応内容	動員対象
1号動員 (浸水対応動員)	警戒体制	・大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・水防警報が発表	浸水、河川の増水、溢水への警戒、巡視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供	危機管理室 まちづくり局(調整員) 建設緑政局(調整員、応急活動要員) 港湾局(調整員、必要に応じて応急活動要員) 区役所(調整員、道路公園班) 上下水道局(調整員、必要に応じて応急活動要員) 消防局(特別警防体制)
2号動員 (土砂災害警戒対応動員)	警戒体制	・大雨警報(土砂災害)が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・台風接近時は大雨注意報が発表	浸水、河川の増水、溢水、土砂災害への警戒、巡視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 健康福祉局(調整員) こども未来局(調整員) まちづくり局(応急活動要員) 教育委員会事務局(調整員、区教育担当) 交通局(調整員)
3号動員 (土砂災害・洪水による避難所開設レベル動員)	警戒本部 各部 区本部	・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、又は避難指示(緊急)を発令した場合、又は自主避難を呼びかける場合	上記応急活動等のほか、 避難所開設運営 避難準備・高齢者等避難開始の発令 避難勧告の発令 防災気象情報、避難所開設状況等の提供 施設の安全確認 利用者安全確保 利用者への情報提供 駅前滞留対応 報道対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 区役所(避難所管理要員(土砂災害による避難所開設の場合は川崎区を除く)) 各局(上記の局を含む)(避難所運営支援要員(夜間・休日に避難所の運営を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合))
4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害対策本部 各部 区本部	・台風又は集中豪雨等により、複数の区に渡って甚大な被害が発生し、又は発生するおそれが大きい場合で、更に拡大する可能性がある場合	上記の対応のほか、災害防御及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局(調整員、対応要員)、市民文化局(調整員)、環境局(調整員)、病院局(調整員)、その他警戒本部長が指名する局(調整員)、区役所(区長、副区長、区本部会議構成員) ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、 財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会局長、財政局(調整員)、経済労働局(調整員)、臨海部国際戦略

				本部（調整員）、会計室（調整員）、市民オンブズマン事務局（調整員）、選挙管理委員会事務局（調整員）、監査事務局（調整員）、人事委員会事務局（調整員）、議会局（調整員）
5号動員（総動員）	災害対策本部	市内全域に被害が発生している場合	市の総力をあげた対応	全職員（本部から局を通じて動員された職員）

動員数の増減については、職員の活動従事状況や安全衛生等に配慮した交代要員等の確保も含め、各局・区の判断による。

平日昼間：休日を除く月～金曜日の朝8時30分から夜17時15分まで。夜間・休日はそれ以外とする。

【動員の縮小又は解除】各号について、気象警報等の解除、災害応急対策がおおむね完了した場合、又は被害の発生するおそれが解消した場合縮小、又は解除する。なお、2号動員のうち、港湾局、川崎区及び上下水道局の解除については、警報の解除に限らず、状況に応じて特に配慮する。

（2）大雨による災害警戒体制・災害警戒本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒体制（1号配備・2号配備） 浸水害、洪水対応（1号）、土砂災害対応（2号）	災害警戒本部（3号配備） 避難勧告等による住民の安全確保、応急対策
危機管理室	警戒体制の班（指揮、立案、情報発信、情報収集等）	警戒体制の班（指揮、立案、情報発信、情報収集等）
健康福祉局	調整員（2号配備）（危機管理室、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）
こども未来局	調整員（2号配備）（危機管理室、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）
まちづくり局	調整員（危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（2号配備）（危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等）	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等）
建設緑政局	調整員（危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等）	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等）
港湾局	連絡員（危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等）	連絡員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等）
上下水道局	調整員（危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）
交通局	調整員（2号配備）（危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供）	調整員（本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 応急活動要員（バス路線の道路状況把握・確認、利用者への対応等）
消防局	特別警防体制	特別警防体制
教育委員会事務局	調整員等（危機管理室、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）	調整員等（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）
区役所	調整員（危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 道路公園班（道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開、崖崩れ応急対策、道路・公園施	区本部設置体制 （区本部事務局、庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、道路公園班、ほか必要な班）

	設利用者の安全確保等)	
各局(上記の局を含む) (避難所運営要員として避難所へ参集する職員が属する局)		避難所運営支援要員(夜間・休日に避難所の開設を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合に避難所の運営を支援)

(3) 大雨による災害警戒本部・災害対策本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒本部・災害対策本部(4号配備) 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部(5号配備) 全庁をあげた災害対策の実施
危機管理室	災害対策本部事務局(総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班)	災害対策本部事務局(総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班)、本部事務局員、本部調整員、区初動対応支援職員(必要に応じて)の事務局参集
総務企画局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整等) 対応要員:庁舎の被害確認、輸送(公用車)対応、施設利用者の安全確保、本部長・副本部長の秘書、報道対応、システム保全	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による
財政局	調整員(本部等との連絡調整)	
市民文化局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、避難所保管施設の管理運営調整等)	
経済労働局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等、農作物・経済被害状況の把握と対応)	
環境局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、ごみ収集情報の提供等)	
健康福祉局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、災害時要援護者の避難、入所者・避難者の援護等)	
こども未来局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、入所者・避難者の援護等)	
まちづくり局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整) 応急活動要員(危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等)	
建設緑政局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整) 応急活動要員(道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等)	
港湾局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整)	

	応急活動要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等）	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による
臨海部国際戦略本部	調整員（本部等との連絡調整）	
会計室	調整員（本部との連絡調整）	
上下水道局	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）	
交通局	調整員（本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 応急活動要員（バス路線の道路状況把握・確認、利用者への対応等）	
病院局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	
消防局	特別警防体制	
教育委員会事務局	調整員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）	
市民オンブズマン事務局	調整員（本部との連絡調整）	
選挙管理委員会事務局	調整員（本部との連絡調整）	
監査事務局	調整員（本部との連絡調整）	
人事委員会事務局	調整員（本部との連絡調整）	
議会局	調整員（本部との連絡調整、議員への情報提供）	
区役所	区本部設置体制 （区本部事務局、庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、道路公園班、ほか必要な班）	

(4) 大雪に関する動員対象の考え方

配備	体制	動員発令の目安	対応方針	動員対象
1号動員 （注意報レベル対応）	警戒体制	・大雪注意報が発表、かつ横浜地方気象台で3cm程度の積雪深を観測した場合、又は夜遅くから朝にかけて神奈川県東部で5cm以上の積雪が見込まれる場合	道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応	危機管理室 建設緑政局（調整員、応急活動要員） 交通局（調整員、応急活動要員） 区役所（調整員、道路公園班） 消防局（特別警防体制）
2号動員 （警報レベル対応）	警戒体制	・大雪警報が発表され、夜遅くから朝にかけて降雪のピークが見込まれる場合	道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応のほか、交通事業者等の関係者と連携した対応	上記の増強（増強のタイミングは各局・区の判断による）に加え、関係する局区（帰宅困難者用一時滞在施設を開設する場合につき、当該施設の管理運営要員）
3号動員 （相当数の被災者）	警戒本部	・複数の区で相当数の被害が発	上記応急活動等のほか、	上記の増強（増強のタイミングは各局・区の判断による）に加え、

害発生時の対応)	各部 区本部	生した場合又は被害の発生するおそれが非常に大きい場合	利用者安全確保 利用者への情報提供 報道対応	健康福祉局（調整員） こども未来局（調整員） 港湾局（調整員、応急活動要員） 教育委員会事務局（調整員、区教育担当）
4号動員 （災害対策本部設置準備動員）	警戒本部 又は災害対策本部	・複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合	上記の対応のほか、災害防御及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強（増強のタイミングは各局・区の判断による）に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局（調整員）、市民文化局（調整員）、環境局（調整員）、まちづくり局（調整員）、上下水道局（調整員）、病院局（調整員）、その他警戒本部長が指名する局（調整員）、区役所（区長、副区長、区本部会議構成員） ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、 財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会議長、財政局（調整員）、経済労働局（調整員）、臨海部国際戦略本部（調整員）、会計室（調整員）、市民オンブズマン事務局（調整員）、選挙管理委員会事務局（調整員）、監査事務局（調整員）、人事委員会事務局（調整員）、議会局（調整員）
5号動員 （総動員）	災害対策本部	市内全域に被害が発生している場合	市の総力をあげた対応	全職員 本部から局を通じて動員された職員）

(5) 大雪による災害警戒体制・災害警戒本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒体制（1号配備・2号配備） 大雪注意報・警報レベル対応	災害警戒本部（3号配備） 相当数の被害発生時の対応
危機管理室	警戒体制の班（指揮、立案、情報発信、情報収集等）	警戒体制の班（指揮、立案、情報発信、情報収集等）
健康福祉局		調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）
こども未来局		調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）
建設緑政局	調整員（危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（道路除雪対策計画に基づく除雪活動）	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（道路除雪対策計画に基づく除雪活動）
港湾局		調整員（本部、応急活動要員、関係部署・期間との連絡調整） 応急活動要員（臨港道路等港湾施設の管理保全、施設利用者の安全確保）
交通局	調整員（危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 応急活動要員（バス路線の道路状況把握・	調整員（危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 応急活動要員（バス路線の道路状況把

	確認、利用者への対応等)	握・確認、利用者への対応等)
消防局	特別警防体制	特別警防体制
教育委員会事務局		調整員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）
区役所	調整員（危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 道路公園班（道路除雪対策計画に基づく除雪活動、道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開等）	区本部設置体制 （区本部事務局、庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、道路公園班ほか必要な班）
その他の局	施設の管理運営要員（2号動員）（一時滞在施設を開設することとなった場合）	管理運営要員（一時滞在施設を開設することとなった場合）

(6) 大雪による災害警戒本部・災害対策本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒本部・災害対策本部（4号配備） 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部（5号配備） 全庁をあげた災害対策の実施
危機管理室	災害対策本部事務局（総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班）	災害対策本部事務局（総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班）、本部事務局員、本部調整員、区初動対応支援職員（必要に応じて）の事務局参集 川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による
総務企画局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整等） 対応要員：庁舎の被害確認、輸送（公用車）対応、施設利用者の安全確保、本部長・副本部長の秘書、報道対応、システム保全	
財政局	調整員（本部等との連絡調整）	
市民文化局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、避難所保管施設の管理運営調整等）	
経済労働局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等、農作物・経済被害状況の把握と対応）	
環境局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、ごみ収集情報の提供等）	
健康福祉局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、災害時要援護者の避難、入所者・避難者の援護等）	
こども未来局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の	

	管理保全、施設利用者の安全確保、入所者・避難者の援護等)	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による
まちづくり局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等）	
建設緑政局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等）	
港湾局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等）	
臨海部国際戦略本部	調整員（本部等との連絡調整）	
会計室	調整員（本部との連絡調整）	
上下水道局	調整員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）	
交通局	調整員（本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 応急活動要員（バス路線の道路状況把握・確認、利用者への対応等）	
病院局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	
消防局	特別警防体制	
教育委員会事務局	調整員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）	
市民オンブズマン事務局	調整員（本部との連絡調整）	
選挙管理委員会事務局	調整員（本部との連絡調整）	
監査事務局	調整員（本部との連絡調整）	
人事委員会事務局	調整員（本部との連絡調整）	
議会局	調整員（本部との連絡調整、議員への情報提供）	
区役所	区本部設置体制 （区本部事務局、庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、道路公園班、ほか必要な班）	

4 参集場所

- (1) 「動員対象の考え方」により動員を指示された職員は、原則として、所属参集とする。
- (2) ただし、各局の職員のうち地震時の動員区分が「避難所運営要員」の職員及び財政局市税事務所職員は、必要に応じて、各避難所に参集する。また、地震時の動員区分が「本部事務局員」及び「本部調整員」の職員は、必要に応じて、市警戒本部事務局又は市本部事務局に参集する。
- (3) その他、別に指定された職員は、その指定場所に参集する。

5 動員計画及び職員への周知

各局、室及び区長は、職員の適正配置と円滑な動員を行うため、体制区分、動員基準の考え方及び災害対策本部規程にもとづく各部及び各区本部の編成に応じて、動員計画を策定するとともに、平常時から所属職員に周知徹底を図らなければならない。また、動員計画の策定にあたっては、交代要員の確保等について考慮するものとする。

第2節 動員の方法【総務企画局危機管理室】

1 伝達の方法

- (1) 勤務時間内の場合
電話、電子メール、一斉通知等にて伝達する。
- (2) 勤務時間外の場合
電話、電子メール又は各局・室・区で事前に定めた連絡方法による。

2 参集の手段

参集する職員は、できる限り有効かつ安全な手段を用いて、直ちに参集するように努めなければならない。

3 動員の報告

各局、室及び区長は、動員体制の発令に基づく動員を実施したときは、その状況を市本部長又は市警戒本部長に報告する。

4 参集時の留意事項

職員は、勤務時間外における参集について、次の要領により、自発的かつ速やかに行動を開始する。

- (1) 安全確保等
自らの安全を確保し、家族、家屋等家庭及び近隣の安全を確認する。
- (2) 参集者の服装及び携行品
気象状況に応じた服装の上、必要に応じて着替え、飲料水、食料、懐中電灯、ラジオ等の用具を携行する。
- (3) 参集途上の措置
参集途上において、事故等に遭遇したときは、警察及び消防機関へ通報するとともに、人命救助への協力など適切な措置を行う。
- (4) 被害状況等の報告
参集途上知り得た被害状況等は、参集後直ちに所属の上司及び関係局・区へ報告するものとする。

第5章 消防の警防体制【消防局】

台風、集中豪雨等の災害時において、被害の発生及び拡大を防止し、市民の生命、財産を安全に守るため、消防における警防体制を次により定める。

第1節 消防の組織【消防局】

1 指揮本部等の組織

(1) 消防警戒本部及び方面警戒本部

川崎市災害警戒本部が設置されたとき、又は消防長が必要と認めるときは、消防局に消防警戒本部（以下「警戒本部」という。）を、各消防署に方面警戒本部を開設する。

(2) 消防指揮本部及び方面指揮本部

川崎市災害対策本部が設置されたとき、又は消防長が必要と認めるときは、消防局に消防指揮本部（以下「指揮本部」という。）を、各消防署に方面指揮本部を開設する。

2 事務分掌等

(1) 警戒本部及び方面警戒本部

警戒本部及び方面警戒本部の編成・規模は、消防長が事象に応じて指定する。

(2) 指揮本部及び方面指揮本部の事務分掌

（資料編 川崎市災害対策本部規程）

3 消防隊等の編成

(1) 消防隊の編成は、必要により非直職員の動員等によって補充し、さらに非常用消防自動車、特殊車両等で消防隊等を増強する。

(2) 消防団は、1隊当り原則として指揮者以下6人以上をもって編成する。

第2節 特別警防体制【消防局】

大規模災害等に対応するため、職（団）員の動員・召集及び消防隊等の増強編成を行い、警防体制を強化して消防活動を実施する。

1 消防署の特別警防体制

(1) 特別警防体制1号（以下「1号体制」という。）

災害の状況把握及び広報活動を主体に強化する体制

(2) 特別警防体制2号（以下「2号体制」という。）

1号体制に加えて消防隊等を増強する体制

(3) 特別警防体制3号（以下「3号体制」という。）

全消防力を持って対処する体制

2 消防局の特別警防体制

(1) 局特別警防体制1号（以下「局1号体制」という。）

災害の状況把握、情報収集及び情報分析を主体に強化する体制

(2) 局特別警防体制2号（以下「局2号体制」という。）

全職員をもって対処する体制

第3節 動員・召集等【消防局】

次の動員・召集により特別警防体制を確立するものとする。

1 職員の動員

(1) 動員1号・局動員1号

1号体制・局1号体制を確保する所要要員

(2) 動員2号・局動員2号

2号体制・局2号体制を確保する所要要員

(3) 動員3号

全非直職員等

2 団員の召集

消防署長と消防団長の事前協議に基づき、召集するものとする。

3 参集場所

(1) 職員は、各所属又は指定された場所に参集する。

(2) 団員は、所属の器具置場又は指定された場所とする。

4 伝達方法

(1) 勤務時間外の局職員については、指令センターからの加入電話等により伝達し、消防署の非直職員等については、所属署からの加入電話等により伝達する。

(2) 団員には、管轄する署において分団長以上の幹部に連絡する。

第4節 活動対策【消防局】

消防機関は、災害の覚知及び防除機関として、第一次的活動体制を有していることから、風水害発生日想地域の把握と災害活動を行うため、次により活動対策を計画する。

1 災害危険地域及び防災対策の把握

(1) 河川の氾濫、堤防の決壊、溢水、低地の浸水、崖崩れ等風水害発生日域の実態

(2) 災害発生日域区域及び被害予想地域とその周辺地域における過去の被害事例、消防対象物の現況等並びに地形地質その他危険要因の実態

(3) 避難・救護対策

2 情報連絡員の指定

(1) 風水害時においては、災害危険地域内の迅速的確な情報収集が重要事項となるので、当該地域内又はその近隣に居住する消防団員を情報連絡員に指名しておく。

(2) 情報連絡員は、召集されたときでも器具置場又は指定された場所に参集することなく、別命あるまで引き続き当該地域を巡回して、方面指揮本部等に情報を連絡する。

(3) 被害調査担当区域の指定

被害状況を迅速的確に調査するために、署所受持区域内を細分化して調査担当区域（2～3管区あて）に指定し、調査担当者を定めて常に災害危険区域内の情勢に精通させておく。

3 情報収集及び広報

(1) 河川の溢水、堤防損壊及びがけ崩れ等の危険が予想されるときは、速やかに情報収集を開始する。

(2) 災害発生日のおそれがあるときは、水防活動用資機材の点検整備を行うとともに、広報車等により当該地域を重点的に巡回し警戒広報を行う。

消防署所配置図

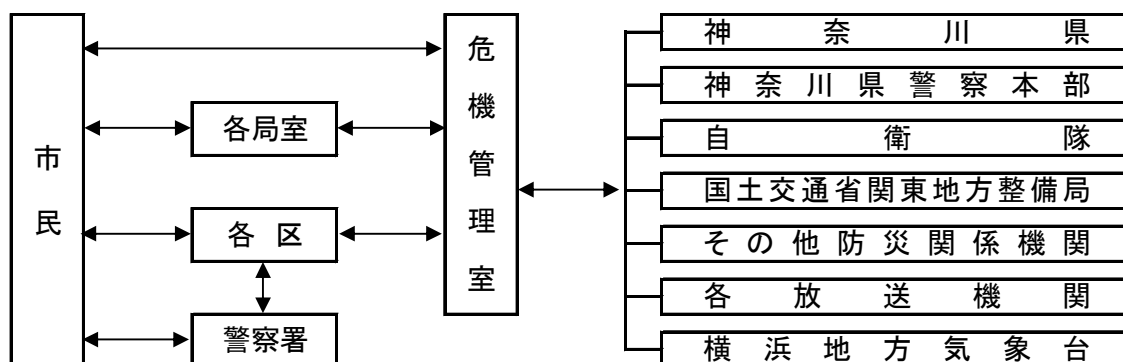


第6章 災害情報の収集と伝達【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、区、横浜地方気象台、関東地方整備局、県、】

災害の予警報や被害状況等の情報は、応急対策活動の実施にあたり必要不可欠である。したがって、防災関係機関と情報を迅速かつ的確に、収集・伝達・報告し共有化することにより、被害の発生及び拡大を防止するとともに、住民に対し適切な情報の伝達を行う。

第1節 情報の収集及び伝達体制【総務企画局危機管理室】

市及び防災関係機関等との情報受伝達系統の概要は、次のとおりである。



※ 情報の収集及び伝達にあつては、電話、FAX、電子メール、防災行政無線等によるものとする。

なお、市民及び避難所への伝達にあつては、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビデータ放送、コミュニティーFM（かわさきFM）、同報系防災行政無線、Twitter、Lアラート（公共情報コモンズ）、報道機関、広報車等あらゆる通信手段を駆使して、通報、伝達、要請等の通信連絡を行うものとする。

第2節 災害情報の収集等【総務企画局危機管理室】

災害時における応急対策活動等で必要となる情報は、気象情報、被害情報及び避難情報等の災害情報であり、各局区長は速やかに各種情報の把握を行い、市長に報告するものとする。

1 情報の収集及び伝達

(1) 報告の内容

- ア 被害の状況
- イ 災害応急対策の実施状況
避難状況、救助活動、応急措置の他、応急対策の実施方針、動員の情報等
- ウ その他応急対策上参考となる情報
- エ 報告内容の主要項目

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 | 災害の種別 |
| 2 | 発生日時 |
| 3 | 発生場所 |
| 4 | 原因 |
| 5 | 災害の状況（人的被害数、家屋被害、施設被害、その他） |
| 6 | 災害に対する関係機関等の対応状況 |
| 7 | 災害に対して避難の状況 |
| 8 | その他 |

(2) 報告の方法

ア 被害状況報告（速報）

発生直後において、被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、迅速性を第1に被害の有無やその程度等を概括的に収集し、逐次市長へ報告する。

イ 被害状況報告（中間・確定報告）

市長の指示に基づき、逐次、発生直後の情報に加え、新たに被害状況等が判明次第、その事項を加え中間報告する。

また、各部長・区本部長は被害の状況が最終的にすべて明らかになった時点で、被害最終報告をする。

2 県知事への報告

市長は、災害の状況と被害規模に関する概括的情報等を把握できた範囲から直ちに県災害情報管理システム等によって県知事に報告する。

3 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに最寄りの市行政機関(職員)又は警察署(官)若しくは海上保安署(官)に通報する。

(2) 市の処置

異常現象の通報を受けた市は、遅滞なく県及び関係機関に通報する。

なお、その異常が、気象現象である場合は、横浜地方気象台にあわせて通報する。

4 情報伝達体制

総務企画局危機管理監は、市観測システムの情報及び気象情報提供会社の情報を市内イントラネットシステムに掲載し、各局・区へ気象情報を提供する。

(資料編 同報屋外受信機設置一覧表)

(資料編 川崎市防災行政無線管理運用規程)

(資料編 川崎市防災行政無線通信取扱要綱)

(資料編 川崎市防災行政無線保全要綱)

(資料編 神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互システムの運用に関する覚書)

第3節 横浜地方気象台等の行う気象等予報・警報及び発表・伝達

【横浜地方気象台、総務企画局危機管理室】

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2 特別警報・警報・注意報

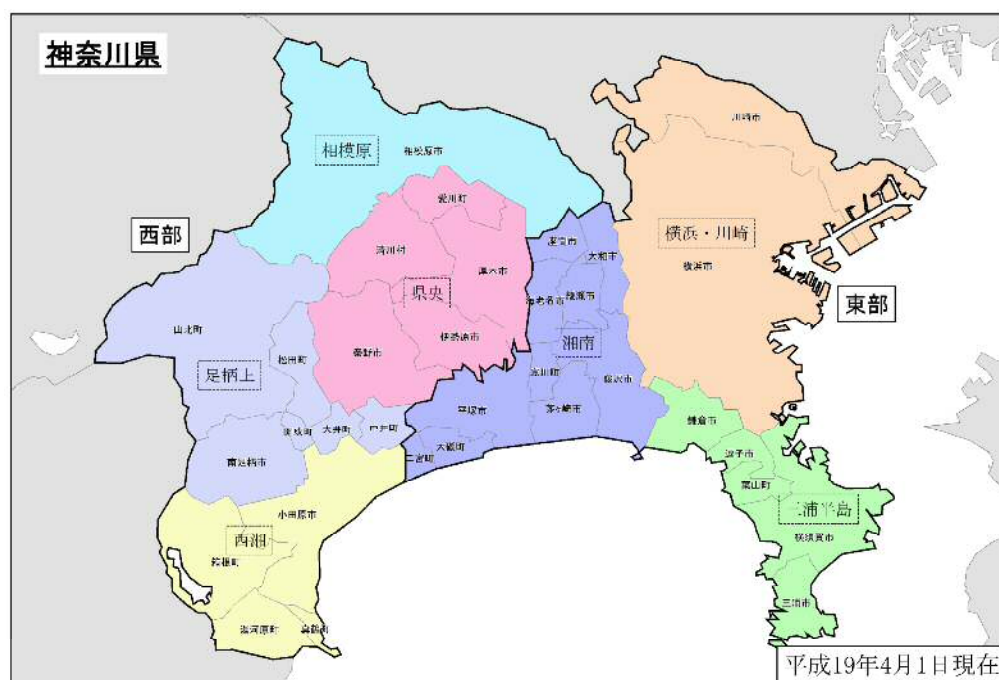
横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において、気象現象によって、災害が起こるおそれのある場合に「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのある場合に「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に「特別警報」を、市町村ごとに発表し、住民や防災関係機関等へ注意や警戒を呼びかける。

ただし、地震等により災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準（暫定基準）で発表することがある。横浜地方気象台は、気象業務法第15条、第15条の2及び同法施行令第8条、第9条に定める警報事項の通知を、気象・高潮・洪水・波浪等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統により県内防災関係機関に対して行う。

市は、横浜地方気象台より受けた警報について、市民への周知に努める（特別警報については、周知の措置をとる）。

(1) 特別警報・警報・注意報の発表区域

横浜地方気象台は、防災関係機関の防災活動が円滑に行えるよう、市町村を発表区域として、特別警報・警報・注意報を発表する。また、テレビやラジオの放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村等をまとめた地域」を用いる場合がある。



(参考 気象庁HP <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/saibun/kanagawa.pdf>)

	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
神奈川県	東 部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
		湘南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
		三浦半島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	西 部	相模原	相模原市
		県央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		足柄上	南足柄市、松田町、山北町、中井町、大井町、開成町
		西湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

(2) 特別警報の種類及び発表基準

種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 警戒レベル5相当	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合 警戒レベル4相当
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(3) 警報・注意報の種類及び発表基準（川崎市）

種類	基準要素/警戒レベル	注意報	警報
大雨	表面雨量指数	10以上	15以上
	土壌雨量指数	65以上	113以上
	警戒レベル	2	3相当
洪水	流域雨量指数	平瀬川流域 11.5 以上	平瀬川流域 14.4 以上
		二ヶ領本川流域 8.1 以上	二ヶ領本川流域 10.2 以上
		三沢川流域 8.6 以上	三沢川流域 10.8 以上
		矢上川流域 10.8 以上	矢上川流域 13.6 以上
		有馬川流域 4 以上	有馬川流域 5 以上
		麻生川流域 6 以上	麻生川流域 7.5 以上
		五反田川流域 5.8 以上	五反田川流域 7.3 以上
		二ヶ領用水流域 3.2 以上	二ヶ領用水流域 4.1 以上
	複合基準	多摩川流域＝(6, 37.9) 以上*1	－
	指定河川洪水 予報による基準	多摩川〔石原・田園調布（上）〕 鶴見川〔綱島〕	多摩川〔石原・田園調布（上）〕 鶴見川〔綱島〕
	警戒レベル	2	3相当
大雪	12 時間降雪の深さ	5cm 以上	10cm 以上
暴風	平均風速	－	25m/s 以上
強風	平均風速	12m/s 以上	－
暴風雪	平均風速	－	25m/s 以上 雪を伴う
風雪	平均風速	12m/s 以上 雪を伴う	－
波浪	有義波高	1.5m 以上	3m 以上
高 潮	潮 位	東京湾平均海面上 1.4m 以上	東京湾平均海面上 2.6m 以上
	警戒レベル	2もしくは3相当*2	4相当
雷		落雷等により被害が予想される場合	－
融雪		*3	－
濃霧	視程	陸上 100m 以下 海上 500m 以下	－
なだれ		*3	－
乾燥		最小湿度 35% 実効湿度55%以下	－
低温	最低気温	夏期：16℃以下が数日継続 冬期：-5℃以下	－
霜	最低気温	4℃以下 (発表期間は原則として4 月1 日～5 月 20 日)	－
着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合	－
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量 100 mm	

*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値をあらわしている。

*2 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、警戒レベル2である。

高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は警戒レベル3に相当する。

*3 現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない。

<参考>

土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨がどれだけ土壌中に貯まっているかを示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに1 km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨がどれだけ溜まっているかを1 km 四方算出する。

3 土砂災害に関する情報

(1) 土砂災害警戒情報

横浜地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、神奈川県と協議し、市町村長が避難勧告などを発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう土砂災害警戒情報を市町村ごとに神奈川県と共同発表し、大雨警報の伝達系統に準

じて伝達する。(警戒レベル4に相当)

市は、横浜地方気象台と神奈川県が共同発表する土砂災害警戒情報が発表された場合、市民への周知に努めるとともに、個別の斜面の状況や気象状況、気象庁が提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)（神奈川県も同一情報を「土砂災害警戒情報を補足する情報」として提供）」等を基に総合的に判断し、避難勧告等の発令を行う。

ただし、土砂災害警戒情報は、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないこと、また、対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊や山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意する。

<参考> 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル4 相当

「警戒」（赤）：警戒レベル3 相当

「注意」（黄）：警戒レベル2 相当

(2) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している状況において、河道閉塞や火山噴火に起因する土石流等については国土交通省が、地滑りについては県が緊急調査を行い、市に被害の想定される個別の区域・時期の情報提供を行う。市は、土砂災害緊急情報の提供を受けたときは、市民への周知に努めるとともに、避難勧告等の発令等を行う。

4 早期注意情報（警報級の可能性）

5 日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、一次細分区域単位で、2 日先から 5 日先にかけては日単位・県単位で発表される。大雨に関して、明日までの期間に [高] 又は [中] が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1 である。

5 竜巻注意情報

横浜地方気象台は、竜巻などの激しい突風に対する気象情報を、発生の可能性に応じて段階的に発表し、半日～1 日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかけ、数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。竜巻注意情報は、ドップラーレーダーによる観測等から今まさに竜巻、ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断したときに発表する。なお、有効時間は、1 時間で、解除はなく、引き続き注意すべき状況が続く場合は、再度発表する。

市は、気象状況等で総合的に判断し市民へ情報を提供し、注意を促す。竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られる一方、発表は、広い領域を対象に発表されるた

め、必ずしも当該地域で突風等に遭遇するわけではない。よって、日頃から、竜巻注意情報の利用や発表後の対応について、市民へ広報を図る。

6 地方海上警報

気象庁予報部は、船舶の航行の安全に資するため、神奈川県沿岸（関東海域北部）海域に対し地方海上警報を発表し、第三管区海上保安本部を通じ無線通信により関係船舶に通報される。

地方海上警報の種類

種 類	説 明
海上風警報	風力階級 7 の場合
海上濃霧警報	海上の視程がおおむね 500m 以下の場合
海上強風警報	風力階級 8～9 の場合
海上暴風警報	温帯低気圧：風力階級 10 以上の場合 台風：風力階級 10～11 の場合
海上台風警報	台風により風力階級 12 以上の場合

注：海上警報の種別は、24 時間以内に予想される最大の風の強さに応じて分類する。

風力階級は、「気象庁風力階級表」（ビューフォート風力階級）による。

7 噴火警報・予報

(1) 噴火警報・予報の種類

ア 噴火警報

居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、気象業務法第 13 条の規定により、気象庁火山監視・警報センターから、予想される影響範囲を付した名称（※）で発表される。

※ 名称は警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」となる。なお、「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられている。

イ 噴火予報

火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に、気象業務法第 13 条の規定により、気象庁火山監視・情報センターから、発表される。（なお、噴火警報の解除は、噴火予報として発表）

(2) 富士山の噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて、5 段階に区分して発表する指標。住民や登山者・入山者等に必要な対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「活火山であることに留意」のキーワードをつけて発表されます。富士山や箱根山のように噴火警戒レベルが導入されている火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルが発表される。

なお、国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施し、とるべき対策等を定めることとされている。

＜富士山の噴火警戒レベル＞

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定） ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。（可能性が高まってきている。）	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、又は、地震、微動の増加等、火山活動の高まり
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等	・影響が火口付近に限定されるごく小規模な噴火の発生等
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	特になし	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）26年2月現在の状態

(3) 降灰予報の種類

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警戒レベルが上がるなど、活動が高まり噴火の可能性が高い火山に対して発表される。
- ・噴火の発生に関わらず、一定規模補噴火を仮定して定期的に発表される。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供される。

イ 降灰予報（速報）

- ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表される。
- ・「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表される。

- ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10 分程度で）発表される。

- ・噴火発生から 1 時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表される。

- ・「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。

- ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後 20～30 分程度で発表される。

- ・噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻が提供される。

8 気象情報

横浜地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて県民や防災関係機関に当該現象の状況や今後の見通し、及び防災上の注意事項等をまとめ、気象情報として発表する。

また、県内で数年に 1 回程度出現する記録的な短時間の強雨が観測された場合（運用基準は、1 時間当りの雨量が 100mm を超えた場合）は、「記録的短時間大雨情報」を発表して一般や防災関係機関に警戒を呼びかける。

発表した情報は、気象台から注意報や警報、特別警報に準じて関係機関に伝達される。

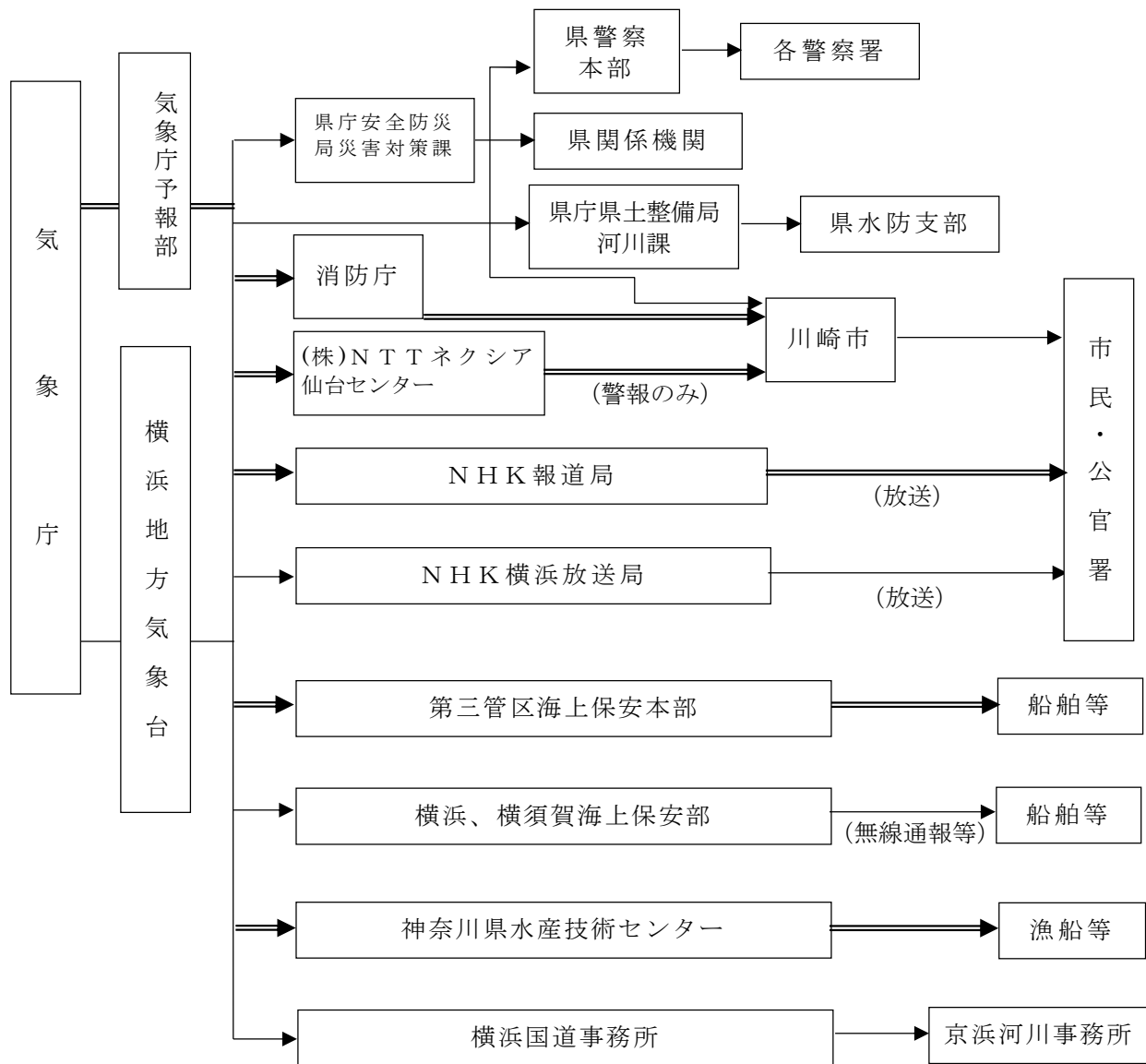
9 漁業無線気象通報

横浜地方気象台は、漁船の航行及び操業の安全に資するため、神奈川県水産技術センター（無線担当）に関する気象・海象に関する予報、注意報、警報及び気象情報を通報する。

神奈川県水産技術センター（無線担当）は、これらの情報を無線により所属漁船等に伝達するとともに船舶等の気象観測結果を横浜地方気象台に通報する。

（資料編 防災気象連絡会会則）

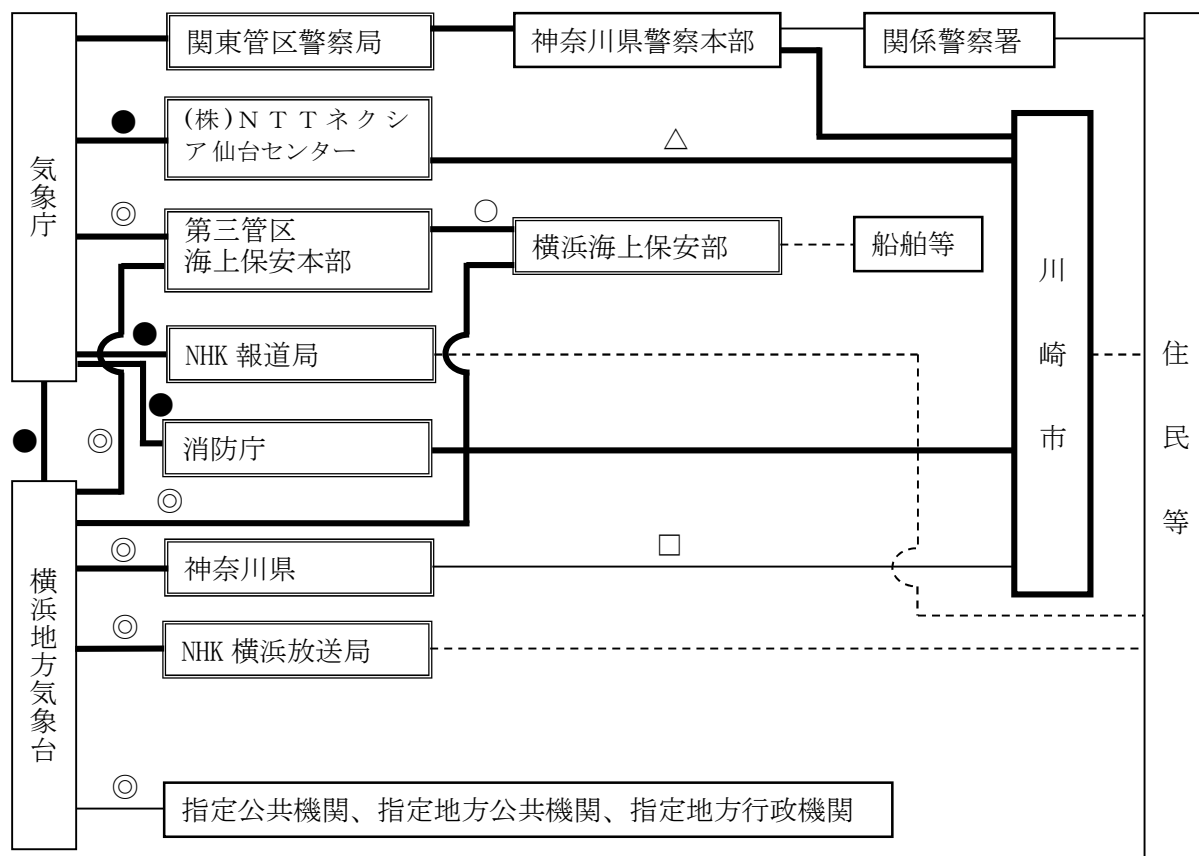
気象・高潮・波浪等に関する特別警報、警報、注意報の伝達系統



【凡例】

- ==== 気象庁予報部からの伝達系統
- 横浜地方気象台からの伝達系統

火山噴火に関する伝達系統



【凡例】

- ◎ 防災情報提供システム
- オンライン
- △ 加入電話、FAX
- 県防災行政通信網
- ◻ 法令により、気象官署から
警報事項を受領する機関

第4節 洪水予報【関東地方整備局京浜河川事務所、横浜地方气象台、神奈川県、総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課】

気象庁予報部と関東地方整備局又は横浜地方气象台と京浜河川事務所は、多摩川及び鶴見川について、洪水のおそれがあると認められるときに、共同して水位等の状況を洪水予報として、発表する（警戒レベル2～5に相当する）。

なお、気象庁が単独で発表する洪水注意報・警報は、不特定河川の増水における災害に対するもので、河川の特定、水位や流量の予測は行わない点で異なる。

1 洪水予報の種類と発表基準

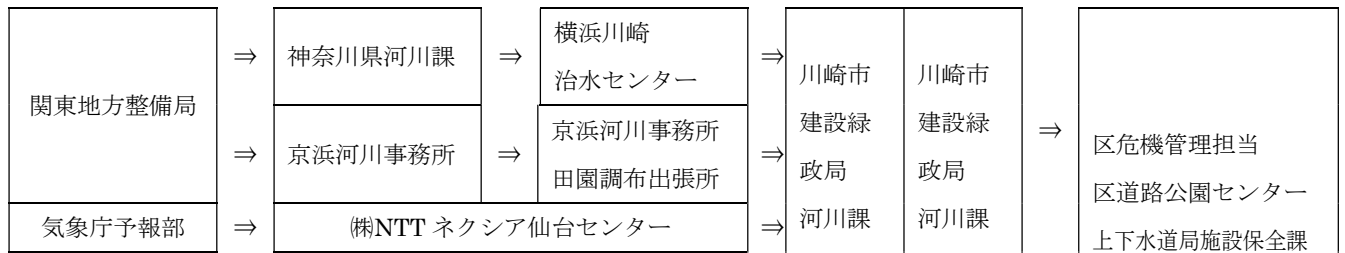
種類	水位	レベル	市町村・住民に求める行動
氾濫発生情報 (警戒レベル5相)	氾濫の発生	5	逃げ遅れた住民の救援等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難指導
氾濫危険情報 (警戒レベル4相)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	4 (危険)	市町村：避難勧告等の発令を判断→発令 住 民：避難行動
氾濫警戒情報 (警戒レベル3相)	避難判断水位	3 (警戒)	市町村：避難準備情報の発令を判断→発令 住 民：要援護者の避難行動を支援
氾濫注意情報 (警戒レベル2)	氾濫注意水位	2 (注意)	住 民：氾濫に関する情報に注意 水防団：水防警報に基づき出動
	水防団待機水位	1	水防団待機

2 予報地点及び水位（単位m）

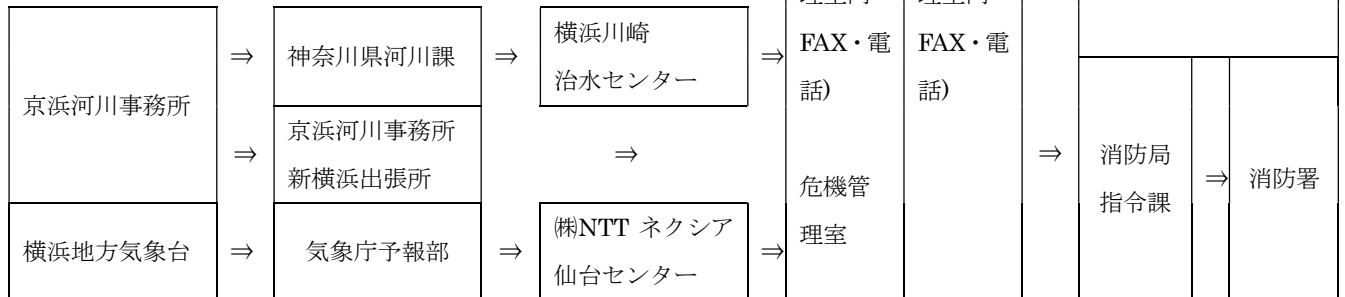
河川名	水位観測所名	所在地	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	量水標 管理者
多摩川	調布橋	青梅市上長瀬	0.20	1.00	1.20	1.60	国 土 交通省
	石原	調布市多摩川3丁目	4.00	4.30	4.30	4.90	
	田園調布(上)	大田区田園調布	4.50	6.00	7.60	8.40	
鶴見川	亀の子橋	横浜市港北区小机町	5.30	5.80	5.90	6.80	
	綱島	横浜市港北区綱島東	3.00	3.50	4.00	4.80	

3 連絡系統

(1) 多摩川洪水予報



(2) 鶴見川洪水予報



第5節 水防警報及び特別警戒水位

【関東地方整備局京浜河川事務所、神奈川県、建設緑政局河川課】

水防警報とは、水防法第 16 条に規定され、国土交通大臣又は神奈川県知事がそれぞれ指定する河川に洪水による被害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、国土交通大臣又は神奈川県知事が発表する。

また、特別警戒水位の到達情報とは、特別警戒水位として水防法第 13 条で規定され、国土交通大臣又は神奈川県知事がそれぞれ指定する河川において、当該河川がその水位に達した場合は、水防管理者に通知するとともに、一般に周知する。その内容は、神奈川県水防計画の定めるところによる。

1 水防警報が発表される河川

(1) 国土交通大臣が発表する河川

河川名	支部名	区 域
多摩川	川崎治水	川崎市多摩区菅 6 丁目 1586 番地先東京都界から海まで
鶴見川	横浜治水 川崎治水	左岸 横浜市都筑区川向町 634 番地先から海まで 右岸 横浜市港北区小机町 1795 番地先から海まで
矢上川	横浜治水 川崎治水	左岸 川崎市幸区矢上 958 番地先から鶴見川合流点まで 右岸 横浜市港北区日吉町 3 丁目 933 番地先から鶴見川合流点まで

(2) 神奈川県知事が発表する河川

河川名	支部名	区 域	
		自	至
平瀬川	川崎治水	左岸 宮前区水沢 3 丁目 2,913 番地 右岸 宮前区水沢 3 丁目 2,902 番地	多摩川合流点

平瀬川支川	川崎治水	左岸 多摩区長沢 4 丁目 8, 238 番地先 右岸 多摩区長沢 4 丁目 8, 156 番地先	市道橋	平瀬川合流点
二ヶ領本川	川崎治水	左岸 多摩区中野島 2 丁目 282 番地先 右岸 多摩区生田 2 丁目 576 番地先	橋本橋	平瀬川合流点
五反田川	川崎治水	左岸 多摩区生田 8 丁目 3, 395 番地先 右岸 多摩区生田 8 丁目 3, 207 番地先	田中橋	二ヶ領本川合流点
三沢川	川崎治水	左岸 多摩区菅 319 番地先 右岸 多摩区菅 6, 757 番地先	東京都界	多摩川合流点
鶴見川	川崎治水 横浜治水	左岸 麻生区岡上 1 番地先 右岸 麻生区岡上 423 番地先	東京都界	横浜市都筑区川向町字 南耕地 609 番の 1 地先 高速道路下流端 横浜市港北区小机町字 城坂下 1, 795 番地先高 速道路下流端
矢上川	川崎治水	左岸 宮前区梶ヶ谷字宅地前 1, 056 番 2 地先 右岸 宮前区梶ヶ谷字宅地前 1, 056 番 1 地先	から	幸区矢上字橋向 951 番 の 1 地先 横浜市港北区日吉町字 根搦 933 番の 1 地先
有馬川	川崎治水	左岸 高津区野川字中耕地 3, 805 番 4 地先 右岸 高津区久末字表山 1, 923 番地先	から	矢上川合流点まで
麻生川	川崎治水	左岸 麻生区上麻生 503 番地先 右岸 麻生区上麻生 525 番地先	大谷戸橋	鶴見川合流点
真光寺川	川崎治水	左岸 麻生区上麻生 675 番地先 右岸 麻生区岡上 25 番地先	東京都界	鶴見川合流点

2 水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川、海岸等の状況等により特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。（指定・通報水位を超えたとき）
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。又は、水位流量等、その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

3 特別警戒水位の到達情報の通知及び周知を行う河川

(1)国土交通大臣が通知する河川

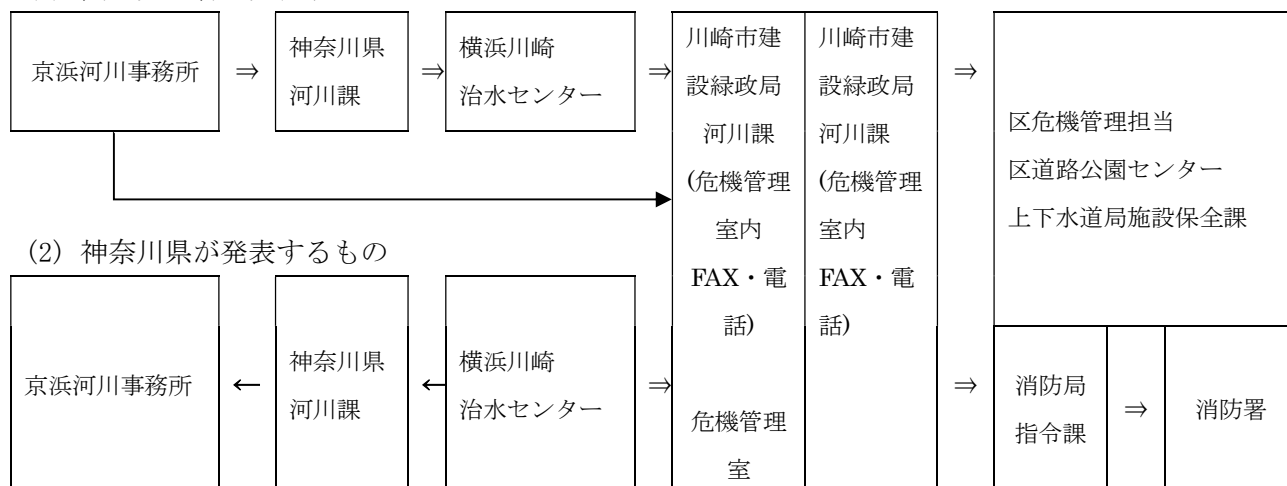
番号	河川名	基準水位 観測所名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)	発報者	受報者	量水標 管理者 (テレメータ)	区域	
										自	至
1	矢上川	矢上橋	2.60m	3.80m	4.10m	4.80m	京浜河川 事務所	横浜市 川崎市	国土 交通省	川崎市幸区 矢上	幹川合流点

(2)神奈川県知事が通知する河川

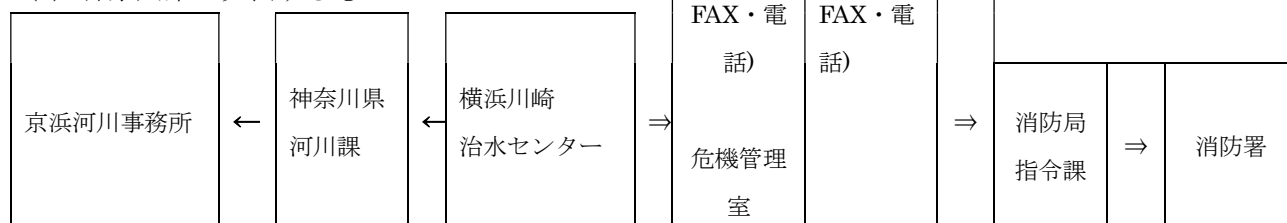
番号	河川名	基準水位 観測所名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)	発報者	受報者	量水標 管理者 (テレメータ)	区域	
										自	至
1	三沢川	天宿橋	2.10m	3.20m	4.65m	5.20m	横浜川崎治水 センター	川崎市	県土 整備局	東京都界 から	多摩川合流点 まで
2	鶴見川	岡上橋	1.10m	2.70m	2.80m	3.70m	〃	〃	〃	東京都界 から	水車橋まで (左岸は水車橋 より河内橋まで を含む)
3	矢上川	西ヶ崎橋	2.00m	3.00m	3.35m	4.30m	〃	横浜市 川崎市	〃	宮前区梶ヶ谷 字宅地前から	幸区矢上字橋向 まで、横浜市港北区日吉 町字根郷まで
4	麻生川	新三輪橋	1.20m	2.60m	2.60m	3.15m	〃	川崎市	〃	麻生区上麻生 の大谷戸橋から	鶴見川合流点 まで
5	平瀬川	平瀬橋 (平瀬川下)	3.50m	4.00m	4.00m	4.60m	〃	〃	川崎市	宮前区水沢 の無名橋から	多摩川合流点 まで
	〃	嶋田人道橋 (平瀬川上)	1.35m	1.85m	1.85m	2.85m	〃	〃	〃		
6	平瀬川支川	あゆみ橋	0.90m	1.30m	1.30m	1.70m	〃	〃	県土 整備局	多摩区長沢 4丁目の市道 橋から	平瀬川合流点 まで
7	二ヶ領本川	長尾橋	2.30m	2.80m	3.35m	3.50m	〃	〃	川崎市	多摩区生田 の橋本橋から	平瀬川合流点 まで
8	五反田川	栄橋	1.50m	2.00m	2.00m	2.80m	〃	〃	〃	多摩区生田の 田中橋から	二ヶ領本川 合流点まで
9	有馬川	五月橋	1.00m	2.00m	2.45m	3.25m	〃	〃	〃	高津区野川 字中耕地から	矢上川合流点 まで
10	真光寺川	矢崎橋	2.36m	2.86m	2.86m	3.16m	〃	〃	〃	東京都界から	鶴見川合流点 まで

4 水防警報等の連絡系統

(1) 国土交通省が発表するもの



(2) 神奈川県が発表するもの



5 水防管理団体が収集・伝達する情報

- (1) 国土交通省が発表した水防警報については、水防管理団体の情報連絡責任者（建設緑政局河川課）は、次により出水様式に定められた内容を京浜河川事務所の所管出張所に電話で伝達する。

ア 河川巡視状況

原則として、水防警報「出動」発令時から水防警報「出動」、「指示」の発令中で1時間ごとに出張所の情報連絡担当官からの呼び出しに応じて伝達する。

- イ 災害情報（河川施設災害状況、一般災害状況、水防活動状況、避難状況、破堤等重大災害状況）

水防管理団体が情報を受けたとき、直ちに伝達する（第一報は部分的な情報でよい。）。

- (2) 神奈川県が発表した水防警報については、堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理者等は直ちに横浜川崎治水センターに通報する。また、水防終了後3日以内に水防管理団体水防実施状況報告書により報告する。

第6節 高潮氾濫危険情報【神奈川県、総務企画局危機管理室、港湾局庶務課】

神奈川県は、東京湾沿岸（神奈川県区間）について、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位として「高潮氾濫危険水位」を設定し、海岸の水位が「高潮氾濫危険水位」に達した場合に、「高潮氾濫危険情報」を発表する（警戒レベル4に相当する）。

1 発表基準

情報	水位	市町村・住民に求める行動
高潮氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)	高潮氾濫危険水位 (高潮特別警戒水位)	市町村：避難勧告等の発令を判断→発令 住 民：避難行動

2 高潮氾濫危険水位

(1) 指定区域

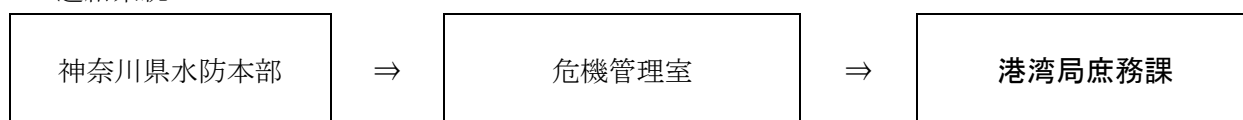
海岸名	検潮所名	所在地
東京湾沿岸 (神奈川県区間)	多摩川河口	川崎区殿町

(2) 水位周知実施区間及び基準水位観測所

水位周知 実施区間	基準水位 観測所	高潮氾濫 危険水位 (高潮特別 警戒水位)	発報者	区域	
川崎港 東部	多摩川河口	T.P.+2.85m	県水防本部	川崎港海岸 小島町地区	川崎区殿町3丁目地先から 川崎区夜光1丁目地先まで
				川崎港海岸 夜光町地区	川崎区夜光1丁目地先から 川崎区池上町地先まで
				川崎港海岸 池上町地区	川崎区池上町地先から 川崎区浅野町地先（池上運河）まで
				多摩川	右岸 中原区下沼部地先から海まで

川崎港 西部	多摩川河口	T.P.+2.90m	県水防本部	川崎港海岸 南渡田・浅 野町地区	川崎区浅野町地先（池上運河）から 川崎区南渡田町地先まで
				川崎港海岸 白石町地区	川崎区南渡田町地先から 川崎区白石町地先まで
浮島	多摩川河口	T.P.+2.85m	県水防本部	川崎港海岸 浮島	川崎区浮島町
東扇島	多摩川河口	T.P.+3.00m	県水防本部	川崎港海岸 東扇島	川崎区東扇島
扇島	多摩川河口	T.P.+3.05m	県水防本部	川崎港海岸 扇島	川崎区扇島から 横浜市鶴見区扇島まで

3 連絡系統



第7節 その他の情報【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、港湾局、上下水道局】

1 本市観測システムの情報

気象庁以外からの情報は、雨量情報配信システム[レインネット]（国土交通省から雨量データ受信、下水道施設内に設置されている17箇所の地上雨量計）及び水防用無線局のテレメーターシステム（市内27箇所に設置した雨量観測局と主要河川5箇所、川崎港検潮所に設置した水（潮）位観測局）の観測データから情報を収集する。

（資料編 雨量・水位テレメータ無線観測局設置図）

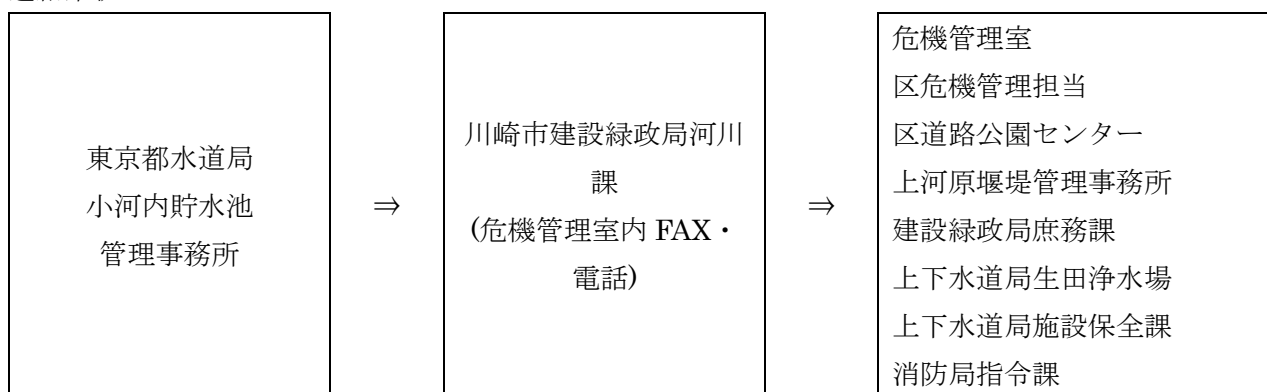
2 気象情報提供会社の情報

気象情報提供会社による川崎市域の防災気象情報

3 小河内ダム放流通報

東京都水道局は、小河内ダムの流水によって下流に危害が発生するおそれがある場合は、関係市町村に通知し、一般に周知する。

連絡系統



第7章 災害情報の広報【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、

区、消防局、関係局】

風水害や大雪による被害、富士山噴火による降灰は、ある程度予測が可能であるため、災害に備えられるよう住民へ事前に広報することが重要である。よって、気象庁及び市は、一般住民に対し、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、防災行政無線、Twitter、防災アプリ、Lアラート（公共情報コモンズ）、報道機関、広報車、消防ヘリコプター等あらゆる手段を活用して諸対策、気象及び災害情報を迅速かつ的確に周知するものとする。

また、救援業務等の広報活動を実施し人心の安定と社会秩序の維持を図る。

第1節 広報内容【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、関係局】

- 1 気象に関すること
 - (1) 気象警報等の気象に関する情報
 - (2) 河川の増水、土砂災害への注意情報
 - (3) 降灰予報に関する情報
- 2 避難に関すること
 - (1) 避難の準備情報、勧告・指示
 - (2) 避難所の状況・他の収容施設
- 3 応急対策活動に関すること
 - (1) 応急救護所の開設状況
 - (2) 電気、ガス、水道、電話等の復旧状況
 - (3) 道路、橋の復旧に関すること
 - (4) 除灰に関すること
 - (5) 交通機関の運行状況及び復旧に関すること
- 4 その他生活関連情報
 - (1) 物資の提供に関すること
 - (2) 医療機関の開設状況
 - (3) 防疫に関すること
 - (4) 降灰による健康被害防止に関すること
 - (5) 臨時相談所の開設状況
 - (6) 廃棄物、降灰等の処理に関すること
- 5 その他必要な事項

第2節 広報活動の方法【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、消防局】

市及び区は、市で保有する手段及び協定締結放送機関又はその他応援を得て、広報活動を実施する。

- 1 ラジオ・テレビによる広報
 - (1) 協定に基づく放送機関に対する放送要請

協定先	日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、 (株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、かわさき市民放送(株)、
-----	--

	イツ・コミュニケーションズ(株)、(株)ジェイコムイースト町田・川崎局、YOUテレビ(株)
--	---

(2) 市政広報番組の利用

(3) 地上デジタル放送のデータ放送

2 防災行政無線による広報

防災行政無線等を活用し、情報提供に努める。

3 電子メール、インターネット等を活用した広報

協定先	(株)レスキューナウ
-----	------------

また、市民向け電子メール配信サービス「メールニュースかわさき『防災気象情報』」、インターネットサイトによる「川崎市ホームページ」、携帯電話用サイト「モバイル川崎」、Lアラート（公共情報コモンズ）等を活用し、情報提供を行う。

4 広報車等市所有車両による広報

(1) 災害の状況に応じて、広報車等を確保し、必要と認める地区へ派遣し広報を実施する。

(2) 広報車による広報は、音声のみならず、状況によっては、印刷物の配布も行う。

5 消防ヘリコプターの活用

ヘリコプターの拡声器を使用し、広報を実施する。

6 職員による広報

広報車の活動不能な地域、その他必要と認められる地域については、職員を派遣し広報を行う。

7 広報印刷物による広報

必要に応じて広報紙等を作成し、広報又は情報提供を行う。

8 川崎駅河川情報表示板による広報【国土交通省】

9 防災テレホンサービス

防災行政無線屋外同報で放送した内容は、防災テレホンサービスにより市民に提供する。

10 ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用

Twitter等を活用し、文字や画像による情報提供に努める。

11 防災アプリ

かわさき防災アプリにより、緊急情報のプッシュ配信やお知らせの活用により、情報提供を行う。

12 川崎駅北口スクリーン（プロジェクター）による広報

第3節 報道機関への情報提供及び発表方法【総務企画局危機管理室、

シティプロモーション推進室】

1 発表方法

災害発生後において把握した市内の被害状況については、報道機関を通じて発表する。発表については、定時的に発表するもののほか、必要に応じて臨時に発表するものとする。また、重大な被害が発生又は発生するおそれがあるときは、記者会見を開催し、状況説明等を行うものとする。

2 情報提供

報道機関から災害報道等のための資料提供等の依頼を受けた場合は、できるかぎり協力するものとする。

3 プレスセンターの設置及び運営

市内の被害状況等により必要に応じて、報道機関のための情報収集、発信の拠点及び記者会見の会場とすることができるプレスセンターを、原則、会見室のレイアウトを変更し、設置する。

プレスセンターを設置した場合は、直ちに報道機関にその旨を発表する。

プレスセンターの運営に必要な機材等は、原則既存の備品等を活用することとし、市政記者クラブ等と必要に応じて調整する。

(資料編 災害時等における放送要請に関する協定書

(日本放送協会横浜放送局、アールエフラジオ日本、テレビ神奈川、横浜エフエム放送))

(資料編 災害情報等の放送に関する協定書 (かわさき市民放送株式会社))

(資料編 災害時におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定

(イツ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ジェイコムイースト町田・川崎局、Y O Uテレビ株式会社))

(資料編 地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書 (株式会社テレビ神奈川))

(資料編 災害情報等の相互提供に関する協定 (株式会社レスキューナウ))

(資料編 災害時における通信設備等の整備協力に関する協定 (川崎市通信設備連絡協議会))

(資料編 災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定

(川崎市アマチュア無線情報ネットワーク))

(資料編 電子広告媒体を活用した防災気象情報の提供に関する協定

(クリエイティブワークス、ダイドードリンコ))

(資料編 防災への取り組みに関する協定書 (Google Inc))

(資料編 災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社))

第4節 災害広聴の実施【関係局、区】

広域災害発生時において、甚大な被害が生じた場合には、人心の動揺、混乱により社会不安のおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を行い、応急対策に住民の要望等を反映させることとする。

1 実施体制

- (1) 平常時の広聴機能に加え、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて、被災地の公共施設や避難所に、臨時相談所を設置するものとする。
- (2) 臨時相談所における相談業務の担当は、関係局及び区において所管する。
- (3) 臨時相談所を設置した場合は、インターネット、電子メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビデータ放送、コミュニティFM (かわさきFM)、Twitter、広報紙等によりその旨を広報する。

2 要望等の処理

- (1) 相談要望、苦情等を聴取し、速やかに各機関に連絡し、早期解決に努める。
- (2) 処理方法の正確性を図るため、聴取用紙等を備える。
- (3) 関係局長及び区長は、臨時相談所で受けた相談要望、苦情の内容、件数、対応状況の取りまとめを行う。

第4部 応急対策計画

第1章 警備・交通対策【総務企画局、建設緑政局、港湾局、区、神奈川県警察、

第三管区海上保安本部】

台風、集中豪雨、大雪、降灰等の広域災害が発生した場合において、陸上及び海上における被害の拡大を防止するため、避難及び救助、犯罪の予防措置と、陸上交通の規制措置を実施し、社会公共の安全と秩序の維持に努めるものとする。

第1節 車両の移動【総務企画局、建設緑政局、港湾局、区】

道路管理者及び港湾管理者は、災害時に放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

1 車両等の移動命令

道路管理者及び港湾管理者は、災害時に放置車両や立ち往生車両が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、対象とする区間を指定し、運転者等に対し、車両等の移動の命令を行う。（災害対策基本法第76条の6）

2 指定区間の周知

道路管理者及び港湾管理者は、車両等の移動の命令を行う区間を指定したときは、インターネット、電子メール、広報車、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、Twitter、その他の広報手段により周知する。

3 道路管理者及び港湾管理者による車両等の移動

車両の占有者等が措置をとらない場合や燃料切れ等で措置をとることができない場合、又は運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両等の移動を行う。その際、やむを得ない範囲で車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去をすることができる。

4 措置に伴う損失補償

車両等の移動に際し、車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去を行った場合には、道路管理者又は港湾管理者は損失の補償を行う。

第2節 警察の警備体制【神奈川県警察】

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策等を実施することにより、県民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安維持の万全を期する。

1 警備体制の確立

(1) 警察は、台風・低気圧の接近に伴って、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察本部に県警察災害警備本部を、各警察署に警察署災害警備本部を設置して、指揮体制を確立する。

(2) 警察は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

2 災害応急対策の実施

警察は、市災害対策本部等関係機関と連携して、次の対策を実施する。

(1) 警報等の伝達

災害に関する警報等を認知した場合、その内容、情態等を分析・検討し、必要がある場合は、地域住民に対する広報を行う。

また、当該警報等の緊急性、市の体制等を勘案して、要請のあった場合又は災害警備上必要がある場合は、市の行う地域住民に対する警報等の伝達に協力する。

(2) 情報の収集・連絡

災害警備上必要な情報の収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡する。

(3) 救出救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、市及び消防等の防災機関と協力して、被災者の救出救助活動等を実施する。また、被災地を管轄する警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行う。

(4) 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条により、避難の指示又は避難の措置を講じる。

(5) 交通対策

被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模や状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。

(6) 防犯対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

さらには、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(7) ボランティア等との連携

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

(8) 広域応援

県公安委員会は、発生した災害の被害規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行う。

第3節 海上保安庁の警備救難体制【第三管区海上保安本部（横浜海上保安部、川崎海上保安署）】

川崎海上保安署は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害の発生を防止し、又は局限化を図るための措置を次により実施する。

1 体制

風水害による海難等に対処するための体制を次のとおりとする。

(1) 警戒配備

大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想される場合の配備

(2) 非常配備乙（第1体制、第2体制）

大規模海難等の発生が予想される場合の配備

2 予防対策

警戒配備若しくは非常配備が発令された場合次の措置をとる。

(1) 要員の確保

警戒配備実施細目及び非常配備実施要領に基づき、職員の非常呼集を行うとともに所属巡視艇を有事即応の体制にしておく。

(2) 対策の検討等

予想される災害を防止し、又は局限するための具体的な対策を検討するものとし、台風による海難の発生が予想される場合は京浜港長（横浜海上保安部長）の指示に従い港内在泊船に対し、避難勧告等を行う。

(3) 情報の収集伝達

関係機関と緊密な連絡を保ち関連情報の収集に努めるとともにその内容に応じて関連する機関等に情報の周知を図る。

3 応急対策

(1) 情報の収集伝達

港内外の状況、水路及び航路標識等の異常の有無、その他必要な事項について情報を収集し、その内容に応じて関連する機関等に情報周知を図る。

(2) 海難救助等

海難等が発生したときは、速やかに船艇、航空機等によりその搜索救助を行う。

(3) 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。

(4) 物品の無償貸付及び譲与

物資の無償貸付又は譲与について要請があったときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき、生活必需品等を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。

(5) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援を行う。

(6) 流出油等の防除

海上に大量の油等が流出したときは、防除措置を講ずべき者が行う防除措置の指導又は防除措置を講ずべき者が措置を講じていないと認められるときは、防除措置を講ずべきことを命じる。

また、緊急の必要がある場合には、応急の防除措置を実施する。

第三管区海上保安本部長、横浜海上保安部長又は川崎海上保安署長は、特に必要があると認めるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油等の除去その他の海洋の汚染

を防止するため必要な措置を講ずることを要請するものとする。

(7) 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、必要に応じて船舶交通の整理指導、制限又は禁止の措置をとる。

漂流物等により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは港湾管理者に通報するとともに、所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを勧告し又は命令し、特に緊急に措置する必要がある場合については巡視船艇により応急の措置をとる。

(8) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項及び第 2 項に定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに市にその旨を通知するものとする。

(9) 治安の維持

巡視船艇等及び航空機を災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行うとともに、警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(10) 危険物の保安措置

危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

危険物の荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(11) 遺体の処理

海域において収容した遺体は検視後、市に引き渡す。

(資料編 東京湾排出油等防除協議会会則)

(資料編 川崎管内排出油等防除協議会会則)

4 京浜港台風対策協議会

京浜港（川崎区・横浜区）における台風等における海難事故を防止し、必要な対策を協議するため、海事関係機関が構成メンバーとなって、横浜海上保安部に京浜港台風対策協議会が設置される。

協議会は必要に応じて、台風の進路及び影響の予測、警戒体制の必要性及び発令、解除時期、台風災害防止のための必要な措置を協議し、必要な措置を講じる。

警戒体制

区 分	実 施 事 項
第 1 警戒体制 (準備体制及び走錨対策強化)	1 在港船舶は、荒天準備をなし、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。 2 荷役中止基準を厳守すること。また、荷役中の船舶にあつては天候急変に備え、荷役を中止できるように準備すること。 3 木材水上荷卸し及びいかに運航は中止基準を厳守すること。 4 在港錨泊船は、VHF 16ch を継続聴守するとともに、船橋当直の増員配置、錨鎖の適切な伸出量の確保、AIS の作動維持、要すれば機関のスタンバイ等を行い、厳重な走錨海難防止対策を講じること。 5 特に JERA・東京ガス扇島 LNG バースから半径 2 海里の円内及び Y2 錨地

	(走錨対策強化海域 注1) 錨泊船は、走錨による事故が多く発生している海域であることを踏まえ、前記4項目の走錨海難防止対策を徹底し、走錨の早期検知及び早期解消に努めるとともに、要すれば機関及びスラストを起動し、当該バース等への衝突を防止すること。 6 在港係留船舶は、各岸壁の避難基準に従い対応し、荒天のため出港不可となる状況を避けるため、余裕を持った行動をとること。 7 万一に備え、タグボートの手配ができるよう連絡体制を確立すること。
第2警戒体制 (避難体制及び走錨対策強化)	1 船舶は荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。 2 避難対象船舶(注2)は、原則として防波堤外に避難すること(但し防波堤外に避難することが適当でないと判断される船舶は、係留強化を行う等、十分な安全対策をとること)。 3 避難対象船舶以外の船舶は河川・運河その他の安全な場所へ避難すること。 4 木材・作業用資器材の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。 5 特にJERA・東京ガス扇島LNGバースから半径2海里の円内及びY2錨地(走錨対策強化海域 注1) 錨泊船は、走錨による事故が多く発生している海域であることを踏まえ、走錨海難防止対策を徹底し、走錨の早期検知及び早期解消に努めるとともに、要すれば機関及びスラストを起動し、当該バース等への衝突を防止すること。
入港制限	総トン数1,000トン以上の船舶は入港しないこと。(ただし、旅客が乗船中の客船・フェリーにあっては、この限りでない。)
錨泊自粛	1 東京国際空港(羽田空港)周辺の錨泊制限海域(注3)に錨泊しないこと。 2 東京国際空港(羽田空港)周辺の錨泊制限海域に錨泊中の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。ただし、次の船舶を除く。 ① 人命又は財産の保護、公共の秩序の維持、その他公益上の必要が認められる用務のため、やむを得ず、錨泊制限海域で錨泊する船舶。 ② 船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊制限海域で錨泊する船舶。 ③ 前各号に掲げるもののほか、京浜港長が認めた船舶。

注1 走錨対策強化海域

- 1 東京ガス扇島LNGバース灯(北緯35度27分43秒、東経139度43分8秒)及びJERA扇島LNGバース灯(北緯35度28分15秒 東経139度44分20秒)を中心とする半径2海里の円内海面のうち、次の(1)から(5)の地点までを順次結んだ線以南の海面。
ただし、横浜航路、鶴見航路、陸岸並びに京浜港長公示により、錨泊を禁止する区域を除く。
(1) 北緯35度29分25秒 東経139度46分19秒(東扇島防波堤)。
(2) 北緯35度27分52秒 東経139度42分46秒(JFEスチール東日本製鉄所扇島護岸)。
(3) 横浜大黒防波堤東灯台(北緯35度27分24秒 東経139度42分25秒)。
(4) 北緯35度27分16秒 東経139度42分2秒(大黒ふ頭先端緑地護岸)。
(5) 北緯35度26分29秒 東経139度41分14秒(本牧ふ頭防波堤)。
- 2 上記1の海面を除くY2錨地。

注2 防波堤外避難対象船舶

- 原則として次に掲げる船舶とする。但し、防波堤外に避難することが適当でないと判断される船舶を除く。
- 1 総トン数1,000トン以上の危険物積載タンカー。
 - 2 高乾舷船。(カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等。)
 - 3 風浪から比較的遮へいされるバース以外のバースに係留している総トン数1,000トン以上の船舶。

注3 錨泊制限海域

- 次の地点を結んだ線及び陸岸(護岸を含む)並びに京浜大橋で囲まれた海面のうち、東京西航路及び川崎航路を除く海面。
- 1 大井コンテナふ頭岸壁(北緯35度36分17秒、東経139度45分59秒)と青海コンテナふ頭岸壁(北緯35度36分27秒、東経139度46分56秒)を結んだ線
 - 2 青海コンテナふ頭南西端(北緯35度36分7秒、東経139度47分12秒)と中央防波堤内側埋立地北西端(北緯35度35分44秒、東経139度47分25秒)を結んだ線
 - 3 中央防波堤内側埋立地南西端(北緯35度35分38秒、東経139度47分29秒)と中央防波堤外側埋立地北西

- 端（北緯 35 度 35 分 34 秒、東経 139 度 47 分 36 秒）を結んだ線
- 4 中央防波堤外側埋立地 D ブロック護岸上（北緯 35 度 34 分 47 秒、東経 139 度 49 分 30 秒）、北緯 35 度 34 分 16 秒、東経 139 度 51 分 23 秒の地点、北緯 35 度 32 分 52 秒、東経 139 度 52 分 10 秒の地点、北緯 35 度 31 分 8 秒、東経 139 度 51 分 22 秒の地点、北緯 35 度 29 分 54 秒、東経 139 度 49 分 57 秒の地点、北緯 35 度 29 分 15 秒、東経 139 度 48 分 9 秒の地点、北緯 35 度 29 分 36 秒、東経 139 度 47 分 5 秒の地点、浮島 2 期埋立地処分場護岸上（北緯 35 度 30 分 44 秒、東経 139 度 48 分 5 秒）を結んだ線
 - 5 京浜港川崎区所在の浮島町北側護岸上（北緯 35 度 31 分 37 秒、東経 139 度 47 分）と東京国際空港（羽田空港）南西端（北緯 35 度 31 分 56 秒、東経 139 度 47 分 42 秒）を結んだ線
 - 6 東京国際空港（羽田空港）北側護岸北西端（北緯 35 度 34 分 8 秒、東経 139 度 6 分 16 秒）と京浜島東側護岸（北緯 35 度 34 分 7 秒、東経 139 度 46 分 8 秒）を結んだ線
 - 7 東海 3 丁目南東端（北緯 35 度 34 分 38 秒、東経 139 度 45 分 45 秒）と城南島西端（北緯 35 度 34 分 38 秒、東経 139 度 46 分）を結んだ線
 - 8 城南島北端（北緯 35 度 35 分 14 秒、東経 139 度 46 分 40 秒）と大井食品ふ頭東端（北緯 35 度 35 分 25 秒、東経 139 度 46 分 36 秒）を結んだ線

（本章末資料 京浜港台風対策等情報連絡経路（川崎区））

（資料編 京浜港台風対策協議会会則）

第 4 節 道路交通対策【神奈川県警察】

警察は、台風、集中豪雨、大雪、降灰等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被災情報を勘案の上、必要な道路の区間及び場所について通行禁止、制限等の交通規制を行い、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び県民等の安全な避難路の確保に努める。

1 交通の確保

- (1) 県公安委員会は、県内又は県に隣接する都県（東京都、山梨・静岡県）において発生した災害について緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
- (2) (1) による通行の禁止又は制限をしようとするときは、原則として、あらかじめその規制内容を当該道路管理者に通知する。
また、(1) による通行の禁止又は制限をしたときには、速やかに関係都県公安委員会に通知するとともに、報道機関の協力及び立看板等により、一般に周知させる措置をとる。
- (3) 警察は現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。
- (4) 警察は、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保等必要な交通規制を行う。この場合において、情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。
- (5) 警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底等を図る。
- (6) 警察は、通行禁止区域等において、緊急通行車両の通行を確保するために必要な場合には、車両等の移動等について、その所有者等に必要な措置命令を行う。
- (7) 自衛官、消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの災害対策用務に用いる緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な場合は、(6) に定める警察が取るべき措置について、自ら行うものとする。
- (8) 警察は、緊急輸送等のため必要があり、関係機関等から要請があった場合は、可能な限り警察車両による緊急通行車両等の先導を行う。
- (9) 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められた場合における道路通行規制に関する基準を定め、通行規制、警察・交通機関への連絡その他必要な措置を講じる。

2 交通情報の収集等

(1) 交通情報の収集

災害時における道路交通状況の収集については、県警交通管制センター（交通規制課）があた

る。

(2) 道路交通状況の実態把握

警察は、交通規制等の交通対策を迅速・的確に実施するために、市内の交通状況の実態を把握

するほか、航空隊との連携により全体の状況を掌握することに努める。

3 交通情報の広報

交通規制を実施した場合、警察は、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して、積極的な

現場広報に努める。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して

周知に努めるほか、航空機による広報あるいは必要に応じて市の協力を求める。

4 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね

以下のとおりとする。

第 1 段 階	1	救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
	2	消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
	3	政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保 安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資
	4	医療機関へ搬送する負傷者等
	5	緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第 2 段 階	1	上記第1の続行
	2	食料、水等生命の維持に必要な物資
	3	傷病者及び被災者の被災地外への輸送
	4	輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 3 段 階	1	上記第2の続行
	2	災害復旧に必要な人員及び物資
	3	生活必需品

5 緊急通行車両の確認手続き

(1) 緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はそ

の委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

緊急通行車両の適用範囲	1	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示
	2	消防、水防その他の応急措置
	3	被災者の救護、救助その他の保護
	4	災害を受けた児童及び生徒の応急教育
	5	施設及び設備の応急復旧
	6	清掃、防疫その他の保健衛生
	7	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
	8	緊急輸送の確保
	9	その他災害の防ぎよ、又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急通行車両の確認等

災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第 33 条に規定する確認標章及び緊急通行車両確認証明書の交付手続きについては、県知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会（県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）が行う。

京浜港台風対策等情報連絡経路(川崎区)

川崎海上保安署
Tel 044-266-0118 Fax 044-266-1613



※保安署からの情報伝達は、一斉同報FAXにより全社へ一括FAXされますので、他社への連絡は必要ありません。

※各社とも台風対策等の情報を入手後、直ちに在港船舶等の関係先へ連絡してください。

旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所
東海運(株)川崎船舶営業所
出光ルブテクノ(株)
小野建(株)東京支店川崎センター(株)上組東京支店川崎センター)
川崎ターミナル(株)千鳥事業所
川崎化成工業(株)川崎工場
川崎市港湾局川崎港管理センター港営課
港湾建設企業グループ(東亜建設工業(株)横浜支店川崎作業所)
(株)三協
(株)三和マリン
JFEスチール(株)東日本製鉄所(京浜地区)
JFE物流(株)
(有)ジェー・シー・ティ・エージェンシー
昭和電工(株)川崎事業所(大川)
昭和電工(株)川崎事業所(扇町)
昭和電工(株)川崎事業所(千鳥)
昭和物流(株)関東事業所
JXTGエネルギー(株)川崎事業所
JXTGエネルギー(株)川崎製油所
JXTGエネルギー(株)川崎ガスターミナル
セントラル硝子(株)川崎工場
大王製紙(株)川崎事業所
太平洋セメント(株)川崎サービスステーション
(有)チドリ海事
(株)デイ・シイ
東亜石油(株)京浜製油所

(株)JERA 川崎火力発電所
(株)JERA 東扇島火力発電所
東京油槽(株)
東京湾油送船繋船場協同組合
東西オイルターミナル(株)川崎油槽所
東神油槽船(株)
東洋埠頭(株)川崎支店
東洋埠頭(株)東扇島支店コンテナターミナル営業所
(株)日新 川崎営業所
(株)日新 川崎化成品油槽所
日清サイロ(株)鶴見事業所
日本通運(株)川崎海運支店
日本ポリエチレン(株)川崎工場
(株)ハヤシ海運
プリンス海運(株)(鈴江コーポレーション)川崎営業所
丸池海運(株)川崎支店
三井埠頭(株)
三菱ケミカル物流(株)川崎油槽所

第2章 避難対策【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、

健康福祉局、区、消防局】

風水害による人的被害の発生を未然に防止するため、災害の発生が予測される地域の住民を早期に避難させるため、必要な事項を定める。なお、災害時要援護者や地下街等に対する避難対策については、第2部予防対策の定めによるものとする。

第1節 避難行動（安全確保行動）の考え方【総務企画局危機管理室】

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報（以下「避難勧告等」という。）の対象とする避難行動については、緊急避難場所に移動することのみではなく、次の行動のうちから状況に応じて選択し、適切な避難行動をとるものとする。

- ① 緊急避難場所への移動
- ② 洪水浸水想定区域外の安全な場所への移動（親戚や友人の家等）
- ③ 近隣の高い建物等への移動
- ④ 屋内の安全な場所への避難

但し、洪水浸水想定区域において、想定される浸水深が最上階の床の高さを上回る建物、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内の建物、及び家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）内の木造建築物に居住、滞在している場合については、緊急避難場所への移動等の立ち退き避難が適切な避難行動となる。

なお、緊急避難場所への避難にあたっては、避難が長期化する可能性を考慮し、避難者自身が水や食料などの必要な物資を持参するものとする。

第2節 避難勧告等【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、健康福祉局、消防局、区、神奈川県、横浜海上保安部、川崎海上保安署、神奈川県警、陸上自衛隊第31普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方総監部】

市長などの避難勧告等の発令の権限を有する者（以下「発令者」という。）は、被害が予測される地域の住民に避難行動を促すため、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）を発令し、緊急避難場所等へ避難誘導を行う。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合には、居住者等に対し、屋内における避難のための安全確保措置を指示することができるものとする。

避難勧告等の判断にあたっては必要に応じ、横浜地方气象台、京浜河川事務所、京浜港湾事務所、県等に助言を求めることとするほか、発令にあたっては取るべき避難行動を直感的に理解しやすいものとするため、警戒レベルを用いることとする。

1 避難勧告等

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

市長は、洪水、土砂災害等が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等を知らせる「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、住

民等の注意を喚起するとともに、要配慮者の避難に備え緊急避難場所へ避難誘導を行う。災害時要援護者避難支援者（以下「支援者」という。）は、事前に登録している災害時要援護者の避難支援を開始する。また、市長及び区長は、必要に応じて、避難準備・高齢者等避難開始の発令よりも前に、住民等が自ら危険性を判断して避難（自主避難）することを促す。

(2) 避難勧告・指示（緊急）

発令者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を勧告するとともに、急を要すると認めるときは、避難を指示する。

なお、区長、消防局長又は消防署長は、避難勧告・指示（緊急）の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難勧告・指示（緊急）を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告する。

(3) 災害発生情報

発令者は、既に災害が発生している場合において、市民が命を守るための最善の行動をとれるよう、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、災害発生情報を発令する。

なお、区長、消防局長又は消防署長は、災害発生情報の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として災害発生情報を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告する。

発令者一覧

発令者	勧告・指示の区分	根拠法令
市長 (水防管理者)	勧告・指示	災害対策基本法第 60 条 水防法第 29 条
警察官	指示	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	指示	災害対策基本法第 61 条
知事（又はその命を受けた者）	勧告・指示	災害対策基本法第 60 条 水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
自衛官	指示	自衛隊法第 94 条

2 避難勧告等の発令基準

避難勧告等の発令基準の設定は、立ち退き避難が必要な場合における避難のための準備や移動に要する時間を考慮して発令時の状況を設定する。

なお、発令基準については、おおむね次の状況であり、実況状況、予測状況、過去の災害等に基づき総合的に判断を行うものとする。

警戒レベル		発令時の状況	住民に求められる行動
-------	--	--------	------------

警戒レベル 3	避難準備・高齢者等避難開始	要援護者等で避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生が高まった状況	要援護者等は、避難行動を開始 要援護者以外の住民のうち、各種ハザードマップで危険区域に該当している地域は、防災気象情報に注意を払い、自主的に避難行動を開始
警戒レベル 4	避難勧告	住民が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生が明らかに高まった状況	近くの緊急避難場所等への立ち退き避難、立ち退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断した場合は、近隣の安全な場所への避難や、屋内の安全な場所への避難を開始
	避難指示(緊急)	前兆現象の発生等切迫した状況から、災害の発生が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等地域の特性等から災害の発生が非常に高いと判断された状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難を直ちに完了 避難していない住民は、直ちに立ち退き避難を行うか、その避難行動に余裕がない場合は、近隣の安全な場所に避難するか、屋内の安全な場所等に避難するなど、生命を守る最低限の行動を完了
警戒レベル 5	災害発生情報	既に災害が発生している状況	命を守るための最善の行動を完了

このほか、洪水、土砂災害、高潮災害については、各災害の避難勧告等の発令基準によるものとする。
(資料編 風水害に関する避難勧告等の発令基準)

3 避難勧告等の内容

避難勧告等を発令する場合、避難対象となる住民に対し、次の事項を明確にし、住民の円滑な協力を得るように努める。

伝達内容	1 発令日時
	2 発令者
	3 対象地域及び対象者
	4 避難すべき理由、状況、危険の度合い
	5 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示等の種別
	6 避難の時期（避難開始時期及び完了時期）
	7 避難場所
	8 避難の経路（又は、通行できない経路）
	9 住民の取るべき行動や注意事項
	10 担当者及び連絡先

4 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等を実施した場合は、市総合防災情報システムへその内容を登録し、情報を共有するとともに、市及び区が口頭又は広報車によるほか、次の方法のうち実情に即した方法により市民へ伝達する。特に増水による危険が高い河川敷等については、迅速かつ確実な対応が必要である。

また、災害時要援護者については、登録名簿に基づき、支援者が情報を伝達し、登録のない者等についても、自主防災組織の会長等の協力を得て組織的な伝達等により伝達漏れのないよう留意する。

伝 達 方 法	1	同報系防災行政無線による放送
	2	広報車、消防車両による放送
	3	自主防災組織、町内会長等による電話・FAX、又は口頭伝達
	4	サイレンの吹鳴による注意喚起
	5	ラジオ・テレビ等による放送
	6	市ホームページのトップページ及び防災情報ポータルサイトへの掲載
	7	防災気象情報メールの送信
	8	緊急速報メールの送信
	9	Twitter による配信
	10	防災アプリによる配信
	11	Lアラート（災害情報共有システム）への配信
	12	テレビ神奈川データ放送の実施
	13	コミュニティFM（かわさきFM）による放送
	14	消防ヘリコプターによる広報

5 関係機関への通知及び報告

- (1) 市長は避難勧告等を発令したとき並びに警察官、海上保安官、自衛官及び県知事から避難指示等を実施した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を県知事へ報告するとともに警察等の関係機関及び避難施設の管理者へ通報するものとする。また、報道等の関係機関に連絡する。
- (2) 避難勧告等が発令されたときは、当該区域の区長又は消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。

6 避難勧告等の解除

- (1) 市長は、現地の状況や今後の気象予報等を勘案し、避難の必要がなくなつたと認められるときは、避難勧告等を解除し、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。
- (2) 避難勧告等が解除されたときは、当該区域の区長又は消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。
- (3) 区長は、避難勧告等の解除に伴い、避難者及び避難施設の管理者と緊急避難場所の閉鎖、縮小に向けた処理にあたる。

第3節 住民説明の実施【総務企画局危機管理室、消防局、区】

市長、区長、消防局長又は消防署長は、避難勧告等を発令した場合には、避難時又は事後において、避難を要した状況等について、職員や自主防災組織等を通じるなどして住民等への説明を行うとともに、住民等の避難状況の把握に努める。

第4節 避難誘導【総務企画局危機管理室、消防局、区】

1 関係機関等との連携

消防職員、区職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等は連携を密にし、迅速かつ組織的に避難誘導を行う。

2 災害時要援護者の避難支援

避難誘導に当たっては、災害時要援護者に配慮し、自主防災組織や地域住民の協力を得て避難支援を行う。災害時要援護者登録制度に登録している市民に対しては、あらかじめ決めている支援者が迅速に避難支援活動を行う。

3 情報の把握・再避難

避難誘導に当たる市職員及び防災関係機関の職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、時機を失することなく再避難等（他の安全な避難場所又は避難所補完施設への避難誘導等）の措置を講じる。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内における避難のための安全確保措置を指示することとする。

4 避難経路及び交通手段の確保

区長は、避難誘導を行うため、避難路及び交通手段の確保が必要と認めるときは、市を通じ、関係機関に対し、協力を依頼する。ただし、緊急を要する場合は、直接協力を依頼できるものとする。

第5節 緊急避難場所・避難所の開設等【区】

1 緊急避難場所

(1) 緊急避難場所の開放

区長は、避難者を収容するため、必要と認めるときは、風水害時の指定緊急避難場所、避難所補完施設及びその他の施設の中から、災害の状況、地域の特性、被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、緊急避難場所を開放し区職員等を管理要員として当該緊急避難場所へ派遣する。

(2) 緊急避難場所の管理運営

ア 区長は、原則として開放した緊急避難場所に管理要員を常駐させ、避難者の保護にあたる。

なお、民間施設を緊急避難場所として使用する場合には、あらかじめ関係者の承諾を得ておき、使用する旨の連絡を行う。緊急避難場所の運営にあたっては、施設管理者と連携し、自主防災組織及び避難者の協力を得ながら実施する。

イ 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行う。また、避難者の状況等を早期に把握するとともに、緊急避難場所の安全と秩序の維持に努める。

ウ 緊急避難場所においては、原則として避難者に公的備蓄による食料及び飲料水の供与を行わないこととする。ただし、避難者の健康や生命の維持のために必要な場合、区長は公的備蓄を活用して避難者の保護にあたるものとする。

(3) 避難状況等の報告

ア 区長は、緊急避難場所を開放したときは、直ちにその旨を市長に報告する。

イ 区長は、避難者数、その他必要事項を緊急避難場所別に取りまとめ、市長へ報告する。

(4) 緊急避難場所の閉鎖等

区長は、避難勧告等の解除に伴い、避難者及び施設管理者等と緊急避難場所の閉鎖に向けた処

理にあたる。また、災害が長期化する場合や、災害の発生によって被災者が自宅で生活することが困難な場合、被災者が一定期間滞在する場として避難所の開設に向けた準備をする。

2 避難所

(1) 避難所運営の開始及び管理運営

ア 避難所運営の開始

区長は、原則として開設した避難所に管理要員を常駐させ、施設管理者と連携し、自主防災組織及び避難者の協力を得ながら円滑な避難所運営を実施する。また、名簿等の作成により被災者の情報を把握及び管理するとともに、避難所の安全と秩序の維持に努める。

イ 物資の供与

区長は、避難が長期に渡る場合には、被災者への食料、飲料水及び生活必需物資の供与等について配慮するとともに、防疫、し尿、ごみ処理等避難所施設の維持管理について関係局長との連絡調整にあたる。

ウ 避難所対策

区長は、避難所における生活環境・衛生状態に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難者の健康管理・栄養管理、災害時要援護者へのケア、プライバシーの確保、男女のニーズの違いに配慮する。また、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう、食料等必要な物資の配布情報や保健師等による巡回健康相談などの情報を周知する。

エ 災害時要援護者の避難施設の確保

区長は、避難所では生活が困難な災害時要援護者の避難施設として市内社会福祉施設等の利用を図るものとする。なお、災害時要援護者を社会福祉施設等へ二次避難させる場合には、その施設管理者にその旨を報告するとともに、その対応について関係局と連絡調整するものとする。

オ 避難所運営会議

避難所ごとに地域住民と行政機関が一体となって避難所運営を行うことが必要であるため、必要に応じて、地域の自主防災組織を中心として、施設管理者、ボランティア等による避難所運営会議を構成し、その管理運営を行うものとする。

なお、避難所の円滑な運営のため、避難所運営会議ごとに避難所運営マニュアルを作成する。マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、避難所を運営していくには、炊出し、物資の受入・配給、避難者名簿の作成・管理など共同生活を営むうえで様々な役割が必要になるため、避難者は、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行いながら相互扶助の精神により、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努めるものとする。

カ 避難者の安否情報

市長又は区長は、避難者の安否について住民等から照会があったときは、避難者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り避難者の安否情報を回答するよう努める。この場合においては、避難者の安否情報の適切な提供のために必要と認めると

きは、関係地方公共団体、県警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

(2) 避難状況等の報告

ア 区長は、難場所を開設したときは、直ちにその旨を市長に報告する。

イ 区長は、避難者数、その他必要事項を避難所別に取りまとめ、市長へ報告する。

(3) 避難所の閉鎖

区長は、避難者数、応急仮設住宅の設置状況、ライフラインの復旧状況、避難者の生活再建への支援などを総合的に勘案し、施設管理者及び避難所運営会議と協議の上、避難所の閉鎖を決定するものとする。なお、閉鎖時期については、学校等の本来の施設機能の早期回復に配慮するものとし、可能な範囲で段階的な避難所の縮小、統合も実施する。

(資料編 指定緊急避難場所一覧表)

(資料編 指定避難所一覧表)

(資料編 避難所補完施設一覧表)

(資料編 川崎市災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱)

(資料編 災害時等に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書)

第6節 警戒区域【総務企画局危機管理室、消防局、区】

市長等は、次の法令に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定は、避難勧告等と比べ、災害がより急迫している場合に行なわれるものである。

設定者一覧

設 定 者	根 拠 法 令
市 長	災害対策基本法第 63 条
警 察 官	
海上保安官	
自 衛 官	
消防長、消防署長、消防職員、消防団員等（以下「消防職員等」という。）	水防法第 21 条（水災）

1 災害対策基本法に基づく設定

(1) 市長は、災害が発生し、又は、まさに災害が発生しようとしている場合において、生命及び身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

ただし、危険が切迫し市長が設定するいとまのないときは、補助執行機関として区長、消防局長又は消防署長が市長に代わり設定するものとし、事後直ちに市長に報告しなければならない。

(2) 警察官又は海上保安官は、前記の市職員が現場にいないとき、又はこれらの者からの要求があったときに、自衛官は、前記の市職員が現場にいないときに限り、設定を行うことができる。

この場合、事後直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

2 水防法及び消防法に基づく設定

消防職員等は、緊急の必要がある場所に、警戒区域を設定する。

3 警察署との連携

警戒区域の設定に伴い、必要があると認めた場合は、警察と連携する。

第3章 河川・港湾・崖地の災害防止対策【区、消防局、港湾局、まちづくり局】

第1節 河川対策【区、消防局】

1 警戒・巡視

区長及び消防局長は、雨量・水位等の情報収集に努めるとともに、増水による被害が予想される場合は、警戒・巡視体制を強化し、増水に備え、河川敷等の堤防の川側にいる者について、安全な場所への移動を指示する。

2 溢水対策

区長及び消防局長は、溢水のおそれがある場合には、土のう等により対策を講じる。

第2節 港湾対策【港湾局】

港湾局長は、潮位・波浪等の情報収集に努めるとともに、高潮による被害が予想される場合は、防潮扉を閉めるなど警戒・巡視体制を強化し、波浪による被害が予想される場合は警戒体制等の情報を関係機関等に対して連絡する。

第3節 土砂災害防止対策【まちづくり局指導部、区】

まちづくり局長及び区長は、雨量等の情報収集に努めるとともに、崖崩れ等の災害が予想される場合は、次の箇所を重点に警戒・巡視体制を強化する。また、区長は、災害発生の危険性が高まり、土地所有者等に事前の措置を講じる必要があると認められる場合は、災害対策基本法第59条による指示を行い、速やかに市長に報告するものとする。

- 1 急傾斜地崩壊危険区域（特に工事施工前、施工中のもの）
- 2 宅地造成中の箇所（施工業者への災害防止指導等）
- 3 災害履歴箇所（過去に崖崩れがあった箇所）及びその周辺

第4節 土砂災害に対する二次災害防止対策【区、まちづくり局指導部、神奈川県】

1 崖の監視

区長は、まちづくり局と連携し安全が確認されるまで、崖崩れ箇所周辺の住民に対して避難勧告・指示等の措置を実施するとともに、警戒区域の設定、立ち入り制限等必要な措置を講じる。

また、崩壊した斜面やその周辺の状況の監視を行い、その状況を関係機関に伝達する。

2 応急対策の実施及び資機材の備蓄

区長は、二次災害による被害の拡大を防ぐため、作業の安全を確保した上で、防水シートの被覆や排水道等の簡易な応急対策等、災害対策基本法第62条に基づく措置を実施し、二次災害の防止に努めるとともに、速やかに市長に報告するものとする。

また、区に災害用として防水シート等を常時備蓄し、災害時にはまちづくり局と連携し区職員を始め消防署、警察署等の防災関係者に配布し迅速な対応を図る。

第4章 医療救護【健康福祉局、病院局、区】

風水害時には、その災害の規模によって、医療機関及び関係機関の機能低下や機能停止、情報通信網の混乱、交通網の遮断、ライフラインの途絶、関係職員の被災等が想定される。これに備え、市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画（川崎市災害時医療救護活動マニュアル）を策定し、応急医療救護活動の万全を期すものとする。

第1節 医療救護活動体制の整備【健康福祉局保健医療政策室、病院局、区】

1 災害対策本部健康福祉部の役割

災害対策本部の指揮の下、医療救護活動については、健康福祉局長を長として健康福祉部を設置し、国・県・他自治体・地域医療関係団体等との連絡調整に関する窓口を一元化して対応する。

健康福祉部は、あらかじめ人的・物的医療資源を有している既存の医療機関を中心に、川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体との連携を図り、医療救護班の編成・派遣、患者搬送、患者受入調整、医薬品の確保・搬送等について、時間の経過に応じた体制を確立する。

また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。

(1) 保健医療調整本部

第3部第3章に定める災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に保健医療調整本部を設置する。設置場所は第3庁舎5階会議室とする。なお、災害対策本部が多摩区役所6階の多摩防災センター等に設置された場合、災害対策本部に近接した適切な場所を選定し、設置するものとする。

保健医療調整本部の業務は、市内病院・各区の情報集約、病院間・区間調整のマネジメント、県への各種報告、川崎市災害医療対策会議の招集・開催・運営等、平時の担当業務を基本に、災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整・マネジメントを行う。

また、台風等の襲来が予測される場合においては、災害対策本部の設置にかかわらず、情報収集チームを設置し、情報収集及び関係機関への情報発信等を行う。

(2) 川崎市災害医療コーディネーター

川崎市災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部が、効果的な医療救護体制を構築するために、収集された情報の整理、神奈川県保健医療調整本部や関係機関（市内各機関や市外からの支援機関（DMAT、JMAT、DPAT、日本赤十字社等、その他関係機関等））との調整等に関し、その専門的見地から助言等を行う。

(3) 川崎市災害医療対策会議

川崎市災害医療コーディネーター、関係団体等が、医療機関等の被災状況、傷病者の発生状況等の情報を保健医療調整本部と共有し、今後の対策について検討する会議体「川崎市災害医療対策会議」を発災直後から設置し運営する。

2 区本部保健衛生・福祉班の役割

災害対策本部又は区本部は、医師、歯科医師、医療従事者及び事務職等による保険衛生・福祉班を区本部内に設置する。保健衛生・福祉班は、原則として、区内における医療救護班・医療ボランティアの配置、医薬品等の受入、患者の区内搬送調整等を中心とした活動を行い、必要に応じ、直接避難所等に出向き、情報収集及び医療救護活動の補助を行う。コーディネートに当たっては、災

害復旧・復興期に至るまで、地域の医療・被災者・生活関連情報に関するニーズを的確に把握・分析し、災害対策本部健康福祉部及び地域医療関係団体との連携を図りながら、不均衡が生じないようにする。

また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。

なお、被災の度合いや時間の経過に応じ、区においても災害医療対策会議を適宜開催する。

3 市立病院の役割

市立病院は、災害時における入院患者等の安全確保を図るとともに、各病院の位置付けに応じて、被災傷病者の応急処置を含む外来治療及び搬送される重症者等の入院を含む受入れを行う。

また、医療救護活動に必要な災害用医療資材及び医薬品等の備蓄を進める。

4 地域の医療関係団体等との連携

市は、災害時の医療救護活動を効果的に実施するため、次の地域医療関係団体との協定等に基づいた協力を要請し、その他民間事業者等とも連携する。

(1) 川崎市医師会

川崎市医師会は、各区に設置する「災害コーディネーター」が中心となり、医療救護班を編成して各休日急患診療所等を拠点として医療救護活動を行う。

(2) 川崎市病院協会

川崎市病院協会は、搬送される被災傷病者の応急処置及び入院を含む受入れ等の医療救護活動を行う。

(3) 川崎市歯科医師会

川崎市歯科医師会は、各歯科保健センター及び歯科医師会館を拠点として医療救護班を派遣して医療救護活動を行う。市歯科医師会による医療救護班は、主として歯科治療を要する傷病者に対する応急処置、歯科治療・衛生指導等を行うとともに、災害関連死予防のための口腔ケア活動を実施し、必要に応じて死体の検案に協力する。

(4) 川崎市薬剤師会

川崎市薬剤師会は、災害時における医療救護活動を支援するため、救護組織を編成して傷病者等に対する調剤・服薬指導、医薬品の仕分け・管理等及び救護活動に必要な医薬品等の確保を行う。

(5) 川崎市看護協会

川崎市看護協会は、災害時看護支援ボランティアナースの派遣調整を行い、医療救護班の編成に協力し、傷病者等に対し医療救護活動を行う。

(6) 神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部

神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部は、救護組織を編成して傷病者に対する応急救護及び応急救護に関する衛生材料等の提供を行う。

(7) 川崎地区ケア輸送連絡会

川崎地区ケア輸送連絡会は、医療救護活動に必要な患者等の搬送業務を行う。

(8) 日本赤十字社神奈川県支部

日本赤十字社神奈川県支部は、災害救助法第16条に基づく救助又はその応援に関する業務を行う。

5 市内病院の役割

災害時の医療救護活動を既存の医療機関中心に行っていくに当たり、全ての市内病院が、それぞ

れの特徴を最大限活かし、地域で期待される役割を果たせるよう、各病院の規模、設備、立地等に応じ、次のレベル1から4のいずれかに位置付ける。

全ての市内病院は、入院患者の安全の確保を行った後、速やかに傷病者等の受入体制を整える。病院に傷病者が殺到するときには病院前トリアージを行い、その位置付けに応じて、院内への受入、他院への搬送、病院支援救護所への誘導等、必要な対応を行う。

なお、レベル2から4の病院について、区内に該当する病院がない、又は被災により病院機能が回復しない場合には、近隣区で当該位置付けとなっている病院がその役割を担う、一つの病院が複数レベルの役割を兼ねるなど、保健医療調整本部が必要な調整を行う。そのため、隣接する区同士においては、相互連携体制を平常時から確立しておくものとする。

(1) レベル1（救命救急センターを有する災害拠点病院）

神奈川県が指定する災害拠点病院は、主に重症・重篤な傷病者を受け入れて治療を行うとともに、厚生労働省DMAT事務局やDMAT調整本部からDMATの活動拠点本部に指定されることがある。その中で、救命救急センターを有する災害拠点病院については、所在する区にとどまらず、市全体の重症外傷患者等を受け入れることを想定し、市内の医療救護活動における最上位に位置付け、受入体制を取るものとする。そのため、傷病者の受入調整や人的物的資源の確保等に当たっては、原則として保健医療調整本部が調整を行うものとする。

なお、自院に収容できない重症者等は、被災地域外に搬送するが、市外後方搬送や広域搬送を要する場合には、原則として保健医療調整本部が、神奈川県保健医療調整本部や市外の当該機関等と調整を行う。

(2) レベル2（区内災害医療強化病院）

次のいずれかに該当する病院は、所在する区の医療救護活動の中心的立場として位置付け、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れるものとする。

- ・ 救命救急センターを有しない災害拠点病院
- ・ 神奈川県が指定する災害協力病院
- ・ 上記のほか、その設備、規模、体制等から、区を中心となる役割を期待できる病院

(3) レベル3（区内災害医療連携病院）

所在する区において、レベル2の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担う病院として位置付ける。レベル1及び2を除く、全ての救急告示を受けた病院が該当する。

(4) レベル4（区内災害時支援病院）

所在する区又は区内の特定の地区において、レベル2及び3の病院と連携し、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の受入、専門医療等、主に他院の後方支援を担う病院として位置付ける。レベル1から3に該当しない（救急告示を受けていない）、全ての病院が該当する。

市内病院の位置付け

レベル	該当する病院	活動 範囲	主な役割
1	救命救急センターを有する災害 拠点病院	市全体	市全体の重症外傷患者等を受け入れる。

2	レベル 1 以外の災害拠点病院	原則として区	区の医療救護活動の中心的立場として、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れる。
	災害協力病院		
	上記のほか、設備、規模、体制等から、区を中心となる役割を期待できる病院		
3	レベル 1・2 を除く全ての救急告示病院	原則として区	所在する区において、レベル 2 の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担う。
4	レベル 1～3 を除く全ての病院	区又は地区	所在する区又は地区において、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の転院受入を行う。

市内の災害拠点病院（令和 2 年 4 月現在）

医療機関名	所在地	許可 病床数	救命 救急 センター	神奈川 DMAT 指定	川崎 DMAT 指定	離着陸場 (病院との距離)
市立川崎病院	川崎区新川通 12-1	713	○	○	○	川崎病院専用ヘリポート（屋上）
関東労災病院	中原区木月住 吉町 1-1	610		○		関東労災病院専用ヘリポート（屋上）
日本医科大学 武蔵小杉病院	中原区小杉町 1-396	372	○	○	○	※
帝京大学医学部 附属溝口病院	高津区溝口 3-8-3	400		○		諏訪河川敷（1500m）
聖マリアンナ 医科大学病院	宮前区菅生 2-16-1	1,208	○	○	○	明治製菓百合丘総合センター（1600m）
市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37	376		○		多摩病院専用ヘリポート（屋上）

※現在指定している日本医科大学グランドについては、令和 2 年 4 月現在改装工事中のため、工事が完了するまでの期間は、近隣の臨時離着陸場から状況に応じて指定するものとする。

6 診療所の役割

診療所においては、災害の規模、発生した時間帯等により、取りうる体制が大きく変動することから、まず、災害発生後は速やかに自身の診療所及び従事する医師等の安否を確認し、その状況について、川崎市医師会が導入する安否確認システム等により報告する。

従事する医師等が医療救護活動を行うことが可能な場合には、川崎市医師会により編成される医療救護班に参加し、医療救護所等において、主に軽症者への医療救護及び慢性疾患への対応を行うことを基本とする。なお、診療所が被災を免れ、診療所を開院する場合においては、地域の医療資

源の過不足状況、医療救護隊の編成状況等について、川崎市医師会を通じて十分確認した上で決定する。

7 災害時情報伝達体制の整備

市は、広域災害救急医療情報システム（E M I S）を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。また、市は、無線等の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。

なお、全ての病院は、その位置付けに関わらず、「広域災害救急医療情報システム（E M I S）」に登録し、次のとおり災害発生直後から被災状況等の入力を行うものとする。病院での入力が困難な場合は、災害時優先電話、F A X、伝令等の手段により、その旨を速やかに区本部保健衛生・福祉班又は保健医療調整本部に報告し、代行入力を依頼する。そのため、区本部保健衛生・福祉班又は保健医療調整本部は、区内の情報収集体制を整備するとともに、平時からE M I Sの入力体制を整備するものとする。

(1) 緊急時入力（災害発生直後）

被災状況を速やかに確認するとともに、E M I Sの「緊急時入力」から、次の内容について情報を発信する。

- ア 倒壊状況
- イ ライフライン・サプライ状況
- ウ 患者受診状況
- エ 職員状況
- オ その他

(2) 詳細入力

続報が入り次第、E M I Sの「詳細入力」から、(1)の各項目について具体的な情報を随時発信する。

(資料編 川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定・実施細目)

(資料編 川崎市と川崎市歯科医師会との災害時における医療救護活動に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医療救護に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎市看護協会との災害時における救護活動に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎市病院協会との災害時における医療活動に関する協定)

(資料編 川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部との災害時における応急救護活動に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における応急医療活動に関する協定)

(資料編 災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書)

第2節 医療救護班等の編成・活動【健康福祉局保健医療政策室、区】

1 市内の医療関係団体等

(1) 医療救護班の編成

市内の医療関係団体等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成する。

ア 川崎市医師会

川崎市医師会は、災害規模及び患者の発生状況に応じ、各休日急患診療所を拠点として医師を

班長とする医療救護班（現場医療救護班、待機医療救護班、収容医療救護班）を編成する。

イ 地域の医療関係団体

川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部は、災害規模等に応じて各団体の医療救護計画等に基づき会員を医療救護所等に派遣する。

(2) 医療救護班の出動

ア 川崎市医師会医療救護班の出動要請

災害の規模及び患者の発生状況に応じ、医療救護班の出動を必要とする場合、市長は、川崎市医師会長に出動要請を行うものとする。

イ 川崎市医師会長等の指示による出動

川崎市医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあつて、医療救護班の出動について市長と協議するいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができる。また、区医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあつて、市医師会長の指示を受けるいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができることとし、この規定は各班長にも適用する。この場合、区医師会長又は各班長は、市医師会長にその旨を通知するものとする。なお、各々の場合、川崎市医師会長は市長又は区長にその旨を通知するものとする。

ウ 地域の医療関係団体への出動要請等

ア及びイの規定は、地域の医療関係団体へ準用する。

(3) 医療救護班の活動内容

医療救護班の活動は次のとおりとする。

ア 応急医療

イ トリアージ

ウ 患者搬送指示

エ 薬剤又は治療材料の支給

オ 看護

カ 助産救護（搬送指示）

キ 口腔ケア

ク 死亡の確認

ケ 死体の検案

2 市外の医療関係団体等

保健医療調整本部は、災害の規模、傷病者の発生状況及び区本部からの要請に応じ、神奈川県保健医療調整本部に対して災害派遣医療チーム（DMAT）・日本赤十字社救護班・日本医師会災害医療チーム（JMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）をはじめとする市外の医療関係団体等の応援要請を行い、併せて受入後の活動区域及び内容について調整を行う。

なお、医療ボランティアは、第4部第17章第6節に基づき受入体制を構築し、災害規模等に応じて必要な医療救護所等において、市職員と協力して医療救護活動を行う。医療ボランティアが、保健医療調整本部に設置する医療ボランティア本部を通さずに、各区の医療救護所等で自主的な活動を進めていることが確認された場合、区本部保健衛生・福祉班は資格を確認後、活動する区域、内容等の調整を行うものとする。また、医療ボランティア人員の過不足等の状況について、適宜災害対策本部健康福祉部に報告するものとする。

3 医療救護所の設置

災害対策本部健康福祉部（保健医療調整本部）又は区本部は、協議の上、災害の規模、傷病者の発生状況、市内医療機関の被災状況等を勘案して、適切な場所に臨時に医療救護所を設置する。

○医療救護所の目的別分類

- (1) 病院機能支援型救護所（病院前トリアージ・軽症者対応救護所）
- (2) 地区臨時診療所型救護所
- (3) 避難所巡回型救護所

(1) 病院機能支援型救護所（病院前トリアージ・軽症者対応救護所）

各病院の診療機能を維持することを目的に、原則として病院の敷地内（入口付近）にて、殺到する傷病者に対してトリアージを行い、併せて、軽症（緑）と区分された者を誘導して手当を行うため設置する。

特に、レベル1及び2に位置付けられている各病院については、軽症者対応のためのスペースを各病院敷地内又は近接地にあらかじめ確保したり、地域の医療関係団体等と連携した訓練を実施したりするなど、平時から病院機能支援型救護所が設置されることを想定した準備を行っておくものとする。

(2) 地区臨時診療所型救護所

周辺の病院が機能しなくなった場合、又は周辺に病院がない場合の拠点として設置する。

なお、周辺に病院がない場合の拠点として設置する場合、区本部は、当該救護所を担当する医師等の参集体制についてあらかじめ区医師会等と協議して決めておくものとする。また、発災時に区内で医師等の確保が困難な場合は、災害対策本部健康福祉部に支援を要請するものとする。

(3) 避難所巡回型救護所

長引く避難生活の中で発生する、被災者の慢性疾患治療、健康管理等のニーズに対応するために設置する。原則として、避難所を巡回する形式とする。

4 医療救護班及び医療救護所の標示

医療救護活動を行う医師及び職員は、原則、自団体の名称が分かるものを身に着けるものとし、医療救護所には、「川崎市医療救護所」の標識を掲示するものとする。

5 書類の整備

医療救護を行うにあたっては、活動の記録、診療記録簿を整備しておくものとする。

第3節 被災傷病者の収容医療施設【健康福祉局保健医療政策室、病院局】

1 病院等の医療機関への搬送受入要請

災害の規模及び傷病者の発生状況に応じ、被災傷病者の搬送受入が必要な場合、市長は、川崎市病院協会長に迅速な対応を要請するものとする。

2 川崎市病院協会の対応

川崎市病院協会長は、市内の医療機関（川崎市病院協会及び川崎市救急告示医療機関協会）に対し、各病院の位置付けに応じて直ちに被災傷病者の外来治療に応ずるとともに、現場、避難所等から搬送される被災傷病者等の受入に可能な限り応じるよう指示するものとする。

医療機関は、搬送される被災傷病者等の収容及び診療等に応じられるよう平時から準備を行い、

即応体制を整備するものとする。

3 病院体制の維持・向上

市が各病院の位置付けを行うに当たっては、各病院の運営、施設・設備等の状況を十分考慮するが、各病院が、日頃から位置付け及び求められる役割を十分認識して体制の維持・向上に努めることができるよう、市は必要な支援を行う。

第4節 市内における医療資源等の確保

区は、区内の医療救護所、診療所等における医療資源の過不足状況を、E M I S等を活用して速やかに把握し、既存の医療資源では不足が生じると認める場合は、直ちに市に要請を行うものとする。また、各病院においても同様に、市に要請を行うものとする。市は、各種協定締結先等の関係機関に協力を要請するなど、必要な措置を講ずるものとする。

1 患者の搬送

市は、市内で発生した患者の搬送について、川崎地区ケア輸送連絡会を含む関係機関に依頼するものとする。重症者等の搬送については、原則として消防局の救急車で実施するが、必要に応じ、陸路・海路・空路による搬送を関係機関に依頼するものとする。

2 医薬品等の確保

市は、医療救護班が使用する医薬品・医療資器材を備蓄するほか、医療機関等において使用する医薬品等について不足が生じた場合には、川崎市薬剤師会及び市内医薬品卸会社との協定に基づき医薬品等を調達する。なお、血液製剤について不足が生じた場合は、神奈川県へ支援を要請するものとする。

3 ライフラインの確保

市は、医療機関等の電気・ガス・水道等のライフラインの復旧について、優先的に対応が行われるように事業者に要請し、診療行為に支障がないように供給体制を整備するものとする。

4 食料、生活必需品等の確保

医療機関等において各施設の備蓄だけでは不足が生じた場合には、市や区へ要請を行うものとする。市や区は、各種協定に基づき調整するなど、必要量の確保に努めるものとする。避難所において食料、生活必需品等に不足が生じた場合は、第4部第5章に基づき供給体制を整備する。

5 川崎DMATの派遣要請

川崎市内において、自然災害をはじめ、都市型の局地災害が発生し、重症者2名以上又は中等症者10名以上の負傷者が発生若しくは発生が見込まれる場合等で、迅速に医療機関に搬送できず、災害現場における救命処置等が必要な場合、市長は、川崎DMAT指定病院の長に対して川崎DMATの派遣を要請する。

(資料編 川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医薬品等の供給に関する協定)

(資料編 川崎市と市内医薬品卸会社との「災害時における医薬品の供給協力に関する協定」)

(資料編 川崎市と川崎市病院協会との災害時における医療活動に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における応急医療活動に関する協定)

第5節 市外への応援要請【健康福祉局保健医療政策室、病院局】

市は、医療救護活動に不足が認められた場合、応援を必要とする人員、医療資器材の数量、派遣場所、派遣手段あるいは市外の収容医療施設の確保について国・県・他自治体並びに関係機関に対し、次の項目について応援を要請するものとする。

1 医師・保健師等の応援又は派遣

市において対処することが困難な規模の災害が発生した場合における保健・医療を確保するため、国・県・他自治体に対して、災害対策基本法、相互応援協定等により医師・保健師等の応援又は派遣を要請する。

2 医薬品等の提供

市における医療救護活動における医薬品等の確保に不足が認められる場合、国・県・他自治体に対して、相互応援協定等による医薬品等の供給・搬送を要請する。

3 収容医療施設の確保

大規模な災害発生時においては、市外の収容医療施設の確保を、国・県・他自治体に対して要請し、傷病等の受入れ・搬送体制を確立する。

4 DMATの派遣要請

(1) 神奈川DMAT又はDMAT-Lの派遣要請

局地災害が発生し、20人以上の傷病者が発生若しくは発生が見込まれる場合、市長は、神奈川県知事に対して神奈川DMAT又は神奈川DMAT-Lの派遣を要請する。

(2) 日本DMATの派遣要請

広域・大規模・激甚災害において甚大な人的被害が見込まれる場合、市長は、神奈川県知事に対して他都道府県のDMAT派遣を要請する。

5 DPATの派遣要請

災害によって市内の精神保健医療機能が低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大した場合、神奈川県とDPAT派遣について調整のうえ、DPAT派遣を要請する。

(資料編 21 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書)

(資料編 21 大都市衛生主管部局災害時相互応援に関する確認書)

第5章 物資等の供給【上下水道局、総務企画局、経済労働局、健康福祉局、環境局、

港湾局、区】

市は、災害の発生により、物資等の確保が困難な者に対し、飲料水・食料・生活必需品等を応急的に供給し、人心の安定を図るものとする。なお、「川崎市受援マニュアル」に基づき、物資の調達及び物流について、外部の応援を受ける体制等を整えるものとする。

第1節 飲料水・生活水の供給【上下水道局】

市は、災害の発生により、飲料水を得ることができない被災者等に対し、必要最小限度の飲料水を確保するため、応急給水及び応急復旧作業を効率よく推進し、給水機能の確保を図る。

1 給水量

応急給水量は、原則として1人、1日当たり3ℓ程度とする。

2 応急給水計画

- (1) 区長は、災害が発生し、被災者等に応急給水を実施する必要を認めた場合、速やかに上下水道局庶務課を介して上下水道事業管理者に給水の実施を要請する。
- (2) 上下水道事業管理者は、応急給水活動実施のため、給水車・給水資器材等の派遣について必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 上下水道事業管理者は、区長からの要請があった場合は、市内の被害状況等を勘案し、給水車等の応援について必要な措置を講ずるものとする。

3 応急給水方法等

- (1) 水道の漏水に起因する二次災害の発生のおそれのない範囲において、できる限り送・配水を停止しないことを原則とする。
- (2) 降灰が発生した場合は、原水の水質状況を確認し、原水水質に応じた処理を行うとともに、浄水施設への降灰被害を軽減するため、施設に覆いの設置や降灰の除去などを行う。
- (3) 応急給水の方法としては、被災地域及び避難所付近の応急給水拠点を開設して行う。また、管路の被害及び復旧状況にあわせて消火栓等を利用した臨時給水所を開設する。
- (4) 耐震管が整備された重要な医療機関等への給水は、仕切弁操作により耐震ルートを確保したうえでを行い、状況に応じ運搬給水にて補完する。

4 災害時確保水量

上下水道局では、災害時確保水量として、原則として2池以上ある配水池・配水塔の1池に緊急遮断弁を整備し、災害対策用貯水槽等を含めた次表の水量を確保している。

平成30年4月現在

名称	水量	所在地
長沢配水池	20,311 m ³	川崎市多摩区三田 5-1-1
生田配水池	23,849 m ³	川崎市多摩区生田 5-30-1
潮見台配水池	13,920 m ³	川崎市宮前区潮見台 4-1
鷺沼配水池	54,804 m ³	川崎市宮前区土橋 3-1-2
末吉配水池	36,180 m ³	横浜市鶴見区上末吉 1-4-1
黒川配水池	4,061 m ³	川崎市麻生区黒川 313
高石配水塔	3,140 m ³	川崎市多摩区西生田 5-28-1

黒川高区配水池	666 m ³	川崎市麻生区黒川 1643
災害対策用貯水槽等	4,930 m ³	川崎市内 31 箇所
貯水量合計	161,861 m ³	

※配水池・配水塔の確保水量は、緊急遮断弁を整備した池（塔）の有効容量
末吉配水池は更新工事、潮見台配水池は耐震補強工事を実施中

5 給水資器材

災害用応急給水資器材は上下水道局にて備蓄する。

6 応援要請

市長は、災害が発生し、本市のみでの応急対策又は応急復旧の対応が困難な場合、他都市等に人員及び資器材などの応援を要請する。

(資料編 災害時応急給水拠点一覧表)

(資料編 応急給水資器材表)

(資料編 19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書・実施細目)

(資料編 東京都との緊急応援に関する業務協定)

(資料編 東京都と川崎市における連絡管の設置に関する基本協定書)

(資料編 横浜市との緊急応援に関する業務協定)

(資料編 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書)

(資料編 川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定・了解事項)

(資料編 社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定・実施要領)

(資料編 災害時における応急給水の実施に関する協定書(神奈川県内広域水道企業団))

(資料編 関東地域における工業用水道災害応援相互応援に関する協定書・実施細則)

(資料編 災害時における応急給水装置等の応援に関する協定・実施に関する覚書(川崎市管工事協同組合))

第2節 食料等の供給【経済労働局消費者行政センター、農業振興課、

中央卸売市場北部市場、総務企画局、健康福祉局庶務課、港湾局、区】

市は、災害の発生により、食料又は自炊手段を失った被災者等に対し、速やかに食料の応急供給を行うものとする。なお、市民の備蓄食料がある場合は、優先的に消費するものとする。

1 食料の応急供給の基準

(1) 食料応急供給の方法

災害発生から約3日間においては、市が備蓄している食料を供給するものとする。協定を締結している小売業、卸売業等の流通在庫備蓄、国等からの救援物資については、補完物資と位置づけ、物資が到着次第、供給するものとする。

(2) 食料の応急供給の対象者

- ア 避難所の被災者
- イ 住家に被害を受けたことにより、自炊ができない者
- ウ 在宅避難者で物資の確保が困難な者
- エ その他区長が必要と認める者

(3) 応急供給する食料の品目

供給の品目は、あらかじめ備蓄しているアルファ化米（おかゆ含む。）、粉ミルクの他、流通在

庫備蓄等により確保した米穀やその他食料品等とする。

(4) 供給数量の基準

一人当たりの供給数量は次のとおりとする。(麦製品の精米換算率は 100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。)

ア アルファ化米等

1 人、1 食当たり精米換算 100 g 程度

イ 乳児用粉ミルク

1 人、1 日当たり粉換算 135g 程度

(5) 要配慮者への優先供給

高齢者、障害者、幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給する。

(6) 公平な供給

在宅避難者への供給も含め、市民は、食料が公平に供給されるよう相互に協力する。

2 食料の調達方法及び手続き

(1) 区長は、食料の応急供給が必要で、市の備蓄食料等では不足が生じると認める場合は、必要量を算出し、直ちに災害対策本部に食料の調達を要請するものとする。

(2) 市長は、区長から食料等の調達要請があった場合等は、関係局を通じ、次の主な協定締結先に對し支援の要請等を行う。

区 分	協定等名称	実施者
食料等の調達	「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書」 「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」 「災害時における生鮮食料品等の供給及び輸送に関する協定書」 「災害時における物資の供給に関する協定書」 「災害時における牛乳等の供給協力に関する協定書」	経済労働局
	「災害時における調理飲食物等の提供に関する協定」	健康福祉局
	「災害時における緊急措置の支援に関する協定」	港湾局
	燃料の調達	総務企画局 危機管理室

3 食料供給の実施

(1) 食料供給の場所

食料供給の場所は、原則として避難所とする。

(2) 食料供給の実施主体

食料供給は、区が主体となる。なお、必要に応じて炊き出しを行う場合は、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

(3) 燃料等の供給

避難所等における食料供給のために必要となる燃料等については、公益社団法人神奈川県 L P ガス協会川崎南・北支部及び神奈川県石油業協同組合各支部との災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定に基づき供給を受けるものとする。

- (資料編 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書)
- (資料編 災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書)
- (資料編 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定)
- (資料編 災害時における生鮮食料品等の供給、輸送及び荷役作業に関する協定)
- (資料編 災害時における物資の供給に関する協定書)
- (資料編 災害時における牛乳等の供給協力に関する協定書)
- (資料編 災害時における調理飲食物等提供に関する協定)
- (資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定)
- (資料編 災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定(神奈川県LPガス協会川崎南支部・川崎北支部))
- (資料編 主要パン製造工場一覧表)

第3節 生活必需品等の供給【総務企画局危機管理室、経済労働局消費者行政センター、区】

市は、災害の発生により、生活必需品等を確保することが困難な被災者等に対し、その調達及び供給を行うものとする。

1 生活必需品等供給の基準

(1) 生活必需品等供給の対象者

- ア 避難所の被災者
- イ 住家に被害を受けたことにより、生活上必要な家財を喪失し又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- ウ 在宅避難者で物資の確保が困難な者
- エ その他区長が必要と認める者

2 生活必需品等の供給の品目及び基準

(1) 生活必需品等供給の品目

衣料品・寝具	下着、毛布等
日用品雑貨	タオル、石けん、トイレットペーパー、紙おむつ、ほ乳瓶、紙皿、紙コップ、鍋、卓上ガスコンロ、バケツ、乾電池、懐中電灯等

(2) 生活必需品等の供給基準

- ア 避難所の被災者
 - 衣料品、寝具類、日用品雑貨等のうち必要な物
- イ 住宅等に被害を受け日常生活を営むことが困難な者
 - 各世帯の状況に応じた必要最低限の生活必需品
- (3) 要配慮者への優先供給
 - 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給する。

(4) 公平な供給

在宅避難者への供給も含め、市民は、生活必需品等が公平に供給されるよう相互に協力する。

3 生活必需品等の調達方法及び手続き

- (1) 区長は、生活必需品等の供給が必要で、市の備蓄物資等では不足が生じると認める場合は、必要量を算出し、直ちに市長に調達を要請するものとする。

- (2) 市長は、区長から生活必需品等の要請があった場合等は、関係局を通じ、次の主な協定締結先の被害状況と在庫場所等を勘案して調達先を決定し、生活必需品等の売り渡しの要請等を行う。

協定等名称	実 施 者
「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」 「災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定」	総務企画局
「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書」 「災害時における物資の供給に関する協定書」	経済労働局
「災害時における緊急措置の支援に関する協定」	港湾局

4 生活必需品等供給の実施

(1) 生活必需品等の供給の場所

生活必需品等の供給場所は、原則として避難所とする。

(2) 生活必需品等の供給実施主体

生活必需品等の供給は、区が主体となり、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

5 物価の安定、物資の安定供給

生活必需品等の供給不足や価格が著しく高騰した場合、経済労働局長は、関係機関との連絡調整や情報収集等を行い、価格の安定と供給の確保に必要な措置を講じるものとする。

(資料編 災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定)

(資料編 災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定)

(資料編 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書)

(資料編 災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書)

(資料編 災害時における物資の供給に関する協定書)

(資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定)

第4節 災害用トイレの供給【環境局収集計画課、区】

区長は、災害の発生に伴う住家被害等により、トイレの使用ができない場合、衛生環境の悪化も懸念されるため、次により円滑な供給体制を確立するものとする。

- 1 区長は、避難所等でトイレ不足が生じる場合、必要量を算出し、直ちに市長に調達を要請するものとする。
- 2 環境局長は、調達要請があった場合等は、速やかに必要数の供給を行う。なお、必要数が備蓄数を上回る場合等には、次の協定等に基づき支援の要請等を行うとともに、輸送が必要な場合は、総務企画局長に要請するものとする。

協 定	実 施 者
「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」	環境局
「災害時における携帯トイレ等の提供協力に関する協定」	環境局

(資料編 災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書 (旭ハウス工業株式会社))

(資料編 災害時における携帯トイレ等の提供協力に関する協定 (総合サービス))

第5節 義援物資の受付【総務企画局危機管理室、健康福祉局地域包括ケア推進室、区】

健康福祉局長は、次により義援物資を適正に受け付け、早期に効果的な配分を行うことにより、被災者の生活再建の援助を支援するものとする。

1 義援物資の受付

- (1) 個人等から寄せられる小口物資、混載物資、賞味・消費期限や使用期限の短いまたは切れた物資、ニーズの把握が困難な物資（古着・レジャー用品等）等が不規則かつ大量に届けられた場合、適切な処理をするには多くの人手や時間を要し、また、刻々と変化する被災者のニーズに合わせて処理をすることが困難となる場合もあるため、原則として、受け付けないものとする。
- (2) 企業や団体等からの大口物資は被災地の需要や状況に応じて受け付ける。ただし、輸送手段が確保できない場合や市集積場所等に物資の滞留が発生している場合等は支援を受け付けないものとする。

2 義援物資の取扱い

- (1) 運搬手段は提供側で確保し、原則として、市集積場所等まで輸送するよう依頼する。
- (2) 事前に連絡がなく、市役所及び区役所等に直接届けられた義援物資は、原則、市集積場所等へ輸送し、仕分け等を行うものとする。

第6節 応援要請【総務企画局危機管理室】

災害発生に伴う被害の状況及び応急対策の実施状況によっては、相互応援協定等を締結する他都県市等に対し、米穀類等の食料並びに生活必需品等の応援提供を要請するものとする。

第7節 災害対策要員の飲料水・食料の確保【総務企画局職員厚生課、経済労働局、上下水道局】

広域災害の発生時には、災害対策に従事する職員等が食事をとれない場合が想定されるため、次によりその確保を図るものとする。

1 飲料水

総務企画局長は、各局長、区長の依頼により、上下水道事業管理者と協議し、必要な場所に飲料水を供給するものとする。なお、運搬等供給方法は、災害対策本部事務局が調整するものとする。

2 食料

- (1) 総務企画局長は、各局長、区長の依頼により、経済労働局長と協議し食料を調達するものとする。
- (2) 食料の内容・数量については、災害対策業務に従事する職員等の業務内容（労働の程度、労働時間等）に応じ確保するものとする。
- (3) 配給方法等については、災害対策本部事務局が調整する。

第6章 混乱防止対策【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、区】

災害発生時等には、通信の輻輳や情報の不正確さによっておこるパニックや主要駅・周辺における混乱が予想されるため、その防止を図る必要がある。

第1節 情報パニックによる混乱防止措置【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、区】

電話の不通、情報把握の不正確さによって引き起こされる各種パニックの防止を図るため、次の対策を実施するものとする。

- 1 市長は、市防災行政無線、市ホームページ、防災情報ポータルサイト、防災気象情報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、Twitter、防災アプリ、その他の広報可能手段を活用し、冷静な行動、自動車や電話の使用自粛等住民の注意を喚起する広報を積極的に行い、流言飛語の防止を図る。
- 2 災害関連情報の伝達についても、正確な情報を適切な内容とタイミングにより行い、人心の安定に努めるものとする。
- 3 市長は収集した情報を、必要な防災関係機関に迅速に伝達するものとする。
- 4 防災関係機関は、収集した情報を市及び必要な関係機関に対し迅速に伝達するものとする。
- 5 防災関係機関は、所管する業務に係わる広報について、市が行う広報とも連携し実施するものとする。

第2節 主要ターミナル駅・周辺の混乱防止措置【総務企画局危機管理室、区】

通勤通学者等が集中する主要ターミナル駅及びその周辺における混乱を防止するため、関係機関と連携・協力をし、次の対策を実施するものとする。

- 1 市長は、鉄道等の運行状況について情報収集に努める。また、関係機関等と連携して、企業や学校その他の集客施設に対して、むやみに移動を開始せず、正しい情報の下、冷静な行動を行うよう、各種広報媒体を通じて市内に広く広報する。
- 2 区長は、主要ターミナル駅・周辺における乗降客の集中状況及びバス・タクシーの運行状況についての情報把握に努め、混乱状況や代替交通状況などの情報から必要と判断したときには、震災対策編の例に応じて対策を行うこととする。

第7章 輸送計画【総務企画局危機管理室、経済労働局、建設緑政局、港湾局、交通局、消防局、区】

大規模災害の発生時には、被災者、避難者の移送、応急対策に必要な人員、物資の輸送等、緊急を要する輸送について、関係機関と連携し迅速かつ適切に行い、災害対策活動を円滑に進める。

第1節 輸送の優先順位【総務企画局危機管理室】

災害時の輸送活動を行うに当たっては、①人命救助、②被害の拡大防止、③災害応急活動を円滑に実施するため、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次の順位で実施する。

第1順位	1 救出・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等の物資 2 消防、水防活動等の災害防止のための人員及び物資 3 後方医療機関へ搬送する重症者等 4 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制に必要な人員及び物資
第2順位	1 食料及び飲料水等生命維持に必要な物資 2 傷病者及び被災者の被災外への輸送 3 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資
第3順位	1 災害復旧に必要な人員及び物資 2 生活必需品

第2節 輸送の実施【総務企画局危機管理室、港湾局、交通局、消防局】

人員、物資等の輸送は、次により行う。

1 車両

- (1) 輸送活動に必要な車両は、各局区保有車両とする。
- (2) 総務企画局は、被災者の輸送のため、市内バス運行者に対して協力要請を行う。また、交通局は、総務企画局の要請等に応じて緊急輸送を実施する。

2 舟艇

輸送活動に必要な舟艇は、港湾局巡視船等の市保有船舶を利用する。
 浸水区域の救助、災害対策活動には、市所有ボート、小型船舶等を利用する。

3 航空機

輸送活動に必要な航空機は、市所有航空機を利用する。本市で対応できない場合については、応援航空機を活用し輸送活動を実施する。

4 緊急通行車両

(1) 確認の手続き

総務企画局は、災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が行われた場合、緊急通行車両(事前届け出済証の交付及び確認証明書の事前交付を受けている車両及び、緊急自動車(道路交通法第39条)を除く)の把握を行い、県知事又は県公安委員会へ車両の使用の申し出、その確認並びに緊急通行車両の確認標章及び確認証明書の交付を受ける。

(2) 対象車両

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用される車両
- イ 消防、水防その他応急措置に使用される車両
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に使用される車両
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用される車両
- オ 道路、電気、ガス及び水道等の施設及び設備の応急の復旧に使用される車両
- カ 清掃、防疫その他保健衛生に使用される車両
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用される車両
- ク 医薬品、水及び食糧品等の緊急輸送の確保に使用される車両
- ケ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に使用される車両

5 燃料の確保

車両等の燃料の確保が困難な場合は、協定に基づき、供給業者に対しあらかじめ定められた方法により燃料の供給協力を要請する。(第3部第5章第2節参照)

6 応援要請

必要な車両等の確保が困難な時は、災害対策本部は、市と輸送に関する協定を締結している関係機関に対し応援派遣を要請する他、県知事に対して派遣及び調達・あつせんを要請する。

(資料編 臨時離着陸場一覧表)

(資料編 災害時における緊急輸送の応援に関する協定 ((一社) 神奈川県トラック協会))

(資料編 災害時における物資の輸送に関する協定 (日本通運株式会社横浜支店))

(資料編 災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定 (赤帽首都圏軽自動車輸送協同組合))

(資料編 災害時における救援活動に関する協定・実施細目 (川崎港運協会、港湾貨物輸送事業労働災害防止協会川崎支部))

(資料編 災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定

(神奈川県石油業協同組合各支部))

第3節 緊急活動道路の確保【建設緑政局、総務企画局危機管理室、神奈川県警察】

災害時における救出・救助・消火活動及び被災者の生活を確保するため、隣接する他都市との整合性を勘案し、緊急活動道路を確保する。緊急活動道路には、県公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制をする緊急交通路と発災時の救助人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うための緊急輸送道路がある。また、踏切の遮断機が長時間にわたり降りた状態が続くことによる救急車、消防車等の緊急車両の通行障害の解消のため、鉄道事業者に対し、鉄道の復旧見込みを確認後、復旧の見込みが立たない場合、緊急交通路等にある踏切の開放を要請する。

1 緊急交通路

県公安委員会は、被災者の避難、救出・救助及び消火活動等に使用される緊急車両(自衛隊、消防、警察等)及びこの活動を支援する車両(啓開活動作業車)と緊急通行車両の確認手続を受けた車両のみの通行に限定される緊急交通路を、各道路管理者と協議の上、災害発生時における緊急交通路指定想定路線の中から指定する。

2 緊急輸送道路

県内の道路管理者等で構成する「神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会」が事前

に指定する。

機能区分の考え方、路線及び区間は、次のとおりとする。

第1次路線：高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び臨港地区の耐震強化岸壁等に連絡する路線で緊急輸送道路の骨格をなす路線

第2次路線：第1次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等を連絡する路線

(資料編 緊急交通路及び緊急輸送道路一覧表)

第4節 救援物資等の市集積場所・区輸送拠点【総務企画局危機管理室、経済労働局、港湾局、建設緑政局、区】

1 市集積場所【総務企画局危機管理室、経済労働局、港湾局、建設緑政局】

災害時において、他都市から救援物資の受入れや、調達物資等を大規模に集約するため、次の箇所を市集積場所とする。

市集積場所	川崎港公共ふ頭 中央卸売市場北部市場 等々力緑地 地方卸売市場南部市場
-------	--

2 区輸送拠点【総務企画局危機管理室、区】

災害状況等から開設が必要と認められる場合、各区内の救援物資等の受入れ、配分、避難所への輸送の拠点として、市の施設等を活用し、区輸送拠点を定める。

3 市集積場所及び区輸送拠点補完施設の確保【総務企画局】

災害状況により、既存の市集積場所及び区輸送拠点だけでは十分な物流拠点としての機能が果たせない場合に備え、災害時の民間事業者等の物流施設の利用を図れるよう協定の締結等を進めていく。また、広域にわたる被害で市内での市集積場所等の確保が困難な場合は、県に対し調整・あつ旋を要請し、広域物資拠点や県立施設、協定に基づく民間事業者の施設の活用を図る。

4 区輸送拠点及び各避難所等への輸送手段【総務企画局、関係局区】

(1) 市集積場所から区輸送拠点等への輸送手段

災害対策本部は、関係局区と協議のうえ、各市集積場所・備蓄倉庫等から救援物資等を事業者等の応援を得て、各区輸送拠点に輸送するものとする。被災状況等から必要と認める場合、直接、避難所へ輸送する。

また、物流の専門家との連携による物品の受入れ、在庫管理、仕分け、配分などの円滑な輸送体制構築のため、協定の締結や見直しを進める。

(2) 区輸送拠点から各避難所への輸送手段

区は各避難所へ救援物資等の輸送を行うものとし、事業者等の支援が必要な場合は、災害対策本部を通じ、協定に基づき業者等に協力要請を行うものとする。

(3) 市集積場所、区輸送拠点等への職員の配置等【総務企画局、区】

災害対策本部は、市集積場所及び区集配拠点等における物品の受入れ、仕分け、配分などを

円滑に行うため、関係局室区から職員を派遣する。また、協定に基づく事業者等への協力要請や災害ボランティアセンター等を通じた災害ボランティアの派遣要請を行う。

(資料編 災害時における生鮮食料品等の供給、

輸送及び荷役作業に関する協定書(北部市場内各事業者)

(資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定(神奈川倉庫協会))

(資料編 災害時における応急対策用資機材等の供給協力に関する協定(アクティオ))

(資料編 災害時における救援活動に関する協定・実施細目(川崎港運協会、

港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部))

第5節 ヘリコプターの運用調整及び離着陸場等【消防局】

1 ヘリコプターの運用調整

ヘリコプターの運用調整は消防局航空隊が実施する。

2 離着陸場及び誘導等

人命救助、被害の拡大防止、災害応急活動を行うため、消防局が指定した離着陸場を活用する。

また、離着陸場での機体誘導等は、航空隊員、各消防署員、又は応援航空機運航機関が実施するものとする。

(資料編 臨時離着陸場一覧表)

第6節 基幹的広域防災拠点(東扇島地区)との連携【総務企画局、建設緑政局、港湾局、区】

東扇島地区に整備された、大規模災害時の救援物資の物流に関するコントロール拠点及び海上輸送から海上輸送、河川舟運、陸上輸送等への中継基地として機能する基幹的広域防災拠点からの救援物資の円滑な受入れについて、国、県等の関係機関と連携を図っていく。

※河川舟運輸送時の主な物資中継拠点

- ・大師河原河川防災ステーション(川崎区大師河原1丁目)
- ・戸手緊急船着場(川崎市幸区戸手2丁目)

第8章 障害物の除去等【環境局、建設緑政局、港湾局、区】

河川のはん濫や道路の冠水等により発生する障害物等により、救助・救出・消火等の緊急活動や応急対策活動、救援活動、住民の生命、財産等に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合に市長及び区長は、災害対策基本法第62条及びその他法令等に基づき、速やかに障害物の除去や道路の啓開活動を実施する。道路の啓開活動については、震災対策編「第4部応急対策計画第3章交通対策第1節道路の啓開活動」によるものとする。

第1節 除去の対象・実施者【環境局、建設緑政局、港湾局、区】

1 除去の対象

- (1) 住民の生命、財産等の保護のため、速やかにその障害物を除去する場合
- (2) 交通の安全及び輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川のはん濫、護岸の決壊等を防止するために必要な場合
- (4) その他、公共の見地から除去を必要とする場合

2 実施者

- (1) 道路、下水道、河川、港湾等の障害物除去は、その所管業務の管理者が行う。
- (2) 人命の助命等緊急に措置が必要な場合、必要の限度において、市が除去を行う。
- (3) その他の施設における措置は、その管理者又は所有者が実施する。

3 除去の方法

- (1) 道路等の障害物の除去は、所管業務の管理者及び区長の協議により警察等の協力を得て区が実施する。
- (2) 道路については、隣接自治体間にまたがる優先すべき緊急交通路等を調整し、その機能回復を効率的に行うため、県及び隣接自治体等と連携して対応する。
- (3) 除去作業が大規模、広範囲に及ぶ場合は、協定に基づき建設業協会等との連携のもとに実施する。
- (4) 除去作業は、緊急かつやむを得ない場合のほか、事後の復旧に支障を来たさない範囲で実施する。
- (5) 除去に必要な資器材等を保有していない場合は、必要に応じ協定に基づく調達や国・県への要請を実施する。

第2節 除去した障害物の集積場所等【環境局、建設緑政局、港湾局、区】

1 集積場所

除去した障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。なお、この場合、用地等の管理者等と協議の上場所を選定するものとし、災害の状況によっては、公園、緑地帯等を一時使用する。

- (1) 廃棄するものについては、遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- (3) 除去した障害物が二次災害の原因にならない場所
- (4) 避難活動又は避難者収容の支障とならない場所

なお、具体的な集積場所については、災害の状況に応じて環境部長が指定した仮保管場所とする。

2 処理方法

集積場所の障害物については、市、区及び関係機関並びに関係者が協議の上、対応する。

3 応援要請

市長は、除去作業が大規模、広範囲に及び、建設業協会等の応援協力によっても対応が困難な場合、県知事に必要な事項を明らかにして応援派遣の要請を行うものとする。

(資料編 災害時相互協力に関する申合せ (関東地方整備局ほか))

(資料編 災害時における応援に関する協定 (川崎建設業協会))

(資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書 (神奈川建設重機協同組合))

(資料編 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定(神奈川県産業廃棄物協会))

(資料編 地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する協定書(川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会))

(資料編 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定(神奈川県建物解体業協会))

(資料編 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定(川崎市建物解体業協同組合))

(資料編 地震等大規模災害時における被災建物等の解体撤去等に関する協定(川崎建設業協会))

(資料編 災害時における応急対策の協力に関する協定 (神奈川自動車整備振興会))

(資料編 災害時の緊急対策業務に関する協定 (社団法人日本埋立浚渫協会関東支部))

第9章 大雪・降灰の除去など【建設緑政局、環境局、港湾局、区】

第1節 大雪対策

1 道路の除雪・凍結防止活動【建設緑政局、区】

道路の除雪・凍結防止については、道路除雪対策計画に基づき行うものとし、自動車及び歩行者等の安全通行を確保するため、主要な駅前広場、ペDESTリアンデッキ、歩道橋等、利用頻度などを考慮し行うものとする。

災害が拡大しまたは拡大が予測される場合は、協定に基づき川崎建設業協会などに協力要請を行い対応するものとする。

2 市の施設における除雪・凍結防止活動【関係局、区】

施設管理者は、利用者・来訪者の安全を確保するため、敷地内の通路等の除雪を行うとともに、凍結防止剤の散布を行うものとする。

第2節 降灰対策【建設緑政局、環境局、港湾局、区、関係局】

降灰の除去

(1) 実施者

ア 道路、下水道、河川、港湾の措置は、その所管業務の管理者が行う。

イ その他の施設における措置は、その管理者又は所有者が実施する。

ウ 宅地等の降灰の除去等については、原則として、それぞれを所有、管理等を行う者が実施するものとする。

(2) 除灰方法

ア 道路については、隣接自治体間にまたがる優先すべき緊急交通路等を調整し、その機能回復を効率的に行うため、県及び隣接自治体等と連携して対応する。

イ 除去作業が大規模、広範囲に及ぶ場合は、協定に基づき建設業協会等との連携のもとに実施する。

ウ 除去に必要な資器材等を保有していない場合は、必要に応じ協定に基づく調達や国・県への要請を実施する。

エ 除去した降灰は、市が指定した場所に集積し、市又は収集請負業者等が収集する。

(3) 集積場所

降灰については、産業廃棄物の取扱いにはならないが、原則、海洋投入等が行えないため、最終処分場等への埋め立て処理を行う必要がある。但し、大量に発生した場合、最終処分場の確保が困難なことが想定されるため、国・県と調整しながら対応するものとする。

第3節 応援要請

市長は、除去作業が大規模、広範囲に及び、建設業協会等の応援協力によっても対応が困難な場合、県知事に必要な事項を明らかにして応援派遣の要請を行うものとする。

(資料編 災害時相互協力に関する申合せ (関東地方整備局ほか))

(資料編 災害時における応援に関する協定 (川崎建設業協会))

(資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書 (神奈川建設重機協同組合))

第10章 防疫・保健衛生【健康福祉局、区】

風水害時は環境衛生の悪化が懸念されるため、次により感染症の予防対策や被災者の健康確保、食料品等の衛生指導等対策に努める。

第1節 防疫対策【健康福祉局、区】

1 情報収集及び防疫対策

健康福祉部は、国、県、他自治体、医療機関等の関係機関及び区本部と連携し情報の収集に努め、感染症の発生予測、発生規模の把握及び系統調査を行い、各種防疫対策を実施する。また、区より薬剤・機材等の要請があった場合には、必要な調整や調達を行う。

2 消毒及び感染媒体駆除の実施

(1) 避難所等

区本部保健衛生・福祉班は、各避難所を巡回して、トイレ、ごみ置場を中心に消毒を実施するものとし、また、感染症の媒体となるそ族（ねずみ）・害虫等の駆除を実施する。

(2) 浸水地域

被災家屋等の消毒はその所有者が直接行うものとし、必要に応じて直接又は自主防災組織を通じて消毒方法の指導を実施する。なお、環境衛生上緊急を要する場合は、医療・衛生班が駆除を実施する。また、そ族（ねずみ）・害虫の駆除は、医療・衛生班が発生場所の所有者・専門業者等と連携して実施する。

3 予防接種の実施

感染症発生予防上必要あるときは、健康福祉部、区本部、医療関係団体等が連携し、ワクチン確保等を迅速に行い、時期を失しないよう予防接種を実施する。

4 感染症の拡大防止対策

感染症患者が発生した場合には、健康福祉部と区本部が連携し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づき感染経路等を調査の上、患者に対する適切な医療の提供を行い、感染症のまん延の防止に努める。また、感染症の拡大及びまん延防止に必要な場合は、公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会に対し、協定に基づく防疫活動の実施を要請する。

第2節 環境・食品衛生対策等【健康福祉局、区】

1 広報対策・指導

健康福祉部長及び区本部長は、感染症や食中毒の発生を未然に防止するため、被災地及び避難所等に対し食品・飲料水の衛生管理、トイレの衛生管理、害虫駆除等の衛生対策等について広報・指導を実施する。

2 食品衛生対策

健康福祉部長及び区本部長は、被災した食品関係営業施設の監視、衛生指導を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 健康福祉部は、国、県、他自治体や関係団体等との連絡調整を図りながら、環境衛生対策を総括し、区本部と支援や応援要請に関する調整を行う。

(2) 区本部は、避難所等の居住環境衛生に関する調査及び助言、避難所等における仮設の浴場・シ

ャワールームの衛生指導を実施するとともに、公衆浴場、コインランドリー等の営業再開時に必要に応じて衛生指導を行う。

4 生活用水等の確保

区本部は、災害時の井戸水等の提供者と協力し、生活用水や飲料水の確保を図る。

5 災害時の動物救護対策

健康福祉部長及び区本部長は、災害時に被災動物の迅速かつ適正な救援活動を行えるよう、平時から災害時の救援活動に必要な物品等を整備しておくよう努める。

(1) 川崎市動物救援本部の設置

健康福祉部は、公益社団法人川崎市獣医師会等に対し協定に基づく協力を要請し、公益社団法人川崎市獣医師会等は川崎市動物救援本部（以下「市動物救援本部」という。）を設置する。設置場所は動物愛護センター又は、多摩区役所会議室の一部等とする。

災害時の動物救援活動は、多くのマンパワーを必要とすることから、市動物救援本部は、ボランティアの必要人数を把握し、関係機関へ派遣を要請し、受入体制を整え、被災動物の救援活動を行う。

また、環境省や緊急災害時動物救援本部等との連絡調整を行う。

(2) 動物救護センター等の設置

健康福祉部は、負傷した動物の救護、飼育困難になった動物の一時保護の相談、被災動物の健康相談等のため、動物愛護センター等に動物救護センターを設置し、市動物救援本部は動物救護センター等を運営する。

また、公益社団法人川崎市獣医師会に次の応援活動を要請する。

- ・ 負傷した犬や猫等の保護収容及び治療
- ・ 飼育困難になった動物の一時保管等の相談
- ・ 被災動物の健康相談等

(3) 緊急避難場所における動物の同行避難

動物がいることで飼い主が緊急避難場所への避難を躊躇することのないよう、動物がケージやクレートに収容されていることを条件に、原則として同行避難を受け入れるものとする。

なお、受入場所等については、衛生面や健康面での影響を考慮し、各避難場所ごとに施設管理者と調整する。

健康福祉部長及び区本部長は、平時から緊急避難時の動物の同行避難におけるルールやマナー啓発を行うものとする。

(4) 避難所における動物の適正飼養

健康福祉部長及び区本部長は、避難所における動物の受け入れに向けた体制の整備に努めるとともに、平時から災害の備えに関する飼い主への普及啓発を実施する。

区本部は、避難所運営会議で動物の同行避難が認められた避難所については、かわさき犬・猫愛護ボランティアや市動物救援本部等に協力を求め、動物の適正飼養を指導し、避難所の環境衛生を確保する。

(5) 逸走した犬の捕獲収容

健康福祉部は、市民の安全を確保するため、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、係留されていない犬を捕獲し、動物愛護センターに収容する。

(6) 特定動物対策

健康福祉部は、特定動物の被災状況を確認するとともに、所有者等に逸走防止の指導を行い、安全を確保する。

特定動物が飼養施設から脱出したときは、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、関係機関に協力を依頼し、当該特定動物を捕獲する等の措置をとる。

(資料編 災害時における飲料水及び生活用水の供給源としての井戸及び受水槽の有効活用に関する要綱)

(資料編 川崎市災害用井戸の手動ポンプ等設置費補助要綱)

(資料編 災害時の動物救援活動に関する協定書)

(資料編 災害時における動物の救援活動の協働実施に関する協定書)

第3節 保健医療対策【健康福祉局、区】

1 被災者の健康管理

(1) 保健医療調整本部は、被災者の健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）に関するニーズ等の情報の集約、整理及び分析を行うとともに、市内の健康管理にかかる指揮及び派遣されて支援に当たるチーム等に関する必要な調整を行う。

(2) 区本部の医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

また、区内の被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の収集、整理及び分析を行うとともに、保健医療調整本部へ情報を提供する。

並びに、区に派遣されて支援に当たるチームの指揮及び避難所等への派遣調整等必要な調整を行う。

(3) 市または保健医療調整本部は、国、県、他自治体、関係機関等と堅密に情報連携するとともに、被災者の健康管理に際してスタッフに不足が生じた場合は、市は、災害対策基本法、相互応援協定等により国・県・他自治体等に職員等の派遣要請を行う。

(4) 保健医療調整本部は、集約した情報を基に、食料調達の関係部局と連携しつつ、食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努めるものとする。

2 精神保健（メンタルケア）対策

災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等精神保健医療への需要に対応するため、災害の規模に応じて、健康福祉局長は、災害対策本部健康福祉部内に精神科救護本部を設置するとともに、各地域みまもり支援センター等に精神科救護所を設置してD P A T等の保健医療活動チーム、医療機関及び関係機関とともに精神科救護活動を行う。なお、精神科救護活動に際してスタッフ又は医薬品等に不足が生じた場合は、国・県・他自治体・医療関係団体等に協力を要請する。

3 市外への応援要請

市は、保健医療対策の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、災害対策基本法等に基づき、保健医療調整本部等における業務を補助する災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）等の人的支援等を国・県・他自治体等に求めるものとする。

第 1 1 章 災害廃棄物等処理計画【環境局】

台風などの風水害に伴い発生する災害廃棄物や、家庭や避難所から排出されるごみやし尿を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の保全を図るためには、事前に十分な対策を講じておく必要がある。

特に、水害時におけるごみは、水分を多く含み腐敗しやすく、悪臭・汚水が発生するため、生活環境の保全上、緊急に解決しなければならない重大な問題であることから、迅速かつ適正な処理を実施するものとする。また、水分を含んだ粗大ごみ等は重量があり、土砂等が混入しているため、収集方法等に配慮する必要がある。

風水害により発生した災害廃棄物への対応は本計画のほか、必要に応じ地域防災計画（震災対策編）や川崎市災害廃棄物等処理実施計画を準用するものとする。

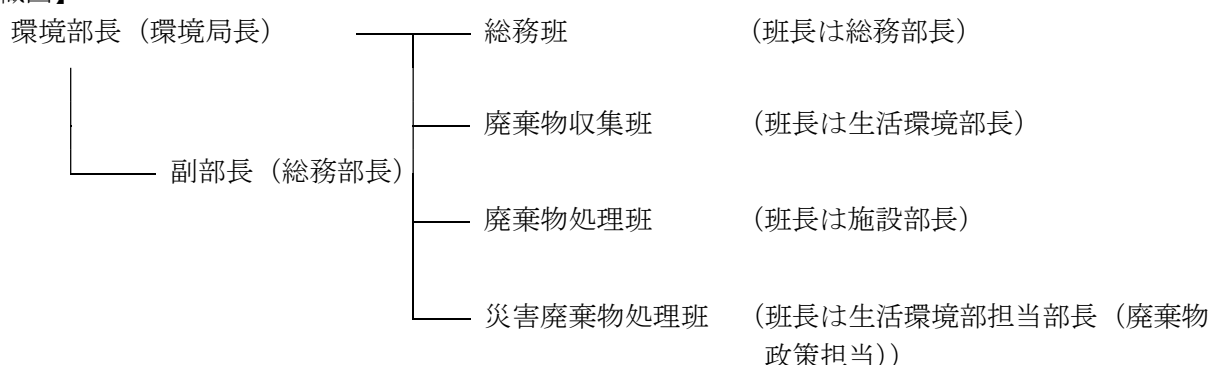
第 1 節 組織体制【環境局】

災害対策本部環境部の中に、総務班、廃棄物収集班、廃棄物処理班及び災害廃棄物処理班を設置し、各班の統括は環境部長が行う。災害廃棄物等の処理は風水害等の災害に伴い発生する業務であるため、人員の補充や支援を得て臨時の体制を組織する。

また、被災状況により、川崎市業務継続計画に定める各班の職員参集率に満たない班が出た場合には、総務班の指示により、各班の配置人員の調整を行う。

なお、台風接近などが事前に想定される場合には参集予定の確認や適切な人員配置の確保に努め、災害時に必要な対応を予め確認するものとする。

【組織図】



第 2 節 ごみ処理【環境局】

1 活動体制

- (1) 区本部、各部等からの情報を基に、浸水等によるごみ、被災建築物のがれき、避難所の生活ごみの処理を計画的に実施する。
- (2) 各区の被災状況を把握し、状況に応じ生活環境事業所間の相互応援体制を組織する。また、市の体制で不足する場合は、関係団体への協力要請を、さらに協定都市等へ応援を要請し処理体制を確保する。

2 ごみ処理

- (1) 災害ごみが処理能力を超える場合に、一時的な保管や選別作業を行うため、関係部等と協議の上、仮保管場所を選定する。
- (2) 災害の状況を把握し、処理施設等の稼動状況を考慮した処理計画を速やかに更新するものとする。
- (3) 収集作業は、被災地の生活環境を保全するため、迅速かつ集中的に行い、廃棄物の適正処理を図る観点から、可燃物、不燃物等を分別して収集する。

3 住民等への指導・協力要請

- (1) 住民は、被災地等のごみが円滑に収集できるよう、共同で使用するごみの集積所等の設置及び管

理を行うものとする。また、市が設置した仮保管場所等へ自主搬入する場合は、分別して搬入するものとする。

- (2) 緊急車両等の円滑な通行を確保するため、建築物の損壊等による廃材・がれき等が通行の障害とならないよう協力を呼びかける。
- (3) 報道機関等を通じ災害ごみ等の収集計画等を広報するとともに、分別収集の協力を呼びかける。
- (4) 台風接近に伴う暴風雨や避難勧告の発令、公共交通機関の計画運休等が予想される場合には必要に応じて事前にごみ収集中止の可能性について広報するとともに、ごみ収集を中止する場合には速やかに報道機関等を通じて広報する。

※災害に伴うごみの発生推計量については、被害想定（家屋数や浸水世帯数等）の設定により策定するものとする。

第3節 し尿処理【環境局】

1 活動体制

- (1) 区本部、各部等からの情報を基に、し尿の処理が必要な被災地及び避難所等の処理を計画的に実施する。
- (2) 各区の被災状況を把握し、状況に応じ生活環境事業所間の相互応援体制を組織する。また、市の体制で不足する場合は、協定都市等へ応援を要請し収集体制を確保する。

2 し尿処理

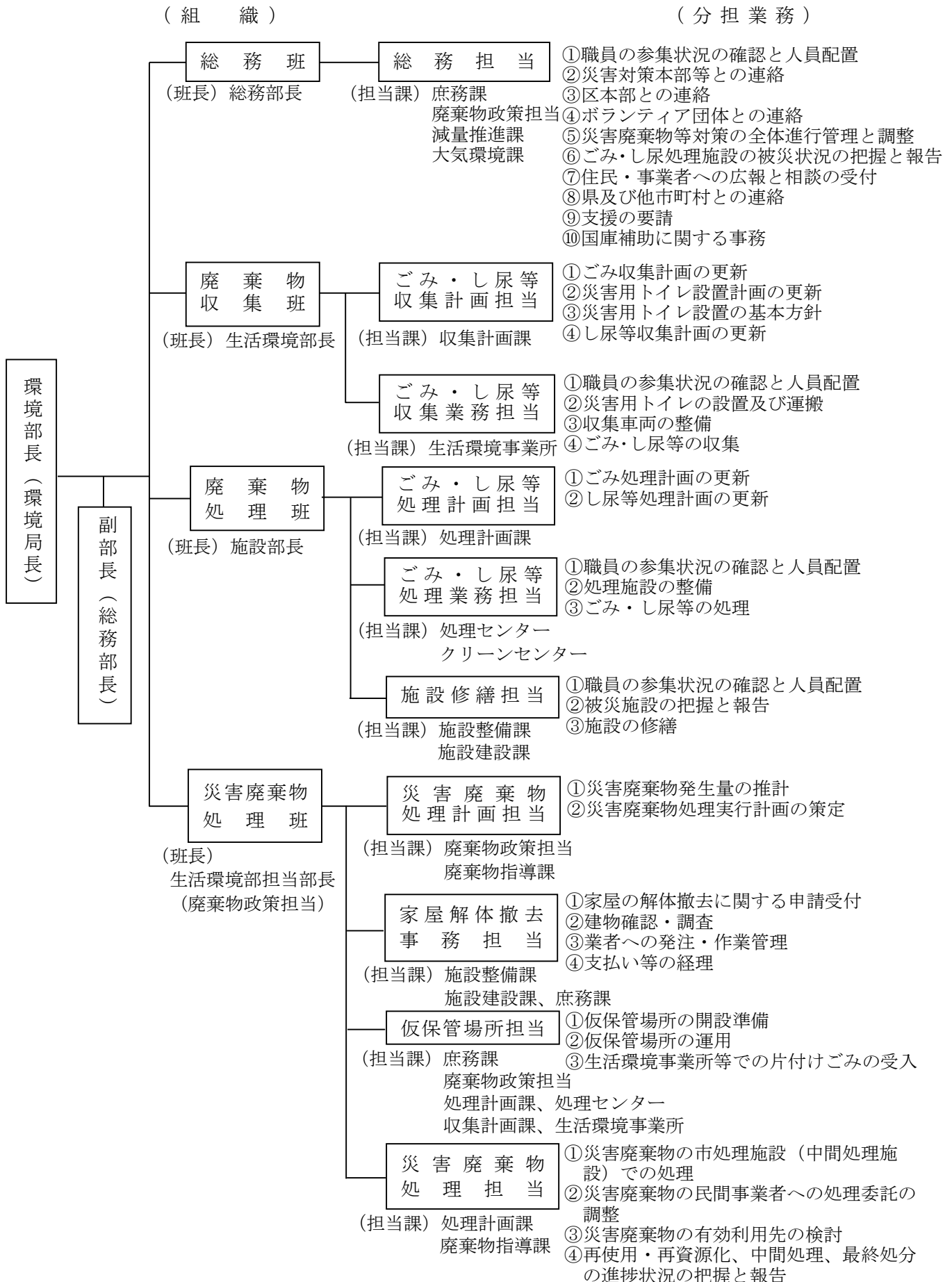
- (1) 災害の状況を把握し、処理施設等の稼動状況を考慮した収集計画を速やかに更新するものとする。
- (2) し尿の収集・処理
 - ア 避難所等に設置した災害用トイレを、常に使用可能な状態に保つよう、し尿を収集する。
 - イ し尿の収集・処理は浸水区域内を中心に人員、資機材の投入を図り、迅速かつ集中的に行う。
 - ウ 浄化槽の処理
 - (ア) 浄化槽については、浸水地域の巡回、検査を実施し、機能不良の浄化槽の応急措置を図るとともに、短期間に修理、補修、改修が行われるよう指導する。
 - (イ) 生活環境上支障を生ずる浄化槽については、汚泥の引き抜き及び清掃を行う。

3 住民等への指導・協力要請

- (1) 浄化槽については、環境部により応急措置を行うが、短期間に修理、補修、改修を行うよう指導する。
- (2) 避難所等に設置した災害用トイレの清掃、収集作業を円滑に実施するため、その管理について被災者や施設管理者等に対して協力を要請するとともに、災害時要援護者への配慮についても併せて呼びかける。

※災害に伴うし尿発生推計量については、被害想定（避難者数及び浸水世帯数等）の設定により策定するものとする。

災害廃棄物等対策組織及び分担業務



各班の業務内容と着手時期

事前準備 (発災前 3 日程度)	初動期 (発災後 3 日以内)
【総務班】(庶・政・減) ・職員の参集予定の確認と人員配置 ○総務担当(庶・政・減) ・災害対策本部等との連絡 ・住民・事業者への広報と相談の受付	【総務班】(庶・政・減) ・職員の参集状況の確認と人員配置 ○総務担当(庶・政・減) ・区本部との連絡 ・ボランティア団体との連絡 ・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ・ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 ・県及び他市町村との連絡 ・支援の要請
【廃棄物収集班】(収・生) ・職員の参集予定の確認と人員配置 ○ごみ・し尿等収集計画担当(収) ・ごみ収集中止の検討・判断 ・災害用トイレ設置の基本方針 ○ごみ・し尿等収集業務担当(生) ・施設の事前点検 ・住民・事業者への広報と相談の受付	【廃棄物収集班】(収・生) ・職員の参集状況の確認と人員配置 ○ごみ・し尿等収集計画担当(収) ・ごみ収集計画の更新 ・災害用トイレ設置計画の更新 ・し尿等収集計画の更新 ○ごみ・し尿等収集業務担当(生) ・災害用トイレの設置及び運搬 ・収集車両の整備及び燃料の確保 ・ごみ・し尿等の収集
【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク) ・職員の参集予定の確認と人員配置 ○ごみ・し尿等処理計画担当(処) ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) ・施設の事前点検 ○施設修繕担当(整・建)	【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク) ・職員の参集状況の確認と人員配置 ○ごみ・し尿等処理計画担当(処) ・ごみ・し尿等処理計画の更新 ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) ・処理施設の整備 ・ごみ・し尿等処理 ○施設修繕担当(整・建) ・被災施設の把握と報告 ・施設の修繕
【災害廃棄物処理班】(庶・政・指・処・整・建) ・職員の参集予定の確認と人員配置 ○災害廃棄物処理計画担当(政・指) ○家屋解体撤去事務担当(整・建・庶) ・家屋解体に係る対応の準備 ○仮保管場所担当(庶・政・処・収) ・仮保管場用地の調整・選定 ○災害廃棄物処理担当(処・指) ・災害廃棄物の民間事業者への事前連絡	【災害廃棄物処理班】(庶・政・指・処・整・建) ・職員の参集状況の確認と人員配置 ○災害廃棄物処理計画担当(政・指) ・災害廃棄物発生量の推計 ○家屋解体撤去事務担当(整・建・庶) ○仮保管場所担当(庶・政・処・収) ・仮保管場所の開設準備 ○災害廃棄物処理担当(処・指) ・災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整

庶：庶務課、大：大気環境課、減：減量推進課、収：収集計画課、指：廃棄物指導課、政：廃棄物政策担当、
生：生活環境事業所、処：処理計画課、整：施設整備課、建：施設建設課、セ：処理センター、ク：クリーン
センター

応急期 (発災後 3 日～1 月以内)	復旧・復興期 (発災後 1 月以降)
【総務班】(庶・政・減・大) ○総務担当(庶・政・減・大) ・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ・国庫補助に関する事務	【総務班】(庶・政・減・大) ○総務担当(庶・政・減・大)
【廃棄物収集班】(収・生) ○ごみ・し尿収集計画担当(収) ○ごみ・し尿等収集業務担当(生)	【廃棄物収集班】(収・生) ○ごみ・し尿収集計画担当(収) ○ごみ・し尿等収集業務担当(生)
【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク) ○ごみ・し尿等処理計画担当(処) ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) ○施設修繕担当(整・建)	【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク) ○ごみ・し尿等処理計画担当(処) ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) ○施設修繕担当(整・建)
【災害廃棄物処理班】(庶・政・指・処・整・建・生・セ) ○災害廃棄物処理計画担当(政・指) ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ○家屋解体撤去事務担当(整・建・庶) ・家屋解体に係る情報収集 ・家屋解体に係る広報と相談の受付 ○仮保管場所担当(処・収・生・セ) ・仮保管場所の開設・運用 ・生活環境事業所等での片付けごみの受入 ○災害廃棄物処理担当(処・指) ・災害廃棄物の市処理施設(中間処理施設)での処理 ・災害廃棄物の有効利用先の検討	【災害廃棄物処理班】(庶・政・指・処・整・建) ○災害廃棄物処理計画担当(政・指) ○家屋解体撤去事務担当(整・建・庶) ・家屋の解体撤去に関する申請受付 ・建物確認・調査 ・業者への発注・作業管理 ・家屋の解体撤去受注業者への支払い等経理 ○仮保管場所担当(処・収) ・仮保管場所の運用 ○災害廃棄物処理担当(処・指) ・再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況把握と報告

第 1 2 章 行方不明者の搜索、遺体の取扱い【健康福祉局、建設緑政局、消防局、 区、陸上自衛隊第 3 1 普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方総監部、 第三管区海上保安本部、神奈川県警察】

災害により行方不明者又は死者が多発生し、災害救助法第 13 条に基づき死体の搜索、収容、処理、埋火葬を実施する際は、関係機関の協力を得て遅滞なく処理する。

第 1 節 行方不明者・遺体の搜索

1 行方不明者・遺体の搜索

災害による行方不明者の搜索については、区、消防局、警察、海上保安庁、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関と連携し、遅滞なく行うものとする。周囲の状況から既に死亡していると推定される者の遺体の搜索については、災害発生から 10 日以内に完了させなければならない。なお、11 日目以降も行方不明者の搜索を行う必要があるときは、期間内（10 日以内）に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。

- (1) 延長の期間
- (2) 期間の延長を必要とする地域
- (3) 期間を延長する理由
- (4) その他必要な事項

2 遺体の発見

災害現場において遺体を発見もしくは取り扱った者は、直ちに所轄の警察署及び直近の警察官にその旨を通報するよう周知する。

第 2 節 遺体の取扱い【区、県警察、健康福祉局】

1 遺体安置所

(1) 施設の指定

遺体安置場所は、次の場所を指定する。なお、必要に応じて、他の施設等を確保する。

名 称	所 在 地
川崎市スポーツ・文化総合センター	川崎区富士見 1-1-4
幸スポーツセンター	幸区戸手本町 1-11-3
石川記念武道館	幸区下平間 357
とどろきアリーナ	中原区等々力 1-3
高津スポーツセンター	高津区二子 3-15-1
高津高等学校体育館	高津区久本 3-11-1
宮前スポーツセンター	宮前区犬蔵 1-10-3
多摩スポーツセンター	多摩区菅北浦 4-12-5
麻生スポーツセンター	麻生区上麻生 3-6-1

(2) 開設・運営

ア 災害対策本部は、被害状況等から必要と認める場合、多数の遺体が発生することに備え、警察及び関係局区と協議の上、原則として被害の大きな区及び近隣区に遺体安置所の開設を要請する。

イ 要請を受けた区は、関係機関の協力の下、遺体安置所を開設・運営し、遺体の安置、検案、遺留品の補完、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を実施する。

(3) 遺体安置所への職員の配置等【総務企画局、関係局室区】

災害対策本部は、区が遺体安置所を円滑に開設・運営するため、関係局室区から職員の派遣を要請する。

2 衛生対策

区長は、遺体取扱いに際し、感染症対策に努め、遺体の保管にあたっては衛生的な保管に努める。

3 資機材等の調達

区長は、健康福祉局長及び警察等の関係機関と協議し、棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布及び検視調査等及び検案に必要な資機材等を調達、確保する。

4 遺体の検視・調査等

警察は、遺体の検視・調査等を行う。

5 遺体の検案

遺体の検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行う。

6 遺体の処理

(1) 遺体の処置等

遺体の識別及び人道上の見地から、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存等の処置を実施し、「遺体処理票」及び「火葬・埋葬台帳」を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付する。所持金品は、ビニール袋に詰め、番号を付し、棺の上に載せ、鑑別資料とする。

(2) 身元の確認

検視資料等により身元確認作業を行う。身元が判明していない遺体については、警察等の関係機関及び、町内会・自治会等の協力を得て、遺体の身元の確認と身元引受人の発見に努める。

(3) 身元が明らかになった遺体の引渡し

区長は、警察による遺体の検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡す。この際、警察は、遺体の引き渡し作業を協力して行う。

(4) 身元不明遺体の取扱い

区長は、警察から引渡しを受けた身元不明遺体については、遺体及び所持品の写真撮影、人相・着衣・特徴等の記録を行った上、遺留品等を保管し、協定葬祭業者等と連携し、行旅死亡人として処理する。なお、外国人の身元不明遺体については、領事館へ通報する。

(5) 広報

死亡者及び身元不明者等の発表については、警察等の関係機関と連携・協議をし、統一的行うものとする。

(6) 遺体の処理時間

災害発生の日から原則として10日以内に完了するものとする。なお、11日目以降も遺体の

処理を行う必要があるときは、期間内（１０日以内）に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。

ア 延長の期間

イ 期間の延長を必要とする地域

ウ 期間を延長する理由

エ その他必要な事項

7 遺族への対応

区長は、遺族等に対する窓口を開設し、相談、事情聴取、埋火葬手続きの教示等を行う。

8 応援要請

市長は、関係団体及び業者に対し、遺体の安置、保存、搬送について協力を求めるものとする。

（資料編 川崎市と川崎葬祭具協働組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目）

（資料編 川崎市とセレモニアグループ有限会社佐野商店との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目）

（資料編 川崎市と神奈川県葬祭業協同組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目）

（資料編 川崎市と社団法人全国霊柩自動車協会との災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定・実施細目）

（資料編 災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書）

第３節 火葬【健康福祉局生活衛生課、建設緑政局霊園事務所】

遺族が火葬を行うことが困難である場合又は遺族のいない遺体に対して、検視・検案等必要な処理を済ませたうえで、早急に火葬を実施する。焼骨の収蔵は、火葬後特に必要な場合のみ実施する。

1 火葬の実施場所

火葬の実施場所は、次の場所とする。

名 称	所 在 地	炉基数	火葬能力
かわさき南部斎苑	川崎区夜光３－２－７	１２基	６０体（１日）
かわさき北部斎苑	高津区下作延６－１８－１	１６基	８０体（１日）

2 火葬の内容

火葬の内容は、応急的に処理する程度のものとし、次の内容とする。

(1) 棺（付属品を含む）

(2) 骨つば及び骨箱

3 焼骨の収蔵

焼骨の収蔵は、次の場所とする。

名 称	所 在 地
緑ヶ丘霊堂 (緑ヶ丘霊園内)	高津区上作延３３番地

4 火葬の実施期間

災害発生の日から原則として10日以内に完了するものとする。なお、11日目以降も遺体の火葬を行う必要があるときは、期間内（10日以内）に次の事項を明らかにし、内閣総理大臣に協議する。

- ア 延長の期間
- イ 期間の延長を必要とする地域
- ウ 期間を延長する理由
- エ その他必要な事項

5 応援要請

市長は、協定及び「神奈川県広域火葬計画」等に基づき、県に広域火葬を要請する。また、近隣自治体に対し、火葬について協力を求めるものとする。

第13章 文教対策【教育委員会、こども未来局】

災害時における児童・生徒等の安全確保に係る応急対策、文教施設の保全、並びに教育施設及び児童・生徒等の被災による通常教育が困難な場合、文教施設の復旧、応急教育の実施等の文教対策を行う事項について定めるものとする。また、学校ごとに、地域特性等に合わせた学校防災計画（マニュアル）を策定し、より効果的な対応に努めるものとする。

第1節 学校施設の応急対策【教育委員会】

学校長及び教育長は、災害時における応急対策を万全なものとするため、教育施設・設備の管理について次により措置を図るものとする。

- 1 学校長は、被害状況等を速やかに把握し、教育長に報告する。
- 2 教育長は、被害状況等について、市長に報告する。
- 3 教育長は、教育施設班を組織して、被災校の現地調査を行い、応急復旧計画を策定する。
- 4 被害校の児童・生徒等は、近隣の学校を一部借用して授業を行うものとし、その他状況により仮設校舎を設置する。

第2節 児童・生徒等の措置、臨時休業の措置及び応急教育の実施方法【教育委員会】

災害の発生若しくは発生の恐れがあり、授業等の実施が困難な場合、学校長は教育長からの指示により、又はその指示を受けることが不可能なときは、学校長の判断により、次の措置をとるものとする。

- 1 児童・生徒等の措置
 - (1) 学校長は、授業等を続けることが困難と認められるときは、学校防災計画に基づき適切な措置を講ずるとともに、安全を確認し、児童・生徒等を教職員の指示のもとに保護者のもとへ帰宅させることを原則とする。下校方法については、各学校が保護者や地域の状況を踏まえてこれを定め、あらかじめ保護者と合意した方法で行う。
 - (2) 学校長は、災害の状況によっては、学校防災本部を設置し、区本部等と密接な連絡のもとに、児童・生徒等を避難所等に教職員が避難誘導する等適切な措置を講ずるものとする。
 - (3) 教育長及び学校長は、学校における児童・生徒を一時保護する場合に必要な食料や生活必需品等の備蓄に努めるものとする。
- 2 臨時休業の措置
 - (1) 学校長は、災害発生若しくは発生の恐れがある場合、児童・生徒の安全確保を最優先に考え、臨時休業等の措置を講じた方がよいと判断した場合においては、速やかに適切な措置を講じる。
 - (2) 施設設備や地域における被災状況を踏まえて、児童生徒の安全確保を図るために、臨時休業の措置が必要な場合は、校長が適切な措置を講じる。
 - (3) 学校の判断と異なる保護者の判断が示された場合は、児童・生徒の安全確保の観点から、保護者の判断を尊重しつつ適切な措置を講じる。
- 3 応急教育の実施
 - (1) 学校長は、教職員及び教材等の確保を行い、教育活動の実施に支障がないよう努めるものとする。
 - (2) 学校長は被災の実情、復旧期間を勘案して状況に応じた教育活動を実施する。

第3節 学校用品等の調達・支給【教育委員会】

- 1 家屋の浸水、損壊等により被害を受け、教材・学用品をそう失又はき損した児童・生徒等に対し、その調達及び給与について次のとおり定めるものとする。
 - (1) 教育長は、被災した児童・生徒等について実態を把握し、教科書、教材、文房具等の授業用物品を教材納入業者の協力を得るなどして調達する。
 - (2) 学用品の給与については、災害救助法に定める限度額を基準に教育長が支給する。
- 2 学校施設の管理運営に必要な物品等は、復旧計画とあわせて処理する。

第4節 学校給食等の措置【教育委員会】

- 1 学校長及び学校給食センター所長は、学校給食の施設・設備の被害の程度及び給食用物資の状況から、通常の給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。
- 2 学校長及び学校給食センター所長は、次のいずれかの事項に該当した場合、自らの判断又は教育長からの指示により、給食中止の措置をとるものとする。
 - (1) 給食施設が被災し、給食が不可能な場合
 - (2) 給食用物資の入手が困難な場合
 - (3) 伝染病、その他の危険の発生が予想される場合
 - (4) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合
- 3 教育長は、被災状況が判明した後、速やかに具体的な復旧対策をたて、正常な学校給食の実施に努める。
- 4 その他災害発生時においては、特に衛生管理に留意し、児童・生徒、教職員等の健康管理、衛生管理を行う。

第5節 教育施設の応急対策【教育委員会】

施設管理者は、災害発生時における施設の管理及び利用者の安全確保について、次の措置を実施する。

- 1 施設主催の事業又は利用者による事業を中止し、人命等の安全確保を図る。
- 2 消防計画に基づく自衛消防組織等を運用し、応急活動を実施する。
- 3 施設利用者については不特定多数である場合が多く、混乱が予想されるため、速やかに適切な指示と避難誘導を行う。

第6節 文化財の保護【教育委員会】

所有者及び管理者は、災害発生時における文化財の保護及び見学者等の安全確保について、次の措置を実施する。

- 1 所有者及び管理者は、人命等の安全確保を図るとともに、文化財の二次的な被災を防ぐための措置をとり、教育長へ被災状況の報告を行う。
- 2 教育長は、前項による報告を受けた時は、直ちに文化財の被害拡大を防止するために必要な応急措置を関係部の応援を得て行うものとする。

第7節 避難収容施設の運営支援【教育委員会】

学校長及び施設の管理者は、施設等が避難計画に基づく避難施設に指定され、かつ、地域住民等の避難があった場合において、避難者の受入体制、施設の管理、救援・救護対策の実施に関して、区本部そ

の他関係機関と緊密に連絡調整を図り、施設使用について適切な対応措置をとるものとする。

第8節 わくわくプラザにおける措置【こども未来局】

わくわくプラザの管理下において災害等が発生した場合、管理者は保護者等の迎えがあるまで責任を持って利用児童を保護するなど、利用児童の安全確保を最優先に対応する。

- 1 あらかじめ学校と協議し定めた学校内の安全な場所に利用児童を避難誘導する。
- 2 利用児童の所在確認及び安否確認を行う。
- 3 あらかじめ利用児童の保護者が合意した連絡方法により、保護者に利用児童の引取りを依頼する。
- 4 管理者は、保護者等による引取りまで、利用児童を保護する。
- 5 利用児童の安全な保護のために必要な防災用品を備えるよう努めるものとする。

第14章 社会福祉施設等の応急対策【こども未来局、健康福祉局】

社会福祉施設等が被災した場合又は児童、施設利用者等の被災により通常のサービスを行うことが困難な場合に対処する事項について定めるものとする。

第1節 施設の応急対策【こども未来局、健康福祉局】

災害の発生若しくは発生の恐れがあり、サービスの実施が困難な場合、次の措置をとるものとする。

- 1 施設管理者は、被害状況等を速やかに把握し、こども未来局長及び健康福祉局長に報告する。
- 2 こども未来局長及び健康福祉局長は、被害状況等について、市長に報告する。
- 3 こども未来局長及び健康福祉局長は、被災施設の現地調査を行い、応急復旧計画を策定する。
- 4 被災施設が使用できない場合は、他の施設の利用の調整等を行う。
- 5 施設管理者は、消防計画に基づく自衛消防組織等を運用して応急活動を実施する。

第2節 児童・利用者等の措置【こども未来局、健康福祉局】

- 1 施設管理者は、サービスの提供等を続けることが困難と認められる時は、施設の防災計画に基づき適切な措置を講ずるとともに、安全を確認し、児童・利用者等を職員等の指示のもとに保護者のもと等へ引き渡すことを原則とする。
- 2 施設管理者は、災害の状況によっては、区等と密接な連絡のもとに、児童・利用者等を避難所等に職員等が避難誘導する等適切な措置を講ずるものとする。

第3節 施設利用等の提供【こども未来局、健康福祉局】

1 施設利用の提供

- (1) 施設管理者は、職員等の確保を行い、衛生管理等徹底し、安全を十分確認した上で、必要なサービス提供に支障がないよう努めるものとする。
- (2) 施設管理者は、被災の実情、復旧期間、施設のサービス内容等を勘案して状況に応じ、安全等を確認した上で、施設の利用を再開する。
- (3) 保育施設については、市保育の実施基準条例に基づき、災害復旧に従事する保護者の児童の入所について、配慮しなければならない。

2 食事の提供

- (1) 施設管理者は、施設・設備の被害の程度及び物資の状況から、通常の食事の提供が困難な場合は、利用者の持参又は、簡易な食事提供を実施する。
- (2) 施設管理者は、次のいずれかの事項に該当した場合、自らの判断又はこども未来局長及び健康福祉局長からの指示により、食事提供中止の措置をとるものとする。
 - ア 調理施設が被災し、調理が不可能な場合
 - イ 食料等物資の入手が困難な場合
 - ウ 食中毒、その他の危険の発生が予想される場合
 - エ その他食事の提供が適当でないと考えられる場合
- (3) こども未来局長及び健康福祉局長は、被災状況が判明した後、速やかに具体的な復旧対策をたて、正常な食事の提供に努める。
- (4) その他災害発生時においては、特に衛生管理に留意し、園児・児童・生徒、教職員等の健康管

理、衛生管理を行う。

第4節 要配慮者の二次避難所【健康福祉局、区】

健康福祉局長は、協定や要綱に基づき、福祉施設等を災害時要配慮者の二次避難所として使用するため、施設管理者等と人員体制、連絡体制等、二次避難所の運営について協議、調整するものとし、使用に際し、要配慮者等に係る日常生活品、食料及び医療材料等の必要な物資、看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（資料編 災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱）

（資料編 災害時等に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書）

（資料編 21 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書）

第15章 公共的施設等の応急対策【建設緑政局、港湾局、上下水道局、区】

風水害等の災害により公共的施設等が被害を受けた場合は、その施設管理者は公共性を配慮し、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第1節 市施設の応急対策【各局区】

市の管理施設は広範囲にわたりその機能も多岐にわたっている。また、常時不特定多数の利用者を収容する施設もある。従って、災害時においては、施設の被害状況を十分に把握して、適切な対応を図る必要がある。

1 基本方針

関係施設を有する局・区は、各施設と日常より相互に綿密な連携をとるとともに、災害発生時に備え、あらかじめ具体的な諸活動にかかる対策を定めておくものとする。

また、各施設の特異性を考慮して情報収集及び伝達、利用者の安全確保、施設の保全、被害状況の把握等の適切な対応を迅速かつ効果的に行うものとする。

なお、施設を借用している者は、施設管理者と連携し、その施設利用者に対し、同様の安全対策を講じるものとする。

2 活動体制

(1) 局・区

局・区は、災害情報等を関係施設に伝達するとともに、各施設の被害状況、避難者、被災者の状況を取りまとめ、災害対策本部に報告する。

(2) 各施設

各施設は、利用者や避難者、施設所在地等の個々の状況を考慮して、速やかに被害状況の調査を行い、局・区に対して報告する。

また、応急対策を実施した場合、被害が発生した場合等においては、速やかにその旨を局・区に対して報告を行い、必要な措置等の指示を受ける。

3 施設別の応急対策

詳細な応急対策については、局・区防災計画で定めるものとする。

第2節 土木施設の応急対策【建設緑政局、港湾局、区道路公園センター】

災害時における公共的土木構造物の防護と、被災地におけるこれらの施設の公共目的が達せられるよう応急復旧を行う。

1 道路の応急対策

(1) 道路パトロールの強化によって道路の危険箇所、被災箇所の早期発見に努め、災害が発生した場合は、速やかに応急復旧に努め、その機能を回復させるものとする。この場合、国道については、それぞれの関係機関に連絡しその機関で実施するが、相互に連絡して協力するものとする。

(2) 被害を受けた道路の復旧は、特に救助活動のための物資の輸送及び避難のための通路等を重点的に行うものとする。

(3) 被害の状況に応じて障害物の除去、排土、盛土作業等を行い交通路の確保に努める。

(4) 橋梁については、障害物の除去、特に緊急活動道路にあたるものの損傷を重点的に補修し、又は木材等による応急架橋を実施して災害時の交通の確保を図る。

2 河川の応急対策

洪水を防ぐため、堤防護岸等の亀裂・損壊を防止するとともに、水防備蓄資材資機材等により損壊箇所の応急措置を実施する。洪水による災害発生の場合は、洪水阻止及び排水に全力を尽くし、被害箇所の応急対策を行い被害の拡大を防止する。

3 港湾施設の応急対策

港湾施設に対する監視活動を強化し、護岸、荷役設備等の損壊及び在港船舶等による被害の過大を未然に防止する対策を適切に講ずるとともに、施設に被害が生じたときは、速やかに応急復旧を図り、その機能回復に努めるものとする。この場合、救援物資等の輸送が損われることのないよう当該施設の復旧を優先的に行うものとする。

4 応援協力要請

応急復旧の範囲が広範・大規模となった場合に、協定に基づく応援協力を得るため、日頃から連絡体制等を整備し連携に努める。

(資料編 災害時における応急復旧資材の供給協力に関する協定 (J F E スチール(株)))

第3節 上水道・工業用水道施設の応急対策【上下水道局】

上水道・工業用水道施設の機能を維持するため、各浄水場、送配水管、給水装置等に破損が生じた場合、速やかに応急復旧を実施するとともに、配水系統の変更等を行い円滑な給・配水にあたるものとする。

ただし、応急復旧等に時間を要する場合は、被災した地区に対して水道水を車両による運搬給水及び拠点給水を行う。

第4節 下水道施設の応急対策【上下水道局】

汚水・雨水の処理、排除機能を維持するため、各施設を緊急点検し、安全対策と施設維持を図った上で可能な範囲での最大限の機能回復措置を施す。

また、応急復旧で必要となる資材等については、一定量を常時保管しておくとともに、関係機関との連携を緊密にしておくものとする。

第16章 応急住宅対策【まちづくり局】

災害救助法に基づき、市は被災者の居住の安定を図るため、被災した住宅の応急修理、障害物の除去及び応急仮設住宅の供与を実施する。なお、それぞれの救助の程度、期間、救助を行うのに必要な費用等については、川崎市告示に定める基準による。ただし、市長は、当該基準によっては救助の適切な実施が困難と認めるときは、必要に応じて神奈川県及び他の救助実施市と連携を図り、適時、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度等の基準を定める。

また、被災者の一時的な居住先として、公営住宅等を提供する。

第1節 被災した住宅の応急修理【まちづくり局住宅整備推進課】

災害により被災した住宅が応急的に修理すれば居住可能となる場合に、必要最小限度の修理を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。

1 対象者

原則として以下の要件を満たす者（世帯）

- (1) 災害のため半壊若しくは半焼又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- (2) 自らの資力では応急修理をすることができない者
- (3) 応急修理を行うことによって応急仮設住宅等を利用しないと見込まれる者

2 修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所であること。

3 期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了すること。

（資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書（全国木造建設事業協会））

（資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書（神奈川県建設業協会））

（資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書（神奈川県建築士事務所協会））

（資料編 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（神奈川県電気工事工業組合））

第2節 障害物の除去【まちづくり局住宅整備推進課】

災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。

1 対象者

原則として以下の要件を満たす者（世帯）

- (1) 災害のため半壊、半焼又は床上浸水の住家被害を受け、当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- (2) 自らの資力では障害物の除去をすることができない者
- (3) 障害物の除去を行うことによって応急仮設住宅等を利用しないと見込まれる者

2 除去の範囲

居室、台所、玄関、便所等の日常生活に必要欠くことができない場所を対象とし、緊急に障害物

の除去を行うことが適切な箇所などとする。

3 期間

原則として、災害発生の日から 10 日以内に完了すること。

(資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書 (全国木造建設事業協会))

(資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書 (神奈川県建設業協会))

(資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書 (神奈川県建築士事務所協会))

第3節 応急仮設住宅の供与【まちづくり局住宅整備推進課、市営住宅建替推進課】

民間の賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）及び建設した応急仮設住宅（建設型応急住宅）の被災者への供与を、協定を締結する関係団体の協力のもと、円滑・迅速に実施する。

1 建設型応急住宅

(1) 対象者

災害による被災者（罹災証明書が発行された者又は発行が見込まれる者）で、原則として次のいずれかの項目に該当する者

ア 住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者

イ 二次災害等により被害を受けるおそれがあるなど、住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない者と同等と見なす必要がある場合であって、自らの資力で住宅を得ることができない者（災害救助法に基づく、応急修理及び障害物の除去の適用を受けない者）

(2) 住宅仕様

神奈川県、他の救助実施市及び協定団体と調整の上、必要に応じて内閣総理大臣と協議し、仕様を定める。

(3) 建設用地

建設用地の候補となる公有地等を取りまとめた応急仮設住宅建設候補地データベースを定期的に更新・見直すとともに、関係部局間でその情報を共有する。

また、建設用地を選定するにあたっては、原則として、応急仮設住宅建設候補地データベースの中から、適当な用地を選定することとし、必要に応じて、その他の公有地、私有地も確保する。

(4) 供与期間

建築工事完了後、2年以内とする。（内閣総理大臣との協議により、変更される場合あり）

(5) 要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建築、供与等にあたっては、高齢者、障害者等の世帯の状況に応じた配慮を行うものとする。

(6) 大規模災害時の神奈川県全体での公平・迅速な供与

神奈川県の広域調整の下で、「応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画」に基づき、建設型応急住宅を供与する。

(資料編 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (プレハブ建築協会))

- (資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書 (全国木造建設事業協会))
(資料編 災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書 (日本木造住宅産業協会神奈川支部))
(資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書 (神奈川県建設業協会))
(資料編 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書 (神奈川県建築士事務所協会))
(資料編 災害時における応急対策を行うための協定書 (川崎市電設工業会、川崎市空調衛生工業会))
(資料編 災害時における応援に関する協定 (川崎建設業協会))
(資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書 (神奈川建設重機協同組合))

2 賃貸型応急住宅

(1) 対象者

建設型応急住宅と同じ。

(2) 借上げ条件

神奈川県、他の救助実施市及び協定団体と調整の上、必要に応じて内閣総理大臣と協議し、家賃額等の具体的な借上げ条件を設定する。

(3) 供与期間

賃貸借契約による。(最長2年間の定期借家契約。ただし、内閣総理大臣との協議により、変更される場合あり)

- (資料編 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書 (神奈川県宅地建物取引業協会))
(資料編 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書 (全日本不動産協会神奈川県本部))
(資料編 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書 (全国賃貸住宅経営者協会連合会))

第4節 一時的居住先としての公営住宅等の活用【まちづくり局市営住宅管理課】

災害救助法の適用にならない災害が発生した場合に、避難所の許容量及び被災者の状況等により、一時的居住先として公営住宅等を提供する。

1 一時的居住を要する者

災害のため住家が居住不能になり、当該住家が復旧するまでの間、自らの資力では住宅の確保が困難である者。

2 認定方法

区が認定し、罹災証明書を交付する。

3 供与

使用可能な市営住宅の空家を提供する。

供与にあたっては、高齢者、障害者等の世帯はでき得る限り配慮する。

また、供与期間は原則として3か月間とし、やむを得ない場合に限り延長するものとする。

(資料編 災害による市営住宅の一時使用に関する要綱)

第 17 章 広域応援体制

災害による大規模な被害が発生、又は被害が拡大したことにより、市の災害対応のみでは困難と予測される事態が発生したときにそなえ、広域応援体制を確立し、次により、国、他都県市、民間企業、各種団体等へ必要な応援、協力要請を行い、迅速な災害対策活動を実施する。その際、平成 29 年 7 月に策定した「川崎市受援マニュアル」に基づき、円滑に外部の応援を受ける体制等を整えるものとする。

第 1 節 応援の要請【総務企画局危機管理室】

市長は、災害による大規模な被害が発生又は拡大し、災害応急対策、災害復旧を実施するにあたり、市の災害対応のみでは困難と予測される事態が発生したときは、次により、必要な応援、協力要請を行う。

1 判断・指示

市長は、市の災害対応だけでは困難と判断した場合、応援要請を行うものとする。ただし、緊急を要し、またやむを得ない事情のある時は、各局区長の判断により、要請することができる。

2 要請の基本事項

応援要請のときは、次の事項を明らかにして、要請を行うものとする。

(1) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(2) 派遣期間

(3) 派遣区域及び活動内容

(4) その他関連事項

3 受入れ体制の整備

要請により、派遣された要員・物資等の受け入れ体制については、各関係局・区と調整を行い確保することとする。

第 2 節 項目別応援要請【総務企画局危機管理室】

市長は所掌業務に基づき、次の項目ごとに各協定先等へ要請を行うこととする。

1 救出・救助及び消火に係わる応援要請

2 医療救護等に係わる応援要請

3 医薬品等の供給に係わる応援協定

4 道路・交通対策に係わる応援要請

5 ライフライン（飲料水・燃料を含む）に係わる応援要請

6 食料・生活必需品物資等の調達に係わる応援要請

7 広報、その他災害情報に関する応援要請

8 輸送に関する応援要請

9 その他の応援要請

（資料編 協定等）

第 3 節 総合的な応援要請【総務企画局危機管理室、陸上自衛隊第 3 1 普通科連隊、

海上自衛隊横須賀地方総監部】

市長は、多岐にわたる応援を必要とする場合、次の協定等に基づき、総合的な応援を要請するものと

する。

1 自衛隊に対する災害派遣要請

市長は、人命・財産の保護について必要な場合は、県知事に対し、自衛隊法第 83 条の規定による部隊等の派遣の要請を求めるものとする。

(1) 派遣要請の範囲

派遣を要請できる範囲は、おおむね次のとおりとする。

要 請 項 目	1	被害状況の把握
	2	避難の援助
	3	遭難者等の捜索救助
	4	水防活動
	5	消防活動
	6	道路又は水路の啓開
	7	応急医療、救護及び防疫
	8	人員及び物資の緊急輸送
	9	炊飯及び給水
	10	物資の無償貸付又は譲与
	11	危険物の保安及び除去
	12	その他市長が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

(2) 派遣要請依頼

自衛隊派遣要請の依頼事務手続は、市長の指示により、総務企画局危機管理室が、災害派遣要請依頼書により、県知事に対し行う。

ただし、緊急を要するときは口頭で依頼し、書類は後日提出するものとする。

また、通信の途絶等により県知事対して自衛隊派遣の要請の要求ができないときは、市長が陸上自衛隊にあつては、第 3 1 普通科連隊長を経由して第 1 師団長に、又は直接第 1 師団等に、海上自衛隊にあつては、横須賀地方総監部防衛部長にその旨及び当該地域に係わる災害の状況を通知する。

(3) 自主派遣

通知を受けた第 3 1 普通科連隊長等は、直ちに救援措置をとる必要があると認められる場合には、自衛隊法第 8 3 条第 2 項により県知事の要請を待つことなく、自主派遣を実施できる。

(4) 派遣部隊の受入体制の整備

ア 情報の伝達

自衛隊の救助活動に必要な被害状況等の情報を速やかに自衛隊へ伝達する。

イ 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう効率的に作業を分担する。

ウ 資材等の準備

自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、作業実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係する管理者の了解を取付けるよう配慮する。

エ 自衛隊との連絡窓口

総務企画局危機管理室を窓口とする。

オ 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し作業が円滑に行えるよう必要な活動拠点としての宿営地域及びヘリコプターの発着場所等を用意する。

カ 連絡員の受入れ

発災後、自衛隊から派遣される連絡員を受入れ、通信の構成について支援する。

(5) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

ア 派遣部隊が、救援活動を実施するため必要な資材器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借り上げ料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借り上げ料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料

エ 派遣部隊の救援活動実施に際し、生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償

オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と協議する。

(6) 航空機等の臨時離着陸場

(資料編 臨時離着陸場一覧表)

(7) 災害派遣部隊の撤収

自衛隊の災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなった場合は、撤収要請依頼書により行う。

2 地方公共団体に対する応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、次により応援を要請するものとする。

(1) 災害時相互応援協定等に基づく応援要請

(2) 県知事に対する応援又は応急措置の実施要請（災害対策基本法第 68 条）

(3) 他の市町村長に対する応援要請（災害対策基本法第 67 条）

(資料編 21 大都市災害時相互応援に関する協定・実施細目)

(資料編 九都県市災害時相互応援に関する協定・実施細目)

(資料編 災害時における相互援助協定(山形市、福井市、新潟市、静岡市、富山市、花巻市、那覇市))

(資料編 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定)

3 職員の派遣要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次により職員の派遣を要請するものとする。

(1) 指定地方行政機関の長に対する当該指定地方行政機関の職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条）

- (2) 県知事に対する指定地方行政機関の職員の派遣あつ旋要請（災害対策基本法第 30 条第 1 項）
 - (3) 県知事に対する職員の派遣あつ旋要請（災害対策基本法第 30 条第 2 項）
 - (4) 他の地方公共団体の長に対する職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）
- 4 被災地区市区町村応援確保システム及び災害マネジメント総括支援員に係る調査
- 被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱に基づく県による応援職員のニーズ等の調査に備え、次に掲げる応援職員のニーズ等を把握するものとする。
- (1) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性
 - (2) 前号について応援職員の派遣が必要なときはその派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）
 - (3) 災害マネジメント総括支援員の派遣の必要性
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な情報

第 4 節 活動拠点の配置【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、区、 関東地方整備局、消防局】

警察、自衛隊、消防機関及びライフライン事業者等が宿营地、車両置き場及び資機材置き場等として使用する活動拠点が必要となることから、市、県及び民間の施設を活用し、配置することにより、円滑な災害対策の実施を図る。

また、警察、自衛隊、消防機関及びライフライン事業者等の活動拠点は、本市を南部、中部及び北部の 3 地域に区分し、各地域に配置する。

1 警察の活動拠点

警察災害派遣隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置する。

名 称	所 在 地
県立川崎高校	川崎区渡田山王町 2 2 - 6
等々力陸上競技場	中原区等々力 1 - 1
等々力緑地東駐車場	中原区等々力 1 - 1
県立百合丘高校	多摩区南生田 4 - 2 - 1

2 自衛隊の活動拠点等

自衛隊の活動環境を整備するため、陸上自衛隊（海上自衛隊陸上救援部隊を含む。）にあつては、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置する。なお、海上自衛隊が救命・救助や燃料供給等により、一時的に港湾施設を利用する場合においては、港湾局と事前に調整を行うものとする。

名 称	所 在 地
川崎競馬場場内駐車場他	川崎区富士見 1 - 5 - 1

等々力運動広場	中原区等々力 1－1
等々力多目的広場	中原区等々力 1－1
県立生田高校	多摩区長沢 3－1 7－1
川崎国際生田緑地ゴルフ場	多摩区枅形 7－1－1 0

3 消防機関の活動拠点

緊急消防援助隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置する。

なお、消防訓練センターは、応援部隊が進出目標とする拠点（進出拠点）とし、応援部隊の円滑な受け入れや応援活動に必要な情報を提供する体制を整える。

名 称	所 在 地
川崎富士見球技場及び周辺	川崎区富士見 2－1
富士見球場	川崎区富士見 2－1
等々力催し物広場	中原区等々力 1－1
等々力テニスコート	中原区等々力 1－1
等々力球場【2020 年度完成予定】	中原区等々力 1－1
消防訓練センター（旧消防総合訓練場）	宮前区犬蔵 1－1 0－2
県立生田東高校	多摩区生田 4－3 2－1

※災害ボランティアセンターの運営や応援職員用宿泊施設、帰宅困難者対策施設として指定されている川崎競輪場（川崎区富士見 2－1－6）については、上記利用用途を妨げない範囲で使用するものとする。

4 ライフライン事業者の活動拠点

ライフライン事業者の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地、車両置き場及び資機材置き場等として利用する活動拠点を配置する。

名 称	所 在 地
宗教法人平間寺自動車交通安全祈禱殿駐車場	川崎区大師河原 1－1－1
県立大師高校	川崎区四谷下町 2 5－1
会館とどろき	中原区宮内 4－1－2
等々力緑地南駐車場	中原区宮内 4－1
県立住吉高校	中原区木月住吉町 3 4－1
県立菅高校	多摩区菅馬場 4－2－1

5 水道事業者の活動拠点

水道事業者の活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置する。

名 称	所 在 地
長沢浄水場	多摩区三田 5－1－1

6 他都県市等からの応援の活動拠点

他都県市等からの医療・応急危険度判定士等の応援職員が、近隣の宿泊施設を確保できない場合等に、活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置する。

名 称	所 在 地
川崎競馬場 1 号スタンド	川崎区富士見 1－5－1
川崎競輪場	川崎区富士見 2－1－6
県立川崎工科高校	中原区上平間 1 7 0 0－7
県立多摩高校	多摩区宿河原 5－1 4－1
県立麻生高校	麻生区金程 3－4－1

7 重症者等の後方搬送拠点

ヘリコプターによる災害医療拠点病院の臨時離着陸場を補完するため、次のとおり重症者等の後方搬送拠点を配置する。

名 称	所 在 地
川崎競馬場芝生広場	川崎区富士見 1－5－1
等々力補助競技場	中原区等々力 1－1
麻生水処理センター	麻生区上麻生 6－1 5－1

8 応援航空機による輸送拠点及び資機材の集積拠点

応援航空機による輸送拠点及び資機材の集積拠点を幸区古市場の多摩川河川敷一帯に設置する。なお、運航支援実施場所を川崎市立川崎総合科学高等学校屋上（幸区小向仲野町 5－1）とし、消防局航空隊が応援航空機との連絡調整にあたるとともに指揮本部からの活動指示を付与するものとする。

9 河川の復旧活動拠点【関東地方整備局、建設緑政局河川課、区】

国は、大師河原河川防災ステーションを水防センター・ヘリポート・水防活動スペース・復旧用備蓄資材などを備えた災害時の緊急復旧活動の基地として、二ヶ領せせらぎ館を復旧用備蓄資材などを備えた災害時の復旧活動の補助基地として活用する。

また、市は、大師河原水防センターを水防活動を円滑に行う拠点とする。

名 称	所 在 地
大師河原河川防災ステーション	川崎区大師河原 1－1
二ヶ領せせらぎ館	多摩区宿河原 1－5－1

10 基幹的広域防災拠点【内閣府、国土交通省】

国は、大規模災害時に、物流に関するコントロール及び海上輸送から海上輸送、河川舟運、陸上輸送等への中継基地や広域支援部隊等の一時集結地・ベースキャンプとして基幹的広域防災拠点を活用する。

名 称	所 在 地
基幹的広域防災拠点（東扇島地区）	川崎区東扇島 58番地

第5節 海外からの支援の受入れ

国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、神奈川県と調整しながら情報収集に努め、その受入れと円滑な活動支援に努める。

第6節 災害ボランティアの活動支援【市民文化局市民活動推進課、多文化共生推進課、健康福祉局地域包括ケア推進室、総務企画局危機管理室、消防局】

市は、被災者に対する救援と被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、関係機関・団体等と連携を図りながら、被災者ニーズの把握やボランティア団体等への情報提供を行う。また、社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、ボランティアの活動拠点となる「川崎市災害ボランティアセンター」（川崎市災害ボランティア支援センター（支援センター）及び区災害ボランティアセンター（区センター））を設置し、必要な資機材の確保等に努め、必要な支援を行う。さらに、市内外を問わず、迅速に災害ボランティアの受入体制を構築する。

1 一般ボランティア

- (1) 市は、社会福祉協議会及び市民活動センター等と協働して、被災者ニーズ、被災地の状況など様々な情報の把握に努め、必要とするボランティアの活動内容、必要人員等について情報の提供を行う。
- (2) 市は、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置を必要と認めたときは、社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、支援センターを川崎市総合福祉センター内に設置し、社会福祉協議会及び市民活動センターに対し運営等の要請を行う。また、区センターを必要な区に設置する。

区センター設置候補施設一覧

区	施設名	住所
川崎	教育文化会館	川崎区富士見 2－1－3
	川崎競輪場	川崎区富士見 2－1－6
	労働会館	川崎区富士見 2－5－2

	(サンピアンかわさき)	
幸	幸市民館	幸区戸手本町 1－11－2
中原	中原市民館	中原区新丸子東 3－1100－12
	聴覚障害者情報文化センター	中原区井田三舞町14－16
	総合福祉センター	中原区上小田中 6－22－5
	総合自治会館	中原区小杉町 3－1
高津	生活文化会館 (てくのかわさき)	高津区溝口 1－6－10
	男女共同参画センター (すくらむ 2 1)	高津区溝口 2－20－1
宮前	宮前市民館	宮前区宮前平 2－20－4
多摩	多摩市民館	多摩区登戸1775－1
麻生	麻生市民館	麻生区万福寺 1－5－2

(資料編 川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書・細則)

2 専門ボランティア

- (1) 医療ボランティア、介護ボランティア、動物救護ボランティアを活用する局については、各局に市専門ボランティア本部を設置し、被災者ニーズの把握や情報提供、派遣要請、活動場所の提供等を行う。また、区と協働し、効果的な活動ができるよう関係機関を含め連携体制を構築していく。
- (2) 消防ボランティアについては、各消防署においてボランティア対応窓口を設置し、情報及び活動場所の提供等を行う。
- (3) 外国語ボランティアについては、公益財団法人川崎市国際交流協会を通じて、被災した地域の外国人等への被災地域に関する広報・広聴活動及び相談・問い合わせ等への対応を行う。
- (4) その他専門ボランティアについては、関係局、社会福祉協議会等と連携を図りながら、被災者ニーズの把握や情報提供、派遣要請、活動場所の提供等を行う。

第 18 章 災害救助法【総務企画局危機管理室】

第 1 節 災害救助法に基づく救助の実施等

1 救助実施市としての救助の実施等

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

市は、災害救助法第 2 条の 2 に基づく救助実施市（平成 31 年 4 月 1 日指定）として、その権限と責任を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、円滑かつ迅速に災害救助法に基づく救助を行う。

2 災害救助法の適用

市長は、市域の被害状況や災害救助法の適用基準等を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、迅速に災害救助法を適用する。災害救助法を適用した場合、危機管理監は、速やかに各局長及び区長にその旨を通知する。

第 2 節 災害救助法の適用基準

災害救助法施行令第 1 条に基づく本市における災害救助法の適用基準は次のとおりである。

1 住家等への被害が生じた場合

(1) ア 市内において、150 世帯以上の住家が滅失したこと。

イ 市内の区のいずれかにおいて、100 世帯以上の住家が滅失したこと。ただし、この場合は当該区のみ適用する。

(2) 上記の(1)に達しないが、神奈川県下において、2,500 世帯以上が滅失し、かつ、市内において 75 世帯以上又は市内の区のいずれかにおいて、50 世帯以上の住家が滅失したこと。この場合には市又は当該区に適用する。

(3) 神奈川県下において、12,000 世帯以上の住家が滅失し、かつ、市内の各区における被害世帯数が多数であること。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

第 3 節 大規模な災害における神奈川県等との連携等

市は、市域及び市域以外の市町村の区域に渡る大規模な災害が発生した場合は、市の備蓄や市独自の協定等を活用した迅速な救助を行うとともに、神奈川県が定める資源配分計画に基づく連絡調整のもと、神奈川県及び他の救助実施市と連携しながら、円滑かつ迅速に救助を行う。

第4節 救助の内容

1 救助の種類並びに救助の程度、方法及び期間等

(1) 救助の種類

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の搜索
- ⑩ 死体の処理
- ⑪ 障害物の除去

(2) 救助の程度、方法及び期間等

救助の程度、方法及び期間、弁償並びに救助の事務を行うのに必要な費用については、川崎市告示に定める基準による。

ただし、市長は、当該基準によっては救助の適切な実施が困難と認めるときは、必要に応じて神奈川県及び他の救助実施市と連携を図り、適時、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度等の基準を定める。

(資料編 救助の程度、方法及び期間、実費弁償の程度並びに救助の事務を行うのに必要な費用)

2 応急救助の実施方法等

救助の具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救 助 の 種 類	川 崎 市 地 域 防 災 計 画 に よ る 計 画 名
避難所の供与	第4部 第2章 避難対策
応急仮設住宅の供与	第4部 第16章 応急住宅対策
食品の給与	第4部 第5章 物資等の供給
飲料水の供給	第4部 第5章 物資等の供給
生活必需品の給与	第4部 第5章 物資等の供給
医療及び助産	第4部 第4章 医療救護
被災者の救出	第4部 第4章 医療救護
	第4部 第12章 行方不明者の搜索、遺体の取扱い
被災した住宅の応急修理	第4部 第16章 応急住宅対策
学用品の給与	第4部 第13章 文教対策
埋葬	第4部 第12章 行方不明者・遺体の搜索、遺体の取扱い

死体の搜索及び処理	第 4 部 第12章 行方不明者・遺体の搜索、遺体の取扱い
障害物の除去	第 4 部 第16章 応急住宅対策

第 5 節 従事命令、協力命令、施設の管理、物資の収用等

市長は、真に必要なやむを得ないと認めるときは、災害救助法の規定に基づき、医師等の特定の者を救助に関する業務に従事させ、若しくは被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させ、又は特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、物資の保管を命じ、若しくは物資を収容し、必要な人員、物資、施設の確保に努め、救助を実施する。

(資料編 災害救助基準)

第5部 復旧計画

第1章 民生安定のための緊急措置【市民文化局、健康福祉局、財政局、こども未来局、まちづくり局、経済労働局、区、関係局】

災害時には、多くの市民の負傷、家や家財等の喪失、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態に陥ることが考えられる。このため、防災関係機関等と協力し、これらの混乱を速やかに治め、人心の安定と社会秩序の回復を図るための緊急措置を講ずる。

なお、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、発災時に被災者への支援を迅速に行うため、平時から被災者支援制度の情報の把握・整理などに努めるとともに、職員研修等を通じて被災者支援に関する職員の制度の理解や事務の習熟を図る。

第1節 相談窓口の開設【関係局、区】

市は、必要に応じて、被災者のための相談窓口を設置し、次の業務を実施する。

- 1 被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、各局・関係機関との調整等によりその解決に努める。
- 2 被災者への迅速かつ適切な相談事業を行うため、市関係局と緊密な連携を図る。
- 3 相談内容、被害状況等について、防災関係機関との連絡を密にし、相談態勢の確立を図る。
- 4 関係局区長は、相談窓口で受けた要望の内容、件数、対応状況等の取りまとめを行う。

第2節 義援金等の配分【健康福祉局地域包括ケア推進室】

被害の発生に伴い、一般市民及び他都県市から被災者あてに寄託された義援金・義援物資（以下「義援金等」という。）の受付、保管、配分及び輸送について必要な事項を定める。

- 1 義援金等の受付
 - (1) 一般市民及び他都市等から市に寄託された義援金等については、健康福祉局において受付ける。
 - (2) 義援金等を受領したときは、寄託者に受領書を発行する。
- 2 義援金の保管

義援金については、会計管理者名義の預金口座を設け、一時保管する。
- 3 義援金等の配分及び輸送
 - (1) 寄託された義援金等の配分は、健康福祉局が行う。配分に当たっては、被災状況等を勘案して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を決定し、被災者に対する円滑な配分を行う。
 - (2) 義援金等の輸送は、健康福祉局が関係局の応援を得て被災地の区長に引渡すものとする。

第3節 弔慰金・見舞金等の支給【健康福祉局地域包括ケア推進室、こども未来局こども家庭課】

災害により、死亡、疾病等、人的、物的に被害を受けた市民に対し、その生活援護のため次により、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金、弔慰金及び福祉手当等を支給するものとする。

- 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給【健康福祉局庶務課】
 - (1) 対象

市内において暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象による国が定める災害の被災者又はその遺族。
 - (2) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の額

ア 災害弔慰金 災害により死亡した場合 2,500,000 円(生計維持者の場合は 5,000,000 円)

イ 災害障害見舞金 災害により障害を負った場合 1,250,000 円（生計維持者の場合は 2,500,000 円）

2 災害見舞金及び弔慰金の支給 【健康福祉局庶務課】

(1) 対象

市内において風水害等異常な災害により被災した者及びその遺族

(2) 災害見舞金及び弔慰金の額

ア 住家の被害 50,000 円以内

イ 死亡者又は重傷者 100,000 円以内

3 災害遺児等福祉手当 【こども未来局こども家庭課】

(1) 川崎市災害遺児等福祉手当

ア 目的

災害により、児童の父母等が死亡し、又は身体に重度の障害を有することとなった当該児童を扶養している保護者に対して福祉手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

イ 対象者

災害遺児及び災害により父母等が 1 級又は 2 級の身体障害者となった児童の保護者

ウ 事業内容

児童 1 人につき年額 36,000 円をその保護者に支給する。

(2) 川崎市災害遺児等援護事業

ア 目的

災害遺児等及びその家族の福祉の増進を図ることを目的としている。

イ 対象者

川崎市災害遺児等福祉手当の支給要件に該当する事業

ウ 事業内容

次のとおり祝金品を贈呈する。

- ・ 小学校入学児童 50,000 円相当の祝金品
- ・ 中学校入学児童 50,000 円相当の祝金品
- ・ 中学校卒業児童 100,000 円相当の祝金品
- ・ 上記に該当しない児童 10,000 円相当の祝金品

（資料編 川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例・施行規則）

（資料編 川崎市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例・施行規則）

（資料編 川崎市災害遺児等援護事業実施要綱）

（資料編 川崎市災害遺児等福祉手当支給条例・施行規則）

第 4 節 資金の貸付【健康福祉局地域包括ケア推進室、まちづくり局住宅整備推進課、

経済労働局金融課、農業振興課、社会福祉協議会】

災害により、被災した市民の生活の立て直しを援護し、市民の自力復興を促進し、市民生活の早期安定を図るため、市が直接又は間接に関与して行う援護のための主な貸付、融資について必要な事項を定めるものとする。

1 災害援護資金【健康福祉局地域包括ケア推進室】

(1) 対象災害

神奈川県内で災害救助法が適用された市町村（指定都市においては、当該区の区域内を含む。）が1以上ある災害

(2) 対象者

上記(1)による災害により被害を受けた世帯の世帯主であり、その世帯の所得額が「災害弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項に該当し、かつ、その被害程度が次のいずれかに該当するものであること。

ア 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷

イ 家財の被害であって、被害金額が当該家財の価額のおおむね3分の1以上である損害

ウ 住居が半壊、全壊、若しくは、全体が滅失した場合

(3) 貸付限度額

災害援護資金の貸付限度額は、次の表の左欄に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

災害援護資金貸付表（令和2年4月現在）

① 世帯主の1か月以上の負傷	150万円	250万円	350万円
② 家財の1／3以上の損害	150万円	270万円 (350)	350万円
③ 住居の半壊	170万円 (250)		
④ 住居の全壊	250万円 (350)		
⑤ 住居の全体が滅失もしくは流失	350万円		

※ 被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等
特別の事情がある場合は（ ）内の額

(4) 貸付条件

貸付に関する諸条件は次のとおりである。（令和2年4月現在）

所得制限	（世帯人員）	（市町村民税における総所得金額）
	1 人	220万円
	2 人	430万円
	3 人	620万円
	4 人	730万円
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円	
利 率	無利子	
据置期間	3年（特別の事情のある場合は5年）	
償還期限	10年（据置期間を含む。）	
償還方法	半年賦又は月賦	

2 生活福祉資金

社会福祉協議会は、災害時において、被害を受けた低所得世帯等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り安定した生活を確保するため、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象者

災害を受けたことによる困窮から自立更生するために、資金融資を必要とする低所得者

(2) 資金の種類

災害援護資金

(3) 貸付限度等

ア 貸付限度 1,500,000 円

イ 据置期間 1 年

ウ 償還期限 7 年

エ 貸付利子 年 3 % ただし、据置期間中は無利子

3 災害復興住宅融資【まちづくり局住宅整備推進課】(平成 30 年 4 月現在)

災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行い、居住の安定を図るため、市内に住宅相談窓口を設置し、住宅金融支援機構法、同施行令及び「大規模災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融支援機構が市内に住宅相談窓口を開設し、市民の住宅復興に資する情報を提供するとともに、資金の融資を行う。

(1) 融資対象者及び融資限度額

ア 住宅金融支援機構が指定した災害により、被害を受けた所有者で、所有する住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者

(ア) 建設資金

基本融資額 (建設資金)	特例加算額 (建設資金)	基本融資額 (土地取得資金)	基本融資額 (整地資金)
1,650 万円 ※被災親族同居の場合 合 2,280 万円	510 万円	970 万円	440 万円

※被災親族とは、別居していた直系親族の関係にある方がそれぞれ被災し、かつ、新たに建設された住宅にこれらの方が同居する場合をいう。

※土地取得資金は土地が流出した場合などに限り利用できる。

※1 戸当たりの住宅部分の床面積が 13 m²以上 175 m²以下であることが必要

(被災前の住宅部分の床面積が 175 m²超の場合、その床面積が上限)

(イ) 購入資金

新築住宅		リ・ユース住宅 (中古住宅)	
基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)	基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)
2,620 万円 ※被災親族同居の場合で 敷地が所有権のときは 3,250 万円	510 万円	2,320 万円 (2,620 万円) ※被災親族同居の場合で 敷地が所有権のときは 2,950 万円 (3,250 万円)	510 万円

※（ ）内はリ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンションの場合の融資額

※1戸当たりの住宅部分の床面積が 50 m²以上（マンションの場合、30 m²以上）175 m²以下であることが必要（被災前の住宅部分の床面積が 175 m²超の場合、その床面積が上限）

イ 住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の発行を受けた者

補修の場合の融資限度額

補修資金	整地資金	引方移転資金
730 万円	440 万円	440 万円

※引方移転資金と整地資金は補修資金の両方を利用する場合は、合計で 440 万円が限度

(2) 融資条件

ア 金利 （独）住宅金融支援機構が定める金利が適用される。

イ 返済期間 最長 35 年以内（住宅の構造等により返済期間が異なる）

ウ 返済方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い ※賞与併用払いあり。

※このほか、融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構が定める基準を満たす必要がある。

4 災害対策資金 【経済労働局金融課】

火災、風水害等の被害を受けた市内中小企業者等に対し、経営安定化を図るための事業資金を融資する。

(1) 危機対策資金

ア 融資対象者

中小企業信用保険法第 2 条第 6 項の認定を受けた中小企業者等

イ 融資条件

(ア) 融資限度額 2 億 8,000 万円

(イ) 金利 年 1.7%以内

(ウ) 返済期間 運転資金・設備資金 10 年以内（据置期間 2 年以内を含む）

(エ) 返済方法 割賦返済

(オ) 信用保証 川崎市信用保証協会の信用保証が必要（保証料は、市が半額補助）

(2) 災害対策資金

ア 融資対象者

(ア) 火災、風水害等の被害を受け、罹災証明を受けた中小企業者等

(イ) 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 3 号又は第 4 号の認定を受けた中小企業者等

イ 融資条件

(ア) 融資限度額 8,000 万円

(イ) 金利 年 1.7%以内

(ウ) 返済期間 運転資金・設備資金 10 年以内（据置期間 1 年以内を含む）

(エ) 返済方法 割賦返済

(オ) 信用保証 川崎市信用保証協会の信用保証が必要(保証料は、市が概ね半額補助)

(3) 激甚災害対策資金

ア 融資対象者

国が指定した激甚災害の被害を受け、罹災証明を受けた中小企業者等

イ 融資条件

(ア) 融資限度額 2 億 8,000 万円

(イ) 金利 年 1.7%以内

(ウ) 返済期間 運転資金・設備資金 10 年以内(据置期間 1 年以内を含む)

(エ) 返済方法 割賦返済

(オ) 信用保証 川崎市信用保証協会の信用保証が必要(保証料は、市が半額補助)

5 農林漁業災害関連融資【経済労働局農業振興課】

災害により著しい被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図る。

第 5 節 市税・保険料の減免措置等【財政局税制課、健康福祉局保険年金課、長寿・福祉医療課、介護保険課】

1 市税【財政局税制課】

被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)又は市税条例(昭和 25 年川崎市条例第 26 号)の定めるところにより、期限の延長、徴収の猶予及び減免等の措置を被災の実態に応じて適宜実施するものとする。

(1) 期限の延長

被災により市税についての納付、申告等が期限までにできないと市長が認めるときは、次により期限を延長する。

ア 災害が広域にわたる場合、市長が職権により適用の地域、期限の延長日等を指定する。

イ 被災納税義務者等による申請があった時は、市長が納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

被災により、納税義務者等が市税を一時に納付又は納入することができないと認める時は、申請に基づき徴収を猶予する。

(3) 減免

被災した納税義務者に対し、市税条例第 34 条及び第 49 条の規定により、該当する各税目について次により減免を行う。

ア 減免の範囲及び税額

災害により被災した納税義務者の市県民税及び固定資産税は、次表により減免する。

イ 減免の手続き

市税事務所に備え付けの減免申請書に、その理由及び被害状況を記し、それを証する書類を添付し申請する。

区 分	減免する範囲			減免額
個人の 市民税 (県民税を 含む)	災害により納税者が死亡した場合 ただし、当該納税者の前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える場合を除く。			全額
	災害により納税者が特別障害者となった場合 ただし、当該納税者の前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える場合を除く。			10 分の 9
	納税者が所有する家屋又は家財(その方の居住に関するものに限る。)が被災した場合	損害の程度が 10 分の 5 以上のとき	前年の合計所得金額が 5,000,000 円以下であるとき	全額
			前年の合計所得金額が 5,000,000 円を超え 7,500,000 円以下であるとき	2 分の 1
			前年の合計所得金額が 7,500,000 円を超え 10,000,000 円以下であるとき	4 分の 1
		損害の程度が 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満のとき	前年の合計所得金額が 5,000,000 円以下であるとき	2 分の 1
			前年の合計所得金額が 5,000,000 円を超え 7,500,000 円以下であるとき	4 分の 1
			前年の合計所得金額が 7,500,000 円を超え 10,000,000 円以下であるとき	8 分の 1
固定資産税 都市計画税	土 地	災害により、土地が地形を変じた場合	10 分の 7 以上	全額
			10 分の 5 以上	10 分の 7
			10 分の 3 以上	10 分の 5
			10 分の 2 以上	10 分の 3
	家 屋 償却資産	災害により、家屋又は償却資産が被災した場合	10 分の 7 以上	全額
			10 分の 5 以上	10 分の 7
			10 分の 3 以上	10 分の 5
			10 分の 2 以上	10 分の 3
			10 分の 1 以上	10 分の 1

*減免の事由に該当することとなった日以後に納期の末日の到来する税額を減免する。

2 市国民健康保険【健康福祉局医療保険課】

(1) 保険料免除

災害により納付義務者又はその世帯に属する世帯員の居住に係る家屋又は事業に供する物件が滅失し、又は著しい損傷を受けた世帯に対し、川崎市国民健康保険料減免取扱要綱の定めるところにより、次表に掲げる期間の月割保険料額を免除する。

水害については、家屋又は事業に供する物件が床上浸水した場合を対象とし、家屋等の被害程度が3割以上5割未満の被害に準じて取り扱うものとする。ただし、床下浸水した場合であっても家屋又は事業に供する物件に著しい損傷を受けた世帯については床上浸水に準じて取り扱うものとする。

なお、災害により生じた損害金額が損害保険等により補填される場合は、これを考慮して決定する。

家屋等の被害程度	滅失又は 7割以上の被害	5割以上 7割未満の被害	3割以上 5割未満の被害
免 除 期 間	12 か月以内	9 か月以内	6 か月以内

(2) 一部負担金減免

世帯主が震災等の災害、疾病または事業の休廃止等の事由に該当することにより生活が困窮し、一部負担金の支払いが困難と認められたときは、川崎市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の定めるところにより、一部負担金の減額、免除または徴収猶予する。

なお、免除及び減額基準については次表のとおりとする。

免除	当該世帯の生活保護法の規定による収入認定額が、生活保護法に規定する基準生活費の115%以下るとき
減額	当該世帯の生活保護法の規定による収入認定額が、基準生活費の115%を超え、130%以下るとき

3 後期高齢者医療保険料【健康福祉局医療保険課】

神奈川県広域連合長は、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の定めるところにより、被保険者等の申請に基づき、次の各号に定める措置を実施することができる。

(1) 保険料徴収猶予

被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたときなど、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合において、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予すること。

(2) 保険料減免

被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、現住する住宅について著しい損害を受けたときなど、保険料を支払うことが困難であると認められる者に対し、保険料を減免すること。

(3) 一部負担金減免

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたときなど、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金を減免すること。

4 市介護保険【健康福祉局介護保険課】

(1) 保険料

第1号被保険者又はその世帯の生計を主として維持する者が、災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、納付義務者に対し、介護保険法又は市介護保険条

例の定めるところにより、申請に基づき第1号被保険者保険料の徴収の猶予又は減免の措置を被災の実態に応じて適宜実施するものとする。

ア 徴収猶予

納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することとできないと認める場合、納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期限を限って徴収を猶予する。

イ 減免

納付すべき保険料の全部又は一部を納付することとできないと認める場合、保険料を減免する。

(2) 利用料

利用者又はその世帯の生計を主として維持する者が、被災により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、介護保険法又は市介護保険条例施行規則の定めるところにより、申請に基づき利用料の免除の措置を被災の実態に応じて適宜実施する。

5 国民年金保険料【健康福祉局国民年金・福祉医療課】

災害により、被保険者、配偶者、又は世帯主、若しくはこれらの世帯員の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財、その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合には、申請に基づき、全額又は一部の保険料を免除、若しくは納付猶予とする。（日本年金機構の審査により決定）

第6節 罹災証明書の発行【財政局、区、消防署】

国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となるので被災世帯に対して、罹災証明書を発行する。また、罹災証明書の発行にあたっては、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、平常時から職員の育成、他の地方公共団体等との連携体制との確保や応援の受入れ体制の構築等に努め、発災時に担当部局が緊密に連携し、遅延なく建物被害認定調査等を実施し、罹災証明書の交付を行うこととする。

1 発行手続

罹災証明書の交付申請が被害者からあった場合、建物被害認定調査や被災に係わる調書（確認できないものについては申請者の立証資料）等に基づき発行する。

2 建物被害認定調査

被災が建物被害に及ぶ場合には、担当部局が連携して建物被害認定調査を実施する。

3 証明書発行者

罹災証明書は原則、区長が発行し、火災に関する被災については、消防署長が発行する。

4 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

(1) 住家、住家以外の建造の被害

ア 全壊・全焼

イ 大規模半壊

ウ 流失

- エ 半壊・半焼
- オ 床上浸水
- カ 床下浸水
- キ 一部損壊（準半壊）
- ク 一部損壊（10%未満）

（２）人的被害

- ア 死亡
- イ 行方不明
- ウ 負傷

（３）その他の物的被害

５ 標準処理期間

申請に対する応答は、申請があった日から概ね１４日以内に行うものとする。ただし、市内で大規模な災害が発生した場合はこの限りでないが、できる限り速やかな罹災証明書の交付に努めるものとする。

第７節 被災者生活再建支援金の支給【健康福祉局庶務課】

被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を支援することを目的としたものである。

１ 対象となる自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の異常な自然現象により生ずる被害）

- （１）市内で災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のいわゆるみなし規定により該当するものを含む。）が発生した自然災害
- （２）市内で１０世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害
- （３）神奈川県内で１００世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害

２ 対象世帯

１の自然災害により

- （１）住宅が全壊した世帯
- （２）住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- （３）災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- （４）住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

３ 支援金

支給額は、次の２つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

- （１）住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

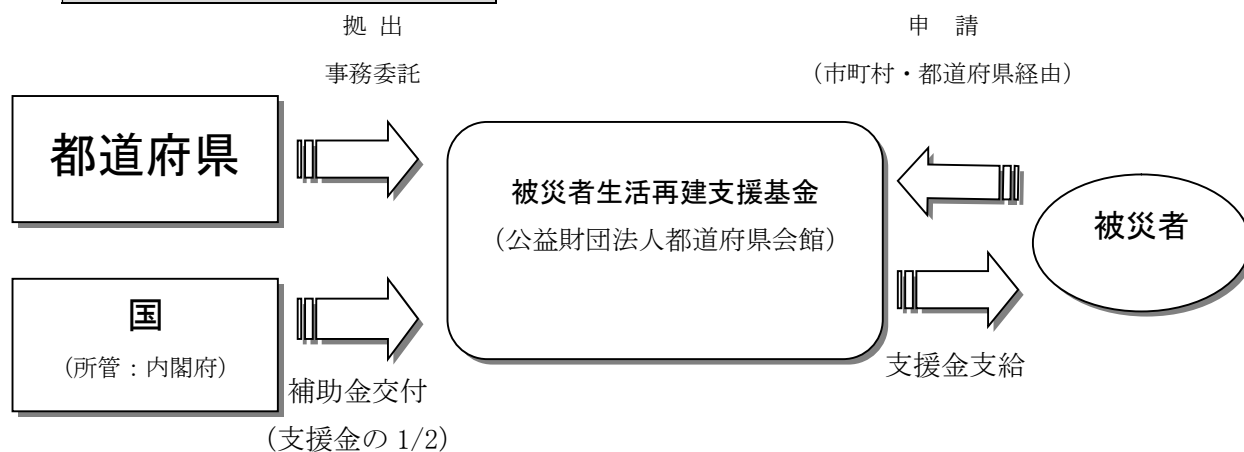
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、
合計で 200（又は 100）万円

4 支援金の支給申請

	申請期間	申請書類
基礎支援金	災害発生日から 13 か月以内	罹災証明書、住民票等
加算支援金	災害発生日から 37 か月以内	契約書（住宅購入、賃借等）等

支援金支給のしくみ



第2章 公共施設の災害復旧

暴風、洪水、高潮、大雪、降灰等の異常現象により、被災した公共施設の災害復旧は、被災施設の現形復旧とあわせ、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。実施にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行うものとする。

第1節 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成は、法律等により国がその全部若しくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費に関する知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつ速やかに行うこととなっている。

法律等により負担又は補助する災害復旧事業は、次のとおりである。

主な災害復旧事業

事項・内容	根拠法律等	関係省庁
(1) 公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、 地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、 道路、港湾、漁港、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	国土交通省 農林水産省
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、 共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産省
(3) 文教施設等災害復旧事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ その他（国立学校、文化財）	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	文部科学省
(4) 厚生施設等災害復旧事業 ○ 社会福祉施設等災害復旧事業 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、 障害者支援施設等 ○ 環境衛生施設等災害復旧事業 ○ 医療施設災害復旧事業 ○ その他（水道施設、感染症指定医療機関）	生活保護法 児童福祉法 老人福祉法 障害者自立支援法	厚生労働省
(5) その他の施設に係る災害復旧事業 ○ 都市施設災害復旧事業 （街路、都市排水施設等） ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 空港災害復旧事業 ○ 鉄道災害復旧事業	公営住宅法 空港整備法 鉄道軌道整備法	国土交通省
(6) 降灰除去事業 下水道、都市排水路、公園、宅地の降灰除去	活動火山対策特別措置法	内閣府

第2節 激甚災害の指定

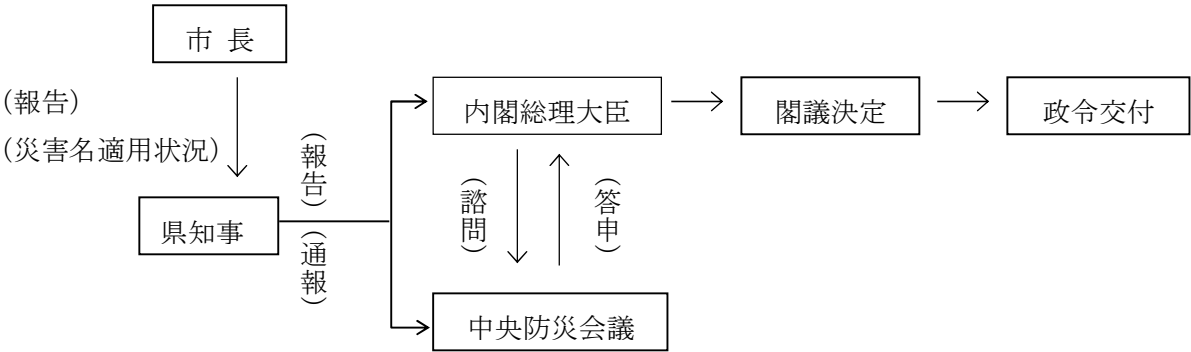
著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、昭和37年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号、以下「激甚法」という。）」が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

市域に大規模な被害が発生した場合、「激甚法」による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があり、「激甚法」指定の手続きについて定めるものとする。

1 激甚災害の指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。



2 調査報告

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告するものとする。

3 特別財政援助の交付に係る手続き

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する局長は、特別財政援助額の交付に関わる調書等を速やかに作成し、県の関係部局に提出するものとする。

（参考）激甚災害の指定状況

政令名	災害名	主な被災地 (都道府県)	主な適用措置								その他の 適用措置
			3・4条	5条	6条	7条	12条	16条	17条	19条	24条
令和元年十月十一日から同月二十六日 までの間の暴風雨及び豪雨による災害 についての激甚災害並びにこれに対し 適用すべき措置の指定に関する政令	台風 第19号・ 第20号・ 第21号	岩手・宮城・福島・茨 城・栃木・群馬・埼 玉・千葉・東京・神奈 川・新潟・山梨・長 野・静岡	○	○	○		○	○	○	○	○

【主な適用措置】

- 3、4条：公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 5条：農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- 6条：農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 7条3号：水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助
- 12条：中小企業信用保険法による災害関連保証の特例
- 16条：公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 17条：私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 19条：市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- 24条：小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

【その他の適用措置】

- 8条：天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- 9条：森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 10条：土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- 11条：共同利用小型漁船の建造費の補助
- 11条の2：森林災害復旧事業に対する補助
- 14条：事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 20条：母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- 22条：罹災者公営住宅建設等事業のに対する補助の特例
- 25条：雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 激甚法に定める財政援助等

激甚法による財政援助等は、次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 (9) 知的障害者援護施設災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症予防施設災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 堆積土砂排除事業 (公共的施設区域内・公共的施設区域外) (14) 湛水排除事業	法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条、第19条関係 法第3条、第19条関係 法第3条、第9条関係 法第3条、第10条関係
2 農林水産業に関する特別の助成	(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する貸金の融資に関する暫定措置の特例 (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (8) 森林災害復旧事業に対する補助	法第5条関係 法第5条、第6条関係 法第7条関係 法第8条関係 法第9条関係 法第10条関係 法第11条関係 法第11条の2関係
3 中小企業に関する特別の助成	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 (3) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 中小企業者に対する貸金の融通に関する特例	法第12条関係 法第13条関係 法第14条関係 法第15条関係
4 その他の財政援助及び助成	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	法第16条関係 法第17条関係 法第19条関係 法第20条関係 法第21条関係 法第22条関係 法第24条関係 法第25条関係

第 6 部 公共事業施設防災計画

第1章 東京電力パワーグリッド株式会社

第1節 計画方針

電力施設を災害から防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、電力供給機関の防災対策について定め、社会公共施設としての機能を維持する。

第2節 防災対策機関の所在地

災害時、平常時とも次を連絡先とする。

機 関 名	東京電力パワーグリッド株式会社 川崎支社
所 在 地	幸区柳町 2 6
電 話	平日 044-576-2010 土休日・夜間 044-576-2044

第3節 応急活動

1 基本方針

(1) 非常災害対策本部、支部の設置

災害が発生した場合、神奈川総支社に非常災害対策本部を、各事業所に非常災害対策支部を設け、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持するとともに、被害の拡大、二次災害の発生を防止する。

(2) 電力供給の継続

電力需要の重要性に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の融通

災害時においても、各電力会社と締結した「全国融通電力需給契約」及び隣接する電力会社と締結している「二社融通電力需給契約」を実施する。

(4) 関係機関との連携

市及び区との情報交換は、川崎市防災行政無線、電話連絡、電話不通の場合は車両又は徒歩にておこなう。

なお、川崎支社対策支部においては、連絡員1名を市に派遣し、連絡体制の万全を図る。

2 応急対策

(1) 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

(2) 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、別に定める順位により実施する。

(3) 被害の状況を勘案し、復旧応援隊の編成・出動をさせる。

3 防災上の重要拠点に対する電力供給の確保

(1) 災害状況、復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行うが、災害

対策の中核となる市役所、区役所、警察、消防、土木事務所等の官公署、報道機関その他重要施設に対しては、優先的に送電する。

(2) 医療救護活動の拠点となる医療施設、医療救護拠点、避難収容施設である災害時避難場所及び社会福祉施設に対しては優先的に送電する。

(3) 復旧に長時間を要する場合は、できる限り発電機車にて対応する。

4 広報対策

(1) 二次災害の防止

ア 感電事故の防止（垂れ下がった電線には絶対触れない等）

イ 漏電等による出火防止

ウ 電気器具のコンセントを抜く。

エ 避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切る。

(2) 被害状況及び復旧見通し等

5 電力の安定供給

電力系統は、東京電力グループの発・変電所、送・配電線と電源開発㈱の発・変電所、送電線が一体となって運用されているほか、常時、東北電力㈱の電力系統とも接続されており、さらに緊急時には、新信濃、佐久間両周波数変換所を通じて中部電力㈱、関西電力㈱など60ヘルツ系統からも供給力の応援を受ける。

こうして、災害時においても、中央給電指令所をはじめとする各地域の給電所が中心となって、できるだけ停電を防ぐよう、また停電してもその範囲をさらに局限化し、かつ短時間で回復できるよう操作を行う。

6 整備計画

電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、震災時においても、系統の切替等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

第2章 東京ガス株式会社

第1節 計画方針

ガス施設の災害および二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に努力を傾注し防災対策の推進を図る。

第2節 所管

名 称	所 在 地	電 話	所 管 業 務
川崎支店	川崎区小川町 6-1	044(211)7212 (川崎支店)	広聴広報活動
神奈川導管 ネットワークセンター	横浜市西区西平沼 5-55		本支管・供給管の新設及び 維持管理
神奈川ガスライト 2 4	横浜市西区西平沼 5-55		ガス漏洩事故受付出動

第3節 施設の災害予防計画

1 施設の機能の確保

ガス供給のため系統の多重化、拠点の分散などに努める。

2 ガスの安定的な供給等

大規模なガス漏洩等を防止するため、ガス遮断装置の設置、導管防護措置等を行う。

3 非常用設備の整備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。

第4節 応急対策

1 災害発生時の応急措置

- (1) 社内および外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報ルートのも重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努める。
- (2) 災害発生時には、その直後、ガス供給の停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。
- (3) ガス漏洩により被害の拡大の恐れがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。
- (4) 応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生直後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

2 非常体制の確立

災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するための非常体制の区分は次による。

体制区分	適用条件
第0次非常体制	1. 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合
第一次非常体制	1. 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. 供給支障となる期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合 3. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が予想される場合 4. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合
第二次非常体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. 地震警戒宣言（東海地震予知情報）が発表された場合 4. 供給支障となる期間が24時間以上の地震以外の自然災害の発生、または非常事態が発生した場合 5. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が発生した場合 6. 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合

第5節 復旧計画

1 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

2 復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ行う。

第3章 東日本電信電話株式会社

第1節 計画方針

被災地等との通信を確保するため、電気通信設備を災害からの予防及び発災時の応急復旧対策等について定める。

第2節 災害対策本部の所在地

支 店 名	所 在 地	電 話 番 号
東日本電信電話(株)神奈川事業部	横浜市中区山下町198	045-212-8945 夜間 休日 113番

第3節 事前措置

- 1 通信の確保を図るため、所外設備・所内設備・建物等の耐震対策を行う。
- 2 防火対策として、不燃化・延焼防止・消火設備の設置などの対策を実施する。
- 3 水防対策として、建物等を浸水から防ぐため、適切な水防対策を講じる。
- 4 長時間停電に備え、蓄電池・発動発電機などの代替電源を配備する。
- 5 通信網の信頼性向上のため、ネットワークの多ルート構成若しくはループ構成、ケーブルのとう道収容等を行う。
- 6 重要通信の確保・通信の途絶防止のため応急復旧用災害対策機器等を予め配備し備えておく。

第4節 発災時等の措置

- 1 情報連絡室の設置
災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれがある場合、災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に実施するため、情報連絡室を設置する。
- 2 災害対策本部の設置
災害が発生した場合、当該災害の規模及び状況により、災害対策本部を設置する。
- 3 電気通信設備に被害を受けた場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行うとともに、重要通信の確保に留意し、災害の状況や電気通信設備の被害状況に応じた応急復旧を実施する。

電気通信サービスの確保	防災関係機関等の重要通信を確保するとともに可能な範囲において一般通話を確保することを基本として風水害防災応急復旧対策を実施する。 1 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は最優先で通話を確保する。 2 街頭公衆電話及び避難所に設置する特設公衆電話からの通話は通話を確保する。 3 一般電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、原則として通話規制を行う。 4 輻輳対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言版「web171」の提供を開始する。提供条件は、テレビ・ラジオ等にて周知する。
-------------	---

非常通話、 緊急通話の優先確保	防災関係機関等の災害に関する通信については、非常通話、緊急通話、非常電報、緊急電報として他の通信に優先して確保します。 災害により防災機関等の通信設備が被災し、通信が途絶したときは、移動無線車等を使用し、通信を確保する。
公衆電話の臨時措置	災害時等における通信手段とし街頭公衆電話の無料化措置を行います。(災害救助法が適用される規模の災害が発生し・広域停電が発生している場所)

4 被災時の復旧順位

当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、優先的に取り扱われる通話を確保するため、次の順位（重要通信を確保する機関）に従ってその通信設備を修理し、又は復旧する。

【重要通信を確保する機関】

第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社・通信社・放送事業社及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの